第二部

労働運動

第一編　労働組合運動

第一章　概況

安保闘争と三池闘争という二大闘争をたたかったあと、一九六〇年後半の日本の労働運動において大きな反響を呼んだのは新顔ともいうべき医療労働者の病院ストであった。年をこして一九六一年の春闘においては、三・三一ストが予期に反して民間労組だけの闘争に終わったとはいえ、その規模と内容において注目すべきものがあったばかりでなく、公労協の闘争についても、全国金属の闘争に代表される小零細企業の労働運動についても、それぞれ画期的な意義を認めなければならない。合理化反対闘争については、労働時間の短縮、事前協議制の確立が多くの労働組合においてかなり具体的に取り上げられたが、運動としては大きく発展しなかった。しかし三池争議の収拾について、今後の合理化闘争は、徹底した抵抗闘争を通じて、政府の政策を転換させる「政策転換要求闘争」に発展させなければならないとされたことは注目された。一九六一年の春闘において、賃金闘争を合理化反対闘争と密接に結びつけてたたかわなければならないとされながら、多くの場合、それは単に賃金闘争の手段とされたり、前段闘争であったりして、真の意味で統一してたたかわれるにはいたらなかった。合理化反対闘争として記録されるべき重要なものとしては、全逓、電通の上市下市のたたかい、動力車の事前協議制のたたかい、全印刷の滝野川のたたかいなどがある。以下、一九六〇年の夏から、一九六一年の夏までの日本の労働組合運動の主要な流れを概観することにしよう。

安保阻止闘争の終結と労組定期大会　一九六〇年六月の四日、一五日、二二日の三回にわたって行なわれた画期的な政治的ストライキを根幹とする安保条約改定阻止闘争は、三池闘争とともに、この年の労働運動を代表する歴史的な闘争であるが、アイゼンハワー大統領の訪日中止と、それに続く岸内閣の退陣をもって一応の終止符を打つこととなった(安保闘争については本年鑑第33集参照)。自民党は政権のたらい回しと解散の回避に成功し、池田新内閣が成立したのは七月一九日であるが、それまでの間に、安保闘争に関連する懲戒処分と刑事弾圧が次々と加えられた。すなわち、六月一三日ハガチー事件で日本鋼管労組、教育大、法大を捜査、関連者逮捕、同二八日ハガチー事件で第二次手入れ、同三〇日検事合同会議で安保デモおよび三池争議の事件処理方針決定、七月四日群馬県警が六・四ストの列車妨害容疑で一九人逮捕、同六日全逓組合員一万二四〇八人を処分、同九日国鉄労組および動力車労組の組合幹部一三人解雇、一六三七人を処分、同一〇日国労上野支部を手入れ、同一一日

全専売組合員六千人を処分、同一五日全電通組合員二一六〇人を処分、等々。これに対する処分反対闘争は盛り上がりをみせなかった。

つづいて七月三一日から四日間、東京九段会館において、第一五回総評大会が傘下五七単産五九二代議員を集めて開かれたが、ここでの論議の最大の焦点となったのは安保闘争の評価の問題であった。総評が結成されたのは一九五〇年七月であるので、この大会は結成一〇周年の記念祝典をかねて行なわれ、多数の海外労組代表の出席を得て国際色の濃い大会となった。一九五〇年の結成大会に出席した海外代表が国際自由労連系の労組のみであったのに、今回はすべて世界労連系の労組代表であったことは興味深い。一〇周年の祝辞を述べるために列席したソ連、中国、フランス、イタリア、東ドイツなど一一ヵ国の代表は、それぞれのあいさつのなかで、安保闘争についての国際的評価と激励のことばを伝えた。しかし代議員の安保論争の多くは、闘争の最終段階における戦術問題に終止し、この闘争の評価を十分に深め、発展させることはできなかった。三七五万の組合員を擁し、日本の労働運動の中心となっている総評の過去一〇年間の発展をかえりみて、そこに大きな歴史的前進の姿を示したことは確かであるが、同時にそれにかけられた期待に十分こたえることはできず、なかにはこの大会を「戦後最低の大会」と評するものすらあった。大会の一般経過報告については、全国金属、日教組、全印総連、全日自労などの反主流派の代議員から、安保闘争に対する執行部の指導性の不足を強く追求され、特に労働者の独自行動を国民の低い意識水準にあわせ、それに埋没させたとの批判が出され、闘争の評価をめぐって活発な論議が展開され、意見はまったく対立したままくりかえされた。同じ論議は運動方針をめぐっても続けられ、安保闘争がアイクの訪日を阻止し、岸内閣を退陣させて、「空前の前進をとげた」（運動方針）とし、この闘争を高く評価する点では一致したが、かなりの意見の相違がみられた。政党支持問題では、国労、自治労、日教組、紙パ、全日自労などの代議員から、安保闘争の経験のうえに立って、社共両党の共闘を中心とする統一戦線の強化が強調され、太田議長や岩井事務局長がこれを反駁し、意見は対立したまま採決にはいった。政党支持を自由とし、機関決定をしないという紙パの修正案は賛成八〇票で、安保闘争の先頭に立った革新政党と協力するという全国金属の修正案は賛成九一票で、また、当面社会党を中心とする革新政党と協力するという日教組の修正案は賛成一九〇票で、いずれも否決され、結局、「社会党を支持する、他の革新政党とは個々の問題で協力する」という本部原案が、賛成三三八票、反対組合二五組合で、採択されることになった。運動方針に関するその他の修正意見は、原案の字句修正として取り入れられ、また、役員の改選については、先に辞意を表明していた太田議長が辞意を撤回して三選された。

これに対して、一〇月一五日から三日間、東京渋谷公会堂で開かれた新産別第一二回大会でも、論議は安保闘争の評価と政党支持問題に集中したが、一部の代議員から、安保闘争のなかで、行動勢力として新産別の態度がもっと明確にされるべきであったという意見が出され、共産党がはいっているからといって安保改定阻止国民会議に参加しなかったのは、労働組合の主体性を失ったものであると主張されたのに対して、執行部から、新産別としては、総評、全労、中立労連を結集した「社会民主主義戦線の大同団結」の形でたたかうことを目標にして努力したが、結果的には成功しなかったと答弁し、結局運動方針の一部字句を修正して原案が採択された。支持政党については、京都地連から、必要に応じて各政党と協力するという立場から原案の削除を求めたが、採択の結果、社会、民社両

党を支持するという原案どおりに決定した。

八月の国労大会では、新生民同派から、総評脱退、国際自由労連への加盟、社会、民社両党の並列支持、政治闘争排除の四条件を含む修正案が、また革同派からは、「安保闘争の中で共に闘った政党との協力提携を強化する」との一部修正案が出されたが、前者は賛成四八票、後者は賛成一一七票で、いずれも否決され、結局㈠総評から脱退せず、労働戦線の統一母体として育てあげていく、㈡国際自由労連との連係を深め、将来加盟することをたてまえに検討する、㈢社会党を支持し、民社党とは要求を通じて協力関係を深める、という民同左派を中心とする原案が、賛成二八〇票で可決された。このため新生民同派は、これまでの民同左派との連合戦線を解体して完全野党宣言を発表し、それ以後大阪地本などをはじめ国労からの脱退の動きが現われることとなった。

その他、夏の労組大会では、六月の動力車労組と八月の全造船が総評加盟を、また東電労組、全特定労組などが全労加盟をそれぞれ決定した。

秋季年末闘争　総評は九月七日から第一六回臨時大会をもち、秋の総選挙と春闘をめざして秋季年末闘争方針が提案されたが、そこには、

「1　組織点検をてっていしつつ、あらゆる身近な要求をとらえて職場活動を強化し、組合意識を全労働者のものとすること。

2　国民的平和と民主主義、生活安定に関する一切の要求をとりあげ、地域集会などの行動をつみ重ねること。

を全国的に組織し、この背景のなかで、

㈠　三池に対する新しい攻撃に対しては、全体ではねかえす。

㈡　公務員賃金の闘争を柱とし、全体でたたかうなかで春闘体制の準備を行ないつつ、

㈢　臨職、臨時工の組織化と、労働条件の大幅な引上げ。

㈣　社会保障充実を中心とする国民の生活と健康を守る国民運動を押しすすめる」

とうたわれていた。

公務員関係では、八月八日の人事院勧告をめぐって五波にわたる賃上げ闘争が実施された。久しぶりに出されたこの人事院勧告の要点は、国家公務員の賃金について、(1)一般職の給与を本年五月一日にさかのぼって平均一二・四％（金額にして約二六八〇円）引き上げる、(2)一二月に支給する期末手当を〇・一ヵ月分増額する、(3)技術職員の初任給調整手当を新設する、の三点であった。国家地方公務員労働者は、官公労の解体後、一九五九年以来、国公地公共闘会議（公務員共闘会議）を組織し、一九六〇年の春闘には二月二五日の第一次統一行動を皮切りに、実力行使を含む再三の行動をもってたたかってきたが、この人事院勧告に対して共闘会議は直ちに声明を発表し、その内容が著しい上厚下薄な配分（上は二万三七〇〇円、下は六〇〇円）である点を批判し一率三千円の賃上げを要求した。勧告の譲歩額が予想を上回ったことから一部組織内の動揺が生じたが、八月末、共闘会議は第一回全国地方代表者会議を開いて、「人事院勧告反対、一律三千円を中心とする要求を再確認し、敵の弱点を追求し、闘いを発展させ、臨時国会段階で解決する」という闘争方針を明らかにし、この決定にもとづいて、総評の秋闘第一波をきった九・一五、そしてさらに九・三〇、一〇・一五の統一行動が公務員共闘によって実施された。一律三千円アップを四月から実施せよという要求に対し、政府は財源の関係から来年一月からの実施を考えていたが、一〇月一四日にいたって人事院勧告を一〇月から実施することに決め、同時に合理化の線を出してきた。共闘は直ちに反対声明を出すとともに、第二回地代会議を開き年末段階の闘

争方針として、「政府回答を変更させることは、今までの闘いの歴史からみて困難ではあるが、人事院勧告および政府発表に対する職場の不満を結集し、統一行動を強め、たとえ政府の譲歩が少なくとも政府の発表を一歩でも後退させることが、大衆を勇気づけ、以後の賃闘を高揚させる上に必要である」ということで統一した。ひきつづいて一一月に第四次統一行動が選挙闘争と結合して実施され、さらに一二月に第五次統一行動にはいった。早朝の職場大会は、全国五〇ヵ所、五〇万人が参加して実力行使を行なった。政府は給与法改正案を国会に提出し、付帯決議を付して通過させた。額はわずかであるが、「八百円以下のものを百円修正する」として人事院勧告は修正され、また付帯決議において公務員の賃金について問題があることを認めた。なお人事院勧告にもとづく公務員給与の引上げは、次の春闘に大きな影響を与えるものとなった。

全逓では、先の上ノ山全国大会において、本年度のたたかいの中心課題を、非常勤の本務化におくことを確認したが、実力行使を背景とする約一〇日間の連続交渉によって、一二月に妥結し、年末闘争を収拾した。この闘争において、非常勤労働者（約一万八千名）を一九六一年度中に本務化することが確約されたのである。

民間労組の秋季闘争のなかで、最大の反響をおこしたのは、日本医労協（日本医療労働組合協議会、病院勤務労働者一四組合、約六万名）の賃上げ、労働条件改善のための病院ストであった。病院における労働争議は前年末からその増加が注目されだしたが、医労協が八月の大会できめた「最低賃金一万円、時間短縮などを統一目標として秋から春にかけて統一闘争をおこなう」との方針にもとづいて闘争が進められ、一一月には医労協および総評を中心とする協議機関「全国医療労働者共闘会議」が結成され、その指導のもとに全国百数十組合の統一闘争に発展した。この闘争は、最も劣悪な労働条件におかれた労働者の立上がりであり、広範な支持を得、各方面の大きな同情を集め、政府および経営者の大きな譲歩を余儀なくさせた点で、かつての近江絹糸の闘争などに連なる意味をもった。闘争は急速に拡大し、たとえば日本医労協の地方組織は、これまでの、東京、京都、新潟、岩手、山形、秋田、長野、群馬のほかに、神奈川、千葉、富山、石川、大阪、和歌山、三重、奈良、広島、福岡、大分、旭川、室蘭に組織が作られ、その他の地方でも組織の結成準備が進められた。

闘争の口火を切ったのは医労協加盟の東医労（東京地方医療労働組合連合会、五二組合、約五五〇〇名）であった。東医労傘下の一五組合は、九月から一〇月にかけて、一律三千円ないし七千円の賃上げ要求を提出したが、団交は進展せず、一〇月一八日の東邦医大労組の時限ストを皮切りにストないしスト予告があいつぎ、厚生省、東京都労働局、都労委などが平和的解決を要望する申入れや勧告を行なった。一一月一日には東医労が第一波の統一ストを敢行し、結核予防会は全日スト、他の六病院は半日ストを行なった。つづいて年末までに東医労は一一波に及ぶ半日ないし一日ストを実施するにいたった。同じく医労協加盟の全日赤（全日本赤十字労働組合連合会、四九組合、六七〇〇名）では、九月に武蔵野日赤が賃上げを要求して一〇月から超勤拒否などの柔軟闘争を行なったのをはじめ、全日赤として、一律五千円の賃上げ、労働時間短縮（週四〇時間制要求）などを要求し、一一月東医労の第五波統一ストと呼応して第一波行動にはいり、武蔵野日赤の半日ストなど全国三〇組合が時限ストで参加し、その後年内に七波にわたるストを行なった。つづいて同じく医労協加盟の健保労連（社会保険病院労働組合連合会、一七組合、一七〇〇名）が、一律三千円賃上げ、全労災（全国労災病院組織、二一組合、三七〇〇名）は平均八千円の賃上げを要

求して交渉にはいり、静岡、福井、京都、新潟、岩手など、全国的な闘争が高まった。一二月の日本医労協の統一行動には、全国一七〇の病院が一日、半日、ないし一時間のスト、職場大会を行なった。

これに対し、労働省は一一月八日大臣談話を発表して、平和的解決、保安要員の確保、適正な労使関係の樹立を要望し、また都道府県知事に同趣旨の労政局長通達を発した。東京では、都労委が一一月末、一〇病院の経営者の申請によってあっせんにはいったが、組合側のあっせん中止申入れによって打ち切られた。全日赤では、一二月はじめ団交が決裂し、経営者側は中労委に調停を申請したが、全日赤は中労委の事情聴取を拒否したため、調停は打ち切られた。一二月下旬の全日赤臨時大会は、年末手当については年内に解決し、賃上げについては一九六一年にはいって再びたたかうとの方針を決定した。

日本医労協は一九六一年一月、臨時大会を開き、「(1)全国的に医労協、準備会、共闘会議等を統一闘争に参加させ、戦列の拡大をはかること、(2)総評を中心とする全労働者の賃上げ闘争との共闘を強め、そのなかで、闘争の山を二月下旬から三月上旬におくこと、(3)大衆負担による医療費値上げにより、分裂を策する政府、独占にあくまで反対すること、(4)総評との関係は、現在、全医労、全日赤が総評に加盟しているが、医労協として一括加盟するよう指向し、八月の定期大会までに総評加盟の態度を明確にすること、(5)春闘資金確立のため、三ヵ月間、組合員一人当り五〇円の臨時分担金を徴収する」という原案を満場一致可決した。その後も激しい闘争が続いたが、四月にいたって、全日赤と全労災は、三千円アップのあっせん案で妥結した。東京医労連では、二月末の東邦大労組に対する三〇名の解雇通告に対し、全組合員の投票によって統一抗議ストを準備し三四組合でスト権が成立して、四月に抗議ストを行なった。五月末現在の東医連の統一賃金闘争状況は、参加組合五〇、解決組合三五、未解決組合一五、妥結額は一律三千円を中心にし、八組合は最低保障一万円を獲得した。

病院ストについて注目すべき点は、その掲げる要求が全組合共通で、最低賃金一万円、一律三千円ないし七千円賃上げとなっており、それが産業別最低賃金の性格をもっていること、この闘争が医療保険制度に対する国民の闘争と密接な関係をもっていること、その闘争の発展と組織の拡大にはまことにめざましいものがあり、たとえばこの闘争のなかで東京医労連の組織は一年間に一三組合、一三五八名の新加入をみ、全国的にみても、各府県で医療労働者の組織のないところは山梨と宮崎だけになったこと、などであろう。

三池の闘争については、九月六日の炭労臨時大会が「条件つき事態収拾」の方針を決定したところまでを、本年鑑第33集で扱っているが、その後総評臨時大会も、中労委あっせん案による収拾を承認し、ついに一〇月二八日、三池労資双方が会社の再建、生産の再開のための諸協定に調印するにいたり、その後祝賀パレードで両組合員の衝突があったが、労資は三池労組員一五〇〇名の配置転換に正式調印して闘争は終結し、一二月一日から三池全山は三一二日ぶりに一斉に生産を再開した。

選挙闘争　安保問題のしめくくりの意味をもつ衆議院の解散は、長らくひきのばされたのち、ようやく一〇月二四日に行なわれ、一一月二〇日に第二九回総選挙が実施された。

これに先だち、総選挙に関連して各労働組合の政党支持問題論議は活発となった。総評と新産別については先に述べたが、九月末に開かれた鉄鋼労連と電労連の大会でも政党支持をめぐって採決が行なわれた。鉄鋼労連大会では、執行部原案に対する各種の反対意見

が出されてまとまらず、採決の結果、社会党と共産党を支持する案は賛成一四票で、社会党と民社党を支持する案は賛成二一票で、また、社会党を支持し他の革新政党とは個々の問題ごとに協調する案は賛成五八票で、いずれも否決され、社会党を中心に問題ごとに革新政党と提携協力するという本部原案が、賛成一三一票で採択された。これに対して、電労連大会では、社会党と民社党の並列支持という修正案が、五九対一七九票で否決され、「議会制民主主義の立場に立って、民社党の躍進に大きな期待をそそぎ、正常な協力支持の関係を維持してゆき、社会党については、われわれの基本方針にてらし連けいしうる分野では協力してゆく」という原案が可決された。

全労は一〇月一日に予定された定期大会を延期し、総選挙に全力をあげることとなった。一〇月一二日から開かれた総同盟大会では、原案として、民社党の支持団体になることが提案されたが、造船総連や新三菱重工から、「今までの社会党一本支持から一転して民社党の支持団体となるのは、感情的に問題が残るし、社会党支持の組合員が多数いることは明らかであるから、それぞれの機関決定をみたうえで決定すべきである。また支持団体とまでふみきることは、相互の自主性を誤解されるおそれがある」として、時期尚早論が述べられた。結果的には多数の賛成で原案が採択されたが、執行部では慎重を期して、支持団体としての負担金や具体的な手続きの時期については、機関としての話合いを通じてきめることとなった。また、土建総連、全建労、都建労の合同による全建総連（全国建設労働組合総連合）の結成大会が一〇月東京で開催されたが、統一にあたって、それぞれ上部組織から脱退して中立の態度で対等合同するとの態度が確認され、運動方針としては、中立労連との連係を強め、政党支持の自由を保障することをきめた。

総選挙にあたって、総評は社会党候補者全員（一八六名）を、また全労は民社党候補者全員（一〇五名）を、それぞれ推薦し、総評、全労とも、組合員一人一〇〇円の選挙カンパ徴収を決定した。各単産は組織内候補（組合員の立候補者）として、日教組二〇名、国労一二名、私鉄総連五名など、合計八三名（うち、総評系六六名、全労系一一名、中立六名。政党別には、社会党六六名、民社党一五名、共産党二名）をたてて、活発な選挙闘争を行なった。なお共産党候補者（一一八名）は、総評、全労の推薦をうけなかったが、ほとんど全員がいずれかの単産、単組、あるいは地評の推薦をうけた。

組織内候補の選挙結果は、八三名中五六名（前議員三四名、元議員七名、新人一五名）が当選し、このうち、総評系五二名、全労系二名、中立系二名である。政党別にみると、社会党五三名（社会党当選者総数一四五名の三七パーセント）、民社党三名であり、単産別には、日教組一六名、国労九名、私鉄総連五名（全員）、全逓三名、炭労、全電通、電機労連、全国金属、全農林、都市交通、全駐労、地評、各二名であった（総選挙結果については、第四編第一章を参照）。

なお、総選挙を前にして、一一月五日、総評の太田議長と岩井事務局長は、長野県諏訪市において記者会見を行ない、「諏訪談話」を発表して論議をまきおこした。そのうち、支持政党問題についての部分は要旨左のごとき「社会党第一主義」にたつものであった。

(イ)　総評は大会で社会党支持を決めている。これは大部分の労働者が社会党を支持し、社会党と総評の政治路線が一致しているなどの理由からである。現在若干の単産、地評でこの決定に反し社共両党支持をきめていることは総評全体の団結のために利益にならない。

(ロ)　三池闘争、安保闘争でとった共産党の態度は無責任であり、自己批判を求める。

(ハ)　各労組が総評組織を分裂から守るために、総評大会決定に従い総選挙では社会党を集中的に応援することを要請する。

一九六一年の春季闘争　総評は一一月下旬の幹事会において春季闘争方針案の柱となる「春闘の統一要求とわれわれの基本的態度」を決めたが、それによると、春闘の統一要求は、「一、大幅賃上げ、全国一律八千円の最低賃金制確立、二、合理化反対、時間短縮、完全雇用、を中心要求として高くかかげ更に、三、失業反対、社会保障の充実、四、ＩＬＯ条約批准、スト権奪還、五、安保体制打破、日中国交回復、日ソ平和条約締結」であり、大幅賃上げについては、「これまでの二千円や三千円の要求ではなくして、五千円とか一万円の大幅の要求をたてること」とされた。また一月に発表された総評の「一九六一年度賃金白書」においても、「闘いの基本的態度」は、「賃金闘争を合理化反対闘争と密接に結びつけて闘わなくてはいけない」とし、「大幅賃上げ、低賃金構造打破のために」として、「理想としては、高い賃金水準（最低でしかも家族をふくめて正常な生活のできる）のもとでの職種別熟練度別の横断賃率が生じることであるが、現在のような低賃金構造、膨大な過剰人口の圧力、全国一律最賃制の欠如という条件のもとではできないであろう。職種別熟練度別賃率をひくためにも、大幅賃上げ、大手と中小、年齢別、性別、身分別、本工臨時工別などの格差はまず第一になくさなくてはならない。だから当面は、大幅賃上げとともに同一労働同一賃金の原則により、現在あるこのような不当な格差を解消するための闘争を強力におしすすめ、これらの格差をなくすと同時に同一労働同一賃金の正しい思想を身につけてゆくことに重点をおかなければならない。それと併せて、全国一律最低賃金制の闘い、失業反対、社会保障拡充の闘争を同時に行い、失業、半失業者の圧力をチェックしてゆかなくてはならないであろう」と述べられている。また中立労組の大部分も総評の掲げた春闘の目標に同調し、全労系組合も、一月の全労大会できまった運動方針にもとづき、「大幅賃上げと最賃制の推進」を一つの柱とするそれぞれの要求を掲げて春闘をたたかった。しかし実際に闘争となったのは、これらの目標のうち賃上げだけであった、といいうるが、総評、中立、全労系の各組合を合わせて五〇〇万人の労働者が賃金闘争にはいり、公労協のスト態勢を中心として、大きくストライキ闘争の方向に進んだことは、近来にない労働運動の発展であった。

総評加盟の五八単産三七五万人と、中立二〇単産八〇万人を包括して組織された春闘共闘委員会は一月一六日に発足した。総評は春闘について前年末、全労へも共闘の呼びかけを行なったが、同調は得られなかった。また総評は、合理化に対する時間短縮、完全雇用などの要求で共闘をはかるため、一月七日、全労、中立労連、新産別に対し、話合いの機会をもつことを申し入れたが、中立労連、新産別、それぞれこの申入れに賛成し、進んで共闘の成功に努力するむねの回答を行なった。

春闘の一つの柱になった公労協では、これより先、前年一〇月末から大幅賃上げについての討論集会を始めていた。公労協の九つの組合は、討論集会に使うテキストも共同して発行した。各単産の中央委員会でも、一月から二月にかけて例年にない熱意で賃金闘争の準備にかかった。公労協は前年一二月に、来年の春闘は半日ストを反復してたたかう方針をたて、三〇〇円の闘争資金の徴収も短期間にほとんど完了した。これまでとは違って、中央地方の統一闘争体制をつくり、交渉を一本化することに努力した。賃上げ要求額はこれまでになく高額であり、公労協では、国労六六〇〇円、動力車六

二〇〇円、全逓六四〇〇円、全電通五六二〇円、全林野五一〇五円、全専売六千円、アルコール専売一律五千円、全造幣四千円プラス五%、全印刷五千円であり、民間労組でも、鉄鋼五千円、私鉄四千円、合化大手六千円以上、中小四千円以上、炭労三千円、日放労六千円、全国金属五千円以上、とほとんど五千円台あるいはそれ以上の要求が一律配分を中心として構成されていた。

二月一七日、春闘共闘委員会を代表して太田総評議長以下九名が池田首相と会見して統一要求書を手交し、同二五日公労協共闘委員会代表は石田労相をたずね、「(イ)基本給五〇〇〇円以上引き上げること、(ロ)一八歳最低基本給一二〇〇〇円以上とすること、(ハ)各人の配分は賃金原資の三分の二以上を定額とすること、(ニ)三公社五現業の臨時雇用員を本採用すること、当面の措置として最低賃金を日額五〇〇〇円以上とすること」などを内容とする首相あて統一要求書を手交した。団体交歩のなかで、国鉄、全逓、動力車、電通、専売については当局側から基準内平均一千円程度の回答を行なった。これは要求額に対しては問題とならないが、いつもゼロ回答で調停に移され、一九五八年二〇〇円、一九五九年二五〇円、一九六〇年八五〇円という仲裁裁定額に比べて注目すべきものであった。林野、印刷、アルコール専売、造幣の団交では依然ゼロ回答のままであった。

三月四日には、春闘の第一次統一行動が全国一斉に行なわれ、東京では「貧乏と失業をなくす国民大行進」（南部班は九州大牟田市を一月二三日出発）を迎えて決起大会を開き、デモ行進と国会請願が大規模に行なわれた。その後、国鉄当局は九日動力車、一〇日国労に対して一方的な団交打切りを行ない、一一日は全逓の団交が決裂した。これに対し公労協は一三日、官房長官および労働大臣に抗議したが物別れとなった。同日公労協はストライキ宣言を発し、「三月三一日以降半日ストをもって、民主主義と諸権利を守り、生活を安定させるために断乎として闘う決意」を表明した。闘争方法としてこれまでの時間内職場集会という形からめいりょうにストライキの方法を公表したことは、政府に対する統一闘争を組織したこととともに、今回の公労協闘争の著しい特徴点であった。政府および各当局はスト権のない公労協の半日ストは違法行為であり、厳重に処分すると言明し、賃金要求に対しては、九組合を一括して、労働大臣の職権によって仲裁の申請を行なった。申請した一五日には、林野はじめ四現業組合は団交の継続中であったが、団交中に職権仲裁に持ち込んだことは前例のない奇異な事例といえよう。一八日には、春闘共闘委主催で、公労協、公務員共闘、民間、中立の諸組合の代議員を集めて「春闘中央総決起大会」が開かれ、議事討議ののち共同闘争宣言を発表した。

このような盛り上がりのなかで、二七日、公労協関係組合に対して仲裁裁定書が提示された。裁定の内容は、国鉄、全逓、電通、専売、印刷、造幣が一〇%アップ、林野とアルコール専売が一二%アップであった（金額にして平均二三〇〇円、定期昇給分を含めると三千円以上の賃上げとなる）。これに対し公労協は翌二八日、拡大戦術委員会を開き、「裁定内容は極めて不満ではあるが、諸情勢を検討し、完全な意志統一をおこなった上で三月三一日のストライキは中止する。しかし、処分反対、配分、独自要求等を中心にして、総評の統一要求である最賃その他の統一要求と結合し、全労働者の統一行動を強化して更に闘いを進める」ことなど八項目の態度を決定した。これをうけて、春闘共闘委員会は全体会議を開いて公労協の態度を了承するとともに、公労協のスト中止にかかわりなく、三一日の民間単産、公務員共闘のストライキ、職場大会を決行することを確認した。また、民間単産、中立労連（四二組合、一六〇万人）

の合同戦術会議を開き、公労協のスト中止に伴う今後の戦術を検討し、既定方針どおり三月三一日以降ストライキを集中して、民間単産として戦後最大の規模の大幅賃上げ闘争を組織することを確認した。事実、この日の春闘第二波統一行動では、私鉄、合化、鉄鋼、造船、炭労など一四の民間単産がストにはいり、三・三一以後もストでたたかい、総評始まって以来、二・一スト以来はじめての、民間の大規模なストライキに発展した。三・三一統一行動において二四時間ストをうったのは、鉄鋼、炭労、全国金属、全港湾、全印総連、紙パ労連、化学同盟（ゴム共闘）、自労などであるが、鉄鋼労連では日本鋼管の川鉄と鶴鉄が、一九五九年の春闘以来二年ぶりに全面二四時間ストにはいり、いずれの場合にも臨時工労組も参加した。八幡製鉄でも、保安要員九千名を除く三万一千名の労働者が二四時間ストに参加した。この日のストライキで、八幡、富士、鋼管、住友金属の鉄鋼大手四社と中小組合の生産は二年ぶりでストップし、銑鉄の減産は二万トンに達した。全港湾では、京浜支部が一三年ぶりで二四時間ストにはいり、はしけ一四〇〇隻のうち八〇〇隻を止めた。横浜港湾労組協議会（一八組合、一万八千人）は、早朝から横浜港の船着き場入口四ヵ所にピケを張り、船内作業員の就労を約三〇分阻止したあと、税関前で約一千人が決起大会を開いた。全国金属では、支部の大半が二四時間から四八時間のストを行なった。全日自労二二万の組合員は、最賃制確立要求で一日ストに突入した。合化労連、全自交、全造船は半日スト、全造船では石川島など傘下一六分会、五万人が半日ストをたたかったが、横浜造船分会だけは六五時間ストにはいった。全自交では一八地連、三二六組合が半日ストを行ない、全国で三万六千台（東京では七五組合、八千台）がストップした。炭労は一九日一番方から全国一斉に無期限ストにはいった。二五日には、春闘第三次統一行動として、公務品共闘は全国一斉早朝一時間の時間内職場大会、民間単産は時限スト、時間外拒否、公労協は時間外職場大会を行ない、東京では中央大会がもたれた。

春闘の中心の軸となったのは公労協の闘争であったが、小零細企業労組の闘争も、もう一つの軸として重要な役割を演じた。小零細企業の賃上げ闘争はまことにめざましいものがあったが、その代表的なものは全国金属の闘争であった。全国金属は、地域を基礎にした徹底的な大衆討議と大衆行動をもって貫き、産業別統一闘争を進めて大きな成果を得た。その賃金闘争の統一要求として決定されたのは、(1)五千円以上の賃上げ、可能なかぎりの大幅一律、(2)年少婦人労働者の賃金一万円以上、(3)最賃制全国一律八千円であり、これを本部、支部委員長連名で、三月一日一斉に経営者に要求、一〇日回答、統一スト体制の確立、スト資金の保証などで統一的な闘争体制をとった。こうして小企業の労働者が企業のわくをぬけ出る方向に集団的に進んだことは注目に値する。闘争の結果からみると、七八〇支部のうち三分の二が妥結したが、その妥結状態は、五千円以上が六六組合（七千円以上アップが二組合、六千円以上アップが六組合）、四千円以上が一〇八組合、三五〇〇円以上が八七組合、三千円以上が一四四組合、三千円未満が二三八組合となっており、一律配分が非常に多い（四月末現在、全金中央委員会の報告による）。

春闘全体としてみると、日経連の調査によれば、民間大企業の平均賃上げ額は二九二〇円、賃上げ率は一四％（前年度は八・九％）であり、公労協の一〇～一二％アップに定期昇給分を加えたものにほぼ近い。そして公労協のアップ率は、公務員に対する人事院勧告の一二・四％を基準においている。こうして三千円という「春闘相場」ができあがった。別表にみられるとおり、三年来の春闘賃上げ額を比較すると、本年の春闘が相当大幅な賃上げを獲得したことが

		1959年	1960年	1961年
公	労　協	650	857～850	2,200
炭	労（大手）	600	395	1,500
私	鉄（大手）	1,250	1,600	3,000
合化	住友化学	788	1,766	2,577
	東洋高圧	714	1,500	2,374
	新日本窒素	859	1,579	2,459
	日本合成	677	1,510	2,380
紙パ	本州製紙	1,650	1,585	2,029
	三菱	1,711	1,576	2,048
	国策パルプ	1,160	3,022	1,450
	東海	1,290	1,275	1,900
全鉱	三菱金属	1,000	1,330	2,430
	三井金属	1,000	1,330	2,430
	住友金属	1,000	1,330	2,100
全金	精工舎	1,328	2,000	3,000
	横河電機	1,200	4,200	5,200
	品川製作	1,500	2,600	3,500
	浜田精機	1,480	1,650	3,500
鉄鋼（大手）			1,100	2,500

わかる。総評は新年度運動方針案のなかで、これを「ここ一〇年来なかった高い賃上額」と呼び、日経連の前田専務理事は、それを「経営者の屈服賃金」であると報告した。しかしこのような「大幅賃上げ」も生産性向上の範囲内での賃金決定というわくをこえ出るものではなかった。

社会党の構造改革論への質疑　社会党の提起したいわゆる「構造的改革」路線（第四編参照）に対して、太田総評議長は、『月刊総評』一九六一年一月号誌上で「社会党の構造改革論に対する七つの疑問」を発表し、またイタリア視察旅行を終えたあとの記者会見での帰朝談（『総評』二月一〇日付）でもその問題にふれたが、さらに総評長期政策委員会はこの問題についての質疑を社会党運動方針委員長および政策審議会長あてに提起した（同、一月二七日付）。この「社会党への質問状」のうち、「構造改革と労働運動の関係について」の部分は左のとおりである。

1　社会党は構造改革論の展開にあたって労働運動の在り方について希望意見を出されております。私たちはその意味をもっとはっきりさせたいと思います。党のいう意味は、いまの段階における労働運動は構造改革闘争の方向を基調とし、一切の闘争を構造改革要求と結合させ集約させ、闘いの発展をこの方向に求めようというのか、それとも労働者の行う諸闘争のうち一つの柱（重要であるが）とせよというのか、そのどちらでしょうか。（江田論文や党機関紙の論調では前者のようですが……）

2　構造改革とは何かということは文献を見ればわかりますが、労働者の行うべき構造改革闘争とはどんなものか、どのような要求をどのように組織して闘うのかはっきり致しません。そこで次の二つの事例について構造改革論の視点に立つ闘いの組み方をお示し下さい。

イ　三池闘争の全過程に即しての構造改革闘争展開の仕方について↓全過程をどのような段階に区切るかはとくに指定は致しませんから自由に論じて下さい。

ロ　最低賃金制の取り組み方について

3　社会党は労働者の行っている要求獲得闘争（独占の政策の結果に対する抵抗闘争）はそれだけをいくら強めても駄目で、その原因である独占の政策そのものを変えさせる闘い（具体的には政策転換要求）を結合させ、その方向に集約しなければならないと述べ、このことは要求獲得闘争を弱めてよいと云うのではないとことわっています。このことは具体的な事例では各種の問題を提供すると思います。

イ　通常相手の政策の結果に対する要求は大衆の要求に密着しやすく、原因に対する政策転換要求は幹部の頭脳でしか消化されないことが多いのです。その結果、前者に対する要求が通らない場合は後者の闘いは幹部の逃げ道としか思われないことが出て参ります。この場合も大衆の幹部に対する信頼を基礎に大衆闘争を組めといわれるのでしょうか、職場の社会党員が責任をもってそうした要求を大衆化させるから心配はいらないというのでしょうか、それとも要求獲得闘争のエネルギーの限界でしか政策要求はやれないと云うのでしょうか。

ロ　政策転換要求を普通の組合戦術で具体化すると現状では数回の時限ストと云うことになります。政策転換が「独占を譲歩させ独占の論理に制限を加え、生産関係を部分的に改革し、社会主義への条件をつくる」という意味のものならば、この数回の時限ストを裸のままやらせるのでは話にならないと思います。どのようにしてこの闘いに厚味をつけるのか一般的な指針をお示し下さい。

ハ　私たちは政策転換要求闘争を大衆化するには「生産点における抵抗エネルギー」に依拠し、これを大衆的基盤を失なうことなく意識的、政治的に高める道筋が必要だと考えています。それは生産点における大衆的抵抗から労働者が「独占の搾取と支配の構造的カナメ」を体で知り、そこから大衆的な監視能力が培養されてくることに期待をかけ、それを基盤に積極的な政策要求を提起するという筋道になるでしょう。それは抵抗闘争と政策要求を同時平行的に提起し後者への発展を幹部指導的にやってのけるのとは違った過程となります。社会党の政策闘争の組織論の一端をお聞かせ下さい。

4　社会党は炭労がとり上げつつある石炭政策転換の闘い、国鉄労組が提案中の労働プラン闘争、日教組の教研集会、自治労の自治研集会、全国税の税研集会（全電通の業研集会も含まれるのでしょうが）をいずれも構造改革闘争の萌芽的形態と位置づけています。私たちはこれらが一つの性格のものとは考えていません。のみならず、現在労働組合が使っている「労働プラン」という言葉だけでも内容を仕分けしてみないと発展の方向が見出せないことに苦労を感じているほどです。社会党が構造改革の萌芽的形態と一本化した理由をお聞かせ下さい。

5　構造改革論はその国際的事例を徴するまでもなく、労働者の経営参加問題を内包していると思います。社会党は日本の企業別労働組合の大群を前にして即座に打出すことは思いとどまっているようですが構造改革論を現在の課題とする以上、経営参加にいたるプログラムは胸中にもっていられると思いますので、それを明示して下さい。

6　社会党の構造改革論は「雇用＝経済の二重構造解消」を重視しておられます。そしてこのことに関しては私たちも非常に賛意を表します。ただこの場合、私たち長期政策委員会がなめた苦汁のあとも十分くみとっていただきたいと思います。

総評長期政策委員会は昨年の一月「失業に反対し不完全就労をなくして全労働者統一の社会経済的基盤を自ら闘いとるためのプログラムについて」という長文の社会経済的、組織的プログラムを中間発表いたしました。その中で私たちはイ、雇用＝経済の二重構造の解消は当面の闘いの基本的課題の一つの柱であること、ロ、その闘いは「構造改革闘争」の類型でとらえられる性格の闘争であること、ハ、われわれの主体的条件はこれを系統的にとりあげうる状態にはないので、まずその前段として「要求多発化」の闘いを必要とすること、を提案いたしました。しかしこの提案

は、イ、雇用＝経済の二重構造を独占資本の蓄積＝搾取のメカニズムとしてとらえる考え方は労働者にむずかしすぎて議論にならないこと、ロ、二重構造は相対的過剰人口の存在が前提なので、それをなくすることが日本資本主義の中で可能かどうか、不可能ならば社会主義へのプログラムの中で位置づけるべきだ、という二つの理由からそのまま「お蔵」に入ったままです。長期政策委員会はその後「経済成長下の雇用構造、労使関係の変化」の実態調査に入り事実の究明を具体的に示すことによって問題を提起しなおすことにしています。そして総評の運動は「失業と貧乏をなくす」という精神主義的アッピールにおきかえられ、「要求多発化」の点が羅列的にとりあげられる結果となっています。

政党と労働組合は質的に違うのですが、受けとめる大衆運動側の状態は一年前とそれほど変っていると云いきれません。社会党は方針を「お蔵」にいれたり棚ざらしにされないための具体的措置を考えておられますか。

（備考）　このことは総評長期政策委員会が構造改革論に立っているように受取られるおそれがありますが、私たちは構造改革をいまの段階の包括的な戦略基調と考えているわけではなく、そして労働組合ではまたそのような決定はいたしません。

7　前項は同情的質問ですか、社会党は雇用の二重構造を重視するあまり、三池闘争を阻害した要因としてこれを提起されていることについてはそのままでは受けとるわけには行きません。三池労組はこれまで租鉱権設定も臨時夫、組夫の利用も許してこなかった組合でした。争議中会社が「筑豊から組夫、臨時夫をつれてくる」とおどかして来ましたが、それも断固排除してきた組合です。

しかし三池も企業別労働組合でした。企業別労働組合存立の根拠は雇用の二重構造も重要な要因を見おとしては企業別労働組合克服のプログラムは出てこないと思いますが、如何ですか。

第二章　組織状況と組織運動

第一節　単位労働組合の組織状況

労働組合組織の現状を述べるにあたって、その組織上の特徴ならびに最近における傾向を概括しておこう。まず、わが国には二二〇〇万人をこえる雇用労働者がいるわけであるが、そのうち労働組合に組織されているのは七五一万六千人（一九六〇年六月末現在）、組織率にしてわずかに三四％ほどにすぎない。しかもこの七五一万人のうち、総評、全労、新産別、この三つの中央組織に加入しているのは四七一万人である。すなわち総評三七四万五千人（四八・九％）、全労九二万四千人（一二・一％）、新産別四万六千人（〇・六％）となっていて、これは全体の六一・六％にあたる。残りの二八〇万人はこうした全国的な連合組織に加入していない。それぞれの産業だけで全国組合をつくるか、あるいは全然よそとは無関係の企業別組合に終始している。これは日本の労働組合で見のがせない特色の一つである。

第二に、総評の組織にみられるように、その主力を占めるものは、官公吏、教員ならびに国鉄など公営もしくは国有企業の従業員である。だが、イギリスでも、西ドイツでもまたアメリカでも、これらの公務員・教員の組合は一般に労働組合の中央組織にはいっていない。それは、これらの国の労働組合が本来筋肉労働者を中心に

結成されたからである。その点わが国では、ホワイトカラー、公務員、労働者の混合組合の形をとっている。しかし、最近では労働運動の中心がしだいに鉄道、鉄鋼、炭鉱など基幹産業組合に移ろうとする傾向もみられる。

第三に、労働組合の組織率が三四％強というのは戦後最小の数字であるが、この組織率の低下には、雇用者の増加が大きいという事情があずかっているのであって、組織人員そのものは毎年確実に漸増の傾向をみせ、一九六〇年の七五一万人という数字は戦後最大の組合員数である。

第四に、わが国の労働組合は、大企業もしくは少なくとも中小企業以上の労働者を中心として成り立っている。これはたとえばその組織率が、五〇〇人以上の企業で七〇・六％、一〇〇～四九九人規模で四〇・七％となっているが、一方三〇～九九人までの企業は九・七％、二九人以下は二・一％となっている事実からも明らかである。一般に中小零細企業、特に浮動的な労働力の多い卸小売業などでは組合の結成は困難である。しかし、この三、四年来これらの中小企業でも労組結成がかなり進んでいることは否定できない事実であって、その設立と解散による移動が激しいとはいえ、新規設立のみでは年約二〇万人に及ぶ組織化が行なわれているものと推定されている。しかも、最近におけるこれら中小企業における争議の激増には注目すべきものがある。そして、中小企業労働者の組織化の伸長は、これら雇用労働者問題が解決されないかぎり、労働組合全体としての成長がはばまれる段階にきていることを意味する。賃金問題一つをとってみても、大企業の半分ないし三分の一といわれるような中小零細企業の低賃金が底辺に存在している以上、大企業の賃金闘争にもおのずからな限界が生まれるであろう。総評や全労が中小企業の組織化に努力を傾注している理由もそこにある。

以下わが国の労働組合数ならびに労働組合員数の現状を「昭和三五年度、労働組合基本調査報告書」（労働省労働統計調査部編）によってみよう。

同調査はわが国にあるすべての労働組合および労働組合連合団体の基本的事項に関する調査である。そして、ここで労働組合とは次に定義する「単位労働組合」といわゆる「単一組織の労働組合」のことであって、また労働組合連合団体とは二つ以上の労働組合が結成する団体（それに準ずる常設的協議組織を含む）をいう。

一　単位労働組合とは、独自の規約を有し独自の活動を行う組合であって、下部にかかる組合をもたない労働組合をいう。

一　単一組織の労働組合とは、その内部に単位労働組合としての機能をもつ組織があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている労働組合をいう。

ところで、一九五四年度以降の調査（以下新調査という）では、単一組織本部および単位労働組合を一組合として集計するようになったが、それまでの調査（以下旧調査という）では単一組織の組合の下部である支部、分会で単位労働組合の実体を備えているものおよび単位労働組合がそれぞれ一組合として集計されていた。たとえば新調査では国鉄労組、海員組合等単一組織の場合にはそれらの本部を一組合として単位労働組合とともに集計単位と定めているが、旧調査ではこれらの単一組織の下部である国鉄労組の支部（その下部分会がすべて独自性を有しない支部）――一工場の職員のみで組織する支部、そして駅連区、保線区等の分会を単位労働組合に準じてそれぞれ一組合として集計していた。そのため新調査方式では旧調査方式より組合数が少なく、また単一組織の下部で非独立の支部分会の組合員数（単一組織組合員数の

うち、下部で単位扱組織を結成せず、本部または連合扱組合に直接加入する形となっているもの）は旧調査方式では集計されなかったが、新調査では集計されるようになった。

すなわち、一九六〇年六月末現在における左の労働組合組織の状況を単位労働組合と単一組織下部（単位扱）組合とを合計した旧調査方式（(1)＋(3)）でみれば、その組合数四万一五六一、組合員数七五一万六千人であり、また、単一組織の本部を一組合としそれと単位労働組合を合計した新調査方式（(1)＋(2)）ではその組合数二万一九五七、組合員数七六六万一千人となる。

労働組合の種類	組合数	組合員数（人）
単位労働組合 (1)	二、〇〇三	三、七五六、九六二
単一組織 (2)	九五四	三、九〇四、六〇六
本部	九五四	（非独立組合員数）一四五、三五三
下部（連合扱）	一、一二三	
下部（単位扱）(3)	二〇、五五八	三、七五九、三五四
連合団体	三、二八五	—
連合組織	一、〇六六	—
協議組織	二、三二九	—

同報告書では、新調査方式にもとづく集計（「単一労働組合に関する統計表」）と同時に、年次別比較も可能なように、産業別、府県別等についての結果表は、旧調査における集計単位によるもの（「単位労働組合に関する統計表」）も合わせて収録してある。以下においては両統計表の差異に注意されたい。

一九六〇年六月末における単位労働組合数は四万一五六一組合、組合員数は七五一万六千で、これを前年同期に比べると、それぞれに大幅な増加を示し、なかでも組合員数の年間増加数は一九四九年以来の最高を記録した（第135表）。このような組織数の増大は、一九五九年七月から一九六〇年六月までの一年間に新設された組合数および組合員数が、同じ期間に解散した組合数および組合員数をかなり上回ったこと、および雇用の大幅な増加に伴い既設組合における組合員数が著しく増加したことによるものである。

次にこれら増加要因となった新設および解散組合ならびに既設組合における組合員数の増減状況をみると（第136表）、まず新設の単位労働組合数は総数で四〇八六組合、その組合員数は約四一万五千人で、前年同期の新設数に比べ組合数では八六七組合の減少、組合員数では約三万人の増加となっている。前年同期に比べ組合数で減少したのは前年同期には組織変更による形式的新設が多かったことによるものである。また、組織変更および分裂による形式的新設を除いた未組織労働者の組織化による実質的新設だけについてみると、その組合数は二六五二組合（組合員数約一八万六千人）、前年同期に比べ三九一組合、約三万一千人の増加となっている。実質的新設の組合数および組合員数増加としては、一九五五年に次いで多く、ここ数年来停滞を続けた新規組織化の動きも、この一年間ではかなりの進展をみたものといえる。新設理由別にみると、従来同様「労働条件の向上、労務管理に対する不満等労働者の意志によることを主とするもの」が最も多く一八一八組合（組合員数約一二万六千人）で、実質的新設総数の六八・六％を占め、次いで「外部団体からの呼びかけによることを主とするもの」が五〇五組合（同約三万二千人）、「企業の規模拡張に伴うもの」一二七組合（同約一万六千人）、「人員整理に対する防衛によることを主とするもの」三九組合（同約二千人）となっている。これを前年同期に比べると、「外部団体からの呼びかけによることを主とするもの」の増加が著しく、組合数で一・八倍、組合員数で二倍に達しており、また「人員整理に対する防衛によることを主とするもの」がかなり減少しているこ

とが注目される。一方、解散した単位労働組合数は二六〇九組合（組合員数約二八万一千人）で、前年同期に比べ一二一二組合、約四万人とかなり減少している。これは組織変更、分裂などによる形式的解散が少なかったことによるところが大きい。

また、既設の単位労働組合における増減状況をみると、一九五九年六月末に比べて組合員の増加をみた組合数は一万七〇八七組合、その増加組合員数は約四六万二千人となっている。その増加理由では、雇用の増加によるものが増加総数の七八・二%、増加組合員総数の七三・六%を占めており、その増加の幅も前年同期より二〇五九組合、約一三万人多くなっている。一方組合員の減少をみた組合数は一万二八一四組合、その減少組合員数は約二一万六千人で、前年同期に比べ軽微な動きにとどまっている。したがって、増減差による純増分は組合数にして四二七三組合、組合員数にして約二四万六千人となり、前年同期の純増数の二倍以上に達している（第137表）。

第135表　単位労働組合数および組合員数（各年6月末）

年次別	単位労働組合数	組合員数	組合員数の対前年増減	推定組織率
	組合	人	人	%
1947年	23,323	5,692,179	2,011,162	45.3
1948年	33,926	6,677,427	985,248	53.0
1949年	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
1950年	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
1951年	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
1952年	27,851	5,719,560	32,786	40.3
1953年	30,129 (18,228)	5,842,678 (5,927,079)	123,118 (—)	40.4 (41.0)
1954年	31,456 (18,127)	5,986,168 (6,075,746)	143,490 (148,667)	39.0 (39.6)
1955年	32,012 (18,013)	6,166,348 (6,285,878)	180,180 (210,132)	39.1 (39.8)
1956年	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	184,009 (177,240)	36.5 (37.1)
1957年	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	255,918 (299,483)	36.1 (37.1)
1958年	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	275,306 (221,431)	35.2 (35.7)
1959年	39,303 (20,725)	7,077,510 (7,211,401)	195,929 (227,369)	34.5 (35.1)
1960年	41,561 (21,957)	7,516,316 (7,661,568)	438,806 (450,167)	34.1 (34.7)

〔備考〕 1）組合員数欄のカッコ内の数字は単一組織の組合員の新単位扱い組合に加入しないで，本部または連合扱いの組合に直接加入している組合員数を加えた数。
2）△印は減少を示す。
3）推定組織率は総理府統計局「労働力調査」の各年同期雇用者総数に対する比率，1953年以降は1957年11月に改訂された「労働力調査」結果によって修正してある。
4）労働省「労働組合基本調査報告」による。

産業別分布状況　単位労働組合の組合数および組合員数の産業別分布をみると（第138表）、製造業が最も多く一万二一九一組合、約二五四万四千人で、組合総数の二九・三%、組合員総数の三三・八%を占めており、運輸通信業、八二一七組合、約一四五万七千人（組合総数の二〇・〇%、組合員総数の一九・四%）、サービス業六六二一組合、約一〇〇万三千人（同じく一五・九%、一三・三%）、公務四八四三組合、約七五万八千人（同じく一一・六%、一〇・一%）などがそれに次いでいる。また、産業別の組合員数を前年同期に比べると、前年にひきつづき製造業が約二四万五千人増と最も大きい伸びを示したが、それは繊維工業、化学工業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、機械製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業などの既設組合における組合員数の増加または組合の新設により、それぞれ組合員数が大幅に増加した

第136表　理由別新設単位労働組合数および組合員数（1959年7月～1960年6月）

区分	年	合計	実質的新設						形式的新設		
			計	企業の規模拡張に伴うもの	労働条件の向上，労務管理に対する不満等労働者の意志によることを主とするもの	外部団体からの呼びかけによることを主とするもの	人員整理に対する防衛によることを主とするもの	その他	計	組織変更によるもの	組合の分裂によるもの
組合数	1959年	4,953	2,261 (100.0)	129 (5.7)	1,686 (74.6)	288 (12.7)	71 (3.1)	88 (3.8)	2,692 (100.0)	2,469 (91.7)	223 (8.3)
	1960年	4,086	2,652 (100.0)	127 (4.8)	1,818 (68.6)	505 (19.0)	39 (1.5)	163 (6.2)	1,434 (100.0)	1,088 (75.9)	346 (24.1)
組合員数	1959年	385,006	154,816 (100.0)	13,959 (9.0)	113,797 (73.5)	16,035 (10.4)	4,487 (2.9)	6,538 (4.2)	230,190 (100.0)	209,652 (91.1)	20,538 (8.9)
	1960年	414,990	185,820 (100.0)	16,143 (8.7)	124,950 (67.2)	31,643 (17.0)	1,645 (0.9)	11,439 (6.2)	229,170 (100.0)	191,915 (83.7)	37,255 (16.3)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」単位労働組合に関する統計表による。

第137表　理由別解散単位労働組合数および組合員数

区分	年	合計	実質的解散				形式的解散		
			計	事業所の休廃止および縮小	指導者の欠如，自然消滅等労働者の組合意識の沈滞によるもの	その他	計	組織変更によるもの	組合の分裂によるもの
組合数	1959年	3,821	1,468 (100.0)	529 (36.0)	767 (52.2)	172 (11.7)	2,353 (100.0)	2,328 (98.9)	25 (1.1)
	1960年	2,609	1,306 (100.0)	420 (32.2)	710 (54.4)	176 (13.5)	1,303 (100.0)	1,275 (97.9)	28 (2.1)
組合員数	1959年	320,935	86,166 (100.0)	44,277 (51.4)	30,843 (35.8)	11,046 (12.8)	234,769 (100.0)	231,052 (98.4)	3,717 (1.6)
	1960年	280,948	69,108 (100.0)	22,439 (32.5)	26,392 (38.2)	20,277 (29.3)	211,840 (100.0)	209,592 (98.9)	2,248 (1.1)

第138表　産業別単位労働組合数および組合員数

産業	組合数	組合員数	対前年増減	
			組合数	組合員数
	組合　%	人　%	組合	人
全産業	41,561(100.0)	7,516,316(100.0)	2,258	438,806
農林業	609(1.5)	87,674(1.2)	43	1,471
漁業，水産養殖業	135(0.3)	47,853(0.6)	9	11,116
鉱業	1,040(2.5)	342,474(4.6)	△ 57	△22,709
建設業	2,445(5.9)	477,710(6.4)	123	33,693
製造業	12,191(29.3)	2,543,749(33.8)	800	241,726
卸売業，小売業	1,854(4.4)	203,314(2.7)	83	15,015
金融，保険業	2,419(5.8)	384,552(5.1)	103	29,157
不動産業	109(0.2)	9,949(0.1)	68	3,911
運輸通信業	8,217(20.0)	1,456,836(19.4)	302	58,814
電気，ガス，水道業	985(2.4)	185,582(2.5)	43	5,068
サービス業	6,621(15.9)	1,003,140(13.3)	422	19,057
公務	4,843(11.6)	758,376(10.1)	271	35,383
分類不能の産業	93(0.2)	15,107(0.2)	48	7,104

〔備考〕 1) △印は減少を示す。
2) 労働省「労働組合基本調査報告」単位労働組合に関する統計表による。

第139表　組織形態別単一労働組合数

組織形態	1959年	1960年	対前年増減
	組合　%	組合　%	組合
合計	20,725(100.0)	21,957(100.0)	1,232
企業別組織	18,232(88.0)	19,335(88.1)	1,103
産業別組織	635(3.1)	699(3.2)	64
職業別組織	1,365(6.6)	1,457(6.6)	92
地域別組織	155(0.7)	84(0,4)	△ 71
その他の組織	338(1.6)	382(1.7)	44

〔備考〕 1) △印は減少を示す。
2) 労働省「労働組合基本調査報告」単一労働組合に関する統計表による。

第140表　適用法規別単一労働組合数および組合員数

適用法規	1959年		1960年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	組合　%	人　%	組合　%	人　%
合計	20,725(100.0)	7,211,401(100.0)	21,957(100.0)	7,661,568(100.0)
労働組合法	16,912(81.6)	4,652,136(64.5)	17,931(81.7)	5,061,601(66.1)
公共企業体等労働関係法	32(0.2)	932,727(12.9)	47(0.2)	929,666(12.1)
地方公営企業労働関係法	364(1.8)	117,619(1.6)	377(1.7)	130,104(1.7)
国家公務員法	276(1.3)	272,801(3.8)	281(1.3)	278,872(3.6)
地方公務員法	3,141(15.2)	1,236,118(17.1)	3,321(15.1)	1,261,325(16.5)

〔備考〕 労働省「労働組合基本調査報告」単一労働組合に関する統計表による。

第141表 企業規模別単位労働組合数および組合員数（官公営を除く）

産業	合計		500人以上		200～499人		199人以下		その他，不明	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全産業	25,750	4,644,218	8,995	3,141,920	3,094	516,906	12,328	564,129	1,333	421,263
(比率)	(100.0)	(100.0)	(34.9)	(67.7)	(12.0)	(11.1)	(47.9)	(12.1)	(5.2)	(9.1)
農業	66	3,106	18	608	11	714	28	1,114	9	670
林業，狩猟業	79	9,557	6	547	—	—	16	305	57	8,705
漁業，水産養殖業	124	47,578	24	8,759	2	259	33	2,047	65	36,513
鉱業	1,038	340,563	536	298,885	171	24,930	321	15,812	10	936
建設業	1,063	167,501	341	46,321	68	7,208	193	6,875	461	107,097
製造業	12,006	2,503,944	3,120	1,736,205	1,846	338,882	6,697	328,374	343	100,483
卸売業，小売業	1,538	195,561	491	126,927	215	32,003	799	34,741	33	1,890
金融，保険業	2,376	362,463	1,831	325,627	113	16,236	417	19,637	15	963
不動産業	109	9,949	79	8,409	—	—	30	1,540	—	—
運輸通信業	3,524	644,110	1,281	358,993	426	65,814	1,705	80,266	112	139,037
電気，ガス，水道業	821	152,111	740	148,287	15	1,262	66	2,562	—	—
サービス業	2,922	193,100	525	81,751	226	29,300	2,017	70,479	154	11,570
公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	84	14,675	3	601	1	298	6	377	74	13,399

〔備考〕 1） その他，不明欄は2企業以上の労働者で組織された組合および企業常用労働者の規模が不明な組合について集計したものである。

2） 労働省「労働組合基本調査報告」による。

第142表　従業員規模別雇用者数，組合員数および推定組織率

規模	全産業			製造業		
	雇用者数	組合員数	組織率	雇用者数	組合員数	組織率
	千人	人	%	千人	人	%
合計	17,680	4,644,218	26.3	7,760	2,512,004	32.4
500人以上	4,670	4,228,290	69.1	2,530	1,786,846	70.6
100人～499人	2,180	839,431	38.5	1,290	525,462	40.7
30人～99人	2,990	264,771	8.9	1,550	150,226	9.7
29人以下	7,810	250,168	3.2	2,390	49,005	2.1
不明	30	61,558	—	—	465	—

〔備考〕 1) 民間企業に属する組合のみについて集計したものである。
2) 従業員規模別雇用者数は総理府統計局「労働力調査」1960年6月分による。
3) 組織率は雇用者数で組合員数を除して算出してある。
4) 労働省「労働組合調査報告」による。

とによるものである。

組織別分布状況　組織形態別の分布状況をみると、企業別組織が139大八前年にひきつづき増加傾向を示し、一万九三三五組合、組合総数の八・一%を占めている。そして、組織形態別にみた増加組合数の部分八九・五%は企業別組織組合の増加によるものであった（第140表）。

適用法規別分布状況　適用法規別の分布状況を単一労働組合につてみると（第140表）、労働組合法適用の組合数（一万七九三一組）および組合員数（約五〇六万二千人）が最も多く、地方公務員法用の組合数（三三二一組合）、組合員数（約一二六万一千人）がそに次いでいる。これを前年同期に比べると、前年にひきつづき労組合法適用の組合数（一〇一九組合増）および組合員数（約四〇九千人増）の増加が最も著しい。一方、公共企業体等労働関係法用の組合は、組合数では一五組合の増加であるが、組合員数では三千人の減少、地方公営企業労働関係法適用の組合は一三組合、一万二千人の増加となり、また国家公務員法および地方公務員法用の組合数および組合員数も前年同期に比べ一八五組合、約三万増とかなりの増加をみた。

企業規模別分布状況　一九六〇年度の調査では、民間企業に属す単位労働組合について企業常用労働者規模別の組織状況を特別に査しているので、その分布状況および推定組織率についてみると141・142表のとおり。まず、企業規模別の組合数では、規模一九九以下のところで最も多く、組合総数の四七・九%、組合員数では模五〇〇人以上のところで組合員総数の六七・七%を占めて最もい。また、「その他、不明」（表「備考」参照）に該当する組合数が合総数の五・二%、その組合員数が組合員総数の九・一%を占めているが、これらの組合は主として合同労働組合の形態をなしてい

る組織および同一職種などによる個人単位で組織されている組合など、比較的小規模企業に属する労働者で組織されているもので、この種組織労働者数の比重もかなり大きいことを示している。そこでこれら二企業以上の労働者で組織する組合について、それを構成する各企業ごとの組合員数を、その組合員が所属する企業の常用労働者規模に従って分類し、それぞれの企業規模別組合員数に加算した結果（これによる企業規模別組合員数は、いかなる形態の組合をとわず、組合員個々が属する企業の常用労働者規模にそれぞれ集計されたものである）から組織労働者の分布をみると、規模五〇〇人以上が組合員総数の六九・五%、規模一〇〇～四九九人が同じく一八・一%、規模三〇～九九人が同じく五・七%、規模二九人以下が同じく五・四%を示し、これを一九五四年度調査の企業規模別組合員数と比べてその動きをみると（一九五四年度調査では農林、狩猟業および水産養殖業が調査の対象から除かれているので、本年の集計結果からも当該産業を除いて比較する）、規模五〇〇人以上では六八万一七四二人、二六・九%の増加、規模一〇〇～四九九人では二七万二九四一人、四八・四%の増加、規模三〇～九九人では八万一二八四人、三七・七%の増加、規模二九人以下では八万二六〇四人、六六・五%の増加で、各規模とも増加しており、特に小規模企業に属する組合員数の伸びが大きくなっている。また、全産業について従業員規模別雇用者数（総理府統計局「労働力調査」六月分による）に対する企業規模別組合員数の割合（推定組織率）をみると、総数で二六・三%、規模五〇〇人以上では六九・一%、規模一〇〇～四九九人では三八・五%、規模三〇～九九人では八・九%、規模二九人以下では三・二%となっており、企業規模が小さくなるに従って推定組織率は急激に低下している。

第二節　主要連合団体の組織状況

一九六〇年六月末における連合団体は三二八五団体であり、そのうち連合組織は一〇六六団体（連合団体総数の三二・五%）、協議組織は二二一九団体（同じく六七・五%）となっている。これを前年同期に比べると、連合団体合計は一〇五団体、三・三%の増加、このうち連合組織は二〇団体（一・九%）、協議組織は八五団体（四・〇%）の増加であった（第143・144表）。

右の連合団体のうち、全国的連合団体の中央組織である日本労働組合総評議会、全日本労働組合会議および全国産業別労働組合連合の三団体ならびに全国的連合団体であって上記三団体には加盟していないが、全国組合と称される主要連合団体の組織状況をみると次のとおりである。

日本労働組合総評議会（総評）　加盟団体は五七団体、その構成組合員数は三七四万五〇九六人で、前年同期より二団体、七万八七三九人（二・一%）の増加となり、構成組合員数の組合員総数中に占める割合は四八・九%（前年より一・九%減少）であった。加盟団体が増加したのは、全法務労働組合（組合員数四九五五人）および全国電気通信共済会労働組合（同六一五一人）が新規加盟したものである。また、構成組合員数が増加したのは、全日本自治団体労働組合で三万一千人増（未加盟市町村職員組合の新規加盟）、全国金属労働組合で一万六千人増（未組織労働者の組織化）、全日本自由労働組合で一万五千人増（未組織労働者の組織拡充）、日本鉄鋼産業労働組合連合会で一万人増（雇用の増大および未組織労働者の組織化）などのごとく大幅に組合員数が増大した団体を含め三四団体において、それぞれ組合員数が増加したことによるものである。

第143表　地域および組合の種類別労働組合連合団体数

地域	合計		連合組織		協議組織	
	組合	%	組合	%	組合	%
合計	3,285	100.0	1,066	100.0	2,219	100.0
全国的	210	6.4	173	16.2	37	1.7
地方的	230	7.0	123	11.5	107	4.8
府県的	753	22.9	384	36.0	369	16.6
地区的	2,092	63.7	386	36.2	1,706	76.9

〔備考〕 1)「全国的」とは組合規約において当該産業,職業または企業に属する労働者は全国いずれの地にあるかをとわず,その組合に加入することができるように定められており，かつ現実にその組織が，1，2の地区，1，2の都道府県に限定されることなく，全国または数地方に分布するもの。
2)「地方的」とは数都道府県に分布するもの。
3)「府県的」とは1都道府県または近接府県に分布するもの。
4)「地区的」とは1郡市1町村または近接市町村にわたって分布するもの。
5) 労働省「労働組合基本調査報告」による。

第144表　主要団体別組合員数　（単位　人，カッコ内%）

主要団体	1958年6月末	1959年6月末	1960年6月末	1960年6月末－1959年6月末
合計	6,984,032 (100.0)	7,211,401 (100.0)	7,661,568 (100.0)	450,167
日本労働組合総評議会	3,548,921 (50.8)	3,666,357 (50.8)	3,745,096 (48.9)	78,739
全日本労働組合会議	796,455 (11.4)	826,642 (11.5)	924,076 (12.1)	97,434
日本労働組合総同盟	273,270 (3.9)	283,075 (3.9)	303,868 (4.0)	20,793
その他	524,885 (7.5)	544,306 (7.5)	620,745 (8.1)	76,439
全国産業別労働組合連合	41,214 (0.6)	43,127 (0.6)	46,063 (0.6)	2,939
以上の団体に加盟しない全国組合	1,027,143 (14.7)	1,082,511 (15.0)	1,235,815 (16.1)	153,304
その他の組合	1,652,773 (23.7)	1,690,367 (23.4)	1,845,052 (24.1)	154,685

〔備考〕 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計は合計欄の数と一致しない。
2) 組合員数には非独立組合員数を含む。
3) 労働省「労働組合基本調査報告」による。

なお、既加盟団体において組合員数の著しい減少をみせた団体は、国鉄労働組合の二万人減少（新組織結成のため一部組合員の脱退）、日本炭鉱労働組合の二万五千人減少（雇用の減少および新組織結成のため一部組合の脱退）、全日本金属鉱山労働組合連合会の一万三千人減少（日鉱連の脱退による）などがあった。

系統加盟団体

（民間労組）

	人		人
全鉱	五八、六〇六	全海運	六、二三四
炭労	一六、五八三	全日通	六五、七二七
全日自労	二〇九、九二〇	全港湾	一七、八九三
紙パ労連	五四、二三〇	国際電電	二、八八四
新聞労連	三五、九七三	日放労	九、六八四
化学同盟	五三、一三六	電産	一、六六二
合化労連	一一八、五七六	全印総連	一九、九七三
鉄鋼労連	一四三、四〇九	全自交	三〇、九九八
全国金属	一四〇、九四二	全国一般	六四、九八二
私鉄総連	一七三、八五四	全日赤	七、九二五
全自運	二四、七〇八	電済労	六、一五一

（官公労組）

全専売	三八、八六八	全駐労	三七、二八三
全印刷	七、三三五	全医労	二五、三七九
国鉄労組	三三七、一三九	自治労	五七六、三三一
都市交通	五九、四二九	全農林	五七、一〇二
全逓	三三、三七一	全国税	二三、四七九
全電通	一七四、二七六	全労働	一六、六五七
全水連	一七、七六〇	全建設	二三、〇二九
日教組	五九二、九一四	全商工	一〇、〇四三
全司法	一六、八二六	全税関	五、八六六
全調達	二、一四二	全林野	七〇、一〇五
アルコール専売	一、一三〇	会検労	一、一五〇
全造幣	一、六一四	恩給職組	五四九
全厚生	三、九四二	経企労	二六〇
全文部	一、七五八	人事院職組	二〇〇
大蔵職組	一、八三六	全開発	八、六七二
全海事	二、二一七	全財務	五、八一二
全港建	四、四七八	全法務	四、九五五
全電波	二、五三九		

全日本労働組合会議（全労）　加盟団体は、日本労働組合総同盟傘下の一三団体およびそれ以外の全労直接加盟一〇団体の合計二三団体、その構成組合員数は九二万四千人で、前年同期より一団体、九万七千人（一一・八％）の増加となり、組織組合員総数中に占める割合は一二・一％で、前年同期より〇・六％の増加となった。一団体の増加は、日本金属鉱山職員組合が総同盟に直接加盟したことによるものであり、また、構成組合員数が増加したのは、全国繊維産業労働組合同盟で六万人増（雇用の増大による既設組合での組合員の増加）、日本労働組合総同盟県連合会で二万人増（同上）、日本海員組合で一万二千人増（未組織労働者の組織化）、全国造船労働組合総連合で一万二千人増（雇用の増大による既設組合での組合員数の増加）とかなり大幅に増加したのをはじめ、一三団体で組合員数の増加があったことによるものである。なお、組合員が減少した団体は九団体で、そのうちでは全国石炭鉱業労働組合の四千人減少が最も大きかった。

系統加盟団体

（総同盟）

	人		人
全炭鉱	四九、九二六	全交運同盟	一三、五九六
全土建同盟	三七〇	新三菱重工	二六、七三六
全食品同盟	一四、六五二	東邦亜鉛	一、六八九
全化同盟	五二、七七〇	公立学校共済	九二〇
全金同盟	九三、四四一	日東金属	一四〇
造船総連	四〇、〇七三	県連	二四三、九一五
港湾準備会	一、一五〇		

（直接加盟）

全繊同盟	四〇八、八二七	中部電労	一五、八一六
自動車労連	三三、五五四	中国電労	一〇、〇二四
海員	一〇四、九四一	四国電労	五、六六三
全映演	三、〇五五	関西電労	二、七五〇
東北電労	一四、一二八	九州電労	一三、九八七

全国産業別労働組合連合（新産別）　加盟団体は六団体、その構成組合員数は四万六〇六三人で、前年同期に比べ加盟団体数では変動はなかったが、組合員数は三千人増加し、構成組合員数の組合員総数中に占める割合は〇・六％で、一九五九年と同率であった。構成組合員数の増加は既加盟団体においてそれぞれ若干ではあるが、組合員数の増大がみられたことによるものである。

系統加盟団体

	人		人
全建労	八、九〇〇	全機金	一八、四三一
新化学	六、八七三	近畿車輌	一、〇五〇
京都地連	一〇、三九三	日運組	五〇〇

中立系全国組合　上記三中央組織に加盟しない全国組合は四〇団体ないし組合（以下単に団体という）で、その構成組合員数は一二三万六千人となっている。これら団体のうち、前年同期に比べその構成組合員数が増加した団体は二八団体で、このうち組合員数の増加が比較的大きかった団体は、日本電機機器労働組合連合会の二万九千人増（雇用の増大による既設組合での組合員数の増加）、全国生命保険外務労働組合連合会の一万九千人増（雇用の増大および未組織労働者の新規加盟）、全国土建労働組合総連合の一万三千人増（未組織労働者の新規加盟）等であり、減少の著しかった団体としては全日本中小企業労働組合総連合で一万人（他の組織に加盟のため一部組合が脱退）の減少があったが、そのほかは若干の減少となっている。

第三節　合同労組の現状と中小企業未組織労働者の組織方針

戦後わが国の労働組合は急速なテンポでその組織化が進められたが、そのほとんどが大企業を中心とするものであった。そして、それらの企業においては、おおむね一九四九年までに一応組織化を完了している。しかし一九五〇年以後における組織化の状況をみると、一九五二年までは、経済再編に伴う企業整備により事業の縮小、休廃止と行政整理の実施に加えて、マ書簡以後の労働政策の転換により労働運動は一歩後退し、組合数、組合員数ともかなりの減少をみ、翌一九五三年からは朝鮮戦争の特需による市況の活発化、それに伴う企業の新設や、対米講和問題を通じての労働運動の盛り上がりなどによって、組合運動も立ち直り、その後は組合数、組合員数とも漸増の傾向にある。しかしながら、その増加にもかかわらず、中小企業労働者の大半は今日においても依然として未組織のまま残されているというのが現状である。

中小企業における労働組合組織化の困難さについては、一方では経営者が近代的な労務管理を理解せず、労働組合の結成を極度に嫌悪してきたこと、他方そこで働く労働者の自覚が低くみずから労働組合を結成し、労働条件の向上を図るといった意欲に欠けるところがある等々の点が指摘されているが、ことに企業別組合という組織形態では、その組織化に限度があるといえる。端的にいえば、わが国事業所の圧倒的部分を占める企業規模三〇人未満のところでそれぞれ企業別組合を結成してみても、人的、財政的にまず十分な組合活動を期待することができない。したがってこれらの中小零細企業の労働者を組織するためには、従来の企業別組合にかわる新しい組織形態が必要となってくる。そして、ここに登場するのが数企業の労働者がまとまって一組合を組織するといういわゆる合同労組である。この合同労組はすでに一九四六年以後毎年若干ずつ結成されてきているが、その結成が本格化したのは一九五六年以後であり、特に一九五四年の総評第五回大会決定を契機として、それは促進されたといってよい。すなわち、総評は同大会において中小企業対策を取り上げ、中小企業労働者と共闘すること、またその組織化を進めるために合同労組の結成をはかることを決定するとともに、当時近江絹絲争議の最中でもあり、大会終了後中小企業対策委員会を設置した。さらに翌一九五五年七月には中小企業対策委員会が中心となって全国一般合同労組協議会（現在の全国一般合同労働組合）を結成するとともに、一九五六年二月に約一〇〇人のオルグを全国都道府県に配置するなど、当初の中小企業対策はやがて中小企業労働者の組織化対策へと脱皮し、合同労組の組織化活動は一段と強化されるようになった（「一九六〇年度総評運動方針、二、生活と権利と平和を守るために、組織をつよめ組合運営を改善しよう」の㈢より）。

㈢　未組織労働者を組織化し、失業者の状態を解決しよう

政府の雇用審議会の推定によっても現在われわれの周囲には一、〇〇〇万人をこえる顕在的潜在的失業者が存在する。その内訳の主なものは、(1)一定水準以下の低賃金で働く中小企業（大半は未組織）労働者、(2)臨時工、社外工、主に農村から供給される季節工、(3)農村と都市の貧しい業主とその家族従業者、(4)失業保険受給者、日雇労働者のような顕在的失業者等である。これらの膨大な失業者の存在が私たち組織労働者の運動を大いに阻害している。

私たちが戦後十数年にわたる長い闘争のつみかさねにもかかわらず、依然として日本の低賃金構造から脱却出来ないでいるのはこのためである。また、失業、半失業状態へ転落したらという脅威から、組織労働者が企業にしがみつこうとする問題もおこっている。したがって、私たちがこのような状態から抜け出して、少くとも西欧の労働者の水準に近づくためには、この深刻な失業状態の緩和、解消が必要である。

しかし、この大きな課題を労働組合の力だけで、しかも現在の力量の下で一挙に解決するということは、到底困難である。したがって段階を追ってとりくんでいく必要がある。その意味で、当面、われわれがまず着手すべきは、中小企業労働者、臨時社外工、季節工、日雇労働者等の組織化とその労働条件の引上げである。すでに私たちはこの深刻な反省の上に、三〇年に中対オルグ設置の一〇円カンパを行い、昨年はこれを五〇円に飛躍的に増額して、三〇〇人オルグを全国に配置した。その成果は全国で着実にあらわれつつある。また、やはり昨年、北九州の炭鉱失業者援助の運動（黒い羽根運動等）を組織し、又生活保護世帯の実態調査を行ったが、これは私たちが失業問題に真剣にとりくんだほとんど最初の経験だった。しかし、一、〇〇〇万人にのぼる顕在的

潜在的失業者の存在を考えるとき、私たちの運動はまだほんの緒についただけという感が深い。

そこで今年度は以下の諸目標実現のために一層の努力を集中する。

(1) 組織労働者の労働条件の向上のためには右にみた失業の緩和、解消、そして当面は未組織低賃金労働者（中小企業労働者、臨時工、季節工）の組織化と労働条件の引上げが急務であるという教育宣伝活動を強化する。

(2) 私たちの当面の組織活動の最大の目標は、いわゆる低所得層の状態を改善するための組織化であり、運動の重点がここにある。したがって現在三〇〇人の中対失対オルグを今後五、六年間に二、〇〇〇名にふやす。このため明年より三〇〇人ずつ増員する。

(3) この計画の実現のためには全国単産の援助に負うところが大きいが、現在、愛媛、新潟、長野で行われているように地区労もオルグの経費を負担し、全国単産と協力していくことにする。

(4) 中小企業労働者の組織化のためには、地区労（区労協）が中心になる。現在、地区労は連絡協議機関の域を出ていないものが多いからこれを充実させる。そのために県評に対する地区労の立場をもっと強める。

(5) 民間企業の比重の小さい地域で、県評を中心とした運動が政治的カンパニヤに終っているところがある。そのため中小企業労働者を全労に追いやっている傾向があるから、このような欠陥の克服に努める。

(6) 中小企業労働者の組織化は産業別整理統合の原則に従って行うが、実情によって地方組織のなりたたないところでは必ずしもこれにこだわらず中小連または一般合同労組をもって組織化する。

(7) 臨時工の本工化、組織化と社外工制度の廃止。

(8) 日雇労働者の組織払大、失業者同盟の結成に努力する。

また、全労、新産別等も一九五五年にそれぞれの年次大会において中小企業の未組織労働者を合同労組によって組織化することを決定している。以上のような上部団体の指導方針を背景に一九五六年以後合同労組結成の機運は著しく高まり、その数は逐年増加の一途をたどってきている。

次に労働省が各都道府県労政課を通じ、一九六〇年六月末現在で調査した結果（労働省労政局労働組合課編『合同労組の現状』、『同（資料編）』一九六一年一月刊）によって、合同労組の現状についてみよう。

（注）本調査は一応便宜的に調査対象を「合同労組名を使用しているものおよび中小企業労働者をもって地域毎に単一組織として結成された産業別、職業別、地域別の労働組合」と規定し、各都道府県労政課に調査を依頼したものであるが、各県から提出された報告書には、合同労組名を使用していても、その実態が企業別組合であるものや、単一組織でない連合団体、一人親方の組合などを若干含んでおり、それらは調査結果のうえでは除外されている。

合同労組を「二以上の中小企業の労働者が地域毎に、産業別、職業別または産業・職業にかかわりなく組織した単位労働組合または単一組織の労働組合」と定義した場合、その組合数は全国で四七二組合、組合員数八万三二九三人である。これを一九五七年一〇月現在の合同組合数四〇二組合、組合員数七万五八四六人に比べると、この三年間に組合数で一応七〇組合、組合員数で七四四七人を増加し

たことになる。なお、一九五七年の調査のさいは、合同労組名を用いているものの全部を計上したが、今回の調査では前述のごとく、合同労組の範囲から除外したものが約七〇組合ある。逆にいえば、前回の定義をそのまま使用すると、組合数、組合員数の増加は右の数字をさらに上回ったものになる。

形態別組合数および組合員数　㈠　一般合同労組とは二以上の中小企業の労働者が、地域ごとに、産業・職業にかかわりなく組織した合同労組である。それは商店、印刷業、家具製造業、タクシー業、病院等いかなる産業の労働者でも加入しうることになっており、特定産業、特定職能等による制約はいっさい設けられていない。この型の組合には組合名に「一般合同労組」の文字を付したものが多い。

例、盛岡地区一般合同労組（岩手）、仙台地区一般合同労組（宮城）、秩父地区一般合同労組（埼玉）、神戸合同労組（兵庫）等。

㈡　産業別合同労組とは、二以上の中小企業の労働者が、地域ごとに、産業別に組織した合同労組であり、合同労組の形態としては、これが過半数を占めている。この産業別合同労組では、木材・木製品製造業が四五組合でいちばん多く、次いで窯業・土石製品製造業四一組合、サービス業三一組合、出版印刷・同関連産業二五組合、建設業二三組合、運輸通信業二〇組合、以下漁業、水産養殖業、衣服その他繊維製品製造業と続いている。

例、函館製材労働組合(北海道)、仙台地区印刷産業労組(宮城)、桐生地区木材産業労働組合（群馬）、青梅織物協組従業員組合（東京）、栃尾繊従業員組合（新潟）、瀬戸窯業合同労組（愛知）、笠原製陶労働組合（岐阜）、熊本合同タクシー労組（熊本）等。

㈢　二以上の中小企業の労働者が地域ごとに、職能別に組織した合同労組である。周知のように一般の職能別組合はすでに戦前においても結成されており、戦後に新しくできたものではない。しかし、ここで取り上げる合同労組は、主として戦後の急速な労働組合組織化からとり残された中小零細企業の未組織労働者を組織する方法として表面化したものであることを考えると、必ずしも戦前のそれと軌を一にしたものといいえまい。職能別合同労組としては、削節製造職工の八組合を筆頭に、陶器荷造包装工七組合、船大工七組合、大工五組合、瓦職工四組合、捺染工四組合、港湾荷役夫四組合、競馬飼育訓練四組合、以下畳職工、注染工、石工、建具工等と続いている。

例、女川町削節工労組（宮城）、土岐浦包装工労働組合（岐阜）、全鳴門造船労働組合（徳島）、若狭粘土瓦職工労組（福井）、秩父捺染労働組合（埼玉）、小田原木工挽物労組（神奈川）、新潟木造船労働組合（新潟）等。

以上のごとく合同労組をその組織形態別に分類して、その組合数および組合員数をみると第145・146表のようになる。すなわち、産業別合同労組が最も多く、組合数二九六(六三%)、組合員数五万〇九〇四（六一%）といずれも過半数を占めており、一方職能別合同労組は沿革的にはいちばん古いが、それが今次調査にみられるごとく、

第145表　組織形態別合同労組数および組合員数（1955年6月在末現）

区分	組合数	組合員数
		人
計	472 (100)	83,293 (100)
一般合労	92 (19)	20,303 (24)
産業別〃	296 (63)	50,904 (61)
職能別〃	84 (18)	12,086 (15)

〔備考〕労働省労政局編「合同労組の現状」（1961年1月刊）による。

第146表　都道府県別，組合形態別合同労組数および組合員数（1955年6月末現在）

都道府県名	一般合労		職能合労		産業合労		合計	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人
北海道	4	320	9	419	6	668	19	1,407
青森	3	879					3	879
岩手	2	632			5	203	7	835
宮城	2	782	7	614	7	670	16	2,066
秋田					3	116	3	116
山形					23	6,860	23	6,860
福島			1	16	10	1,898	11	1,914
茨城					4	424	4	424
栃木			1	230	6	357	7	587
群馬	2	63	1	862	6	457	9	1,382
埼玉	5	546	1	382			6	,928
千葉	2	268					2	268
東京	10	1,541	7	3,037	3	956	20	5,534
神奈川	1	130	4	259	4	251	9	640
新潟	7	815	5	362	27	11,202	39	12,379
富山					7	1,006	7	1,006
石川	1	32	3	262	12	1,374	16	1,668
福井	1	110	1	18	4	636	6	764
山梨	1	444					1	444
長野	4	425	4	275	11	605	19	1,305
岐阜			7	492	10	3,700	17	4,192
静岡	4	540	2	317	14	1,808	20	2,665
愛知	1	62	2	358	9	1,152	12	1,572
三重	3	552			1	125	4	677
滋賀	1	638			1	289	2	927
京都			4	1,729	17	3,398	21	5,127
大阪	2	319	1	260	9	1,859	12	2,438
兵庫	2	2,886					2	2,886
奈良	2	73	1	12	8	739	11	824
和歌山	2	336	1	42	11	1,923	14	2,301
鳥取	1	210					1	210
島根	2	26			7	527	9	553
岡山	1	733	1	83	1	38	3	854
広島	7	4,504					7	4,504
山口	2	506	1	40	4	596	7	1,142
徳島	1	43	10	680	17	1,475	28	2,198
香川	2	100	1	15	1	8	4	123
愛媛	3	432			7	491	10	923
高知	1	30	3	213	8	379	12	622
福岡	4	566	2	108			6	674
佐賀	1	41			4	690	5	731
長崎	1	480	2	133	13	2,708	16	3,321
熊本	3	198			1	213	4	411
大分	1	41			8	573	9	614
宮崎					3	140	3	140
鹿児島			2	868	4	390	6	1,258
合計	92	20,303	84	12,086	296	50,904	472	83,293

組合員数ともいちばん少ないことは、合同労組方式による未組織労働者の組織化が主として一般合同労組または産業別合同労組方式によって進められていることに主因があると思われる。

第四節　組織運動

総評の組織方針　総評の一九六〇年度運動方針のなかでは、なんといっても「企業別組織から産業別組織へ」のいわゆる体質改善をいかになしとげるかという組織方針が、その中心課題をなしていた。同方針は前段の自己批判において、「確かに、保安闘争は、政府の上部をゆさぶるこるができた。だが、その背後にあって政治を支配している独占資本に直接の打撃を与えることができなかった。とくに独占資本に所属する民間企業は、数次にわたる努力により、動員、デモ等は前進したとはいえ、なお全体の行動のもりあがりからみればかなりたちおくれたこと。このことを安保闘争の中で闘われた春闘と併せ考えるならば、わたしたちの運動には重大な弱点があることがわかる。すなわち、わたしたちは、春闘で大幅賃上げ、全国一律最低賃金制八、〇〇〇円をもって独占の利潤に迫り、低賃金構造を打破するにいたらなかったことである。この点をわたしたちは、労働運動全体の体制の弱さとして率直に」認め、それらの弱点の根本は中小企業未組織労働者の広範な存在と企業意識の強い企業別全従業員組合という組織のあり方にもとづく組織問題にほかならないと述べ、また、後段では、教宣活動の改善ならびに産業別組織へ移行のための内部条件の充実など具体的な方策をうちだし、組織問題にかなりの重点をおいている。わが国労働運動の弱点の基礎が、組織の単位を企業別にもつ組織形態に内在しているという問題は、これまでにも幾度となく指摘されてきている。それをあらためて組織問題として運動方針中にもちだざるをえなかったということには、それなりの動機と理由があったのである。その動機とはいうまでもなく三井三池における分裂、すなわ第二組合の出現であった。総評は、「英雄なき百十三日の闘争」といわれた激しい合理化反対闘争を耐えぬいてきた炭労三鉱連の三池労組を高く評価してきた。わけても三池における従業員意識の払拭、企業別組合脱皮が到達闘争、意識変革闘争と呼ばれる、たえまない職場闘争の積み重ねによってなされてきたのだとして、総評の組織綱領も、このような職場闘争を底流にすえて提起してきたのであった。しかしながら、戦後の労働組合運動の先端をきり、最も戦闘的かつ強靱な労働組合ともいわれた三池労組といえども、経営者側の本格的な攻撃を防ぎきることができず、分裂をおこし、いわゆる企業別組合の典型的な弱点をさらけだしたことが、産業別組織への体質改善の必要をあらためて痛感させるにいたったものといえよう。一九六〇年八月の第一五回大会において可決された運動方針中組織方針（「二、生活と権利と平和を守るために、組織をつよめ組合運営を改善しよう」の㈢より）に関する部分は次のとおり。

㈢　企業から独立した労働組合をつくろう、産業別組織の確立のために

これまでのべてきたように、私たちの組織の弱さはおおうことができない。組織強化のために積極的な努力をはらおう。私たちの組織の目標は、企業から完全に独立した産業別組織をつくることである。将来のこの目標にむかって、当面、

(1)　企業から独立した労働者福祉、組合自身の手になる共済制度をつくること。

(2)　企業に依存した組合運営をあらためること。

に重点をおいて努力する。

一、共済厚生活動を労働者の自主性ですすめ、労働組合が労働者の生活をゆたかにすることを示そう

私たちは低賃金であるから、福祉施設を改善して、実質賃金をふやさねばならなかった。だが、これは半面組織的にマイナスの作用をし、第二組合の要因として利用される面もあった。居住施設、経済施設、診療所、衛生保育施設、教育、娯楽、体育施設、社内預金共済会などがほとんど会社側ににぎられていて、労働組合の発言権が弱いのが実情である。労働者の生活上のうるおいが、労働組合の団結よりも、主として会社側によってみたされているようなことでは、労働者の気持は、組合よりも、会社側にたよるほうにつよくかたむくことは当然であろう。わたしたちはこれらのすべてにわたって、会社側との手を切り、労働者自身の力によって一つ一つ組みたててゆく努力が大切であろう。

1、失業対策もかねて、国家の事業として大規模に労働者住宅を建設する要求を起すと共に、福利施設などの管理運営を労働者自らの手に移す闘いを組織する。さらに進んで、社宅などは安い値段で労働者に払い下げる闘いを組む。

2、地域組織を強化しつつ、地域生協の運動を活発にする。既存の経済施設はこのなかに吸収するようにする。

3、県評、地区労などが中心となって、民主団体とも協力し、病院、診療所、保育園などを経営する。

4、労働組合が協力し、文化、体育活動をおこない、また施設をとととのえる。また総評の場でもスキー、登山会や旅行会などを組織し、必要な施設をとのえる。

5、労働者自身の手でおこなわれる産業別共済制度をつくる。すでに企業とともにある組織は、労働者の手にとりもどす。県を中心とする全国労働共済制度は産業別制度と調整して更に払大する。

6、労働金庫については、昨年にひきつづき育成するとともに、三池闘争の経験によって現在の単位金庫を全国一本の労働金庫にするよう努力する。

二、組合運営を企業から独立させよう

企業組織を脱皮するためには、企業組合を維持させている外からの条件を解決することとともに、内部の企業的な組合運営を、積極的に克服してゆく努力が大切である。わけても今日ＩＬＯ条約批准にともなって多くの組織弱体化をねらう攻撃がかけられているから、根本的に組織強化について検討すべき時期であろう。私たちの組織は本来完全に企業から独立しているべきものである。もしそうでなくいまのように就業時間中に、経営者とのなれあいで組合運動を行い、そこに安住していると、もし会社側から禁止されたならば組合運動そのものが崩壊するのではなかろうか。はたして真の組合運動に耐えてゆける組織がいくつあるだろうか。このような心配は、チェック・オフの問題にも、専従者の問題にもある。中央単産本部の役員が、企業の従業員であれば、産業別労働者全体の利益を守る立場よりも出身企業の労働者の利益代表となるのではないかという心配も同時にある。したがって、労働組合が企業から独立するため、

(1)　就業時間中の労働運動やチェック・オフを禁止したり、専従者を廃止することによって、組合をつぶそうとする攻撃をはねかえし、びくともしない体制をつくる。

(2)　役員の任期を二年とする。

などの目標を夫々の単産で、数年にわたる計画をたて、達成しなければならない。（中略）

また、組合役員が企業から離脱し、産業別の労働者全体の利益

のために闘えるようにするためには、全体がその生活をしっかり支えることが大切であろうし、長年月にわたり組合幹部として労働者の生活や権利を高めることに功労があった指導者に対しては、一生の生活保障を全体で行うようにしたい。

三、総評の中央、地方組織はどうすればよいか

1、企業から独立した産業別組織をつくるための全組織をあげた努力のなかで、総評のもっとも大切な任務は何であろうか

それは第一に、個々の単産の手のとどかぬところにあって、しかも産業別組織への成長を最もつよく阻んでいる問題、つまり未組織労働者の組織化と、失業者の問題の解決にあたることである。

総評は、昨年三〇〇人のオルグ団を設置し、画期的にこの問題にとりくんだが、このオルグ団は将来、増加させなければならない。不十分な地方オルグ数に対して、長野や、新潟、愛媛など、自力でふやしているところもある。各地評が自らの組織をつよめ、オルグをふやしていくことがのぞましい。このとき克服すべきことは、一般に各地評、地区労において官公労が多く、民間の組合が多く地評、地区労に加盟していないことである。自然官公労組中心になり、全体の傾向が政治性をつよくおびることになる。このため、民間組合の地評、地区労に対する期待がうすれ、とりわけ中小組合はなじめぬ気持になっている。この傾向をただすために、民間組合の地評、地区労加盟運動をおこすことと、地評の中心となっている官公労働者が、民間労働者の実情と要求をよく知り、全体の場でつつむ配慮がとくに必要となるだろう。もちろん官公の組合で未加盟の多いところは加盟運動を単産本部の指導ですすめることが大切であることはいうまでもない。

第二に、重工業地帯での地域共闘の強化である。労働運動の基本組織は産業別組織であり中でもその中心は基幹産業の産業別組織である。重工業地帯の地域共闘は、基幹部隊の産業別統一闘争を支えるものとして、決定的に重要となる。そして近い将来、これらの闘争は、次第に生産の第一線を荷いはじめた若い労働者たちの肩にかかるだろう。したがって若い労働者たちの連帯をつよめつつ、地域共闘の強化をはかるために、重工業地帯に全国オルグの重点配置をおこなう。

第三に、労働組合は、産業別に整理統合されることが望ましいことであるから、このたてまえにむかって、当面、中立の労働者にも呼びかけ、すでに組織している港湾共闘会議、金属共闘など大産業別共闘の活動を強化し、総評はオルグ活用、闘争の一元的指導などをつうじ、その前進をはかる。国公関係組合は、一本化のためにさらに努力する。

第四に、労農提携の活動を強化し、労農会議を組織する運動を全国的にすすめることである。労農提携の活動は、政治的には保守、経済的には低賃金の源泉である農業のなかで働らく農民を積極的に労働者の側にひき入れ、労農同盟の基礎を確立するための労組本来の重要な闘いである。このため、全国的な運動の指導と推進のための機構を拡充強化し、米をはじめとする農畜産物の価格要求の内容を農民の自家労働に対する賃金要求の闘いと高めていくと同時に、農業だけで生活することのできない半労半農の兼業下層農の独自組織化をはかり、経済交流をすすめ、さらに具体的な農民要求ごとに共闘の場を確立する。

第五に、主婦の会の組織に力を入れる。主婦の会が、労働運動を支え、国民的共闘の結節点としての、役割のつよいことは多くの実例が示している。労働組合の組織的影響力が単に所属組合員のみでなく、家族にまで、また地域にまで拡大されてゆくこと

が、決定的に重要なことである。

第六に、青年、婦人対策に力を入れる。（略）

第七に、地評、地区労は、とくに地域労組の組織的中心であり、サービス・センターとしての役割を果すべきであろう。組織綱領においても明記されているように、官公労働者は地域的には点在し、また中小企業の労働者もその行動範囲は地区労中心である。これらの個々を考えたばあい、経営者側にはそれぞれ職制支配が確立しているが、一方労働者の側には専従者もおけないということではたたかえない。したがって地区労はこの地域的サービス・センターとなるべきであろう。中小企業の組織化にあたっては、産業別に統合する原則に従うが、それができないところは、地区労を中心とした合同組合であるべきである。労働者の生活をゆたかにするための地域生協も地区労中心に発展させたい。現在は地区労は地域共闘の中心となっているが、全国単産は地区労を強化し組織化の中心とするため、規約その他において配慮することがのぞましい。地評は地区労をたてよこにつなぐ連絡センターとし、役割をはたすべきである。

2、総評本部の事務局運営をどうするか（略）

ところで、一〇月一三日開かれた日経連の臨時総会で前田専務理事は、右の「企業別の組織から産業別組織へ」という総評の組織方針を批判して、総評の方針には「労働者の生活、福利施設、金融、教育すべての労働者のことに組合自らの手でやろうと書かれているが、これは組合モンロー主義の建前を打ち立て」たものであるとし、「わが国の土壌の中に産まれている歴史的、伝統的な所産である企業別組合というものが、果してかく簡単に脱皮できるものであるかどうか、これはすこしく実情を掘り下げているものにとっては容易にわかることであろう」と述べ、逆に「企業別組合の妙味」について、「企業の繁栄と従業員の幸福向上のため、これ（企業別組織）に増した組合組織形態はない」と次のように指摘している。

わが国の企業別組合というものは、欧米の組織形態である職種別に横の連絡をとるいわゆるクラフト・ユニオンの組織の上に立っているものではなく、一つの企業の中にあるところの職員と労働者を縦割りに打って一丸として組織したいわば従業員団とでもいうべき性格のものである。この従業員団が近代法理念の中に生まれた労働組合の名によって、その機能が運営せられているのが企業別組合というものの実情である。一体企業における従業員はその企業を最もよく理解し最もこれを愛するものであって、企業の繁栄と従業員の幸福向上とは一致するものである。

全労の組織方針　全労の一九六一年度運動方針は、一九六〇年一〇月の第七回大会で討議を予定されていたが、当面総選挙に全力をそそぐということで延期され、一九六一年一月の同大会で可決された。その運動方針における組織活動の重点は他方組織の確立強化と拡大、なかんずく未組織労働者の組織化におかれ、また、そのため全労加盟組合の地方支部分会、組織外の単位組合を全労系地方組織へ積極的に獲得するよう努力することがうたわれている（「一九六一年度運動方針、一三、組織的活動」より）。

一、全労組織の強化拡大

1、全労会議組織活動の目的は、一つには、全労加盟組合および組合員、ならびに日本労働者全体の利益を増進するために、全労自体の行動能力を高めることにあり、一つには、総評の容共的極左路線と対決し、全労を中心とする民主的労働戦線を拡大することによって、わが国の労働運動を正しい路線に乗せることにある。そのために、中央、地方を通じて全労組織の強化拡大と活動力を高めることに、最善の努力を払わねばならない。

2、わが国労働組織の現状は、組織労働者約七百万人で、その外側には千万以上の、ぼうだいな未組織労働者が中小零細企業に存在しているが、企業別労組という組織形態と中小零細企業における前時代的環境の故に、その組織化は極めて困難である。また官公労は、その殆んどが総評傘下に置かれ指導部に対する極左の影響力も強いが、民間労の方では、いわゆる中立組合という形が約半分を占めており、しかもその多くは、色々な組織的事情によって全国中央団体の活動に参加することをためらっているか、或いは企業内組織のカラに閉じこもっている状態にある。また総評では、その組織の自壊を食いとめようとしているが、誤った指導方針が禍いし、却って組織分裂や第二組合の発生等が相次いでいる。

3、このような条件の中で、われわれは、次の方針のもとに組織活動を展開する。

(イ) 地方組織と加盟組合の協同の活動により、中小企業における未組織労働者を組織し組合をつくらせること。

(ロ) 未加盟組合を特に地方において全労の組織に参加させること。

(ハ) いわゆる中立組合に対する働きかけを強め連携を深めること。

(ニ) 全労の内外において、全国的な組織連携をもっていない組合の産業別、業種別組織整理を促進し、必要に応じ新しい全国組合の結成に対し援助をすること。

(ホ) 全労外の組織において、容共路線と対決し指導方針をめぐって民主的労働運動の立場を明らかにする必要から生まれた新組合組織や民主的勢力に対しては、積極的な協力を行うこと。

(ヘ) 前項の実施に際しては、特に中央と地方の連絡を密にとり、事前の組織的調査、発動の時期、方法等に慎重を期すること。

(ト) 中央との結びつきを強めつつ地方における全労の活動力と影響力を増大するため、あらゆる府県に明確な「地方全労」の形をとった組織を確立するよう一層の努力を行うこと。それとともに、全労系地区労の組織を積極化すること。

以下、二、青婦活動および文化活動、三、産業別組織の強化、四、国際的連携の強化、五、全労本部活動力の強化充実（略）。

第三章　主要な争議

第一節　統計からみた争議

日本の現行労働争議統計には、労働大臣官房労働統計調査部「労働争議統計調査」のほか、業務統計として、中央労働委員会で集計する各労働委員会の「労働争議調整取扱件数・参加人員」があり、これは、中央労働委員会事務局編『労働委員会年報』に発表されている。しかし、中央労働委員会の業務統計は、労働委員会が関与した争議だけを対象にしているから、包括的なものではないし、公共企業体における労働争議は含まれていない。そのうえ、集計結果の発表もおそいので、ここでは、労働省「労働争議統計調査」にもとづいて記述する。

(注) 労働省「労働争議統計調査」の調査単位は、独立の工場・事業所である。したがって、共同争議や労働組合連合体の労働争議の場合も、それぞれ独立の工場・事業所ごとに調査してい

る。だが、集計単位としては、労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議などの場合も、いずれも一件の争議として集計することになっている。

一九六〇年における労働争議の状況を概観すると、上半期には、日米安全保障条約改定反対運動で大規模な統一行動とストライキが行なわれたこと、また、下半期には、日本医療労働組合協議会の統一闘争をはじめ、中小企業関係の争議がかなり多かったことなどにより、争議行為を伴った争議を中心に、労働組合運動は著しく活発化した。その結果、労働争議件数は、日本労働組合運動史上、最高を記録したのである。

特に、安保反対運動では、一月以降六月末までに安保条約改定阻止国民会議が組んだ一〇次にわたる統一行動のなかで、日本労働組合総評議会が、中核的な役割を果たした。労働省「労働争議統計調査」によると、安保反対運動における実力行使参加人員数は、実人員に換算して約一〇四万人、延人員にして約一八三万人を数え、一九五二年の破壊活動防止法反対運動（実人員約七六万人、延人員約一二九万人）、一九五三年のストライキ規制法反対運動（実人員約三八万人、延人員約一〇四万人）、一九五八年の警察官職務執行法改悪反対運動（実人員約七二万人、延人員約八三万人）などの政治的要求を掲げて行なわれた実力行使の規模を、はるかに上回ったのである。

争議件数および参加人員数　一九六〇年の労働争議（この一年間に新規発生した争議と、前年から繰り越して継続した争議とを合計したもの）は、これを総争議（争議行為を伴わない争議と、争議行為を伴った争議との合計）についてみると、件数二二二件、その総参加人員数六九五万二九一一人であり、前年に比べ、件数で五一三件（三〇・〇％）、総参加人員数では二二七万〇九〇九人（四八・五％）の増加となっている（第147表参照）。

（注）従来、この年鑑に掲載してきた総争議件数・総参加人員数の計算の基礎が、一九五八年から変更されている。詳しくは、第147表の備考欄を参照のこと。

一九六〇年の総争議件数は、第二次世界大戦後の最高記録であった一九五八年の水準をはるかに突破し、二千件の大台をこした。そして、労働争議件数の増加は、特に争議行為を伴った争議において著しく、総争議件数中に占める争議行為を伴った争議件数の比率は、一九五七年の五九・五％、一九五八年の六六・九％、一九五九年の六九・八％に対して、一九六〇年は七六・八％を示している。これは、労働組合運動の高揚を物語る数字とみてよいだろう。

総争議総参加人員数は、前年に比べると、かなり大幅に増加したが、なお、第二次世界大戦後の最高記録を示した一九五七年の水準には及ばなかった。前年対比の増加率からいえば、総争議件数が三〇・〇％増、総争議総参加人員数が四八・五％増であるから、中小あるいは零細事業所での労働争議が、相対的に活発化してきた前年までの動向に、一応の終止符がうたれ、一件当たり参加人員の多い大企業労働争議の役割が、重要になってきたようだ。

しかし、争議行為を伴った争議だけについてみると、件数は、前年対比四三・一％増であるのに対し、行為参加人員数は、前年対比二一・七％増にすぎず、総争議の場合とは逆の傾向を示している。これは、争議行為を伴う争議のような積極的形態が一件当たり行為参加人員数の少ない中小企業労働争議において、より多く現われた事実を反映している。

なお、総争議総参加人員数中に占める争議行為を伴った争議の行為参加人員数の割合は、一九五七年が二七・七％、一九五八年が三九・九％、一九五九年が四一・〇％、一九六〇年が三三・六％とな

第147表 年別・争議形態別労働争議件数および参加人員 (発生・繰越)

年別	総争議		争議行為を伴わない争議		争議行為を伴った争議									
					小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数
1951年	1,186	2,818,688	584	1,432,254	670	1,386,434	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
1952年	1,233	3,683,435	573	1,839,036	725	1,844,399	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
1953年	1,277	3,398,667	584	1,655,483	762	1,743,229	602	1,333,519	27	23,389	261	732,118	4	271
1954年	(1,247)	(2,635,426)	(552)	(1,088,807)	780	1,546,619	623	915,111	32	21,846	271	967,821	6	869
1955年	(1,345)	(3,748,019)	(615)	(1,980,652)	809	1,767,367	638	1,028,629	40	8,922	310	1,000,397	1	29
1956年	(1,330)	(3,371,918)	(591)	(1,767,243)	815	1,604,675	631	954,177	44	168,487	337	737,113	5	208
1957年	(1,674) 1,680	(5,262,823) 8,463,364	(780) 681	(2,917,510) 1,754,266	999	2,345,313	810	1,554,968	53	8,354	385	1,240,225	4	325
1958年	1,864	6,362,407	617	1,275,635	1,247	2,536,574	887	1,179,566	58	116,134	551	1,679,789	3	388
1959年	1,709	4,682,002	516	1,225,748	1,193	1,917,545	872	1,213,593	52	6,547	522	1,104,051	2	107
1960年	2,222	6,952,911	515	2,009,723	1,707	2,334,646	1,219	917,413	34	14,770	972	1,776,995	2	154

〔備考〕 1) 総争議の件数は，①当該期間に争議行為を行なった争議，②当該期間に第三者の関与があった争議，③以前に争議行為または第三者関与があったが，当該期間には争議行為も第三者関与もない前期からの繰越し争議のそれぞれの件数の合計である。ただし1957年合計のカッコ内の数字および1956年以前の数字は③の件数を含まない件数である。

2) 総争議の総参加人員数は，争議に参加した人員の総数(争議団体の統制下にある構成人員の総数)である。ただし1957年合計のカッコ内の数字および1956年以前の数字は争議行為を実際に伴った人員と第三者関与の対象人員との合計による参加人員数である。

3) 争議行為を伴わない争議の件数および総参加人員数は該当期間において争議行為のまったくなかった争議のみを示す。ただし，1957年合計のカッコ内の数字および1956年以前の数字はこのほかに争議行為を伴った争議でも行為に参加しなかった者があるときは第三者関与がある場合にかぎりその件数および行為不参加人員数をこの欄に集計してある。

4) 労働省「労働争議統計調査」による。年集計，以下特に付記しないかぎり同じ。

第148表　月別・争議形態別労働争議件数および参加人員　(1960年)

月別	総争議				争議行為を伴わない争議		争議行為を伴った争議									
	総数		発生				小計		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	総参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数	件数	行為参加人員数
		人		人		人		人		人		人		人		人
1 月	121	870,570	45	24,225	83	765,688	38	64,731	30	22,075	9	12,388	7	42,811	—	—
2 月	184	822,987	101	358,450	76	544,843	108	53,255	65	28,445	14	12,515	51	24,909	—	—
3 月	297	1,844,771	193	1,180,694	113	1,273,921	184	214,900	126	96,551	11	12,545	88	145,326	—	—
4 月	446	2,092,904	269	332,326	128	918,538	318	413,183	263	293,025	9	11,286	126	184,709	—	—
5 月	449	1,889,123	286	932,513	143	717,422	306	290,259	86	41,737	9	11,199	234	255,370	1	54
6 月	583	2,954,076	271	570,961	107	552,539	476	1,135,840	311	307,552	9	11,857	389	987,857	1	54
7 月	243	1,076,080	111	105,013	110	347,866	133	112,724	91	26,680	11	11,947	48	86,448	1	54
8 月	171	591,363	79	202,489	97	525,204	74	25,321	66	22,392	10	10,810	13	6,813	—	—
9 月	219	1,055,103	143	446,823	83	662,635	136	52,912	68	26,152	5	10,153	85	27,241	—	—
10 月	243	1,183,532	105	134,293	100	698,874	143	179,414	63	62,171	4	8,825	91	136,055	—	—
11 月	343	981,493	224	293,493	140	680,979	203	173,540	160	97,964	7	9,502	71	93,520	1	100
12 月	522	1,111,569	319	573,766	180	386,139	342	251,275	231	117,642	6	975	161	159,176	1	100

〔備考〕 1)　労働省「労働争議統計調査」による。
2)　総争議の発生欄以外は，すべて前年あるいは前月からの繰越を含む。

っており、過去二年間、特に前年に比べて、かなり低下した。

次に、一九六〇年における労働争議件数・参加人員数の月別推移をみよう（第148表）。

発生労働争議件数（総争議）では、多い月から順位をつけると、一二月、五月、六月、四月、一一月、三月の順になっている。この順位を、一九五九年についてみると、一一月、一二月、六月、三月、七月、四月の順になっていた。過去二年間、発生労働争議件数の首位は一一月（一九五八年の場合は、特に警察官職務執行法改悪反対運動の影響が大きかった）によって占められていたが、一九六〇年には、五位まで低下している。もちろん、年末の臨時手当を要求する争議件数の増加を反映して、過去二年間の二位（それ以前の二年間は一位）を占めていた一二月が、あいかわらずトップにたっているが、一九六〇年の最大の特徴は、四月と五月の上位進出であろう。これは、六月が三位にある事実とともに、明らかに安保反対運動が拡大した時期と合致している。

発生労働争議総参加人員数（総争議）では、多い月から順位をつけると、三月、五月、一二月、六月、九月、二月であった。この順位を、一九五九年についてみると、六月、二月、三月、一一月、四月、一二月の順である。一九五九年は、なんといっても、春季の総参加人員数の増加、したがって、大組織の労働組合による賃金要求の活発化が、右の月別順位に現われたけれども、一九六〇年の発生労働争議総参加人員数の月別順位では、発生労働争議件数のそれについてより、いっそう明確に、安保反対運動の影響が示されている、といえよう。

発生・繰越労働争議件数（総争議）でも、発生争議のみの場合と比べ、全体としてはほぼ同じ月別推移をみることができる（六月、一二月、五月、四月、一一月、三月の順）。ただ、発生争議のみの場合は三位だった六月が、繰越を含めると首位にたったのは、かなり長期間にわたった（そして六月に最高潮に達した）安保反対運動の反映であろう。一方、発生・繰越労働争議総参加人員数（総争議）は、発生争議のみの場合と比べ、全体として大きく異なった月別推移（六月、四月、五月、三月、一〇月、一二月）を示しており、むしろ、一九五九年における発生争議のみの場合と近似しているが、これは、大組織の労働組合による賃金要求の活発化というより、やはり安保反対運動との関連でみるべきだろう。

争議の形態　労働省「労働争議統計調査」では、労働争議を、次のように分類している。

- 総争議
  - 争議行為を伴った争議
    - 同盟罷業
    - 工場閉鎖
    - 同盟怠業
    - 業務管理
    - 労働委員会の関与した争議
    - 労政職員の関与した争議
    - その他の関与した争議
  - 争議行為を伴わないが調整のため第三者が関与した争議

（注）争議形態別の分類法　たとえば、一つの争議が、集計期間中に最初は争議行為を伴わず、のちに同盟怠業を行ない、ついで同盟罷業が発生し、しばらく休止していて、さらにまた同盟罷業が発生するなどのように、数種の形態が行なわれることもあり、また、同時に異種の形態の争議が行なわれることもあるわけである。労働省「労働争議統計調査」では、一九五〇年以降、実際を現わすという方針のもとに、数種の形態が行なわれた場合には、各形態ごとにそれぞれの参加人員を用いて一件の争議として扱い、争議行為を伴ったものの小計欄にはひとまとめにして一件の争議として計上し、参加人員の各形態のうち最

大の参加人員をもつ一回だけ集計するという方法を採用している。しかし、同じ形態が二回以上行なわれたときは、一回だけ計上することになっている。第三者が関与した争議で、争議行為を伴ったときは、行為を伴った参加人員と総参加人員との差を、争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総計欄には一括して一件とし、総参加人員を用いて計上する。したがって、各形態ごとの件数・参加人員の合計は、争議行為を伴った争議参加人員の小計と一致せず、行為を伴った小計の件数と行為を伴わない件数との和は、総計の件数に一致していない場合がある。

争議行為を伴った争議を、各争議形態別にみると、すでに第147表および第148表に示したとおりである。

同盟罷業は、一九六〇年、一千件の大台を突破し、件数において、わが国労働組合運動史上の最高を記録した。従来、一九五八年についで同盟罷業件数の多かった一九五九年に比べても、二一%の増加である。これは、主として賃金引上げおよび年末一時金要求で中小企業労働組合のストライキが頻発したからである、といわれているが、確かに、同盟罷業の行為参加人員数は、件数の激増にもかかわらず、過去五年間のいずれよりも少なく、一件当たりのストライキの規模が小さいことは特徴的であった。

ただ、一九六〇年を各月別に調べてみると、同盟罷業の最も多かった月は、件数・行為参加人員数ともに、安保反対運動が最高潮に達した六月である。この点、件数では過去三年間にわたり年末闘争の一二月が最高、行為参加人員数では過去二年間にわたり春季闘争の三月が最高であったのに対し、きわだった変化である。

同盟怠業は、件数・行為参加人員数ともにわが国労働組合運動史上の最高を記録した。特に、件数は、前年に比べて八六%の増加で

第149表　直接労働損失日数（発生・繰越）

年別	総数（A）	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの	B/A
	千日	千日	千日	%
1951年	6,015	5,972	42	0.7
1952年	15,075	15,012	63	0.4
1953年	4,279	3,854	425	9.9
1954年	3,836	2,659	1,177	30.7
1955年	3,467	3,307	160	4.6
1956年	4,562	2,353	2,269	49.7
1957年	5,652	5,561	128	2.3
1958年	6,052	5,826	531	8.8
1959年	6,020	5,926	194	3.2
1960年	4,912	4,811	2,746	55.9

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 同盟罷業と工場閉鎖の両者が同時に行なわれることがあるので，両者の労働損失日数の計は総数に一致しない。

ある。

しかし、労働省「労働争議統計調査」における同盟怠業の増減は、必ずしもサボタージュの増減を、そのまま示しているわけではない。現行統計では、作業停止継続四時間未満の時限ストライキを、「同盟怠業」に含めて分類すると規定されているからである。したがって、統計上における「同盟怠業」の増大は、戦術としての時限ストライキの増大を反映したものであり、一九六〇年についていえば、争議行為を伴った争議中に大きな比率を占めた安保反対運動での実力行使のほとんどが、短時間の時限ストライキまたは就業時間内職場集会などであったことによる。

実際、一九六〇年における同盟怠業のうち、三二三件（三三％）、行為参加人員数九六万三千人（五四％）は、安保反対運動の関係であった。また、同盟怠業の最も多かった月も、同盟罷業の場合と同じく、件数・行為参加人員数ともに、安保反対運動が最高潮に達した六月である（一九五九年には、件数最高が一一月、行為参加人員数最高が三月で、年末と春季の経済闘争に結びついている）。

業務管理は、件数・行為参加人員数とも、前年とほとんど変化がない。

工場閉鎖は、件数において、過去五年間のいずれよりも少なかったが、「行為参加人員数」をみると、前年の二倍以上になっていることが特徴であった。これは、三井三池炭鉱で、大規模なロック・アウトが行なわれたためである。

労働損失日数　労働争議による直接労働損失日数の年別推移は、第149表のとおりである。すなわち、一九六〇年は、総数において、一九五七年以来の最低を示した。これは、同盟罷業による直接労働損失日数が減少したためである。一九六〇年には、特に資本家側が、安保反対運動の高揚に伴う政治情勢の不安定な事情を考慮し、また、経済の好況のもとである程度の譲歩をしても労働争議の早期解決をはかったほうが得策と判断したため、春季闘争も、夏季・年末の一時金闘争も、ストライキが比較的短時日のうちに終わっている。

しかし、工場閉鎖による直接労働損失日数は、第二次世界大戦後の最高を記録し、全直接労働損失日数の五五・九％と、過半数を占めた。これは、日本炭鉱労働組合の合理化反対闘争（主として三井三池炭鉱争議）に伴うロック・アウト増大の反映であり、炭労関係だけで全直接労働損失日数の五五％（二六八万日）に達している。したがって、それを除くと、労働争議一件当たりまたは行為参加人員一人当たりの直接労働損失日数は、非常に少ないものとなる。

（注）　労働省「労働争議統計調査」において、労働損失日数は、二種類に大別される。その一つは、同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員をもって表示される直接労働損失日数である。その二つは、一部の労働者が同盟罷業を行なったために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるをえなかった延人員をもって表示される間接労働損失日数である。しかし、間接に作業を停止せざるをえなかったが、事業所が異なる場合には、間接労働損失日数には含めない。労働損失日数は、長期争議のときには、作業停止をした人員に可能労働日数を乗じて算出する。可能労働日数とは、歴日の日数から、その事業所において実際に休日と定めた日を差し引いた日数である。なお、一日のうち四時間以上の罷業は、一日として計算することになっている。

直接労働損失日数の産業別（大分類）分布をみると、一九六〇年は、第一位が鉱業で三〇九万六九九七日（一九五九年第一位、三四〇万二六六八日）、第二位が製造業で九五万五四五〇日（一九五九

年第二位、二〇〇万七四三八日)、第三位が運輸通信業で三六万七四四七日(一九五九年第三位、四九万八八八四日)、第四位がサービス業で二一万五六八〇日(一九五九年第四位、三万五七〇五日)、第五位が金融保険業で一二万八八六三日(一九五九年第一〇位、一二四三日)、第六位が電気ガス水道業で五万一四三五日(一九五九年第八位、一万二〇二〇日)、第七位が公務で四万六三〇一日(一九五九年第六位、一万五一五七日)、第八位が建設業で二万一五九三日(一九五九年第五位、二万九二三八日)、第九位が卸売小売業で二万〇三九五日(一九五九年第七位、一万二八七〇日)、第一〇位が漁業で一一三六日(一九五九年第九位、五二〇〇日)、第一一位が農林業で五六日(一九五九年第一一位、二二日)となっている。

この分布の特徴は、第一に、順位だけからみると、鉱業・製造業・運輸通信業・サービス業の序列は、前年どおりであるが、直接労働損失日数をみると、上位の鉱業・製造業・運輸通信業は、いずれも減少しており、特に製造業は、半減というありさまである。第二に、サービス業は、順位こそ変化がないけれども、直接労働損失日数は前年の約六倍に達した。第三に、金融保険業は、順位が高くなり、直接労働損失日数も前年の約一〇倍と飛躍的に増大し、一九六〇年の労働争議における重要な特徴となっている。同じ傾向は、電気ガス水道業にも、指摘できる。第四に、公務と卸売小売業は、順位が低下したけれども、直接労働損失日数は増加し、建設業と漁

第150表　産業別作業停止労働争議件数・行為参加人員数　(1960年)

産業	件数	行為参加人員数
		人
全産業	1,063	918,094
農林業	2	56
漁業	2	113
鉱業	84	263,620
金属鉱業	13	34,095
石炭鉱業	64	229,113
その他鉱業	7	412
建設業	12	12,371
製造業	576	382,915
繊維品	25	6,162
木材・木製品	11	2,252
パルプ・紙	36	20,582
出版・印刷	42	8,892
化学	82	72,375
石油・石炭製品	6	1,059
ゴム製品	8	9,473
窯業・土石製品	33	7,812
鉄鋼	31	8,509
非鉄金属	8	3,473
金属製品	20	4,104
機械	89	57,023
電気機器	66	107,048
輸送用機器	52	58,628
その他	67	15,523
卸売・小売業	24	5,502
金融・保険・不動産業	15	15,787
運輸通信業	185	80,562
電気・ガス・水道業	23	24,171
サービス業	93	98,866
公務	44	29,812
分類不能	3	4,319

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。
2) 発生＋形態変更＋繰越。

第151表　主要要求事項別労働争議発生件数

要求事項	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年
(積極的要求)										
組合の承認または組合活動	14	12	26	30	19	18	24	34	34	31
労働協約の締結または全面的改訂	79	77	99	104	74	61	77	69	58	56
賃金増額	566	488	470	398	267	355	522	429	467	805
臨時給与金支給	347	354	435	408	503	476	553	533	552	638
退職金制度の確立または増額	—	—	66	61	70	68	56	32	45	48
労働時間の変更	11	10	8	11	16	6	45	26	13	16
休暇休日	8	9	9	20	14	6	3	3	4	11
経営参加	3	3	3	13	—	—	1	—	—	—
福利厚生施設	3	9	7	15	12	12	18	19	9	9
(消極的要求)										
賃金減額反対	6	15	14	49	28	13	2	12	11	7
賃金定期支払	114	127	86	141	113	42	43	42	24	13
解雇休業手当	—	—	61	70	49	25	33	44	26	10
事業休廃または操業短縮反対	19	20	21	35	26	25	26	26	22	15
解雇反対または被解雇者の復職	102	141	127	203	191	162	162	218	144	93
(その他)										
その他賃金	—	28	32	51	64	47	71	24	28	34
その他作業条件	—	9	26	25	21	23	37	40	27	13
労働協約の効力	—	1	8	11	12	19	9	12	12	8
その他人事	—	34	34	36	47	51	74	100	50	46
その他	165	256	65	19	11	10	12	211	185	369

〔備考〕 1) 労働省「労働争議統計調査」による。

2) 1951年の「その他」のうちには「その他賃金」,「解雇休業手当」,「その他作業条件」,「労働協約の効力」,「その他人事」,「退職金制度の確立または増額」に関する要求が含まれる。1952年の「その他」のうちには,「解雇休業手当」,「退職金制度の確立または増額」に関する要求が含まれる。

業は、順位・直接労働損失日数ともに低下した。

争議の産業別分布　一九六〇年の労働争議を、争議行為を伴った争議について、どの産業部門に多く発生したかをみると、前年に比べ、製造業・サービス業・公務・金融保険業および卸売小売業などでの件数の増加が著しい。また、産業中分類別には、医療保健業・電気機器・輸送用機器・道路貨物運送業・機械および出版印刷などでの件数の増加がめだつ。これは、労働組合運動が比較的たちおくれていた卸売小売業・金融保険業・サービス業（中分類に医療保健業を含む）などで、運動が活発化してきた事実を示す、と特徴づけてよいだろう。

争議行為参加人員数も、件数の場合と同様に、大部分の産業部門で増加しており、特に公務・電気ガス水道業・サービス業などでは、激増した。また、産業中分類別には、出版印刷・化学・機械・電気機器・輸送用機器・医療保健業などでの増加が目だつ。

次に、「作業停止労働争議」だけについてみると、第150表のとおりである。

（注）　労働省「労働争議統計調査」でいう作業停止労働争議とは、同盟罷業または工場閉鎖の行なわれたものをいう。したがって、四時間未満の時限ストライキは、統計上、「同盟怠業」に含められているので、ここにはいらない。

作業停止労働争議では、金融保険業・サービス業・公務などが、前年に比べて、件数・行為参加人員数ともに大幅な増加を示し、製造業の場合、件数が二七％も増加した。

製造業を中分類別に、作業停止労働争議の件数で順位をつけると、第一位は一九五九年と同様に機械で、実数がやや増加、第二位はやはり前年と同様に化学で、二二件増、第三位は電気機器で、ほぼ倍増（一九五九年第五位）、第四位は輸送用機器で、一六件増（一九五九年第三位）となっている。

また、作業停止労働争議の行為参加人員数の多い部門を、製造業の中分類別にみると、第一位が電気機器で約一一万人（一九五九年は約六万人）、第二位が化学で約七万人（一九五九年は約五万人）、第三位が輸送用機器で約六万人（一九五九年は約一〇万人）であった。

争議の要求事項　労働省「労働争議統計調査」で調査している労働争議の要求事項は、争議の最初に労働者側から提出された要求内容をその対象としている。労働争議の原因と要求事項とは、一致する場合も多いが、争議の最初に提出された要求内容を、そのままその争議の要求事項とはしえない場合もある。また、「労働争議統計調査」では、主要要求事項の全般について調査が行なわれているが、そのため、基本的要求と副次的要求との区別が無視され、同列に一件として計算されていることには、改善の余地がある。

一九六〇年に発生した労働争議の主要要求事項をみると、第151表のとおりである。一九六〇年には、「賃金増額」、「臨時給与金支給」などの要求事項が、前年に比べていっそう増加し、「解雇反対」、「賃金定期支払い」などの要求事項が、ひきつづき減少した。

労働省「労働争議統計調査」が行なっているように、労働争議の要求事項を、「積極的要求」と「消極的要求」とに分類して表示する方法は、形式的な解釈に流れるおそれもあるが、こころみに、要求事項総数に対するそれぞれの比率を計算してみると、「積極的要求」は七三％（一九五九年六九％）、「消極的要求」は六％（一九五九年一三％）で、前者の増大が明らかである。これを、一九五五年に比べれば、「積極的要求」が六六％の増加、「消極的要求」が約三分の一への減少となる。なお、「積極的要求」あるいは「消極的要求」のいずれにも分類されない「その他」は、安保反対運動、浅沼

第152表　企業規模別労働争議発生企業数　（総争議）

年　　次	合　　計	1～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	不　　明
1957年	2,462 (100.0)	943 (38.3)	620 (25.2)	250 (10.2)	618 (25.1)	31 (1.3)
1958年	3,354 (100.0)	1,235 (36.8)	940 (28.0)	377 (11.3)	799 (23.8)	3 (0.1)
1959年	2,402 (100.0)	803 (33.4)	627 (26.1)	302 (12.6)	633 (26.4)	37 (1.5)
1960年	3,137 (100.0)	1,263 (40.3)	841 (26.8)	320 (10.2)	701 (22.3)	12 (0.4)

〔備考〕 1)　労働省「労働争議統計調査」による。

2)　1958年の企業数は，所属が県市町村などの自治体である日教組の勤務評定反対運動の分を除いた数である。

3)　1960年の企業数は，官公庁関係の争議を除いた数である。

第153表　継続期間別労働争議解決件数　（総争議）

年　　次	合　　計	10日以下	11～20日	21～30日	31日以上
1955年	1,297 (100.0)	666 (51.3)	237 (18.3)	123 (9.5)	271 (20.9)
1956年	1,297 (100.0)	669 (51.6)	263 (20.3)	121 (9.3)	244 (18.8)
1957年	1,603 (100.0)	853 (53.2)	325 (20.3)	120 (7.5)	305 (19.0)
1958年	1,784 (100.0)	805 (45.1)	419 (23.5)	206 (11.5)	354 (19.8)
1959年	1,516 (100.0)	809 (53.4)	254 (16.8)	128 (8.4)	325 (21.4)
1960年	2,142 (100.0)	983 (45.9)	440 (20.5)	154 (7.2)	565 (26.4)

〔備考〕 労働省「労働争議統計調査」による。

事件抗議運動、タクシー争議などにおける支援ストライキを含んでおり、これらが、要求事項総数の二一％も占めた点は、一九六〇年の注目すべき特徴であろう。

争議の企業規模別分布　一九六〇年の労働争議（総争議）を、企業常用労働者規模別について、その分布をみると、第152表のとおりである。すなわち、労働争議が行なわれた企業数の最も多いのが、常用労働者九九人以下の小企業である。この傾向は、従来から認められるが、最近徐々に総数のなかでの比率が低下してきたところ、一九六〇年には、かえって比率が増大し、過去三年間の三〇％台という水準をこえ、総数の四割を突破した。そして、同時に、一〇〇～四九九人の中企業における労働争議の比率も前年よりやや増加した。しかし、反面、五〇〇～九九九人の大企業、特に千人以上の巨大企業において、労働争議の比率がかなり低下した点は（実数が増加したとはいえ）、重要な問題である。

争議行為を伴った争議の発生企業数は、二四五九企業であるが、これを前年に比べると四一％の増加になる。とりわけ、九九人以下の小企業における労働争議だけでは、九二％の激増、一〇〇～四九九人の中企業でも五五％の増加で、企業規模が小さくなるほど、労働争議の増加率は大きくなっている。

争議の継続期間　一九六〇年の労働争議（総争議）解決件数を、継続期間別にみると、第153表のとおりである。

一九六〇年の労働争議（発生・繰越）二二二二件のうち、同年内に解決したものは二一四二件で、解決率九六％（一九五九年八九％）となっている。この解決した労働争議について、継続期間をみると、一九五九年の場合とは逆に、二〇日間以下の争議の比率がやや減少し、どちらかというと、一九五八年に似たタイプを示した。一方、三一～一〇〇日間の争議の比率は増大したが、一〇一日以上

第154表　解決方法別労働争議解決件数（総争議）

年次	合計	当事者直接交渉	労働委員会	その他
1955年	1,297 (100.0)	637 (50.7)	495 (38.2)	145 (11.1)
1956年	1,297 (100.0)	740 (57.1)	444 (34.2)	113 (8.7)
1957年	1,603 (100.0)	951 (59.3)	503 (31.4)	149 (9.3)
1958年	1,784 (100.0)	1,032 (57.9)	443 (24.8)	309 (17.3)
1959年	1,516 (100.0)	963 (63.5)	462 (30.5)	91 (6.0)
1960年	2,142 (100.0)	1,105 (51.6)	470 (21.9)	567 (26.5)

〔備考〕　労働省「労働争議統計調査」による。

の長期争議は、件数・比率ともに減少している。

争議の解決方法　一九六〇年の労働争議（総争議）を、解決方法別にみると、第154表のとおりである。すなわち、労使直接交渉（当事者直接交渉）の方法が過半数を占めるという傾向は変わらないが、労働委員会による解決は、過去五年間のいずれよりも、比率が低下した。また、「その他」の方法が、かなり高い比率を占めたのは、一九六〇年に、安保反対運動などが大規模に行なわれたからである。

（注）労働省「労働争議統計調査」における解決方法の表示は、解決時にとらえた数字であるため、労働委員会が関与したものでも、解決時に当事者直接交渉となった場合は、後者に分類される。この点、中央労働委員会の業務統計とは異なるから、注意を要する。

第二節　医療労働者の争議

病院ストは、一九六〇年にはいって急に注目されはじめた。二月二六日に母子愛育会病院が賃上げで時限ストを実施、次いで四月二日には国立病院・療養所の看護婦が労働時間の短縮を要求してデモを行ない、さらに東京厚生年金病院労組が賃上げを要求して、四月二六日に時限スト、ひきつづき五月二日、一〇日にもストを実施した。五月には関東労災病院労組（全労災加盟）が二七日に八時間ストを行なったのをはじめとして、順天堂大学付属病院、慶応大学病院などで争議が発生した。七月初めからは、全国各地の日赤病院でもストが起きるようになった。しかし病院ストが社会的反響を呼ぶにいたったのは、一〇月にはいって東邦大、東京女子医大、武蔵野赤十字病院などでストが頻発し、東京医労連が一一月一日以降傘下の都内多数の病院による統一スト実施を決めたころからである。

一　争議の背景

第一に医療労働者の低賃金と封建的な労務管理による劣悪な労働条件をあげなければならない。日本医労協が一九六〇年一一月一日に発表した「病院メモ」は、医療の具体的な実態について、まず前段で患者の取扱状況を、待ち時間、入院費用の差額徴収、看護力の低下、収容能力以上の患者つめこみなどから詳細に述べたのち、医療労働者の労働条件の実情をこう訴える。

医療労働者の低賃金と労働強化

前述の患者に対する不充分な医療は、政府の低医療費政策と企業の営利性に基因しているだけに、医療労働者にも関連をもって低賃金と労働強化となってはねかえってこざるをえない。病院においてはつねに、患者と医療労働者が共通の立場にたたされるということである。今回の病院ストも、東京医労連のストが発火点となって全国に波及していくのも国公私立を問わず、全国的一般性をおびた劣悪な労働条件、医療看護の内容があるからである。

一、低賃金の実態について

東都医労連傘下の病院で平均一四、〇〇〇円という低賃金状態は一般にいわれているが、その他の具体例をあげると、

群馬県T病院では平均賃金一五、〇〇〇円だが、医師を除くと平均は八、〇〇〇円と下がり四人扶養者のいる調理師が一二、五〇〇円、四六歳の小使が超勤手当一〇〇円を含めて、三、六〇〇円という生活基準以下の賃金となっている。

国立病院では医師の初任給一四、五〇〇円で、月収三〇、〇〇〇円には三八歳にならないとならないし、人事院調査で民間看護婦より二三％上廻るといわれている国立病院の看護婦でも高校卒

後三年制短大を出て、国家試験合格の初任給が一〇、二〇〇円で月収二〇、〇〇〇円には三三歳にならないとならない。

なお、病院の経営には医療労働者の低賃金に加えてさらに日陰の部分がある。都内の日赤病院では、患者給食を設備もろとも下請会社にやらせているが、そこでの労働者は住込み二、〇〇〇円という状態である。

二、労働基準法無視の労働条件

1、長い労働時間

患者数に比べて職員数が圧倒的に少ないことから労働時間の延長が数限りなく行われ、一二時間労働もまれではない。また、労働時間は八時間としても、中間の休憩時間を延長する断続勤務によって、早朝六時出勤、勤務あけ午後九時という勤務もある。この場合は昼間七時間が休憩（無賃）時間である。

看護業務は業務の性質上所定の時間に勤務を終了するということが困難な例が多い。すなわちオーバータイムである。また休憩、休息もほとんど完全に守られる場合はない。そういう場合は法律的にも時間外労働であるがそのほとんどが超勤手当等一切の手当をうけていない。

国立病院では午後五時の出勤から翌朝八時三〇分まで一六時間を同一看護婦の勤務としている。この場合深夜の八時間は病棟に待機睡眠を命ぜられ、むろん無賃である。

2、時間外労働の未払い

前記の断続勤務や夜間睡眠場所指定による拘束以外に超過勤務がのべつ行われているが労基法条による女子の労働時間の規制にふれるため表面上は僅かな時間しか超過していないことにされている場合が多いし、手当の未払いも広く行われている。

国立病院でも超勤命令簿が二重に記帳され、予算の範囲内でしか支給せず、実際労働の五割以下の支給というのはザラである。経営者はこの状態にたいして「看護婦という職業を選んだ以上奉仕精神はつきものだ。奉仕なくして看護はありえない」といっている。つまり患者へ奉仕でなくて経営者への奉仕である。

3、年次休暇、生理休暇、産前産後の休暇の制限には、枚挙のいとまがない。

4、看護婦の全寮制と寄宿舎規定の無視

労災病院その他で看護婦の全寮制という憲法無視の制度がまだ相当多くの病院で残されており、通勤を認めても看護婦総数の二〇％以下におさえられている。結婚即退職を強要されている。正式に結婚しても内縁にとどめスリッパを部屋の前に脱いでおいて一週に一度家に帰るという事例はあとをたたない。また、そういう状態で子供の出来た看護婦に出生届をするために米穀通帳すら渡してくれない総婦長があった。

昨年の国立高田病院の妊娠制限は、むしろ一歩前進した問題といえる。寄宿制度には、職場の職制関係がそのままもちこまれ、私生活の干渉はあとをたたず、労働基準法の寄宿舎規定も一般的に無視されている。

三、〝患者のために〟おしつけ奉仕が労働強化の原因

一昨年一二月、国立東京第二病院でラジウム室勤務拒否の闘いがおきた。この発端は人事院規則による放射線許容量一週三〇〇ミリレントゲンに対し、一日だけで四〇〇ミリレントゲンを上廻るという勤務実態に対して、整備、増員の要求からはじまったが、病院当局の「予算がないので早急な整備はできない。患者のため看護婦は倒れるまで働くべきだ」という回答に憤激、勤務拒否となったものだった。

この考え方が厚生省をはじめ各病院経営者の考え方であり、前

時代的な封建性と労働強化の原因となっている。また、看護婦の教育機関もすべて医療機関に附属して行なわれ、徹底した奉仕の精神が叩きこまれている。

東京医労連加盟の四七病院について、東京都労働局が調査した（一九六〇年七月現在）資料によると、職務別平均賃金は左のとおりである。

医師三二、八八四円　正看護婦一四、四八九円　準看護婦一〇、二二〇円　薬剤師二一、七九二円　栄養士一六、四九二円　レントゲン技師一八、七三二円　検査技師一五、六二六円　事務一九、〇八二円　その他一二、八七九円

このようなわが国医療の現状からくる低賃金と労働強化、そしてまた前近代的な労務管理と人間関係、これが医療労働者の闘争力の源泉となった。争議の主力となったのは看護婦、特に準看護婦と下積みの労働者であり、それが医師層まで含めて行動を統一することに成功したのである。しかしこうした統一行動と広範かつ柔軟な闘争形態をとりうるにいたったについては、職場闘争、民主化闘争の蓄積、発展と無視することができない。病院という比較的小規模でありながら多職種の労働者をかかえる事業所で、万事が医師を中心にして動いていく傾向をもち、その医師は労働者意識が希薄であり、また統一闘争にあたって時期尚早とする意見も多かったにもかかわらず、この争議に実を結ばせた力の結集のささえには、ここ数年にわたる準備活動、組織工作の積み重ねがあったことを高く評価し、今次争議の背景の特徴の一つとして数えてよいであろう。

二　医療関係労組の現状

日本医療労働組合協議会（日本医労協）には一九六一年六月現在、六二五病院六万八五〇〇名が組織されている。その内訳は企業連（全医労、全日赤、全労災、健保労連、全国厚生連）の三六〇病院三万九千名と、職能別に全専売東京病院労組の一病院四〇〇名、および東京医労連など地方医労協一一の二六四病院二万八一四〇名（ほかに準備会一県六〇名）である。このほか地方医労協もしくは準備会が山梨、宮崎の両県を除く全県に組織されており、いずれも日本医労協との連携を保っている。

三　統一闘争日誌

一九六〇年秋の統一闘争の要求の中心は、一律三千円賃上げ、最低一万円確保を基調とする賃上げ要求、および何ヵ月プラス一律何千円（何万円）形式による年末手当要求があったが、そのほかの労働条件の改善、民主化に関する要求が並行されたものも多い。

一九六〇年

五月一四日　都医協第一一回定期大会（～一五日）、東京医労連に改組、最低保障賃金一万円、一律三〇〇〇円賃上げ統一要求を決定。

一〇月一八日　東邦医大労組時限スト。

一〇月一九日　東京医労連、東京地評の病院スト対策委員会。

一〇月二一日　東京医労連の六病院労組（結核予防会、北里研究所附属病院、船員保険東京中央病院、同芝浦診療所、赤羽病院、城西病院）がスト予告。

一〇月二四日　病院スト対策委員会。

一〇月二五日　東京地評、地区労と各労組に支援動員活動指令。日経連は病院経営者を招き争議対策を協議。

一〇月二六日　東邦医大、東京女子医大半日スト。

一〇月二七日　東京都労働局長、病院協会幹部に自主的平和的解決を要望。

一〇月二八日　東京都労働局長、東京医労連にも同様の要望。東京医労連、日本患者同盟に共闘の呼びかけ。三病院労組（慈恵

医大、篠田病院、緑風荘）がスト予告（一一月八日以降）。
一〇月二九日　東京医労連賃上げ総決起大会（東京女子医大正門前広場）。
一〇月三一日　都労委、八病院の労使に対し要望書を手交。厚生省、東京都に対し病院ストに関する申し入れ。東京都労働局長、日本医労協に対し争議の平和的解決で要望。
一一月一日　東京医労連第一波統一スト。結核予防会全日スト、他の六病院半日スト、赤羽病院は前日団交で妥結しストを回避。
一一月二日　慶応病院労組がスト予告（第三波以降）。
一一月七日　都労委、第二波予定一〇病院労使に対し争議に関して勧告。
一一月八日　第二波統一スト。四病院全日スト、五病院半日スト。城西病院午前中職場大会。
一一月一三日　全日赤臨時大会、スト権確立。
一一月一四日　第三波統一スト。五病院全日スト、五病院半日スト、慶応病院職場大会、武蔵野赤十字病院半日スト。日本医労協主催、賃上げ要求総決起大会（虎ノ門会館）。清心療養園、愛育病院の二労組がスト予告。
一一月一八日　都労委、一一病院労使を招き集団交渉。
一一月一九日　第四波統一スト。一〇病院半日スト、緑風荘一時間職場大会。
一一月二一日　三病院労組（織本病院、篠原病院、厚生会）がスト予告。
一一月二五日　第五波統一スト。二病院全日スト、八病院半日スト、三病院二時間スト。全日赤第一波で日赤中央病院職場大会、武蔵野赤十字病院半日ストなど全国三〇組合が時限ストで参加。
東京厚生年金病院労組がスト予告。
一一月二九日　一〇病院が都労委に斡旋申請。順天堂大学附属病院職組がスト予告。
一一月三〇日　組合側の斡旋拒否で都労委は斡旋打切り声明。日本医労協統一行動、全国各地で決起大会、デモ、署名運動など実施。
一二月二日　東京医労連第六波統一スト。二病院全日スト、八病院半日スト、四病院時限スト。厚生会病院と篠原病院は妥結しスト回避。全日赤第二波統一スト、全国各地区協で一日または半日もしくは時限スト、職場大会。健保労連第一波で静岡の三病院が一日スト、福井の二病院半日スト。社会保険中央総合病院労組がスト予告。京都医労協一七病院、新潟医労協一六病院が時間内職場大会。
一二月三日　清瀬保養園従組スト予告。社会党、病院スト支援の態度を決定。民社党も早期解決への態度を発表。
一二月五日　社会保険蒲田病院労組（健保労連加盟）、十仁病院労組がスト予告。
一二月七日　全日赤、中央委斡旋を拒否。総評、病院スト支援で都内を風船パレード。
一二月九日　東京医労連第七波統一スト。二病院全日スト。九病院半日スト、時限スト一、職場大会一。慶応病院、清心療養園はスト中止。全日赤第三波、日赤中央半日ストなど全国三九病院スト。健保労連五病院、京都医労協二〇病院、新潟医労協四二病院、岩手医労協三一病院で実力行使。
一二月一三日　東京医労連第八波統一スト。全日スト二、半日スト九、時限スト一、職場大会三。全日赤第四波、日赤中央と武蔵野赤十字が半日スト。社会保険中央総合病院はスト中止。日本

医労協、一七日に全国統一闘争（第五波）を決定。

一二月一五日　衆院社会労働委員会で日赤労使から事情聴取。

一二月一七日　日本医労協第五波統一スト。全日赤（第五波）、東京医労連（第九波）、健保労連、全労災、京都、新潟、奈良の各医労協の約一七〇病院が一日、半日または一時間スト、職場大会。厚生年金病院労協は解決、スト中止。慈恵大、緑風荘もスト中止。

一二月二〇日　全労災年末闘争妥結、二一日以降予定の無期限スト中止。

一二月二一日　全日赤近畿地区協六病院、外来部門の無期限スト突入。

一二月二二日　日本医労協第六波統一闘争。一七〇病院でスト、職場大会。全日赤四一病院が全日または時限スト。東京医労連（第一〇波）三病院一日スト、一八病院時限スト。健保労連五病院スト、六病院職場大会。全労災二二病院職場大会。新潟三三、京都一九、岩手三二、奈良三の各病院も時限ストまたは職場大会。

一二月二四日　東邦大病院半日スト。織本病院は妥結。全日赤臨時大会（〜二五日）、長期戦の体制をきめ、争議年越しは決定的となる。

一二月二七日　日本医労協第七波統一闘争。全日赤四一組合、東京医労連一五病院（第一一波）、健保労連五組合、新潟、京都の各医労協など、全国で一三〇病院がスト、職場大会。この統一闘争はこの年最終のもので、病院争議の年越しは決定的となる。厚相の諮問機関、病院経営管理改善懇談会初会合。

一二月二九日　東京女子医大病院争議妥結。

こうして年を越した病院争議は新段階を迎え、総評の春闘と合流することになった。日本医労協は、秋以来の統一闘争の中間総括を行なうとともに、争議の新しい特徴を次のようにまとめている（一九六一年二月一五日、日本医労協「春闘の拡大強化のために」より）。

有利な二つの条件と新しい三つの情勢

医療労働者は、昨年秋、ほとんど孤立してたたかわざるをえなかった。今年はちがう。総評を中心とするすべての労働者とともに、独占物価値上に反対するすべての人びととともにたたかわれる。これはこのうえもなく有利な一つの条件である。医療労働者の県別組織化はさらに前進した。二月十三日現在、山梨、宮崎だけが未組織地方としてのこされているにすぎない。昨年秋の統一闘争のなかで急激に組織された約四十の県医労協または準備会は、この春闘のヤマとなるであろう。三月上旬から四月中旬にかけてたたかいの戦列に加わる活動を開始している。群馬、神奈川では賃金討論集会がひらかれた。宣伝活動は兵庫をはじめあらゆるところでとりくまれている。大衆負担による医療費引上げ反対の運動もひろがりをみせている。これは医療労働者が自らつくりあげた有利なもう一つの条件である。

このような二つの有利な条件に支えられていることとともに新しい三つの情勢についてふれておかなくてはならない。たたかいには相手がある。その相手もやはり有利な状況をつくりだそうと必死である。

たたかいの主力部隊となっている全日赤および東京医労連の要求未解決七組合にたいしてはとくに集中して、あらゆるエゲツないやりかたで切りくずしがおこなわれている。

医療労働者の春闘は、この二つの有利な条件を支えにしながらも、別紙資料にしめされるように、(1)東京順天堂大学労組にみら

れる組合三役の解雇まで強行するはげしい切りくずし、(2)幹部、活動家と一般組合員をきりはなし統一闘争を思想的に破壊しようとするアカ攻撃、(3)医療労働者の賃上げに多少譲歩しながらも公務員賃金体系をもちこみ職務職階制賃金によって組合員の間に割れ目をつくり賃上闘争エネルギーを分散させようという意図を経営者が積極的にしめしはじめたことを考慮に入れる必要がある。考慮すべき新しい情勢として指摘した事実である。

このことは、昨年秋の医療労働者においまくられていた病院経営者が、日経連、自民党政府の指導のもとに態勢をととのえ、一致してこれまでどおり低賃金を維持し保険医療の矛盾をおおいかくそうとして反撃にでてきたことのあらわれである。

一九六一年

一月六日　東京医労連第一二波統一スト、五病院半日スト。

一月一二日　東京医労連第一三波統一スト、五病院半日、一病院時限スト。

一月一五日　健保労連臨時大会、春闘方針を決定。

一月一七日　東京医労連第一四波統一スト、半日スト六、時限スト一。

一月二三日　日本医労協第六回臨時大会、賃上げ中間総括、春闘活動方針、県医労協組織方針、総評加盟の方向を確認。

一月二五日　東京医労連第一五波統一スト、半日スト六、時限スト一。

一月二八日　全労災第五回臨時大会（～二九日・伊東）、平均八、〇〇〇円賃上げなど春闘方針決定。

二月三日　日本医労協春闘第一波実力行使。全日赤第八波全国一一病院一日ストなど三七病院参加。東京医労連第一六波、半日スト五、時限スト三。その他職場大会実施。

二月八日　東京医労連第一二回臨時大会、春闘方針を決定。

二月九日　順天堂医大労組三役に解雇通告。

二月一七日　日本医労協春闘第二波実力行使。全日赤第九波、東京医労連第一七波、その他健保労連も参加。

二月二三日　日本医労協第三波実力行使。春闘総決起大会に呼応、全日赤、健保労連がスト。

三月四日　日本医労協第四波実力行使、全日赤二四時間スト。

三月八日　全労災、全国二三支部が二四時間スト。

三月九日　全労災、外来部門重点の無期限連続ストに突入。全日赤、無期限スト指令。

三月一〇日　全日赤三〇病院二四時間スト、各地で無期限スト突入。健保労連もスト実施。

三月一五日　全日赤四八時間スト。

三月一六日　日本医労協第五波統一スト、全日赤のほか全労災などもスト。全日赤は一七日以降柔軟闘争に切り替えを指令。

三月二三日　健保労連第五波統一スト、一五組合参加。

三月二七日　全日赤第一三波スト。

三月二八日　日本医労協第六波統一スト、全日赤・健保労連など参加。

三月三〇日　病院経営管理改善懇談会、病院争議等に関する懇談要旨を発表。

四月五日　全日赤スト中止、中労委にあっ旋申請。全労災スト強化で二三病院が病室部門を含めた八時間スト実施。

四月六日　全日赤争議に中労委あっ旋開始、ロック・アウト解除を要請。

四月九日　全日赤臨時大会（～一一日）、あっ旋のなかで闘う体制をきめる。

四月一一日　全労災二三病院全面四八時間スト。厚生年金病院労組三病院八時間スト。
四月一二日　全労災、中労委にあっ旋申請。
四月一五日　厚生年金病院労組半日スト。
四日一八日　東京医労連、スト処分反対で統一抗議スト実施。
四月二二日　全労災二三病院、全面無期限スト突入。
四月二八日　全労災争議にあっ旋案提示、全面無期ストを中止。
五月五日　全日赤争議に中労委あっ旋案提示。
五月一四日　全日赤臨時大会（～一五日）、中労委あっ旋案受諾をきめ、争議解決に向かう。

四　争議の諸段階の特徴と今後の問題点

以上のような経過をたどった医療労働者の統一闘争であるが、次に段階を追ってみられるいくつかの特徴を、全日赤労連の賃金闘争総括のなかから拾ってみよう。一、一九六〇年夏季闘争前後に個別単組が実力闘争を組み始めたが、地方的経験にとどまっていた。二、東京医労連が全医療労働者の歴史的な闘争の口火を切り、全国的な賃金闘争の礎を作った。常軌を逸した労働条件、おどしと圧迫をきめ手とする古い労務管理、労働組合対策が世論をわかせた。政府は「病院はストをやるべきでない」あるいは「保安要員を確保せよ」等の宣伝を行なう一方、労務管理の改善を行なう必要があると声明した。経営者は統一ストを過小評価し、賃上げを拒否した。医労協は全国的拡大発展のために、特定の場面での激しく鋭いストよりも、ピケ・保安要員等に慎重な配慮を加える戦術をとった。三、全日赤第一波スト以降、ストは全国的規模のものとなった。賃上げ要求でありながら、たたかいは政府の医療政策、（日赤）病院のあり方という基本問題と対決せざるをえない性質をもっていたが、全国ストは政府にその解決をせまることとなり、政府は「医療費引上げは四月、看護婦の過重労働をさけるよう指導する」、「看護婦の賃金は低すぎる」等の声明を出し、日赤本社や院長たちが医療費二四％引上げ要求の声明を発表した。健保労連、地方医労協にもストは拡大し、慶応病院その他で三千円程度の賃上げをかちとった。四、年を越し、争議長期化の見通しにたって、全日赤は体制整備と学習強化に力をそそいだ。日赤本社はアカ攻撃に激しさを加え、職務職階賃金案をちらつかせはじめた。政府は患者、労働者負担による医療費改訂で医師会の攻撃をかわし、低賃金、労働過重を合理化問題にすりかえはじめた。なお、医療費問題をめぐって政府と日本医師会との紛争が一九六一年初めから深刻化し、医師会は、休診を含む抗議大会、末端厚生行政に対する非協力、保険医総辞退の準備を宣言し、二月一九日の一斉休診を第一段階として長期闘争にはいった。この保険医ストを医療労働者の病院ストと同列に扱うことはもちろんできないが、いずれも政府の低医療費政策に抵抗する面で共通の地盤にたっており、このことが、医労協に一斉休診へ同調させ、また社会党を日本医師会支持にふみきらせることとなった。五、三月から四月初旬にかけ、春闘は公労協のスト中止によってやま場をこし、東京医労連、健保労連も闘争終結の時期に見通しがついた情勢にあって、日赤中央病院のロック・アウト、警察の介入（組合員を検束）、首切り準備、第二組合の全国的組織を目ざす動きなどが現われた。全日赤は中労委あっせん申請にふみきった。六、全日赤・全労災もあっせん案を受諾して最終段階にはいった。病院争議は一九六一年六月現在、すべて終わったわけではない。なお継続中の中小病院のほか、企業連でも賃金配分問題など未解決の問題を多く残している。さらに東邦・順天堂両医大における解雇問題、全日赤に対する刑事弾圧（役員を監禁、暴行で逮捕）、全労災への応量カット（賃金カット）、全国的に第二組合結成の動き（日赤では五月

一日、日赤職員統一協議会を結成）など組織防衛に関するたたかいもひかえている。加えて合理化に対するたたかい、すなわち病院整備六ヵ年計画統廃合、医療費大衆負担、保険内容の改悪等とどう対決していくかなど、医療労働者が今後進むべき道はなお多難である。

この争議によって、医療労働者は、はじめて実力をもって労働運動の舞台に登場し、経営者の前近代的な労務管理と考え方に影響を与え、さらに医療行政に対しても一つの発言力を獲得したのであるが、なお組織的な弱点も多い。これが克服について、同じく全日赤の総括は、一、指導部体制の強化に関して、情勢をみる目の狭さ、長期的な展望の不足、人手不足をあげ、二、職場闘争の積重ねのうえにストを組んでこそストライキは威力をもつ、と職場闘争の不十分さを挙げ、三、統一闘争のために、そのささえとなった個別闘争の内容充実にかえってかける点があった。などを指摘している。地味ではあるがたたかいのなかからじかにくみとった教訓として、聞くべきものがあろう。

五　病院ストライキに関する文献資料目録

病院ストの背景をさぐる――病院従業員の労働条件はどうか、『賃金通信』一三巻一七号（一九六〇年六月下旬号）

病院の労組組織及び最近一年間の紛争議の実態――組織上、争議上どんな点が問題となったか、『労働法令通信』一三巻二五号（一九六〇年七月八日号）

病院の争議――病院労働者の実態と争議の問題点（村松伍郎）、『労働福祉』一一巻九号（一九六〇年九月号）

最近における病院争議の傾向（三段崎俊吾）、『経営者』一四巻一〇号（一九六〇年一〇月号）

池田の低医療費政策と対決――日赤武蔵野病院の闘争、『週刊労働情報』二七七号（一九六〇年一一月二日号）

医療労働者の統一スト全国に拡大、『週刊労働情報』二七八号（一九六〇年一一月九日号）

病院ストと医療制度の問題点（吉田秀夫）、『労働経済旬報』四五七号（一九六〇年一二月上旬号）

東京医労連の統一闘争を中心とする最近の病院争議、『労働情勢』（東京都労働局）一九六〇年九・一〇月号

病院ストが浮きぼりにしたもの、『東洋経済新報』二九七六号（一九六〇年一二月一〇日号）

病院ストの背景、『世界』一八一号（一九六一年一月号）

焦点を聞く――病院争議をめぐって（大滝修ほか）、『社会保険旬報』六二八号（一九六〇年一二月上旬号）

病院ストの周辺（安食正夫）、『労務研究』一三巻一一号（一九六〇年一一月号）

都内における病院の紛争議、『労働情勢資料』（東京都労働局）二二号（一九六〇年一〇月一五日刊）

医療労働者を立ち上がらせたもの――その労働条件と病院ストライキ（吉谷泉）、『労働法律旬報』三九九号（一九六〇年一一月下旬号）

闘いの中で短期間に成長――医療ストを支える若い力、『週刊労働情報』二八二号（一九六〇年一二月一四日号）

病院スト、『月刊労働問題』三二号（一九六一年一月号）

病院ストの背景――病院メモ（日本医労協）、『月刊総評』四三号（一九六〇年一二月号）または『全医労新聞』六一七・六一八号（一九六〇年一一月二八日・一二月五日号）

東京医労連の統一闘争を中心とする最近の病院争議（その二）、『労働情勢』（東京都労働局）一九六〇年一一月号

ルポルタージュ・病院ストの実態――東京女子医大の闘争（長江唯志）、『動く力』六九号（一九六〇年一二月号）
病院ストの底流――医療労働者はたちあがる（戸田茂）、『産業労働』一五巻一三号（一九六〇年一二月号）
病院ストと神風ドクター（村松博雄）、『中央公論』八七九号（一九六一年二月号）
業種別労働事情その二・医療関係、『労働情勢資料』二四号（一九六〇年一二月刊）
病院ストの背景、『前衛』一七八号（一九六一年二月号）
日本の医療の窓をひらいた医療労働者（宇和川邁）、『学習の友』八九号（一九六一年二月号）
病院争議について（松井甲子郎）、『月刊労働』（大阪労働協会）一四三号（一九六〇年一二月号）
政府の矛盾を突く本格闘争に発展――春闘の先陣、医療労働者の闘い、『週刊労働情報』二八五号（一九六一年一月一八日号）
医療労働者の統一行動の前進、『労働法律旬報』四〇四号（一九六一年一月中旬号）
紛争議下にある医療関係の賃金事情、『労政時報』一五九六号（一九六一年一月二七日号）
病院争議の妥結結果と現行給与実態、『賃金通信』一四巻二号（一九六一年一月下旬号）
「病院メモ」は訴える（福岡県医療労組共闘会議）、『九州産労時報』二七九号（一九六一年一月一五日号）
闘いの中で組織を強化――医労協第六回臨時大会から、『週刊労働情報』二八七号（一九六一年二月一日号）
医療労働者の闘争の発展と勝利のために（西尾大吉）、『前衛』一七九号（一九六一年三月号）
病院の賃上げ争議（労政局）、『労働時報』（労働省編）一四巻二号（一九六一年二月号）
医療労働者の統一闘争について（松田みさ子）、『労働と経済』三六号（一九六一年二月号）
病院ストの特異性とその社会的背景（野沢睦秋）、『社会保険旬報』四六四号（一九六一年二月下旬号）
病院ストの提起する問題点（上田涯三）、『九州産労時報』二八一号（一九六一年二月一五日号）
東京医労連の統一闘争を中心とする病院争議（その三）、『労働情勢』（東京都労働局）一九六〇年一二月号
東京医労連を中心とする病院争議（その四）、『労働情勢』（東京都労働局）一九六〇年一・二月号
地労委における争議調整の概況――病院争議の調整事例（調整第一課）、『中央労働時報』三六四号（一九六一年三月号）
日赤争議の背景と問題点をさぐる、『賃金通信』一四巻一四号（一九六一年六月上旬号）
座談会・病院ストをめぐる法律問題（青木宗也ほか）、『労働法律旬報』四一六号（一九六一年五月中旬号）
全労災で〝応量賃金カット〟を提訴、『労働法令通信』一四巻一二号（一九六一年四月一四日号）
医療労働者の統一賃金闘争（平田元）、『労働調査時報』四一四号（一九六一年四月下旬号）
続発する病院スト――人権闘争の背景は根深い、『朝日ジャーナル』一九六〇年一一月一三日号
赤旗を振る白衣の天使――ナイチンゲール精神への反逆、『週刊公論』一九六〇年一一月一五日号
〝白衣の天使〟というけれど――堂々めぐりの病院スト、『週刊

『朝日』一九六〇年一一月二〇日号
〝天使〟たちの人間宣言――ほど遠い文化生活、『サンデー毎日』一九六〇年一一月二〇日号
特集・病院ストの背景
医療産業の病理学――本誌調査ルポ――素顔のナイチンゲール（磯野富士子）、『朝日ジャーナル』一九六〇年一二月四日号
対談・病院ストの問題点（大渡順二・石川吉右衛門）
上・原始的な経営形態、『朝日新聞』一一月一三日朝刊
下・気の毒な準看護婦、『朝日新聞』一一月一四日朝刊
病院ストの特長、『総評』五二七号（一九六〇年一一月四日）
激化の様相深める病院争議、『日経連タイムス』六三一号（一九六〇年一一月一〇日）
病院ストの底にあるもの、『朝日新聞』社説一一月六日
病院ストは調停を急げ、『朝日新聞』社説一一月一一日
医療行政のひずみをただせ、『日本経済新聞』社説一一月三日
病院ストについて労使に望む、『日本経済新聞』社説一一月八日
病院スト収拾の潮時を失うな、『日本経済新聞』社説一一月二六日
病院スト解消のために、『毎日新聞』社説一一月四日
速やかにあっせんに持ち込め、『東京新聞』社説一一月九日
病院ストに早期解決を、『毎日新聞』社説一一月一七日
病院ストの泥沼化をさけよ、『読売新聞』社説一一月一八日
病院争議に要望する――スト権を乱用するな――、『東京新聞』社説一一月二七日
医療労働者の統一ストの背景について（日本医労協）、B5六四ページ（一九六〇年一二月六日・日本医労協刊）
団結が希望を――上村病院の闘争記（福島富）、B4一三八ページ（一九六一年一月二〇日、新潟県医労協刊）
日赤メモ――賃上げ闘争を中心に、『全日赤通信』一七号（一九六〇年一〇月号
日本赤十字社新給与制度要綱試案、B5四〇ページ（一九六一年三月一〇日、全日赤刊）
日本赤十字社新給与制度要綱試案に基づく俸給切替表、B5一二四ページ（一九六一年三月一〇日、全日赤刊）
春闘の拡大強化のために（日本医労協）、B5一六ページ（一九六一年二月一五日、日本医労協刊）
抽出組合の賃金比較表――東京医労連書記局調査（一九六一年東京医労連刊）
日本医労協機関紙『日本医労協新聞』各号
東京医労連機関紙『東京医労連』各号
全日赤機関紙『全日赤ニュース』半月刊各号
全日赤機関誌『全日赤通信』月刊各号
全医労機関紙『全医労新聞』週刊各号
その他各病院労組機関紙、ビラ等

第三節　炭鉱労働者の争議

一九六〇年における最大の労働争議――三井三池炭鉱争議に対する中央労働委員会の「最終的斡旋案」についての態度決定をめぐって、日本炭鉱労働組合第二七回臨時大会は、前後二〇日間の激しい討論の末、九月六日、「条件つき事態収拾」という方針を決定した（本年鑑第33集一九〇ページ参照）。
それからわずか二ヵ月足らずの間に、炭鉱資本は、いっそう激しい合理化攻勢にでてきたのである。この重大な情勢を背景にして、

九月二七日から二日間にわたって開催された炭労第六一回中央闘争委員会は、三池・明治・北炭（北海道炭砿汽船）の闘争経過、資本の攻撃の性質、各該当支部の闘争体制などを検討し、指令第二七九号を発した。

企業整備反対統一闘争推進に関する指令（要旨）

一、北炭闘争

1、闘争の指標　三山分離完全撤回

2、闘争路線　第二七回大会決定の方針にもとづき、北炭労連の統一闘争体制を強化し、産業別統一闘争を早め、三山分離撤回まで闘争の推進を図り、勝利の展望を確立する。

3、闘争体制確立

①北炭傘下十三支部は職場、居住の教宣活動を強化し、他支部よりのオルグを最大限に活用し職場や居住または機関に出席せしめ、闘争体制の早期確立につとめよ。

②休山申し入れにより三山は全体ストライキの体制になっているので、十月一日以降、組合員一人当り一万円を最低生活費として炭労全体カンパで措置する。

③闘争を逐次強化し、戦術強化の（重点スト）を行う。その場合は炭労の全体カンパ体制で措置する。

④当面、北炭労連の統一闘争体制を前向きにたて直すため、北海道地方本部は北炭労連内のオルグ交流、他支部よりのオルグ投入をおこなう。

二、全支部の行動

1、北炭を除く各支部は、三山分離撤回を炭労全体の統一闘争で闘いとるための教宣活動を行い、機関討議を行って意志結集をはかる。

2、炭労の統一ストライキは、各企業別の企反統一闘争と結合させ、十月中旬を目途に体制を確立する。

3、北炭の統一闘争体制を確立し、炭労全体の統一闘争に結集するため十月十二・三日を目途に臨時大会を開催する（於北海道）。

三、地方本部の行動

北海道地方本部は、地域共闘体制確立のため、全道労協に要請し、秋季闘争との結合をはかり拠点闘争を発展させ、各単産の資金カンパならびにオルグ動員を実施せしめよ。

四、三池闘争

1、現地は長期闘争にたえうる体制を確立し、会社、第二組合の組織切崩しに対決する。このため当面必要な十月分生活資金の融資対策を行う。

2、当面被解雇者の就職条件について進展を期待しえない問題は一時棚上げしてでも就労条件について交渉を進める。

3、早急に対立点を明確にし、全体的理解の上に立った統一闘争体制を組みあげ、十月初旬を目途に実力行使に突入する。

4、その具体的戦術については戦術委員会に一任し、指令権を付託する。

五、二瀬闘争

三池闘争と併行的に団体交渉を進めるとともに体制を確立し、統一闘争の時点で二瀬独自の闘いをも加重し、解決をはかる。

六、その他企業連、支部の闘い

1、明治は本指令の基本路線にしたがい闘争を組織するが、当面の闘いは別途指令。

2、その他三菱、古河、興炭労は本指令の基本路線にしたがい闘う。その他の支部も、なしくずし合理化に反対する闘いを通じ十月中旬を目途に体制をかためる。

ひきつづき、一〇月一二日から一九日まで、炭労第二八回臨時大

会が、札幌市において開かれた。同大会で採択された「宣言」は、次のように述べている。

三池闘争の事態収拾を契機に、合理化攻撃は三菱、明治、住友、古河、宇部、大正と急激にかけられている。とくに北炭では「三山分離」という悪質な合理化が強行されようとしている。

このような重大な情勢に対応する闘いの路線と体制を確立するために本大会は開かれた。

大会は四日間にわたる中央闘争委員会をはさんで八日間討議に討議をかさねた。お互いの悩みを出し合った。そのなかから、三山分離はたんに北炭だけの問題ではなく、全炭鉱労働者の首につながる問題であること、また、独占の石炭政策を変更させる闘いを組織していくことが当面の中心的な課題であることが確認された。かくて、政策変更、三池闘争、三山闘争、その他の共通の指標のもとに、全体が産業別統一闘争を闘っていくことを決定した。また、安保闘争の発展としての当面の選挙闘争ならびに期末闘争を全組織を挙げて闘うことも決定した。

いま、全労働者はそれぞれの要求をかかげて一斉に秋季闘争に起ち上ろうとしている。浅沼委員長刺殺事件を契機にしてファシズム反対、民主主義擁護の国民的な大闘争が展開されようとしている。

われわれはここに三たび、苦悩のなかから確乎とした前進の方向を見出した。十一万人首切り攻撃をはねかえすために、真の産業別統一闘争体制を確立し、全労働者、全国民との統一をつよめて闘い抜こう。

一方、一一月一日、三井鉱山三池鉱業所は、ロック・アウト解除を宣言、三池炭鉱労働組合は、ストライキ解除を宣言し、日本労働組合運動史上、重要な一ページを飾る三井三池炭鉱争議も、完全に終結した。一九五九年一月一九日、三井鉱山が第一次合理化（六千人の大量解雇）を提案してから一年一〇ヵ月、一九六〇年一月二五日、三池鉱業所がロック・アウトを強行し、三池炭鉱労働組合が全面ストライキでこれに対抗してから二八二日、ロック・アウト前のストライキを加算すると、実に三一三日間にわたる長期闘争であった。日本労働組合総評議会と炭労との「ストライキ解除共同宣言」は、次のとおりである。

三池の労働者と家族のみなさん！

全国の労働者と国民のみなさん！

「三池を守れ！　三池の火を全国に」この言葉こそ、一九六〇年を通じたたかう全労働者と働らく国民の相言葉となりました。日本の戦後十五年にわたる労働争議のなかで、三池のたたかいほど全労働者国民の共感をよび、それに支えられて前進したものはありませんでした。しかもそれは国内にとどまらず国際的な連帯にまで発展しました。三池闘争のもつ重大な意義がここに理屈ぬきに表明されているといえます。

三池のたたかいを貫ぬくものは、労働者階級としての限りない抵抗の精神でした。この精神こそが、三池闘争をして空前の大闘争として発展させた根本であり、同時に、これこそが平和と独立、民主主義を守る新安保体制反対のたたかいと離れがたく結びついたのでした。「安保と三池」は一九六〇年における労働者階級の抵抗の象徴であり、わたしたちの前進を示す指標でもありました。

にもかかわらず、この闘争を労働者階級の勝利をもって終らすことはできませんでした。わたしたちはこのことをこの歴史的しゅん間にあって率直に反省しなければならないと思います。すなわち、抵抗の精神がいまだ労働者階級全体にしっかりとつかみと

られてはいなかったこと、限りなく逞ましい力をもちながら、その力を効果的なたたかいとして組織し得なかったことなど、いろいろな組織的欠陥と弱点を明らかにしなければならないと思います。

だが、わたしたちは決して悲観もしませんし、これからの幾多困難なたたかいを前にしても、決してひるむことはないでしょう。なぜなら、三池闘争と安保闘争のなかで日本の労働者階級は自らたたかう無限のエネルギーを明らかに示しましたし、限りない連帯の前進を事実をもって証明してきたからです。

わたしたちは思いだします。あの焼けつくような真夏の炎天のもと、三池の労働者と家族、それをつつんでたったわたしたち労働者二万のホッパーピケ、四十万に及ぶ全国の動員と約十億の資金カンパ、働くものの生活と権利を守るため、労働者階級の解放をかちとるため、わたしたちは、わたしたちのもてる全てのものをなげだしてたたかってきました。またこのたたかいは、すべての国家権力、一切の弾圧機関からわたしたちを守る手段は、わたしたち自身の団結の力以外にないことを教えてくれました。

三池の労働者と家族のみなさん！

全国の労働者と国民のみなさん！

三池のこれからのたたかい――それは、おそらく筆舌につくせぬ困難なものがあることでしょう。しかし、この大闘争をたたかいぬいた三池の労働者と家族は、かならずやこの困難を克服し組織の前進と統一をたたかいとることを信じて疑いません。同時に、今日までともにたたかってきた同じ仲間である炭鉱労働者と総評に結集する労働者階級、「三池を守る会」を中心とする全国民の共闘は、かならずやこのたたかいのため苦楽をともにし、成功させるであろうことを誓うものであります。

わたしたちはいま、二八二日におよぶ長期かつ苦難なたたかいに一応の終止符をうつにあたり、この闘争のもたらした大きなみのりを労働者階級全体の前進の糧とし、三池の労働者をがっちり守りながら、更に激しさをます炭鉱独占の十一万人首切り体制の攻撃を、そして更に支配階級全体の合理化攻撃をがっちりうけとめひるむことなくたたかいつづけるであろうことを宣言します。

このような情勢のもとで、炭労は、一月一日、「十一万人首切り合理化」に反対する政策変更要求を七項目にまとめ、政府に提出した。政府は、要求の基本的な点では、話合いに応じていない。当時の炭労組織内部の事情について、「炭労新聞」一一月二一日号は、次のように書いている。――「各社・各山別に出されてきた合理化攻撃との困難なたたかいの中で、原案どおりではないが、資本家の要求を許さざるを得なかった。また、三池闘争の事態収拾を決定してから、組織全体をおそった一種の気力のおとろえからも、まだ回復できないでいる。しかも、資本家の攻撃は、すこしもゆるんでいない。このなかで、われわれは、一つ一つのやまで合理化をハネ返して闘いつつ、ぜんたいの統一要求として政策の変更を中心にすえて闘っていくわけだ」と。

炭労の政策変更七要求

一、合理化法の廃止または抜本的改正を要求する

石炭鉱業合理化臨時措置法は、独占資本の合理化計画を一方的におしつけ、そのために犠牲を負わされる労働者側の権利と利益については、産業政策の範囲外であると称して一顧だにあたえない悪法である。よってわれわれはその廃止または抜本的改正を要求する。とくにわれわれはつぎの諸点を重視する。

合理化審議会は従属的な性格をもつエネルギー政策にもとづいて独占資本の十一万人首切り合理化計画を樹立し、その財政的金

融的裏づけを保証する任務をもっている。この機関の三者構成方式も、みせかけの偽まん的なものである。

われわれは、合理化審議会を廃止するとともに、後にのべるような事前協議制の確立を前提とし、労資対等の原則をもって構成される対策委員会の設置を要求する。

合理化事業団については、少くとも合理化投資をやめさせるべきである。合理化事業団の合理化投資は、独占金融資本の立場と利益のみをまもるものであり、また財政資金の不適正な使用と政府資金のラン費をまねくからである。なお現に合理化事業団のおこなっている非能率炭鉱の買いつぶしは、金融機関と炭鉱経営者の単なる救済に堕しているが、買いつぶし代金は優先的に賃金遅払いの解消と退職資金にふりむけるべきである。

二、縮小再生産ではなく、拡大再生産を基調とする石炭産業振興対策を樹立せよ

1、外国石油に依存し、重要国内資源である石炭産業を衰退にみちびく現行綜合エネルギー計画を根本的に再検討せよ。

2、炭鉱生産力の向上と炭鉱労働者の完全雇傭を可能にする石炭産業の拡大再生産計画を樹立せよ。

3、鉱区独占による石炭産業の衰退を克服するため、早急に綜合開発計画を樹立実行せよ。綜合開発の重要な部分として、中小鉱を中心とする公営または合弁による大規模炭鉱を創設し、鉱区調整（鉱区の強制譲渡の規定をふくむ）と必要な資金を保障せよ。

4、石炭資源の完全利用をはかるため、低品位炭による山元発電、完全ガス化、石炭化学の振興、石炭燃焼技術の開発、個人消費の拡大政策を早急に実施せよ。

三、各ヤマの合理化実行にさいし、事前協議制を確立せよ

1、労働者の権利と利益を無視した一方的な合理化の実施を禁止せよ。

2、鉱区の錯そう、独占などによって生ずる鉱命の不当な縮小を放置したままで、ただちに労働者を犠牲にする閉山を実施することをみとめない。

3、第二会社（粗鉱権の設定をふくむ）の創設、偽装閉山等による労働者の賃金その他労働条件の切り下げを禁止せよ。

4、右の諸原則の実現をはかるため、労資対等の原則によって構成される対策委員会を設置せよ。

四、炭鉱合理化の犠牲となった炭鉱労働者の救済措置を政府と炭鉱経営者の責任において完全に実行せよ

1、離職者援護協会による偽まん的な救済措置に反対する。

2、就職あっせん公社を設立し、炭鉱離職者を登録、吸収して就職あっせんをおこなうようにせよ。就職あっせん公社に在籍中は平均賃金を補償せよ。

3、離職者の住宅は、再就職まで完全に保障せよ。他地域に移転して就職する場合、家族をふくめる移動資金の支給、新住宅の保障をおこなえ。

4、失業保険給付額を八〇％に引上げ、支給期間を二ヵ年にせよ。

5、再就職を促進するため、産炭地に機械工業その他の新規産業を導入せよ。

五、法律による一率八千円の最低賃金制と団体協約による石炭産業の最低賃金を確立せよ

六、石油の輸入関税を二〇％に引上げ、離職者の完全な救済費と新技術の開発費に充当せよ

七、労働運動に対するいっさいの抑圧に反対する

この炭労の「政策変更要求」は、一九六一年二月五日から一一日まで、七日間にわたり東京で開かれた炭労第二九回定期大会において、「一九六〇～六一年度行動方針」のなかに確定された。

炭労第二九回定期大会は、三井三池炭鉱争議をはじめとする従来の諸闘争の成果と欠陥を検討し、一九六二年五月に予定されている次回定期大会までの活動方針を決定したが、そのなかで、資本主義的合理化に対する反対闘争を中心に、すべての要求を掲げて資本家階級と対決すること、さらに、政府に対して、その政策変更を求め、全国民との幅広い共同のたたかいを展開すること、三池炭鉱労働組合に対する差別とは、産業別統一闘争をもってたたかうこと、などをきめたのである。「大会宣言」は、次のように指摘している。

われわれはこの七日間にわたる大会の討議のなかで、新しい前進の方向をさし示す行動方針を決定した。

この方針の中心になるものは、われわれ炭鉱労働者にかけられている合理化攻撃が、決して個々の企業の意図からではなく、支配階級全体としての政策からうちだされたものである、いいかえれば安保体制確立のための労働者に対する攻撃であることを正しくとらえ、その攻撃に対置するわれわれの抵抗の指標「政策変更」という全炭鉱労働者にとっての共通要求にまとめあげたものである。

これは、われわれの過去二年有余にわたる合理化反対闘争の、貴重な教訓から導きだされた命題である。

われわれはこの二年余、全力をあげて合理化攻撃と闘ってきた。しかし三池闘争をはじめ北炭、大正など、うち続く闘いの後退から数多くの仲間を失なったし、残ったわれわれも賃下げや労働強化におびやかされるにいたった。われわれの必死の抵抗にもかかわらず、これらのなかで資本の意図は貫徹され、われわれ労働者は追いつめられつつある。

このことは、われわれの抵抗が支配政策の根源にせまる闘いとして組織されず、表面にだされた個々の企業への局部的な闘いの域をでなかったからであった。この深刻な反省にたって、われわれは「政策変更」という新しい前進の方向によって新しい展望を切り開こうとするものである。

しかし、このたたかいはもとより容易ではない。われわれが合理化反対を中心にすべての要求をひっさげてたたかうことはいうまでもないが、同時にこれが単なる産業別のたたかいにとどまらず、全国民的なたたかいに発展し自民党政府と資本家階級の政策をうちやぶる力とならなくては勝利することはできない。

同時にこのたたかいの前提は、われわれの組織がますます固く団結を強めることである。われわれの内部には、いまだに克服しなければならない欠陥がいくつかある。しかし、組合に民主主義をうちたて、活動家の質を高め、層を厚くし、本当の意味の労働組合をわれわれのなかに確立するならば、そのことは必ず克服されるであろう。

われわれの前途はけわしい。だが、未来をつくるわれわれ労働者は決してひるまない。三池、北炭、大正の後退も、われわれから抵抗の精神をうばいさることはできない。

ふまれても蹴られてもわれわれは前進する。

第四節　官公労働者の争議

一九六〇年から一九六一年の春にかけて、国鉄労組や全逓信労組はじめとする公労協（公共企業体等労働組合協議会）の各組合、一九六〇年の春季統一闘争を行ない（本年鑑第33集第二部第一

編参照)、一九六〇年の四月から七月にかけて大きな盛上がりを示した日米安保条約反対闘争においては、国鉄労組を中心に数度の大規模な実力行使を展開した(本年鑑第33集第二部第三編参照)。また、以前からひきつづいてたたかわれているＩＬＯ条約第八七号(結社の自由と団結権の擁護)批准の闘争も、一九六〇年にはいって政府がこれを国会へ提出するとともに、これと抱合せに組合運動をさらに制限しようとする公労法等国内関係法の改正案を上程したため、この批准闘争にはさらに複雑な要素が加わってきた。さらに、国鉄や電信・電話事業の合理化がますます推進され、これに対するたたかいが国鉄労組、国鉄動力車労組、全逓、全電通などの各組合によって展開された。また、こうしたたたかいとともに、その基盤である各組合の組織強化の面でも国鉄労組をはじめとして大きな問題をはらんでおり、他方ではあいつぐ闘争のなかで政府当局による組合員の処分も大量に上っている。公労協の各組合は、こうしたさまざまな問題に対して運動を展開したが、以下では、ストライキ体制を打ち出し「スト権奪還闘争」に第一歩を踏み出した公労協の一九六一年の春季闘争と、全逓の合理化反対闘争とを中心にみることにする。

なおここで、**公務員労働組合共闘会議**(公務員共闘)の活動についてみよう。これは組合員数一四四万五千名、全農林労組をはじめ二八組合で構成される国家公務員労働組合共闘会議(国公共)と、日本教職員組合や全日本自治団体労組など六組合で構成される地方公共団体関係労働組合会議(地公労)との統一協議組織であり、国家・地方公務員法の適用を受ける組合のうち総評加盟組合を中心とした各組合によって組織されている。一九六〇年秋には、三千円の賃上げを政府に要求して、賜暇戦術などの実力行使を行ない(八月八日の人事院勧告では一般公務員一二・四%、平均二六八〇円のベース・アップ)、一九六一年の春季闘争にも、全公務員労働者の基本賃金の一律五千円の引上げ、最低賃金を一万二千円とする、などの賃上げ要求をもって、これに参加した。また国家・地方公務員法の改悪(ＩＬＯ条約第八七号批准とあわせ政府が提出している)の反対闘争では、一九六一年四月二五日において勤務時間内一時間の実力行使を行なったのをはじめ、強力な闘争を展開している。

一九六一年賃金闘争　公労協の各組合は、一九六一年の春季賃金闘争において、「半日スト」を宣言し、ストライキ体制を確立して統一闘争を展開した。公労協とは、公共企業体等労働関係法(公労法)の適用を受ける国営企業、いわゆる三公社五現業における労働組合のうち、総評加盟の各組合の連絡協議機関であり、次の九組合――国鉄、国鉄動力車、全逓信、全電通、全林野、全専売、全造幣、全印刷、アルコール専売の各組合によって構成されている。組合員数は総数九〇万五千名、このうち国鉄三四万四千名、全逓二一万四千名、全電通一七万一千名、などが大きい。

この公労協は、一九五三年の秋季・年末闘争でもたれた公労法関係組合の共闘会議をもとに組織され、それ以来、統一闘争を展開してきた。しかしこれまでの賃金統一闘争では「要求書作成の段階で要求期日や一八歳賃金の算出根拠を統一してきたにすぎなかった」(公労協賃金専門会議、国鉄労働組合「一九六一年統一賃金闘争の経過」)。この統一闘争をより強化し発展させるために、今回の賃金闘争にあたっては、新賃金要求共同討議資料「大幅賃上げを闘いとるために」を公労協九組合の統一討議資料として発行するなど、一九五九年秋からその準備が進められ、その結果次のような賃上げの統一要求が決定された(政府に対する公労協の統一要求による)。

一、大幅に賃金を引上げること

(イ)基本給五、〇〇〇円以上引き上げること(これについて前掲資

料は次のように述べている――「各組合の要求額にはいくらかのちがいがみられる〈が〉……九組合が揃ろって五、〇〇〇円以上の要求を提出したことは、公労協統一闘争のこれまでにない成果であったといえよう」)。

(ロ)一八歳最低基本給一二、〇〇〇円以上とすること。

(ハ)各人の配分は賃金源資の三分の二以上を定額とすること（これについて前掲資料は――「配分の原則のなかでとりわけ重要なのはいうまでもなく、三分の二以上の定額積み上げということである。公務員の俸給表改訂にもみられるように、政府や資本家が管理者及び管理者コースにいる者の賃金と一般労働者の賃金との格差の増大をはかり、ベース・アップの配分にあたり上厚下薄の傾向を露骨にあらわしているとき、公労協のこの決定はきわめて重要な意義をもつものであった」)。

(ニ)三公社五現業の臨時雇用員を本採用とすること。当面の措置として最低賃金を日額五〇〇円以上とすること。

二、国鉄運賃、郵便料金等をはじめ公共料金の値上げ反対、公共負担法を制定すること。

三、ＩＬＯ条約八七号、第一〇五号を批准しストライキ権を確立すること。

四、労働者の犠牲による合理化政策を止め、労働時間を短縮すること。

また闘争体制としては、これまでのたたかいの反省のうえにたって、(1)「統一闘争を強化するため、従来の〈公労協〉戦術委員会の性格と権限を強め、統一闘争の指導機関としての体制を確立する」こと、(2)「各組合ともに半日の全面ストライキを反復して行なう態勢を確立し、……ストライキ統一闘争を行なう」こと、(3)「公労委（公共企業体等労働委員会）に対しては能動的に持ち込み調定仲裁のコースを経て〝カタ〟をつけるという数年来の惰性に落ちいることなく、……闘いの過程を通じて組合の土俵の中に〈政府〉当局や公労委の方から出てくるような闘いを組む」こと、(4)「従来賃金配分の闘いは個々バラバラに闘われてきたが今後はこれらの闘いを含め公労協統一闘争の規模で進める」こと、などの方針が決定された。国鉄労組や全逓信労組をはじめ、公労協の各組合では、かねてから労働基本権確立のたたかいの一環として、一九四八年の政令第二〇一号によって失われたストライキ権の「奪還」を、運動方針として強く打ち出してきたのであるが、今回の闘争ではじめてこの方針を具体的に実行に移し、二年後にスト権奪還のゼネストを組織することを目標とした前段闘争として、ストライキ体制をもってたたかうことになったのである。このため、公労協各組合の討議集会のなかでも、賃金要求内容の討議と並んで、こうした闘争方式についての討議と闘争体制の確立とが大きな問題となった。

公労協の各組合では、こうした統一目標にもとづいて賃金要求を決定し、一九六一年の一月から二月にかけて各公団、政府各省あてに要求書の提出を行ない、総評の春季闘争の大きな柱としてたたかいを展開していった（各組合の賃上げ要求内容については省略、前掲資料など参照)。二月二五日、公労協共闘委員会は政府に対する統一要求書（前掲内容によるもの）を労相に提出し、第一回統一交渉を行なった。その後、各公社や各省当局による回答が出はじめた。二月二七日、国鉄当局は合理化協力を条件として公務員なみのベース・アップ――一千円程度の賃上げを考慮することを回答した。また三月二日、郵政省当局は、一人一ヵ月平均一千円の賃上げ回答を行なったが、これもやはり人事院勧告（一九六〇年八月八日提出）に準じたもので、俸給表の改正とこれによる配分の上・下格差の増大を伴う性質のものであった。公労協では、三月一日、全

逓、国鉄、国鉄動力車の各組合が無期限の超過勤務拒否闘争にはいった。このほか、国鉄労組では門司、熊本、岡山などの地方本部においていわゆる遵法闘争を強化し、列車の運行に影響を与えた。

三月七日、国鉄動力車労組は、国鉄の新五ヵ年計画に伴う合理化反対（国鉄近代化実施に対する事前協議制の確立、乗務員の乗務キロ数の制限、など）を中心目標に掲げて、東海道線をはじめ全国九ヵ所の機関区・気動車区に対し三月一五日の一〇割休暇闘争を指令した。また国鉄労組でもこれと同じ機関区の組合員の一〇割休暇闘争を指令し、動力車労組と共同闘争を行なうこととなった。動力車労組では三月一五日午前零時から一〇割休暇闘争に突入したが、同日午前四時までの団交で次のような条件で妥結した――(1)近代化を行なう場合には、相互の了解を計ることを目的として、その内容を呈示し事前に協議する。(2)労働条件に変更を伴う場合は、事前に団交を行なって意見の一致を期する、(3)乗務キロ制限についてはひきつづき団交を行なう。

また、全電通では三月一六日、全逓では三月一八日、それぞれ合理化反対と賃上げの時間内職場集会を行なった（全逓などの合理化反対闘争については後述）。

この間、国鉄当局では、三月九日国鉄動力車労組に対し、三月一〇日国鉄労組に対し、郵政省当局も三月一一日全逓に対し、また全電通や全専売労組に対しても各公社当局が、それぞれ一方的に団交を打ち切り、公労委に調停申請を行なうと通告してきた。またこの間、公労協の政府に対する統一交渉がくりかえされたが、政府は、さきに国鉄や郵政省当局などが回答した一千円程度の賃上げ以上は公労委の裁定によるほかはないと主張し、他方では公労協が予定した三月三一日の半日スト中止を要請するなど、統一要求拒否の態度を変えなかった。

このため、公労協拡大戦術会議は、対政府交渉をこれ以上継続しても、政府の誠意ある回答を期待することは不可能であると判断し、三月一三日の第四回対政府交渉をもって統一交渉は決裂するにいたった。そして同日、公労協春闘共闘委員会の名で、三月三一日以降半日ストライキをもってたたかうという「ストライキ宣言」を発した。

三月一五日、政府は労相の職権により、公労協の全印刷労組を除いた八組合の賃金要求について――全林野など三組合は交渉中であるにもかかわらず――一括仲裁申請を行なった（全印刷は一九六〇年八月に賃上げ要求書を提出し、目下調停申請中）。これに対して公労協では、(1)政府当局のこの行為は組合の団交権を無視したものだ、(2)過去一二年間における政府の裁定不履行の実情からして今回の政府の裁定実施も信頼できない、(3)公労委の中立性に対する不信、およびその公正な裁定も従来の実績からして期待できない、などの理由をあげて仲裁裁定（政府の仲裁コース）を拒否し、闘争体制をくずさずストライキをもってたたかうことを声明した。しかし、公労協のこうした仲裁裁定の拒否――仲裁委員会の事情聴取に応ぜず、労働者側参与委員を選任しないという態度に対して、総評の執行部は、(1)政府が異例な措置をもって仲裁申請を行なった今日、参与として、仲裁委員会に労働者側委員を送ることが仲裁裁定のなかで金額を引き上げることができる、(2)国民の世論からみても努力したという立場を明らかにすることが大事である、などの点を強調した。そして公労協と総評との意見調整の結果、仲裁委員会に組合側の主張を認めさせるとともに、国民世論などを考慮して労働者側参与委員を送ること、事情聴取に対しては各組合に個別的にではなく公労協九組合が統一してこれに応ずること、また重大な変化のないかぎり三月三一日の半日ストは決行する、総評はこれに備え

全力をあげて民間各組合との共闘体制を確立する、などの方針に意見の一致をみた（これらの経過は、公労協春闘共闘委員会・同戦術委員会「公労協春闘統一闘争における三・三一スト中止に伴う経過並びに成果と欠陥について」による）。中裁委員会は三月一六日に発足した。なおこの間、国鉄労組の超過勤務拒否闘争や国鉄動力車労組の一〇割休暇闘争、全逓や全電通労組の時間内職場大会に対する大量の処分が各当局から次々と発表され、また三月二七日、郵政省当局は半日ストの参加者は全員処分すると警告を行なった。

三月二七日、次のような仲裁裁定が提示された――(1)一九六一年四月以降、平均して同年一月一日現在における職員の基準内賃金の一〇％相当額の源資をもって引き上げること、(2)上記源資の配分については、労使当事者間の協議によってきめること、など（国鉄、動力車、全逓、全電通、全専売、全印刷、全造幣の各組合に対して）。なお全林野、アルコール専売に対しては右源資の一二％引上げが提示された。この裁定は、最近における民間賃金の上昇、消費者物価の高騰、国家公務員給与の改訂（一九六〇年の四月と一〇月にそれぞれ七〇〇円および二六八〇円程度引き上げられた）、および一九六〇年四月におけるこの公共企業体等職員の賃上げ（八〇〇～八五〇円程度）、などの事情を仲裁委員会で「総合的に勘案」した結果であるといわれた。

公労協では、この裁定の諾否と半日スト決行の可否をめぐって討議が行なわれた。すなわち、この裁定は全額にして一人平均二二〇〇円程度にすぎず、五千円以上という公労協統一の切実な要求と比べてきわめて低く、また定額配分の要求に対して裁定は労使当事者間の協議によって決めるとしてこの配分問題を回避していることなど、裁定に対する強い不満が一致して表明された。しかし同時に、「半日ストを打っても金額を高める第二次裁定を出させることは難である」ということになり、こうした情勢分析を前提として、「金額が上らないこと……の分っている闘争に突入するのであるから、半日ストに入る意義づけと運動の将来に対する展望をしっかりしなければならない。これが明らかにならないと、ドロ沼闘争に陥り収拾の目途がつかなくなる」という意見、また「組合の下部体制は今日までの公労協の統一指導によって第三者機関には依存しない力関係の原則で闘うというかつてない昂りがある。この状態の中で半日ストを止めるということになれば、組織に対する不信感と二年後のストライキ権奪還闘争に大きな影響がでる」といった意見が出され、これらの見解をめぐって討論がなされた。

そしてこうした討論の集約は、公労協と総評および民間単産代表との意見調整の場に移され、太田総評議長などから、「この裁定は民間の私鉄、鉄鋼等の組合には大幅賃上げの突破口として歓迎され、公労協闘争は非常に評価されている。……したがって公労協がこれをケッて闘うということもよいが公労協内部には力の強弱がある。……半日ストを中止し、裁定を以って収拾を図るべきだ」、「組織の統一と団結の立場からは無理をすべきではない」といった意見が出された。結局、万場一致をもって裁定による収拾が決定され、次のような方針が確認された――(1)三一日の半日ストは総評と完全な意見統一のなかで中止をする。(2)不当処分撤回のたたかいは総評の場で強力にたたかうことにする。(3)裁定の実施については……公労協の統一闘争でたたかう。(4)スト権奪還のたたかいの方向を明らかにする（以下省略、なお以上の経過については前掲資料参照）。

三月二八日、公労協では右の方針にもとづいて三月三一日の半日スト中止を指令し、闘争は収拾に向かった。

この公労協春季闘争に対しては、特に、ストライキ禁止の法律のもとで、ストライキ体制を打ち出してたたかったことの戦術的可否

や実際上ストライキを決行しうる体制にあったのかどうかなどの点をめぐって、闘争の展開中にあるいは収拾後に、さまざまな評価や論議がたたかわされた。これについての見解は、公労協内部の各組合員においても種々異なるであろうし、また他方では、政府各省や公社当局によるストライキ体制切りくずし工作も激しかった。こうした春季統一闘争の成果と欠陥について、公労協はその統一的見解として次のような点を指摘している。1成果について――(イ)権利意識の高揚（ストライキ権をはじめ労働者の諸権利に対する権利意識を組合員に深く浸透させ、今後のスト権奪還闘争の第一段階のたたかいとして大きな成果をあげたこと）、(ロ)統一闘争の質的な前進、(ハ)組織相互の信頼感の高まりとたたかいへの自信、(ニ)対政府統一交渉の成果、など。2欠陥について――(イ)たたかいの準備不足（ストライキ体制をもってたたかうことの意義や確信について組合員への理解努力が不徹底であったこと）、(ロ)闘争展望の不徹底、(ハ)収拾段階における混乱、(ニ)統一要求と要求方式の欠陥（これらについての詳しい内容は前掲資料を参照されたい）。

なお、右の裁定受諾に伴う配分闘争については、その後、三分の二定額、三分の一定率という公労協の統一要求を裁定の賃上げ範囲内でそのまま生かした配分要求が、各組合で統一して決定された。国鉄労組は基本給一律一六〇〇円プラス三・六％引上げの裁定配分要求を行なったが、結局六月九日になって、高校卒初任給（基本給六号俸）一万円（一四〇〇円増）および最低一四〇〇円、最高三七〇〇円の増加といった内容で妥結した。全逓では基本給一律一四〇〇円プラス三％引上げを要求したが、郵政省当局の回答（高校卒初任給九六〇〇円、職級別配分で最低一二〇〇円、最高三六〇〇円）をめぐって六月現在対立を続けている。また全電通では、等級を撤廃した通し号俸にそれぞれ一九〇〇円を積み上げるという要求を行なったが、四月二四日、高校卒の一般職基本給九九〇〇円（一四〇〇円の増）、定額一一〇〇円プラス三・四二％などの内容で妥結した。このほかの組合でもだいたい同様な線で妥結している。

また、今回の春季闘争によって、公労協の各組合は、それぞれかつてない大量の処分者を出した。国鉄労組では超過勤務拒否闘争、遵法闘争などによって総数一七四四名（うち解雇一二名）、国鉄動力車労組では一〇割休暇闘争によって三六六名（解雇一二名）、全逓では電通合理化反対闘争や時間内職場集会によって一万〇七二五名（解雇一九名）、全電通では時間内職場大会によって八五二二名（解雇一六名）、このほか、全印刷では三千名（解雇なし）、全建労では一三九名（解雇一二名）、となっている。これらのうち停職以上の重い処分を受けた者は、本部役員をはじめ組合役員に集中している。これに対して各組合では、不当処分撤回の統一闘争をＩＬＯ条約第八七号および第一〇五号の批准闘争、ストライキ奪還闘争と結びつけて、今後ねばり強く進めていこうとしている。

電通合理化反対闘争　現在、日本電信電話公社（電電公社）による電信電話拡充長期計画（一九五三～一九七二年度）が推進されているが、このうち特に電話については、市外通話の全国即時化を目標に、電話交換の手動式から自動式への切替え、およびそのための交換取扱局の集中が進められている。そしてこの長期計画最終年度の一九七二年度末には、全国の加入電話数は約一〇六〇万個（現在は約三四〇万個）、その九五％が自動化され、残る約五〇万個の手動式交換局として、二五〇〇局（現在約六千局）が存続するものと見込まれている。

また、郵便局では右の電電公社から、この電話および通信業務の一部を委託されているが（郵政委託、なお郵便局の電話交換はすべて手動式）、現在郵便局の電話交換職員は約三万一千人、電信関係

職員が約一万六千人となっている（以上、郵政省「電通合理化と事前協議制」、『官公労働』一九六一年四月号による）。こうした自動化切替えの進行に伴い、従来の電話交換作業が不用化し、交換手（女子）の配置転換が大量に行なわれている。電電公社や郵政省では、こうした事態は、電電公社および郵政省の領域における電話関係付随作業への配置転換によって、従来および将来とも解雇なしに円滑に処理できるものと主張している。しかし、全電通労組や全逓信労組では、一九五三年度からの合理化の進展に伴い、これら職員の大量の配置転換が各人の意志を無視して強行され、それに加えて労働強化が激しくなっている実態をあげ、技術革新そのものにはなんら反対しないが、これに便乗した労働条件の切下げには断固たたかうという方針を決めている。そしてこうした電信・電話合理化の反対闘争は、いわゆる電通合理化反対闘争として、両組合協力のもとに、展開されている。さきにみた一九六一年の春季闘争においても、この合理化反対闘争が、賃上げと並ぶ大きな柱としてたたかわれた。

このうち全逓信労組では、一九六〇年七月の全国大会でこの電通合理化反対闘争を取り上げ、(1)この郵政委託業務の改変に伴う労働条件の変動についてはすべて団体交渉事項であることを確認し、郵政省と全逓との間の事前協議および決定により実施すること、(2)電通合理化の推進にあたっては郵政省は、首切り、一方的強制配置転換、労働条件の切下げを絶対に行なわないこと、(3)郵政省に残る職員は自動的に郵政職員に組み入れ、郵政事業の積極的な労働条件引上げに充当すること、などの方針を決定し、一九六〇年九月、郵政省当局に対しこうした協約の締結を要求した。これに対して郵政省当局は、全逓の事前協議・決定条項は経営権の侵害であるとして、要求拒否を行なっており、その後、このための合理化事前協議制確立の交渉がくりかえされたが、一九六一年六月現在、まだ解決をみていない。

こうした合理化反対闘争の具体的な一環として、一九六一年三月、奈良県吉野郡上市町、吉野町の上市・下市両郵便局における自動化切替え反対闘争が大きな話題となった。全逓労組のこの闘争の目的は次のようなものであった。――「全逓の闘いの中核は何といっても、電電公社への配転を拒否し、あくまで現局にとどまり居残りを続ける労働者が、全国的に自動化促進とともに雪ダルマ式にふえ、その結束が益々固いことを敵側に示すことにあった。このことが中央交渉を支え、郵政省に大きな動揺を与えることになるので、そのスタートとしてのデモンストレーションが、即ちピケによる切替え阻止の抵抗闘争であった」。そして全逓では「この闘いに勝つと、将来の電通合理化反対闘争は有利に展開するだろうし、逆に負けると将来の闘いに悪い影響をおよぼすことを見通し」、全逓、総評の支援ピケ隊一四〇〇名を、この両郵便局に動員することになった（以上、上枝昭典氏「電通合理化をめぐる全逓の居残闘争」、『月刊総評』一九六一年五月号による）。これとともに地元警察署の要請によって約八〇〇名の警察隊もこの町にはいり込み、切替え実施の三月一八日には、町をあげて異常なふんい気に包まれた。しかし、この切替えは、郵便局の配電盤のみにピケを張っても、技術的に防げるものではなく、公社側は同日の午後三時半過ぎ、外部から吉野、下市の新設電話局への切替え作業を済ませた。全逓信労組のこの闘争の意図は、さきにみたように、切替えを技術的に阻止することではなく、旧郵便局における手動交換手の居残り闘争を強化・拡大していくことであった。この上市・下市郵便局の交換手一〇一名も、当初右の新設電話局への配置転換（郵政職員を辞職して公社に再就職する）の勧誘を受け、郵政省に提出していた退職願いを撤

回して居残り闘争に参加した。しかしその後、郵政省や電電公社の工作により家族や地元民を通じた切りくずしが激しく、脱落者が続出し、一九六一年三月二九日現在、居残り者は二九名となった。

このほか全国各地で続々と自動化切替えが実施されてきており、これに対する全逓の切替え阻止、郵政職員としての居残り闘争が展開されている。この居残り闘争の参加者は一九六一年三月二七日現在で、全国九四局、二八九名となっている（全逓発表による）。そして全逓では今後もこの居り残闘争を合理化事前協議制確立のためのたたかいとともに、一九六一年度の中心的な闘争目標である電通合理化反対闘争の主要な柱として推進していくことを決定している（一九六一年四月二五日、臨時中央委員会）。しかし反面において、この居残り闘争要員が、その性質上女子が中心をなしていることは、長期的な闘争の展開のうえで、かなりの限界を内包している点も否定できないであろう。

第四章　第三一・三二回メーデー

一九六〇年、第三一回メーデーは、全国約八〇〇ヵ所の会場で開かれた。よい天候に恵まれたこともてつだって、参加者は、約五〇〇万人と推定されている。特に、メーデーが日曜日と重なったために、家族ぐるみ、子どもづれの参加者が非常に多いのも、特徴の一つであった。

ちょうど国会では、自由民主党が、日米安全保障条約改定の批准を強行しようとしていたさなかであり、メーデー参加者がもつプラカードにも、「安保改定反対」の文字が圧倒的に多かった。また、三井三池炭鉱争議を反映して、「三池を勝たせろ」といった内容のプラカードが、福岡・札幌など炭鉱地帯をひかえた都市はもちろん、東京・大阪・名古屋など大都市のメーデー会場にも多かった。

東京の中央メーデー参加者は、式典開会三〇分後で、約六〇万人に達したと推定されている（中央実行委員会発表）。式典は、社会党浅沼委員長、共産党野坂議長、民主社会党曽禰書記長による各党代表あいさつののち、議事にはいり、三本のスローガンと、「生活と労働条件向上に関する決議」、「社会保障制度、労働基本権確立に関する決議」、「安保条約反対、軍縮と日中国交回復促進、国会解散に関する決議」、「南北領土の回復に関する決議」の四決議文を採択した。そして、最後に、次のようなメーデー宣言を発表、五コースに分かれて、都内をデモンストレーションした。

第三一回メーデー宣言

第三十一回メーデーは、全国八百ヵ所に五百万の労働者が結集、戦後最大の規模のもとに展開されている。光輝あるメーデーの歴史において、その内容と規模が年々拡大され、発展の過程をたどっていることは、きわめて重要な意義をもつとともに喜ぶべき現象である。

今日、われわれが、過去一年間の政治、経済情勢をふりかえるとき、岸内閣によるすべての政策はわれわれの真けんな要求と広範なつよい世論にもかかわらず一向に改められようとせず、依然として保守勢力の維持と資本擁護の政策に終始していることは誠に遺憾である。

特に今国会で批准が強行されんとしている新安保条約は、いまだにその全ぼうがあきらかにされず、国民全体に多大の疑惑を投げかけているものであり、それ故に労働者を中心とした国民あげての非難と、批准反対の意思表示をうけているものである。

また、われわれの賃金闘争に対しても一方的にわれわれの要求

を阻止する態度をとり、さらにＩＬＯ条約にうたわれた全労働者の基本的権利の要求や、労働者の生活と健康を守るための労働時間の短縮要求に対しても一片の誠意すら示そうとしないのである。

一方、外交交渉においても、日韓会談の行詰り、日中国交回復への努力の放棄など、その無策ぶりは、わが国の権威と名誉を国際間に失墜せしめた。

また年々増大する失業者と底深い貧困の谷間を救うべき社会保障政策にも何らみるべきものはなく数百万中小企業労働者多年の念願であった最賃法は成立したものの今なお内容において多くの不備があり、今後ますます結束を固めて完全な最低賃金法確立の闘いをつづけていかねばならない。

われわれが、今日決定した三本の中心スローガンは、働らく者が生活向上を求め、労働者の基本的な権利を守るために訴える切実な要求である。われわれはこの要求実現のために、ここにもりあがったすべてのエネルギーを結集し、最後まで断固として闘おう。

いかなる困難も、いかなる障害も、働らく者すべての力を一つにした行動を阻むことはできない。われわれは、ますます結束をかため前進しよう。

右宣言する。

一九六一年、第三二回メーデーは、全国八七〇ヵ所の会場で開かれた。中央実行委員会の発表によると、参加者は、約六〇〇万人にのぼり、日本のメーデー始まって以来、最高の人数に達した、といわれる。

この年のメーデーは、ソビエトの人間衛星船成功、キューバ反革命の失敗、フランスにおける反ファッショ闘争の勝利という、新しい情勢のもとで、世界各国とも盛大な規模で開かれた。日本の労働組合代表も、モスクワ・北京・プラハ・ベルリン・ハバナのメーデーに参加した。

青森・石川両県の県中央メーデーが分裂し、地域メーデーでも、大牟田・宇部両市など四ヵ所が分裂したけれども、全国的には、東京の中央メーデーをはじめ、統一が守られた。ただし、「日米安保条約の破棄」という運動の目標が、一部の反対によって、中心スローガンに入れられなかったことは、安保反対運動後、まだ一年を経ないうちに迎えた最初のメーデーとして、注目すべき問題を提起した、といわなければならない。

第三二回メーデーにあたって、参加者のプラカードに掲げられたスローガンのなかでは、「賃金大幅引上げ」、「資本主義的合理化反対」、「労働時間短縮」など、労働者の経済的・社会的要求に関するものが特に多く、また、池田内閣の「所得倍増」政策と対決し、物価値上げ反対を訴えたものも目だった。さらに、ソビエトの人間衛星船の成功と、キューバ革命の勝利を祝う趣旨の飾りつけが喜ばれた点も、特徴的である。

中央メーデーの参加者は、六〇万人以上、といわれ、中小企業労働者の参加が、例年よりひときわ多かった。中央メーデーは、「労働条件向上」、「生活向上と権利確立」、「平和擁護」の三決議文を採択、次のような宣言を発した。

第三二回メーデー宣言

第三十二回メーデーは、東京における中央大会をはじめとし、全国八百七十ヵ所で六百万労働者が結集して、文字通り戦後最大の全国的行事として闘われた。昨年の第三十一回メーデー以来、われわれは幾多の実り多き闘争の経験を積重ねて、たくましく成長した。そしてここにその内容において、またその規模におい

て、飛躍的な発展の姿をわが国メーデーの歴史の一頁に書き加えることができた。このことは、われわれの前途をますます明るいものとすると同時に、全勤労大衆への力強い激励となっている。

しかしながら、われわれをめぐる政治・経済情勢は決して楽観できるものではない。池田内閣とその自民党は、依然として大資本擁護の政策に終始し、平和で豊かな生活を求める広範な勤労大衆の切実な要求にもかかわらず、一向に改められていない。池田内閣の打ち出した「所得倍増計画」は半年を経た今日、早くも大きな破綻を生んでおり、国鉄運賃をはじめとする諸物価の値上りは、国民生活を深刻に脅やかしている。さらに貿易自由化等の影響によって、好況を誇ったわが国経済の前途にもようやく不安の色が漂いはじめている。

そしてわれわれの生活と、労働条件向上に対する最小限の要求すらも顧みられず、かえって、ＩＬＯ条約批准の問題にみられるように、政府・資本家は労働者の基本的権利を制約し、その一方的な犠牲の上に合理化政策を推し進めようとしているのである。その結果この好況のなかですら一部産業には失業者を生じ、数百万の中小企業の未組織労働者は低賃金長時間労働の苦しみに呻吟している。貧富の格差はますます増大し、現状のような貧弱な社会保障制度ではこの矛盾を克服することなどは望むべくもない。

他方、外交面においては、池田内閣は何らの自主性もなく徒らに他国の政策に追従して国際紛争に深入りし、国民の平和への願望をふみにじっているばかりでなく、世界の国々特にアジア・アフリカ諸国民に対して、国の名誉と威信を大きく傷つけている。

われわれは第三十二回メーデーに結集した全労働者の名において、不当に押し下げられている賃金の大幅引上げ、週休二日制と週四十時間労働の獲得、最低生活を保障する最賃制の実現を要求する。労働者の基本的権利を守り、社会保障制度の確立を要求する。さらにわれわれは日中国交回復を要求し、あらゆる戦争の危険を排除して、世界平和の実現を強く望むものである。

第三十二回メーデー大会が満場一致決定した中心スローガンと諸決議は、本年度におけるわれわれの共通の闘いの目標である。このスローガンと決議を実現するため、すべての力を結集し最後まで闘い抜こう。いかなる困難もいかなる障害も、われわれの行く手を阻むことはできない。全世界の労働者と手をとり合い、明るい希望をもって力強く前進しよう。

右宣言する。

第五章　労働協約

一　総説

前年にひきつづき、今年度においても労働協約締結の絶対数は増加の趨勢を示したが、新規結成の組合が主として中小企業関係であるため、協約の締結率は停滞を示している。労働省は「中小企業の実態に即応する労働協約の指導について」通牒を発し（一九六〇年九月三日）、中小企業向きの指導要領をもって指導にのりだした。

今年度における労働協約上注目すべき動きとしては、まず産業別統一協約闘争の展開があげられる。海員組合では、八年の闘争を経てわが国最初の産業別年金制協定を獲得した。その反面、二、三年前から姿を見せはじめた長期平和協定の動きも活発化してきた。しかし、最近各労組が最も緊急の問題としているのは合理化闘争における事前協議制の協定または協約の締結である。その他、今年度初

第155表　組合の種類別労働協約締結組合数および組合員数

区　　分	単位組合		単一下部組合（単位数）		単一の本部	単一の下部組合（連合扱）	連合団体
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合数	組合数
協約締結可能な組合	17,525 (100.0)	3,030,719 (100.0)	15,469 (100.0)	2,961,935 (100.0)	830 (100.0)	824 (100.0)	3,285 (100.0)
協約締結組合	7,664 (43.7)	1,945,843 (64.2)	3,146 (20.3)	742,979 (27.6)	573 (69.0)	169 (20.5)	173 (5.3)

〔備考〕　連合団体の「協約締結可能組合」欄は総団体数である。

第156表　労働協約の適用を受ける単位労働組合数および組合員数

年	適用を受ける組合数	締結率（%）	適用を受ける組合員数	適用率（%）	年	適用を受ける組合数	締結率（%）	適用を受ける組合員数	適用率（%）
1947	5,591	23.9	—	—	1954	14,226	60.7	3,506,961	73.7
1948	20,301	62.8	3,921,945	79.0	1955	16,182	64.9	3,797,573	78.1
1949	14,099	50.4	3,744,763	65.5	1956	17,095	63.7	3,856,436	77.1
1950	9,746	45.1	2,552,681	58.8	1957	18,370	64.2	4,042,317	77.7
1951	10,329	50.5	2,646,219	61.8	1958	19,302	64.3	4,231,965	78.1
1952	11,054	54.4	2,969,576	69.4	1959	19,843	63.8	4,347,178	77.8
1953	13,538	59.4	3,347,680	71.6	1960	20,947	63.5	4,658,239	77.7

〔備考〕　1）締結率＝$\frac{\text{協約の適用をうける組合数}}{\text{協約締結可能な組合総数}}\times 100$，　適用率＝$\frac{\text{協約の適用をうける組合員数}}{\text{協約締結可能な組合員総数}}\times 100$

2）協約締結可能な組合数および組合員数とは，1948年以前においては，組合総数および組合員総数であるが，1949年以降は労組法，公労法が適用になる組合数および組合員数であって，国家公務員法，地方公務員法の適用を受けるものは含まれていない。

第157表　種類別労働協約の適用を受ける単位労働組合数および組合員数

協約の種類	1959年		1960年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合計	19,843 (100.0)	4,347,178 (100.0)	20,947 (100.0)	4,658,239 (100.0)
一般的事項の全部または一部を規定するもの	17,427 (87.8)	3,954,610 (91.0)	18,432 (88.0)	4,181,377 (89.8)
労基法にもとづく事項の内容のみを規定するもの	2,416 (12.2)	392,568 (9.0)	2,515 (12.0)	476,862 (10.2)

〔備考〕　1）「一般的事項の全部または一部を規定するもの」とは，協約中に締結目的，経営権，労働権，組合保障，組合活動，経営協議会，苦情処理機関，団体交渉手続，人事，給与，給与以外の労働条件，退職金，安全衛生，福利厚生，災害補償，平和条項，争議条項効力などの全部または一部について規定しているもの。

2）「労働基準法にもとづく事項の内容のみを規定するもの」とは，労基法第18条第2項（強制貯金），第24条第1項（賃金の支払い），第36条（時間外および休日労働）および第39条第4項（年次有給休暇）のみにもとづく事項を協約中に規定したもの。

めて最賃法一一条の労働協約拡張適用にもとづく最低賃金の申請がなされ、そのなりゆきが注目されている。

二　労働協約締結、適用状況

一九六〇年六月三〇日現在において実施された労働省の労働組合基本調査により、労働協約の締結および適用の状況を概観してみよう（この調査の対象となっている時期と三以下の対象となっている時期にずれがあることに注意）。

一九六〇年六月末において、法律上協約を締結することの可能な組合のうち、みずから協約を締結している単位労働組合数は一万〇八一〇組合、その組合員数は二六八万八八二二人であった。これを前年同期に比べると四五七組合（四・一％）、一五万九九五〇人（六・三％）の増加である。

第158表　産業別労働協約の適用を受ける単位労働組合数および組合員数

産業	適用を受ける組合数	適用を受ける組合員数	締結率（％）	適用率（％）
全産業	20,947	4,658,239	63.5	77.7
農林業	38	1,856	55.1	58.1
林業，狩猟業	404	72,327	85.1	90.1
漁業，水産養殖業	61	24,652	48.8	51.8
鉱業	800	319,877	76.9	93.4
建設業	430	56,441	21.3	12.9
製造業	6,974	2,027,341	57.2	79.7
卸売業，小売業	1,113	147,062	60.1	72.4
金融，保険業	2,068	348,147	85.5	90.6
不動産業	32	4,689	29.4	47.1
運輸通信業	6,780	1,332,565	82.6	91.5
電気，ガス，水道業	824	165,866	84.2	89.7
サービス業	1,380	139,026	41.5	53.1
公務	30	10,751	31.6	43.2
分類不能の産業	13	7,639	14.1	50.8

また単位労働組合以外では、単一組織の本部、五七三組合、単一組織の連合扱組合、一六九組合、連合団体の一七三団体が協約を締結しており、昨年度に比し、それぞれ五七組合（七・四％）の増加、二組合（一・二％）の減少、一〇団体（五・五％）の減少となっている（第155表参照）。

右の数字はみずからは協約を締結していないが、上部協約の適用を受ける組合を含んでいないので、これを含めた適用状況をみると、第156表の示すように、協約の適用を受ける単位労働組合数は二万〇九四七組合、その組合員数は四六五万八二三九人、その締結率は六三・五％、その適用率は七七・七％である。これを前年同期に比べると締結率において〇・三ポイント、適用率において〇・一ポイントの低下を示している。

次に労働協約を労基法にもとづく事項の内容のみを規定するものとそうでないものとに分けてその適用状況をみると、前者では前年同期に比べて一〇〇五組合（五・八％）、二二万六七六七人（五・七％）の増加で、適用組合総数では〇・二ポイントの増加、組合員数では一・二ポイントの低下である（第157表参照）。

労働協約の締結率および適用率が比較的高い産業は、金融・保険業（締結率八五・五％、適用率九〇・六％）、林業・狩猟業（八五・一％、九〇・一％）、電気・ガス・水道業（八四・二％、八九・七％）、運輸通信業（八二・六％、九一・五％）、鉱業（七六・九％、九三・四％）であり、比較的低い産業は、建設業（二一・三％、一二・九％）、不動産業（二九・四％、四七・一％）、公務（三一・六

%、四三・二%である）（第158表参照）。

全般的な傾向として、上部協約だけが適用される組合は前年同期に比べてかなりの伸びを示したが、独自の協約だけが適用されるものおよび上部の協約と独自の協約の双方の適用を受けるものの伸びは停滞を示している。このように本年における協約適用組合数および組合員数が伸び悩み、協約の締結率および適用率が前年同期に比して低下したのは、この一年に新たに結成された組合数および組合員数の増加にもかかわらず、新設組合の協約締結が少ないことによるものである。本年一年間に新設された協約締結可能な単位労働組合二九九八のうち、協約の適用を受ける組合は一二八二組合で、その締結率は四二・八%にすぎない。このことは新設組合の大部分が中小規模の組合で、協約を締結するまでの組織力に乏しいことに基因していると思われる。

三　産業別統一協約闘争の動き

前年度にひきつづき、各産業別単産では戦線強化の意味から統一協約闘争に大きな力を注いでいる。

全繊同盟では第四回中央委員会において一九六〇年度の労働協約闘争を全繊の統一共同闘争として、その要求内容と妥結条件につき全繊が規制する方針を進めた。この規制三項目とは、㈠諸休暇を統一する（特定休日の有給日数、有給率、生理休暇の日数、有給率、年次有給休暇の日数、資格要件、出勤率などと各部会ごとに中央闘争委で決定）、㈡労働委員会の義務付けを排除する（従来の労働協約の争議協定では、中労委などへのあっせん、調停を申請したのちにストライキにはいることになっているが、これを改め、ストにはいるためにあっせん、調停の申請に拘束されないようにする）、㈢寄宿舎の諸条件の決定については、組合との団体交渉で行なう旨の規定を設けることであった。こうして各組合の協約改正要求案は、全繊の事前審査を経て各部会の規制を加えられたのち、五月二五日、化繊部会七社、綿紡部会一〇社、羊毛部会大手各社に対し一斉に提出され、六月初旬まで団交を行ない、妥結しない場合は、実力行使の準備を整え労働委員会に提訴することになった。

この協約改訂闘争は強力に進められ、八月、中労委のあっせんに持ち込まれたが、一〇月二〇日、綿紡一〇組合、羊毛九組合に対して次のあっせん案が提示された。

一、労働委員会の義務付排除＝現行協約第七十九条（平和義務）につぎの覚書を付加すること。第一回のあっせんまたは調停開始後三十日を経過した場合には、その翌日以降本条によらないことができる。ただし、あっせんまたは調停の申請があり、その後一週間以内にあっせんまたは調停が開始されない場合は、申請後一週間を経過した日をもって第一回のあっせんまたは調停が開始された日とみなす。

二、寄宿舎について＝寄宿舎問題については、従来の慣行に従い話合いの場を設けること。

三、諸休暇＝年次有給休暇、特定休日、生理休暇については自主的交渉により解決すること（綿紡については「その他の事項に」）。

化繊七組合に対しては次のあっせん案が出された。

一、平和条項＝現行通りとすること、なお、次の項目を含む化繊七社の連合交渉規定を締結すること。

(1)団体交渉による解決が困難と認められた時、労使いずれか一方は、中労委あっせんまたは調停の申請をすることができる。いずれかが、中労委に申請した場合は、相手方はこれに応じなければならない。

(2)中労委のあっせんまたは調停中は一切の争議行為は行なわない。

(3)団体交渉の対象は、賃金ベースおよび一時金とする。

二、寄宿舎問題＝本問題に関しては、労使間の争点が必ずしも明確でないので、今回は従来の慣行に従い、特に運用面において労使双方努力すること。

全織同盟は翌二一日中闘委員会を開き、あっせん案につき検討したが、あっせんはきわめて不満であるが、無協約状態や実力行使により解決することは諸般の事情から適当ではないと判断、受諾ときめ、二九日の中央委員会で最終的決定をみた。

私鉄総連では、七月の大会で地方労組を中心とする産業別統一協約闘争の方針を定めたが、これにもとづき、私鉄総連北海道地労から北海道バス協会に対し、九月一一日、北海道中央労働協約締結の要求書を提出、一〇月一日以降団交にはいりたい旨の申入れが行なわれた。

組合の提出した要求案は全文九条から成る簡単なものであるが、賃金および退職金に関する基本事項の全道的統一を指向するものである。この動向が全国的に普及すれば、産業別組織の強化にとって大きな影響を及ぼすものと思われる。協約案の要旨は左のとおりである。

第一条　北海道バス協会（甲）および日本私鉄労働組合総連合北海道地方労働組合（乙）は、加盟会社および加盟組合を代表して私鉄従業員の労働条件に関する基本的事項ならびに甲乙の北海道中央労働協約について団体交渉を行う。

第二条　甲および乙は事業の公益性にかんがみ各加盟労使相互の基本的権利を尊重してこの事業の社会的使命を達するため協力する。

第四条　第一条に基いて甲および乙が行う団体交渉の対象は左に掲げる事項とする。

一、北海道中央労働協約の改訂に関する事項

二、全道的にわたる賃金の改訂に関する事項

三、全道的にわたる退職金の改訂に関する事項

前項各号の外、全道的にわたる労働条件に関する基本的事項について、甲もしくは乙が相互に中央において交渉を行うことを認めた場合団体交渉を行う。

第六条　第四条第一項第二号および第三号、または第二項に定める事項につき甲乙の意見一致をみた場合は、委任会社および委任組合はその決定に基き、各会社組合においてそれぞれの特殊事情をも勘案してこれが実施をはかる。

第八条　この協約の有効期間は締結の日から一ケ年間とし、期間満了一ケ月前までに双方から改廃の申出がないときはさらに一ケ年間を限り更新する。

四　産業別年金制

一九六〇年七月一四日には海員組合が、同八月一〇日には五船主団体が船中労提示の船員退職年金制に関する調停案を受諾したことによって、わが国初の産業別年金制度が一月一日から実施されることになった。

船員の退職年金制確立の動きはすでに七年前の一九四八年七月、海員組合が、第一一回大会の決議にもとづき、一定額の資金をプールして年金を支給することができるよう退職手当規定を改正することを日本船主協会に申し入れた時に始まる。この結果、労使双方各三名の委員から成る退職金制度研究委員会が設けられ、一九四九年五月二四日、六月一七日の二回にわたって意見の交換が行なわれた

が、具体的な進展をみないままに打ち切られ、組合はプール年金制による組合本部案を作成して一九五六年の一五回大会で修正を加えたのち、一九五六年一二月三日船主団体連合会に提出した。組合案では、各社の船員一人当たり月額一二五〇円を醵出し、プール年金制をつくり、退職船員一人当たり終身年金一五万円を支給するというものであった。以後、この案をめぐって交渉が行なわれたが、両者の主張の開きが大きくて進展せず、一九五八年四月、船主側は組合側に「国家管掌による付加年金制」の研究申入れを行なった。組合側は共同研究を拒否して、具体案を示すことを要求。一九五九年七月、船主側はようやく、国家管掌による船員保険に対する付加年金で、一〇年の有期、付加部分は平均標準報酬による、船主負担の保険料を現行退職金と調整することを骨子とする「付加年金試案」を提示した。組合側はこれを不満として拒否し、しばらく交渉が中断したのち、一九五九年一二月交渉が再開された。船主側から、現行退職一時金を平均二七・六％減らし、一〇年間給料に比例した金額を支給することを骨子とする「付加年金試案修正案」を提示、これに対し組合側は、各社の船員一人当たり一ヵ月八〇〇円の醵出によるプール年金制により、一人当たり一二万円の終身年金支給を内容とする最終案をもって、二月二九日団交を再開、二月末日までに回答を求めた。船主側は組合側の申入れを拒否したので、組合はストライキを宣言、交渉打切りの強い態度に出た。船主側は三月一四日、船中労に調停申請を行ない、その後二二回にわたって調停委員会が開かれ、審議された結果、次のような調停案が出された。

一、船員の老後の生活安定を図るため、五船主団体所属船主の共同により、船員退職年金制度を設けること。

二、退職年金制度は、船員保険の老齢年金の付加年金とすることとして、労使双方は協力して速かにその実現を図ること。

三、この退職年金制度は、法律の改正等その実施までには、ある程度の年月を要するものと認められるので、付加年金が実施されるまでの暫定措置として昭和三十五年十一月一日以降退職する者のうち付加年金受給資格者には、新たに設けられる付加年金制で、支給される付加年金に相当する金額を、所属会社の責任において支給する。

四、付加年金制はつぎのような綱によるならびに旧日本船主協会

(1)年金受給資格＝船員経歴（船舶運営会に雇用された期間を除および船主団体の所属船主以外の船主および職長五十八歳、部員く）二十年以上で、停年退職（職員および職長五十八歳、部員五十三歳）し、もしくは年齢五十歳を超え傷病退職し、船員を廃業した者とする。

(2)年金支給期間＝退職の翌月より十ヵ年間とする。

(3)年金額＝年額十万円（月額約八、三三円）とする。

(4)年金者遺族一時金（見舞金）＝付加年金受給者が、年金受給期間内に死亡した場合は、その遺族（配偶者または十八歳未満の子に限る）に対し、年金月額に残存月数を乗じた額の百分の五十に相当する金額を、一時金として支給する。

(5)退職金との調整＝船員退職年金制度の発足に伴い、現行退職手当制度については、つぎの調整を行うものとする。

(イ)付加年金受給資格者については、その退職一時金の支給額の一割を減額する。

(ロ)付加年金受給資格者であって、定用切替で他社に移り、定年で退職し、もしくは年齢五十歳以上で退職する者の停年加算もしくは年齢加算については、それぞれ二ヵ月を減ずる。

(ハ)勤続五年未満の自己都合退職者には、退職一時金を支給しない。

㈡なお、退職年金制の発足後は、船主団体所属船主間の船員移籍に対する手当については、原則としてこれを支給しない。

五、以上のほか、退職年金制度実施に必要な事項は、労使協議の上決定すること。

年金制が調停案の線で妥結するまでには多くの問題点があった。すなわち、本年金制は単一私企業の場合と違って、企業規模および利害の異なる一六一社の船員に及ぶため、年金額をはじめとして、年金管理方式、受給資格、支給期間、醵出金、退職金との調整など労使間だけでなく各社の間に統一的見解を出すことが困難だという事情であった。調停案は、組合側当初の要求である一律定額年金の原則を取り入れつつ、他方では使用者側の主張である付加年齢制と退職一時金との調整を大きく取り入れた折衷案となったが、経営側は、社会保障制度を私企業に強要するものとして不満の色が強く、調停案受諾の回答書にも㈠付加年金制度が法定制度として実施される場合は、保険料方式をもって企業が原資を負担することになるが、それまでの暫定措置としては、企業責任により給付しなければならないので、その間各企業の負担は区々であり、またこの期間が長くなれば年々負担が加重され、企業によってはこれに堪えられないものの出ることも予測される、㈡暫定期間中の年金支払について五団体の連帯責任としていることは、一企業が支払不能の場合には、他企業がその費用を負担することになるが、この場合、金額、期間、支払不能原因の正当性等多分に問題が存し、円滑な実施は著しく困難が予想される。この場合には、企業の破産による年金支払不能の場合にかぎり連帯責任を負うものと解釈する、という意見を付加している。

このように本年金制（一〇年間の有期）にはなお今後検討すべき問題点を含んでいるが、ともかくわが国初めての産業別統一協定として、他産業への参考となるべきモデル協定としての意義は大きい。調停による妥協案とはいえ、ここまでこぎつけた八年にわたる組合のねばり強い協約闘争は高く評価されるべきである。

五　長期平和協定

一定のかなり長期にわたる期間を設定して、その間は労使双方とも争議行為に訴えないという平和協定締結の動きが表面化したのは一九五九年四月の東急労使間に協定された「安定賃金」協定であった。東急の協定はむこう三年間にわたり定時昇給を定めて毎年の昇給闘争を中止することがねらいであったが、一九六〇年にはいると、組合員の身分保障を条件に、いっさいの争議行為の行使をたな上げにする文字どおり労使休戦としての長期平和協定が現われてきた。日立造船、国策パルプ、産業経済新聞社がその好例である。

日立造船ではすでに、一九五八年二月、日立造船社員組合連合会との間に労使関係の安定を目的とした労使基本協定を締結して、その動きが注目されていたが、一九六〇年にはいり、右基本協定の原則にもとづき、次のような内容の「昇給、賞与および身分保障についての協定」を締結、四月一日から実施した。

〈昇給〉㈠定昇は原則として年一回、㈡会社は経営状況、職務能力の上昇度合を勘案して定昇額を決定するが、昇給割当額を下らないものとする。

〈賞与〉㈠原則として毎年夏季年末に支給、㈡支給額決定は経営状況、社会情勢を考え勘案するが、夏季は基準月収の〇・九ケ月分、年末一・一ケ月分を下らない額、㈢組合は賞与額につき意見あるときは労使会議で話し合う。

〈身分保障〉㈠会社は組合員が就業規則その他諸規定に抵触しないかぎり、従業員としての身分を保障する、㈡組合は会社が不測の事態に直面し、企業存立上やむを得ず行なう経営危機打開の

ための非常対策に協力する。

この協定は毎年の定期昇給と最低昇給額を定め、かつ組合員の身分保障を条件として二年間の労使休戦を協定しようとするものである。

国策パルプでは、紙・パルプの輸入自由化に対応する長期経営計画の遂行のため組合の協力が必要だとして、一九六〇年二月二七日「平和協定案」を組合に提示、以来団交を重ねて四月二八日協定に達したものである。組合側では団交において、労働協約を締結することが先決だと主張したが、会社側は、組合側の協約案では、上部団体との関係、ショップ条項、人事権等について労使間に基本的な考え方の違いがある以上、まず労働条件の解決をはかることを急務とし、「実質的な労働協約」である平和協定の締結を主張した。組合側も結局、貿易自由化のもとでは、労働条件が引き下げられがちなので、最低保障をはかるものとしてこれに賛成したものである。

平和協定の要旨は次のとおりである。

㈠　三十五年は四月以降、生産報償給をふくめて月額、一人当り平均二九二〇円、三十六年は一四二四円の増額を行う。

㈡年二回の賞与は、各回ごとに最低保障額（三五年六月は平均四万二六〇〇円）を決め、売り上げ高、利益の増加に応じ一定の算定により増加する。

㈢労働時間その他の労働条件は現行条件を維持する。ただし問題点がある場合は労使懇談会で協議する。

㈣協定期間中、会社と組合は労使間の平和維持の義務を負う。会社は協定期間中企業整備により解雇を行なわない。

産経新聞・大阪新聞・日本工業新聞労組（組合員四千名）は三社との間に一九六〇年三月二九日以下のような「平和維持協定」を締結した。その経過は概略次のとおりである。

四十億の赤字をかかえて退陣した前社長のあとを受けた水野社長は、九月二〇日の中央労使協議会において、会社再建策の一つとして、㈠経営合理化の推進、㈡企業再建三ヵ年計画実現のための平和協定、㈢年末賞与の支給額の明示を骨子とする期間三ヵ年の長期安定賃金および平和維持に関する協定案を組合側に提案した。組合側も早くから会社の経営状態を分析、九月下旬行なわれた北海タイムス社の三分の一の人員整理のてつを踏まないという立場に立ち、右会社案の検討を進めたが、一〇月二八日の臨時大会で、賛成七一、反対〇、保留七をもって受諾することを決定、同時に新聞労連からの脱退動議を賛成六六、反対五、保留七で可決するにいたった。

「平和維持に関する協定」の要旨は次のとおり、

〈基本原則〉組合と会社は、企業再建を速やかに達成して、企業の安定と繁栄、組合員の生活向上を期することが共通の目標であること、およびその実現のために、労使対等の原則に立ちかつ相互に善意と良識を信頼し、一切の紛争をさけて労使間の平和を維持しながら、労使が一体となって協力することを確認する。

〈安定賃金〉㈠定期昇給＝会社は毎年四月一日に定期昇給を行なうが、昭和三六年については会社平均二五〇〇円、組合員平均で二三六〇円とし、その配分方法としては、全額を考課査定とする。㈡賞与＝会社は毎年夏季および年末に賞与を支給する。昭和三六年夏季の金額は全社員平均四万二六〇〇円。

〈身分保障〉会社は協定期間中、企業整備による解雇は行なわない。

〈事前協議〉会社は、社業再建に関連して労働条件に重大な変更を行なう場合は、あらかじめ組合と協議する。

〈平和義務〉組合と会社は、この協定の基本原則にもとづきつぎの平和義務を負う。㈠労使間の交渉事項はすべて労使協議会にお

いて平和裡に解決する、い。また、一切の争議行為およびこれに類似する行為を行なわないものとする。

〈協定期間〉この協定の有効期間は、協定の日から三ヵ年とする。

〈再建推進協議会〉労使一体となって社業再建計画を円滑かつ速やかに推進するため再建推進協議会を設ける。その細則については労使協議の上、別に定める。

六　事前協議制

技術革新、貿易の自由化に伴い各企業では合理化対策を進めているが、一九六〇年にはいり、いよいよ積極化してきた。労働組合では三池争議の教訓もあり、合理化による労働者への犠牲のしわ寄せを防止するためには、もはや企業段階における事前協議や労使協議制ではその目的を達成することができないとし、産業別または全国的規模での労使協議体制を確立しようとする気運が高まってきた。そして有力な単産では、労使間の事前協議制に関する協定から、さらにこれを労働協約のうちに取り入れてその恒久制度化を確立しようとする動きがでてきた。

現在事前協議制を取り上げている組合は、全労系各組合はじめ総評では、炭労、私鉄総連、合化労連、全鉱、都市交通、全国金属、全日通、紙パ労連、全港湾、全専売、全逓、国労、動労など、中立労連では全造船、電機労連、全石油、繊維労連など有力単産はいずれも運動方針に取り上げている。以下には、事前協議協約獲得のため実力行使を含む激しい闘争を行なった全逓労組の協約締結までの過程を述べ、あわせて若干の組合の事例にふれることとする。

全逓労組では一九六〇年七月七日に始った第一二回定期大会において、「合理化闘争」については、㈠電通合理化に伴うすべての労働条件について事前に協議決定して実施する、㈡合理化計画およびこれに基づく要員計画など関係資料の提示を協約で義務づける、㈢合理化実施にあたっては、首切り、本人の意志に反する配置転換、労働条件の切下げは行なわない。具体的な協議決定は労使とも地方下部組織に委譲する、ことを決定して合理化闘争の火ぶたを切った。

次いで同年九月二〇、二一日の第二二回中央委員会では、秋季年末闘争の主目標の一つを、合理化に対する事前協議協約を完全に獲得するたたかいにおいた。同委員会に提示された執行部の原案は、電通業務の機械化や自動化には反対しないが、このことによる労働者へのしわ寄せには絶対反対である。現在合理化が急速に進められている段階では、各局ごとの条件に応じてたたかうといったたたかいでは統一闘争に発展しない。そこで事前協議の協約を要求しあくまで統一闘争としてたたかいとる。これには相当困難が伴うので強力な実力行使が必要である。そのため戦術としては、電通業務の完全ストップ、合理化される局所では、電通業務を取り扱っていた労働者が合理化されて業務がなくなっても郵政に居残りこのたたかいを長期に継続する。この数が全国で二、三千名に達したら一気に解決をするようすすめる。解決時期を明年の春闘におく、というものであった。これに対して、事前協議制を獲得することは合理化を認めたことになるなど、反対論もあったが結局原案が採決された。九月一五日付けで当局に要求提案された全逓の事前協議協約案は次のとおりである。

一　省は、電信電話公社の計画に基づいて、電電公社から郵政に委託されている業務に改変がなされる場合は、当該委託関係職員の労働条件に影響を及ぼすので、その実施に伴なう労働条件につ

いては、すべて団体交渉事項であることを確認し、郵政省（甲）と全逓（乙）との間において事前に協議決定した上で実施するものとする。

二　省は電電公社と協議し、委託事業に関係ある合理化計画およびこれに基づく要員計画などをつぎの時期までに組合に提示するものとする。

(1)　具体的実施計画は、少なくとも実施予定の六ヵ月前までに関係資料を付して提示すること

(2)　年度の実施計画大綱をその一年前までに提示すること

(3)　第三次、第四次五ケ年計画にもり込まれる委託関係合理化の大綱方針をなるべく速かに電電公社と協議して提出すること

三　省は電電委託事業の合理化を推進するにあたり基本的につぎの方針を確認する。

(1)　首切りは絶対行なわないこと（非常勤職員、臨時補充員を含む）

(2)　本人の意思に反した一方的強制配置転換は行なわないこと

(3)　労働条件の切り下げは、絶対に行なわないこと

(4)　郵政に残る職員は、自動的に郵政定員に組み入れ、郵政事業の積極的な労働条件の引きあげに充当すること。なおこの具体的実施方針については、年度毎に労使間において協議決定するものとする

四　計画実施に伴なって生ずる場合の職種転換、配置転換に対する処遇、再訓練については、別途前項の基本方針に基づいて統一的基準を決定する。

五　前記各項の原則に基づき、計画実施に伴なう具体的な協議決定は、当該全逓各地方本部対各地方郵政局および全逓各支部対各郵便局長に委譲する。但し労使双方が紛争処理上中央に上移せしめて解決することが適当と認めた場合は中央で協議決定するものとする。

右の方針にもとづき一九六一年三月八、九両日の全国戦術委員会で、㈠切替えをめぐる抵抗闘争、㈡確認書獲得のたたかい、㈢全国闘争に広げるたたかい、の三点についての具体的戦術を決め、下市、上市をはじめ津島、登戸、岩室、大川谷などで切替え阻止闘争を展開し、四月七日には全国で二時間の職場大会を開催する闘争を組んだ。

一方、当局側は事前の協議についての話合いには応ずるとしながら、計画実施についての事前協議は経営権ないし管理運営権の侵害であるとして下部団交を拒否、自動式切替えを強行、組合の実力行使に対して九三七五名に上る大量処分をした。

組合側はここで大きな戦術転換を行ない、四月七日の職場大会を中止、一九六一年四月一二、一三日に催された第二四回中央委員会では、この転換をめぐって白熱的論議が展開された。執行部は㈠居残り闘争、確認書獲得闘争、全国的実力行使によって省を圧倒させると評価したことには戦術の甘さと誤りがあった、㈡協約案第一項を全逓独自でとれるという判断に誤りがあったと自己批判し、「当面の闘いのすすめ方」として、㈠組合の事前協議協約案第一項は理想案であり、全逓がこれを獲得することはもちろんだが全労働者が一致してたたかいを組む必要がある。またとえとれてもこれを完全に実施させるためには、全逓の力量が問題であるのでこれをはずす、㈡合理化反対闘争今後のたたかい方については当面、労働条件の実現に重点をおく、㈢現在要求している協約案第二、三、四項の完全実現をはかり、また職転に対する本人の同意条項については完全実施を実現することによって協約第一項の目的を実現する、㈣早急な解決が困難な時は、年末繁忙期に強力な実力行使を行なう。㈤

このため抵抗闘争はまず中止して闘争資金その他の体制を確立して年末にむける、(六)居残り闘争は今後もそのまま継続することを提案した。この提案は賛否の議論百出して容易に結論を得ず、採決も反対三七、賛成四四、保留二〇でいずれも過半数に達せず休会となった。

四月二五日再開された中央委員会では、本部案の協約案第一項をはずす問題について賛否両論の討論が約六時間にわたって展開され、結局、一〇三名中賛成八二、反対一九で可決、二項以下の問題については本部案に対し修正削除案が出て七九の多数で削除が決定した。次いで居残り闘争、切替え抵抗闘争、資金臨時徴収問題は本部原案どおり承認された。

その後団交は当局側の強硬な態度によって遅々として進展しなかったが、一九六一年六月一四日の団交においてようやく協定に達した。妥結した「電通合理化に関する事前協議協約」の内容は概略次のとおりである。

〔基本的了解事項〕

(一) 当局は施設の改廃計画（要員計画）を提示、説明する。全逓から意見の申し入れがあった場合は、当局と公社との折衝の際に十分しんしゃくする。具体的実施計画中の要員措置計画については、公社との協議の過程で、当該計画の提示後一ケ月の間において全逓と協議する。(二)公社へ転出する職員の労働条件に関する経過措置等については、その内容を常に明示する。

〔配置転換に関する協約〕

(一) 配置転換は通常の通勤時間が一時間半をこえる場合は本人の同意を要するものとする。

(二) 配置転換の際「配転一時金」として六〇〇円を支給する。

このようにして、要求提出以来一〇ヵ月にわたる全逓の事前協議協約獲得闘争も切替えに対する阻止という実力行使を含む苛烈な闘争を展開したが、結局大きな壁にぶつかり、大きな犠牲を払ってようやく協定に達したものの、その内容は組合当初の目標からはるかに後退したものとなった。しかし、協定には「過員を理由として解雇措置は行なわない」、配置転換についても「客観的に見て無理のない範囲で行なう」旨の覚書がかわされており、合理化も組合側の協力なくしては円滑に行ないえないことを内外に認識させるうえで、全逓の闘争にも大きな意義を認めねばならない。

全電通労組でも一九六〇年七月の第一三回定期大会において従来公社との間に締結されていた、(一)公社の第二次拡張五ヵ年計画の公共性を理解する、(二)管理運営については末端交渉をさけ、本部と公社の話合いで解決する、(三)混乱を招く人権無視の職場交渉は行なわない、(四)生理休暇、特別休暇などを乱用しない、との四項目の合理化協定に対し批判が集中、大会はこれを破棄する線を決め、第二四回中央委で確定した。以後要員協定闘争等を通じて合理化問題と真剣にとり組んでいる。

動力車労組では、一九六〇年末、国鉄当局との間に国鉄近代化計画実施に関する基本了解事項として「労使は相互の完全な理解を目的として協議する」ことを確認していたが、この協議の実施につき、組合側は、労使双方の意見一致を原則とし、一方的な実施を行なわないという強硬な線で団交を進めてきた。しかしこれに対して当局側はこれを認めることは管理、経営権の侵害になるとして正面から反対し、交渉は進展しなかった。一九六一年の春闘では、組合は全国九機関区における三月一五日からの一〇割休暇闘争の実力行使の圧力のもとに団交を進め、結局、一五日午前四時にいたり、「労使の意見一致を期するものとする」という了解点で協定にこぎつけた。「国鉄近代化に伴う事前協議に関する協定」の内容は次のとおりである。

日本国有鉄道（以下甲という）と国鉄動力車労働組合（以下乙という）とは、国鉄近代化等の実施とこれが推進に関し、次の通り協定する。

一、国鉄近代化等を行う場合は、甲は可及的すみやかに計画中のものを含めて、その内容を提示し、乙と事前に協議する。この協議は相互の了解を図ることを目的とする。

二、前項の対象となる事項は、次の通りとする。

(1)近代化、機械化等の計画の概要

(2)前号に伴ない必要がある場合、その要員計画

(3)業務機関の廃止、統合、新設等業務機関の改廃に関する基本事項

(4)転換教育に必要な教育に関する事項

三、甲および乙は、協議の過程において公労法第八条各号に該当するものについては、改めて団体交渉により協定を締結する。

四、近代化などに伴ない労働条件に変更がある場合は、甲は計画中のものを含めてその概要を提示し事前に団体交渉を行ない、双方意見の一致を期するものとする。

五、第二項の対象事項のうち、地方計画にかかるものについてはそれぞれ地方の対応機関において協議を行なうものとする。

付則　国鉄近代化計画実施に関する基本了解事項（昭和三十二年十二月九日了解）および「国鉄近代化計画実施に関する基本了解事項」の実施に関する覚書（昭和三十四年九月二十日交換）は廃止する。

なお付属覚書によれば、①協議の結論は文書による確認手続きをとり、②協議を円滑に行なうため毎月一回以上中央、地方を通じて労使の協議を行なうことにしている。

七　最低賃金法（一一条）と労働協約

最低賃金法にもとづく最低賃金の決定はこれまで同法第九条による「業者間協定」のそれがほとんどで、労働者側の意思を反映した真の最低賃金を隔たること遠いものがあった。

労組側ではそこで、第一一条方式すなわち労働協約の拡張適用にもとづく最低賃金、および第一四条方式すなわち最賃審議会の審議にもとづく最低賃金の普及を進める運動を起こし、一九六〇年ようやくその動きが活発になってきた。その最初の試みが、全繊同盟化繊部会および繊維労連（旧全蚕労連）によって行なわれた三月末の「労働協約に基く地域的最低賃金」の決定申請である。

三月二八日、中央最賃審議会は申請受理の審議をなすため、四月二五日に第一回総会を開き、公益代表三名、労使各二名の代表から成る小委員会で審議を進めることにした。五月二四日以来六回にわたる審議と各関係者の意見聴取などを経て、小委員会は八月一一日結論を出し、二四日の第二回総会に報告した。

小委員会で討議された問題点は、㈠「一定の地域」の判断基準、㈡臨時労働者を常用労働者と「同種の労働者」とみなしうるか、㈢無機化学繊維を化繊製造業の範囲に含めるか、㈣「使用者」とは企業か事業場か、㈤初任給協定は「賃金の最低額に関する定め」とみなしうるか、㈥賃金の最低額を異にする複数の協約がある場合、その最低のものを申請金額とした場合には、これらの協約は「賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約」に該当するか、㈦申請基礎となっている協約のほかに、申請に合意しない申請金以上の金額を定める協約がある場合「全部の合意による申請」と解しうるか等であった。これらの問題点については、容易に労使代表の意見一致をみることができず、結局、小委員

会は多数意見をとって、多数意見にもとづき修正して提出された両組合の申請については正式に受理、公示してもよいという結論を総会に提出したわけである。

八月二四日、九月一六日両度の総会においては、「使用者」の定義、臨時工に対する適用問題、賃金の最低額に関する定めなどの解釈について労働者側の総評が最後まで難色を示し、満場一致の結論を出すことができなかった。そこで総会としては受理の可否については結論を出さず、小委員会および総会の議事録をそのまま労働大臣に提出し、受理するかどうかは大臣の判断に任せるという会長提案を賛成多数（総評系委員は反対）で決定した。結局申請は正式に受理され、一〇月二六日付け官報で、労働省最低賃金公示第一、第二号として、申請の要旨に加えて「申請による地域内の事業場で使用される同種の労働者またはこれを使用する使用者であって、この地域的最低賃金の決定に異議があるものは、来る十一月二十四日までに労働大臣宛異議申出書を提出されたい」旨の公示がなされた。

申請の要旨

申請組合	適用地域	適用使用者の範囲	適用労働者の範囲	最低賃金
全繊同盟	全国	化学繊維製造業を営む使用者（無機化学繊維を除く）	上記使用者に使用される常用労働者で、化繊製造業に係る業務に従事するもの、但し、試用期間中のもの及び雇入後二ヵ月未満の者を除く	一日二五〇円
繊維労連	関東六都県	第二条一項の規定によるる免許をうけた器械生糸製造業で国用器械製糸業以外のもの）の常時使用者（製糸業法器械製糸業	上記使用者に使用される労働者で、器械製糸業に係る業務に従事するもの、但し日雇及び臨時雇を除く	一日二二〇円、但し二交替手当、家族手当、退職手当を除く

第六章　国際労働運動と日本

第一節　国際労働組合の組織の発展

一九六〇～六一年には国際労働組合の組織に新たな発展がみられた。新たな発展とは、資本主義世界全体にみられる労働組合運動の高揚、とりわけ植民地・従属諸国における民族独立運動の高揚とその運動のなかで果たす労働者階級の役割の強化の結果、労働者の組織化運動が前進するとともに、世界労連（WFTU）、国際自由労連（ICFTU）、国際キリスト教労連（IFCTU）と表面的に

は大きく分裂した国際労働組合運動のもとで、統一の底流がますます強まってきたことである。ここ数年来、これらの既存の国際労働組合組織と一応離れた中立の国際的諸組織が、とりわけ植民地・従属国や新たに政治的独立をかちとった国々の労働組合によってつくりだされてきたのも、実はこうした統一への底流と関係をもっていた。

世界労連の組織人員は一九六〇年六月の一億〇一〇〇万から一九六一年二月の一億〇七〇〇万へとわずか八ヵ月内に六〇〇万の大幅の増加を示し、国際自由労連は一九五九年末の五六〇〇万から一九六〇年末の五九〇〇万へと三〇〇万の増加を示した。

ラテン・アメリカでは、一九六一年二月にチリのサンチャゴでチリ統一労働組合の創立八周年の祝典を機会にラテン・アメリカ諸国の労組代表の会議が開かれ、会議にはチリ統一労組、アルゼンチン労働組合統一運動、サンパウロ州労働者評議会、ボリビア労働者中央組織、革命的キューバ労働者同盟、ウルグアイ労働者統一中央組織などの代表が参加し、今後ラテン・アメリカ諸国の労働組合の共同行動綱領を起草してこの地域の広範な労働組合統一組織がつくられようとしている。

アフリカでは一九五九年一月に結成されたニグロ・アフリカ労働組合同盟が労働組合の権利に関する全アフリカの労組会議を準備中であり、この会議が成功するならば、アフリカ地域の労働組合の統一運動はさらに前進するものとみられる。

この期間における国際自由労連の組織化の努力はとりわけアジア・アフリカの地域に集中され、世界労連と並んで一定の成果をあげたが、民族独立運動への動きを強く示すこの地域の労働者の組織化を進めたことは、国際自由労連の組織内に複雑な問題をひきおこした。一つは、国際自由労連と国際産業別組織（ＩＴＳ）との組織的対立の表面化である。その政策が国際産業別組織のそれよりもいっそう政治的色彩を帯び、政府との連携も強い国際自由労連の組織に対して、一部の労働組合は反発を示し、国際自由労連を脱退して国際産業別組織へと加盟したり、国際自由労連には加盟しないで国際産業別組織だけに加盟するというような傾向を示した。このため一九六〇年一〇月開催の国際自由労連アジア地域組織第五回会議と同年一一月開催の国際自由労連第二八回執行委員会で両組織の活動の調整の問題が重要議題にのぼせられることとなった。問題の第二は、国際自由労連がアジア・アフリカ地域の労働者の独立の要求をある程度政策の中にとりいれざるをえなくなったことである。たとえば、同労組第五回アジア地域会議はインドネシア労働者の要求を考慮して、西イリアンに対するオランダの占領を非難し、またアルジェリア人民に対する自決の原則の適用とフランス、アルジェリア臨時政府の停戦の話合いを国際自由労連が支持するにいたったことなどがそれで、国際自由労連がアジア・アフリカ地域の労働者の組織化を進めた結果こうした政策をとらざるをえなくなったことは、世界労連と国際自由労連の間に週四〇時間労働その他これまでにみられた共通の要求とならんで統一行動の新しい基盤がつくりだされつつあることを示している。

この間わが国では、これまで地域別の各電労が次々に国際自由労連に加盟しつつあったのが、一九六一年になって電労連が北海道電労の態度決定をみないままに大会で国際自由労連加盟を決定した。このほか国際自由労連に新たに加盟した組合はなく、しかもこの一年間に既加盟組合に組織人員の減少がみられたため、わが国の国際自由労連加盟組織人員は、一九六〇年六月末現在の約一五〇万に対し一九六一年五月末現在で約一四〇万であった。他方一九五八年に産別会議が解散して以来わが国労組は世界労連と交流を深めつつ

も、これに加盟したものはひとつもないという状態が続いていたが、一九六〇年七月にいたって全建設省労組（一一万二千）が、八月に全日自労（一九万五千）が世界労連産業別部門の建築木材建築資材労組インターナショナルに加盟を決定したほか、総評、総評加盟組合、中立系組合の世界労連ならびに世界労連加盟組合との連携はこれまでよりもいっそう強化された。

第二節　国際労働組合と日本

(イ)　概　況

一九六〇～六一年には国際的に注目をあびた安保条約改定反対の闘争、三井三池を中心とする炭労の合理化と首切り反対の闘争、さらにＩＬＯ条約八七号の批准問題、労働戦線の統一と分裂の問題をめぐって、国際労働組合組織はそれぞれの立場からわが国の組合運動に強い関心を寄せたし、わが国の労働組合もそれぞれの立場から国際的連携の必要を感じとったために、わが国労組と国際労働組合組織の間の結びつきは、前年にまして進展した。

国際自由労連からはまずアジア地域組織のマパラ書記長が七月二六日から八月五日まで来日し、国際自由労連加盟組合幹部と労働組合情勢について話し合い、また三池争議について現地視察を行なうとともに、労相に対してＩＬＯ条約批准とあわせて三池争議の円満解決の要望を行なった。さらに国際自由労連は第一七回執行委員会の決定にもとづいてイエイヤー会長、ベクー書記長ら最高幹部六名から成る訪日親善使節団を一〇月二二日から二七日までの間わが国に派遣した。代表団は国際自由労連加盟組合、全労、総評、中立組合の幹部と会談し、石田労相とも会見した。代表団は労組幹部との会談で「民主的な労働戦線の統一」の必要を強調したが、全労との会談では、全労側は東京事務所の活動と機構の再検討を求め、また全労の国際自由労連一括加盟を認めるよう要望した。また総評との会談の際には、代表団は総評の国際自由労連一括加盟を要望したが、総評側は「われわれは日本の事情から国際自由労連と世界労連の両組織にたいして組織的中立の立場ですすみたい」と答えた。代表団は離日にあたって一〇月二六日に声明を発表し、㈠日本の全労働者階級を通じて自由にして民主的な労働組合主義をおしひろげるために、国際自由労連加盟組合の意見の相違を少なくすることによって結合を強めることを要望する、㈡国際自由労連加盟組合間に現在みられる緊張を少なくし、その組織力を共同して高めるためには、各種組合間にある種の行動基準が作成され、国際自由労連の原則と政策に厳格に準拠することが必要である。㈢このため国際自由労連加盟組合連絡委員会と東京事務所を強化する必要がある、との見解を発表した。代表団の訪日報告書は一一月の第二八回執行委員会に提出されたが、この報告書のなかでベクー書記長は、「われわれは忍耐強く統一の気運をつくるために努力しなければならない。全労の態度はかたくなにすぎるように思われた。全労の一括加盟を実現することで総評のなかの多くの友人を失うことはさけたい。また総評の自由労連、世界労連のいずれとも友好関係を保つという中立政策は好ましくない」と述べた。執行委員会はこの報告書を承認し、今後とるべき措置として、㈠自由労連の幹部一名を東京に常駐させ、㈡この常駐代表のための広範な基礎にたつ諮問機関をつくる、などをきめた。

ＩＬＯ条約批准に関する援助活動は使節団訪日の際にも行なわれ、使節団は労組に対し条約批准を要請した。

また国際自由労連と同加盟組合は三井三池争議に関心を示し、自由労連は五三四万〇八〇〇円の資金援助を行ない、その他国際坑夫

連盟をはじめ、西ドイツ、スウェーデン、ベルギー、イギリス、インドの労組も資金援助を行ない、国際自由労連ならびに同系統組合の援助総額は九一〇万八二四六円にのぼった。

世界労連は一九六〇年六月北京で開かれた第一一回総評議会で「日本の情勢に関する決議」を特に採択して、日本の労働者と人民の安保条約改定反対闘争に対する世界労連の「支持と積極的連帯」を約束したが、事実世界労連と加盟組合は幾度かにわたって安保闘争を激励するメッセージを総評に寄せるとともに、中国労働者は北京をはじめ全国各都市で大集会を開くことによって日本労働者の闘争への連帯を示し、イタリア労働総同盟の下部組織では連帯のための時間ストさえ行ない、ドイツ民主共和国の自由ドイツ労働総同盟は「日本語でアデナウアーと話しをつけよう」というスローガンを掲げて、日本労働者と肩を並べて西ドイツ軍国主義とたたかう態度を示した。

こうした行動を示したのち、世界労連は八月の総評定期大会に二名の代表を派遣し、また世界労連傘下のソ連、中国、フランス、イタリア、ドイツ民主共和国、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ベトナム民主共和国の各国労組も代表を送って、総評大会の壇上から安保闘争を高く評価する発言を行なった。総評大会にこれだけ数多くの国の労組代表が顔を並べたのは画期的なことであった。

この間世界労連とその傘下の組合は三井三池の闘争に対して強い関心を示し、世界労連は七〇二万五六七九円、中華全国総工会は七二六万一四三七円、ソ連炭鉱労組は三五八万円の資金援助を行ない、世界労連とその傘下組合による資金援助総額は一七九八万五一一六円に達した。

こうした状況のもとで国際労働組合の会議で日本問題に関する討議決定が行なわれる例も多く、当然わが国労組代表のこれらの会議への出席や労働者代表の国際交流も活発に行なわれただけでなく、前節で指摘したように一九五八年以来はじめて世界労連への加盟組合が出現するにいたった。なお、世界労連は一九六一年一二月にモスクワで第五回世界労働組合大会を開催することを第二二回執行委員会で決定したが、四月には自治労、全造船、全国金属、紙パ労連、全印総連、全日本水道労組、全建労、地銀連、全自交、全日自労、国鉄の広島・北陸・青函の三地本、帝都・高知の教組、東京医労連その他によって第五回世界労組大会日本準備会が設置され、活動を開始した。一九六〇～六一年には世界労連の産業別部門の組織する国際労働者会議に総評・中立等のますます広範囲な組合が参加するようになったが、これだけ広範囲な組合が世界労連の大会そのものへの参加の意志を表明したということは、画期的なことといえよう。

一九六〇年七月から一九六一年五月までに開催された主要な国際労組会議とその内容、わが国労組代表のこれらの会議への出席の状況は次のとおりである。

(ロ)　国際自由労連系の諸会議

〔一九六〇年〕　六月二七日から七月二日までブラッセルで国際自由労連第二七回執行委員会が開催され、わが国からは西巻敏雄（海員）が出席した。会議は労働組合の問題ばかりでなく経済・社会・政治にわたる広範な問題を審議し、特にアフリカの情勢に重要な関心を払うと同時に、四月の反李承晩運動の突発後、五月中旬に約一週間にわたって韓国の実情を調査した代表団の報告にもとづき、韓国の情勢を討議し、キューバ問題についても関心を払った。また会議の席上、前年一二月の第六回世界大会の決定にもとづきオルデンブロック書記長が辞任し、元国際自由労連会長で国際運輸労連（I

TF）の書記長であるベルギーのオメア・ベクーが新たに書記長に選出され、組織部長制が廃止された。これに伴ってミラード組織部長が辞任し、新たに書記長および四名の書記次長による本部運営の体制がとられることになったことが注目される。会議は八〇万を組織するトルコ労働総同盟、リベリア産業別労組評議会（八千名）、イギリス領西インド諸島のセント・ビンセント合同産業・農耕労組連合、バハマス労組合議、フランス領西アフリカのモーリタニア全国労組の加盟を承認し、国際自由労連組織人員を五七〇〇万と発表した。執行委員会はまた国際的な労働組合の最高幹部から成る代表団を日本に送ることを決定したこと。会議が採択したおもな決議は次のとおりである。

㈠国連の食糧・農業機構（FAO）の創意により〝飢餓からの解放〟運動が一九六〇年七月一日よりむこう三～五ヵ年間展開されることを歓迎する「飢餓からの解放運動にかんする声明」。

㈡フランス政府とアルジェリア臨時政府の会談を歓迎し、アルジェリア停戦、民族自決、政治的自由と労組の完全な権利の確立、政治犯の特赦を要求する「アルジェリアに関する決議」。

㈢南アフリカ政府の人種差別政策に抗議し国連に経済制裁を加えることの検討を要請する「南アフリカに関する決議」。

㈣アメリカのU2機問題が暴露されたのち、社会主義諸国代表がジェネーブ軍縮委員会から退場したことに関してこれらの国々を一方的に非難する「軍縮委員会よりのソ連の退場に関する声明」。

㈤加盟組織に対して同一労働同一賃金に関するILO条約一〇〇号の批准と適用を実現させるための活動の強化を要請する「同一労働同一賃金に関する決議」。

九月二〇～二一日にはブラッセルで国際自由労連と国際産業別組織局（ITS）との合同協議会が開かれ、ITSと国際自由労連ならびにその地域組織が行なっている地域活動の間に最大限の連絡・調整が必要である旨が討議され、これを実行に移す第一段階としてナイジェリアに国際自由労連とITSならびにナイジェリア労働組合会議の代表から成る合同組織活動委員会を設置することが決定された。また一九六〇年中に国際自由労連とITSの合同使節団をトルコに送ることを決定するとともに、ITS代表者をブラジルに送り、リオデジャネイロにある国際自由労連の情報・諮問センターと協力して組織活動を開始するよう関係ITSに提案することを決定した。合同会議に代表を送ったITS関係の組織は、国際飲食品産業労組、国際郵便電信電話労連、国際金属労連、国際公務員労連、国際繊維衣服労連、国際石油労連、国際自由教員組合連盟、国際産業団体・一般労組連盟、国際農園・農業労連、国際商業・事務・技術労連であった。

一〇月二八日にはマニラで国際自由労連アジア地域組織（ARO）の第五回地域執行委員会が開かれ、翌日から開催される第五回地域会議の最終的準備を行なった。日本からは西巻敏雄（海員）、野宮信雄（炭労）が出席した。

一〇月二九日から一一月四日までマニラで国際自由労連アジア地域組織（ARO）の第五回アジア地域大会が開催された。国際自由労連本部のイエイヤー会長、ベクー書記長をはじめアジア地域の加盟組織一四ヵ国二五組織より代議員三五名、顧問八名、オブザーバー二五名が出席し、わが国からは、全繊・全逓・炭労・海員・自動車労連・電労連・都市交通など七組合から滝田実（全繊）、西巻（海員）、野宮（炭労）以下一〇名が参加した。

会議はフィリピンのガルシア大統領の祝辞で開幕されたあと、マラ地域書記長が活動報告を行ない、アジアにおける国際自由労連

加盟組織人員は第四回地域大会の一二ヵ国三〇組織五八〇万から一五ヵ国三二組織六五三万に増大した旨を明らかにした。大会は次いで㈠労働運動が分裂している諸国における民主的な労働運動の統一に努力する、㈡労働組合組織の財政・管理機構を強化し、組合費徴収機関を改善し、全国産業別労組を建設する、㈢全国中央組織の調査部確立に援助を与える、㈣組合員大衆から成る指導部に訓練を与えるために教育活動を拡充し、労働組合の組織や運営に関して幹部をアジア諸国の言語で訓練する、㈤韓国、インドネシア、パキスタン、南ベトナムなどの組織化発展を援助するためアジア地域組織の代表をこれらの諸国に駐在させる等を骨子とする「アジア諸国における労働組織の強化策」と、ＩＴＳとＡＲＯとの活動調整、とりわけＩＴＳがアジアで組織活動を進める場合にＡＲＯの意見を求め、その合意のもとに行なうべきことをＩＴＳに要請することを目的とする「アジアにおける国際産業別組織局の活動」という二つの主要議題について審議した。会議が採択した決議は、㈠「アジア諸国における労働組合組織の強化策」、㈡「労働組合の諸権利に関する決議」、㈢「アジアにおける国際産業別組織の活動に関する勧告」、㈣「ＡＲＯおよびその調査活動の強化に関する決議」、㈤「西イリアンに関する決議」、㈥「韓国における労働組合権に関する決議」などで、「労働組合の諸権利に関する決議」は日本の問題にふれ、「日本政府が今日に至るもＩＬＯ条約第八七号を批准せず、国内立法の改悪と一連の不当な懲戒処分等の行為によって労働者の基本権を再三侵害してきたという事実に対して、強力に抗議する」と述べている。また「西イリアンに関する決議」は、オランダ政府に対し西イリアンの植民統治をやめて直ちに撤退すべきことを要求しており、「韓国」に対する決議は韓国政府に対して労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権、結社の自由の権利を認めることを要請している。

会議の最終日には執行委員の選挙が行なわれ、わが国からは、野宮信雄（炭労）、宇佐美忠信（全繊）の二名が選出された。

一一月四日、国際自由労連アジア地域会議の最終日に新たに選出された委員によって第一九回地域執行委員会が開かれた。わが国からは野宮（炭労）、宇佐美（全繊）の二名が参加した。会議は全員一致でマラヤのＰ・Ｐ・ナラヤナンを議長に選出し、ヘルナンデス元議長は副議長に任命された。会議は議長・副議長とともに計四名で構成する小執行委員会を選出したが、うち一名は日本代表が選ばれることになった。

一一月三日国際繊維衣服労連アジア地域組織（ＴＷＡＲＯ）の準備委員会がアジア九ヵ国九人の委員と八人の顧問の出席のもとにマニラで開催され、地域組織の規約草案を可決、滝田実（全繊）を委員会の議長に選出した。委員会はＴＷＡＲＯの本部を東京におくことを決定した。

一一月七～一一日に国際運輸労連（ＩＴＦ）の第二回アジア運輸労働者会議がマラヤのクアラルンプールで開催された。会議には九ヵ国二二組織九五万の組合員を代表する代議員四〇名とオブザーバー三二名が参加し、㈠アジア諸国における労働組合権、㈡アジアにおける運輸政策と計画、㈢アジアにおけるＩＴＦの活動の強化、㈣西イリアンに関する諸決議を採択した。最後に採択されたアピールはアジアの労働者に対して民主的で自由な労働組合を発展させこれをＩＴＦの一員にするために努力するよう訴えている。

一一日一五～一六日ジュネーブで国際産業別組織局（ＩＴＳ）の年次総会が一五のＩＴＳ代表と国際自由労連のベクー書記長ならびに三名の書記局員の参加のもとに開催された。おもな議題は、㈠ＩＴＳと国際自由労連および地域組織の間の活動の調整、㈡ギリシア、トルコ、西半球およびその他の地域におけるＩＴＳの活動、㈢

現地代表のプールをつくるという国際農園・農業労連の提案、㈣地域別経済統合を目ざす各種の計画であった。会議の席上では国際自由労連執行委員中のＩＴＳ代表の数を増加すること、完全な労働組合の権利を獲得させるため日本の労働組合に対して援助を与える問題なども討論された。

一一月二八日～一二月二日には国際自由労連第二八回執行委員会がブラッセルで開催され、わが国からは西巻敏雄（海員）が出席した。

委員会は一部の先進工業国で経済成長率が低下し、北アメリカで大量失業がしつように続いているという事実に注目して、これらの問題に対処するため国際自由労連がこれまでにくりかえしてきたとおり後進国に対する国際的な協力と援助を基礎とするダイナミックな経済政策を要求した。委員会はまたアジアにおける組合活動の強化に関する第五回アジア地域会議の勧告に注目した結果、労働組合が分裂しているアジアの諸国で民主的な労働組合運動を統一するために今後いっそう努力することをきめるとともに、日本については一〇月に日本に派遣された代表団の報告を聴取し、その勧告を採択した。勧告は、国際自由労連執行委員会と日本の労働組合運動の双方から信頼されている最高幹部を国際自由労連代表として日本に派遣し、この代表が国際自由労連日本加盟組合連絡委員会と中立組合ならびにＩＴＳ加盟の友好組合を結集する諮問委員会によって援助されるべきことを提案している。委員会はこのほかモロッコの労働組合権の擁護、ローデシア・ニアサランドの民族自決権、コンゴの経済的統一、西イリアン問題、南アフリカの人種政策、アルジェリアの停戦と民族自決、スペインにおける民主主義確立を目ざす国際キリスト教労連との協力、アジアの労働組合の自由、西アフリカにおける国際自由労連の活動の強化などの問題を討議し、それぞれ決定を行なった。

〔一九六一年〕　二月一三～一五日国際自由労連アジア地域組織の地域執行小委員会第二四回会議がマラヤのクアラルンプールで開催され、わが国からは野宮信雄（炭労）が出席した。議題は、㈠国際自由労連とその地域組織の関係、㈡アジアの労働組合組織の強化、㈢韓国、ベトナム、ネパールその他の労働組合事情、その他で、席上アジア地域組織の加盟組織は一五ヵ国二七組織、六〇〇万人以上と発表された。

三月一三～一七日には国際自由労連第二九回執行委員会がブラッセルで開催され、わが国からは執行委員の西巻（海員）が出席した。会議の討論は運営、財政、機構に関する問題に集中され、国際連帯基金をむこう三ヵ年継続し、目標額を一千万ドルとすること、国際産業別組織局（ＩＴＳ）との協力を強め、国際自由労連執行機関へのＩＴＳ代表を増員することが決定された。会議はまた書記局員の増員を決定し、四名を予定される書記長のうちの二名としてステファン・ネジンスキー（組織担当）とヘルベルト・トラッツ（教育活動担当）を任命した。執行委員会は国際自由労連の協力のもとに行なわれる自由な労働組合の全国中央組織間の交換訪問の範囲が拡大されることを要望するとともに、第一一回世界大会を一九六二年七月にベルリンで開催することを決定した。

五月九～一二日には国際金属労連（ＩＭＦ）の大会がローマで開催され、わが国からは鉄鋼労連宮田書記長以下四名の代表が出席した。

㈥　世界労連系の諸会議

〔一九六〇年〕　七月二七日～八月二日にギニア共和国の首都コナクリで第三回世界教員会議が開催された。会議は世界教員組合連盟、ニグロ・アフリカ教員連盟、日本教職員組合、イラク教員組

合、キューバ教員養成学校教授団の主催にかかわるもので、四五ヵ国のさまざまな加盟系統の組織と中立組合に属する八六七万七二五五人の教員を代表して一三八名の代議員と三一人のオブザーバーと五人の来賓が参加した。わが国からは鈴木力以下一〇名の日教組代表が参加した。

会議が採択した「現代社会における教育文化発展の諸問題と国際協力に関する決議」は次の点を強調している。すなわち、㈠教師は植民地支配、帝国主義、独裁的・反動的体制に反対する諸国人民の闘争に依拠しなければならない、㈡民主主義教育をかちとることは教師のたえざる関心事でなければならない、㈢勤労大衆に教育を与える可能性を拡大することは教師の恒久的任務である、㈣教師は教育に対する最大限の資源を獲得するためにたたかわなければならない、㈤低開発諸国、解放のためにたたかっている諸国が教育再建のため先進国の協力・援助を受ける場合に、この援助・協力は民族解放運動を励まし、土着の文化価値を奨励し、人民の利益にかなうものでなければならない、㈥教育の内容と方法は各国の民族的特徴を反映し、平和と進歩の精神で青少年を教育するという目的を追求しなければならない、など一〇項目である。

会議が採択した「民族独立、国際緊張の緩和、平和と進歩をめざすたたかいに対する全世界の教師の参加について」と題する決議は、国際緊張を悪化させる帝国主義者の策謀を非難し、諸国人民の第一の任務として世界平和の擁護をあげ、「われわれ教師は」軍備のための多大な財源が「学校の建設に利用されることが緊急に必要であると考える」と述べて、全般的軍縮実現のためにすべての国が参加する国際会議の招集を要望するとともに、すべての教師、組合、団体に対して平和のたたかいに積極的に参加することを呼びかけている。

また「教師の社会保障に関する決議」は、「すべての教師が、尊敬と保障をえてその職務に献身できるような、その社会的・文化的役割にふさわしい待遇をうける権利をもつ」ことを確認し、㈠教育職における補充と雇用の保障、㈡労働する権利の効果的な適用、㈢労働諸条件をつねに改善するという保障、㈣差別なく、また「同一労働同一賃金」の原則に従った一般的に認められた賃金支給原則の適用、㈤疾病・廃疾の場合の有効な社会保障、㈥労働と健康の保障、㈦未来の母親および若い母親に対する援助、㈧十分な退職年金、㈨教師の家族に対する社会保障、などの要求の「基本的・第一義的条件が第一に各国政府によって保障されなければならない」と述べている。

八月二七～三一日には第三回世界食品関連産業労働者会議がブタペストで開催された。会議には三六ヵ国九〇〇万の労働者を代表する約三〇〇名の代議員が参加し、わが国からは全食品労協議長染谷茂以下四名の代表が全食品、全専売、野田醤油の各組合から参加した。会議の四日目にはわが国代表は「日米軍事条約反対の闘いを中心とする食品労働者の闘いについて」と題する報告を行ない、出席者の熱烈な支持を得た。

会議の第一議題は「食糧煙草産業、ホテル、カフェ、レストラン労働者の生活・労働条件の改善、労働組合の権利の拡大と擁護、民主的自由、統一行動の発展と強化、および平和擁護のための闘争」、第二議題は「植民地における食品労働者の闘いと民族独立の闘い」であった。

第一議題に関して会議が採択した一般決議は、平和の力の著しい成長により戦争準備反対、軍縮、平和共存をめざす統一行動強化の有利な条件がつくりだされていることを確認し、植民地人民の闘争の成功を歓迎するとともに、帝国主義者が政治的譲歩を余儀なくさ

れつつも経済的従属という新しい形で植民地支配を維持しようと策謀していることについて、労働者の注意を喚起している。また決議は、資本主義国・植民地の食品労働者の状態が過去数年間にさらに悪化し、独占と政府が労働者の権利と民主的自由に攻撃を加えていると述べたのち、食品・煙草・料理産業の労働者の闘争の目標として、㈠全般的賃上げ、㈡賃下げなしの労働時間短縮、㈢法律で定められた最低保障賃金、㈣社会保障の創設・擁護・拡大、㈤共同市場設立の否定的結果に対するたたかい、㈥新技術の採用による危険な結果に反対するたたかい、㈦労働の権利、完全雇用、失業に対する保障、㈧年齢・性別・人種による差別の撤廃、㈨労働組合の権利と民主的自由の擁護、㈩独占の権力の制限をあげ、また平和擁護のために、㈠国際緊張の緩和と平和的共存、㈡全世界的な完全軍縮、㈢外国領土の軍事基地の撤廃、㈣核実験停止と核兵器の禁止、㈤民族解放と諸国人民の独立、㈥民主主義の擁護、㈦ドイツ軍国主義復活反対、平和条約締結による二つのドイツの解消および西ベルリンを自由で民主的な都市に変えること、㈧日本軍国主義の復活反対と日米安保条約反対、を目ざす共同闘争を呼びかけている。決議はまた食品・煙草・料理労働者の状態について深く研究するための部門別国際専門委員会の設置とその定期的開催をうたっている。

第二議題に関する決議は、植民地の食品労働者の掲げるおもな要求として、㈠賃上げ、最低賃金制、㈡同一労働同一賃金、人種的差別の撤廃、㈢職業的訓練と資格の付与、㈣労働時間短縮、有給休暇、㈤労働の安全と労働衛生、㈥首切りと失業からの保護、㈦社会保障、住居、学校、㈧労働組合の権利の自由な行使をあげている。

なお大会は「闘っている日本の労働者、国民へのメッセージ」を採択し、その安保闘争の成果をたたえた。メッセージは「日本の労働者と人民は二五次にわたる全面的統一行動をおこない米日反動グループに対し重大な打撃を与えた。……その闘いの勝利はアメリカ帝国主義の極東における侵略計画と戦争準備をくつがえし……アジアと世界の平和をまもる闘いに大きく貢献した」と述べている。

〔一九六一年〕　二月二～四日世界労連第二二回執行委員会がベルリンで開催された。委員会は「平和、軍縮、民族独立および労働者の経済的社会的要求をめざす闘争のなかで統一を強化するための労働組合の当面の任務に関して、第五回世界労働組合大会の準備と開催をみちびく政策」と題するサイヤン書記長の報告を聴取したのち、「一般決議」、「第五回世界労働組合大会の開催について」などの決議を採択、第五回世界労組大会を一九六一年一二月四～一六日モスクワで開くべきこと、大会の議題を、㈠世界労連の活動、および平和擁護、帝国主義反対、平和共存、全面的軍縮ならびに労働者の経済的社会的要求のため労働組合組織の当面の任務、㈡植民地制度絶滅のために闘っている諸国民を援助するための労働組合の活動および連帯の発展、㈢会計監査報告、㈣世界労連執行機関の選出、とすべきことを決定した。

「一般決議」は、現在の国際情勢の特徴として、「階級間の力関係が社会主義と世界の労働者階級の側にますます決定的に有利に変りつつあるという事実」をあげ、「現代の主要な勢力となっているのは世界労働者階級とその最大の成果である社会主義体制である……社会主義世界体制は社会発展の決定的な要因になりつつある」と述べている。決議はさらに「平和をかちとるためにたたかうこと……は国際労働組合運動の第一義的任務である」とし、㈠核兵器の禁止と軍拡競争の停止、㈡全世界にわたる帝国主義の軍事基地の撤去、㈢全面的で完全な軍備撤廃と平和共存の政策、㈣植民地主義の絶滅、㈤二つのドイツ国家との講和締結と西ベルリンの自由・非武装都市化、㈥極東に緊張状態をつくりだしている日米安全保障条約

の破棄、日本の労働者と労働組合と国民がおしすすめている壮大な大衆闘争に対する支持、を目標として強力な統一行動をおこすことの必要を強調している。決議はまた、平和を守るための全般的闘争が民族独立の闘争と不可分であることを再確認し、植民地主義の絶滅とあらゆる形態におけるその策謀の粉砕のための共同闘争を呼びかけ、「南アフリカ連邦労働者支援委員会」の結成と「全アフリカの労働者を支援するための国際労組委員会」の結成の可能性の検討を指示している。決議は、資本主義諸国において経済的闘争が数多く多様な形態で発展し、独占資本の搾取強化に反対する労働者階級の戦闘性・統一・連帯も著しく強化していることに注目するとともに、資本主義国の労働者階級の基本的要求が依然として賃上げ要求であり、それと並んで賃下げなしの労働時間短縮の要求が最も広範にだされていることに目をむけ、週四〇時間労働獲得の要求を第五回世界大会の準備と結びつけなければならないと述べている。決議はさらに、独占資本と資本主義諸国政府が社会保障制度に攻撃を加えつつあることに注目し、国際労働組合社会保障行動委員会が社会保障制度の擁護・拡大のための闘争方法をきめ、社会保障憲章草案を作成して第五回世労組大会に提出すべきこと、また資本主義国で労組に対する迫害が激化している事実にかんがみ、第五回世界労組大会の準備活動を労働組合の権利と民主主義的権利の防衛・拡大のための国際的運動と結びつけるべきこと、を指示している。最後に決議は、最近における労働組合の統一行動と国際交流の大きな前進を歓迎し、労働組合運動の内部で統一に敵対している勢力は弱化していると述べ、第五回大会までの期間に労働組合が、㈠各国のさまざまの所属系統の組合中央組織および労働組合の間で代表団の交換、接触、協定の締結をふやし拡大すること、㈡いたるところで共同行動を発展させること、㈢すべての国の労働者の闘争と経験を宣伝すること、㈣組合を強化し新組合員を獲得すること、㈤社会主義国労働者の成果を宣伝すること、を勧告している。

執行委員会はこのほか、第五回世界労組大会のための特別委員会の設置を決議するとともに、「アフリカにおける労働組合の権利侵害についての宣言」、ラオスにおけるアメリカ帝国主義の侵略行動を非難した「ラオス情勢に関する宣言」、革命的政府の指導のもとに経済的独立と完全な国家主権、工業化への道を進むキューバ労働者に連帯を示し、アメリカ帝国主義の侵略政策を非難する「キューバへの連帯の決議」、イラク政府に対し労働組合の権利と自由の尊重を要求した「イラクについての決議」などを採択し、またモーリタニア労働連盟とモーリタニア労組連盟の世界労連加盟を承認した。

三月九～一〇日にはプラハで、「労働組合権の擁護拡大と労組弾圧犠牲者擁護のための国際労働組合・法律家委員会」の第一回会合が開催された。同委員会は、一九六〇年六月の世界労連総評議会の決定にもとづき、さまざまの所属系統の組合指導者と法律家を結集して設置されたもので、議長をチリ統一労組副議長ファン・カンポスがつとめ、わが国からは松本善明（弁護士）が副議長として参加した。席上エレナ・テオドレスク世界労連書記が報告を行ない、委員会の活動分野として次のものをあげた。㈠労働組合権の尊重に関連した問題の追求、㈡世界労連の労働組合権利憲章の実行についての研究とＩＬＯ条約を実際に適用させるための活動、㈢労働組合権の侵害についての現地調査と、とられるべき措置についての提案、㈣犠牲者に対する法的援助の提案と組織化、㈤組合権侵害の事例についての文書作成、㈥宣伝資料の作成。

三月二七～三〇日、労働組合国際社会保障委員会がプラハで開催され、アフリカ、ラテン・アメリカ、アジア、ヨーロッパの各地から一四ヵ国の労組代表が出席、わが国からは総評社会保障対策部長

の塩谷信雄が参加した。委員会は第五回世界労働組合大会に提案する社会保障憲章草案を採択した。

五月九～一三日には第三回国際運輸港湾漁業労働者会議がブダペストで開催された。会議には四二ヵ国一四三七万三千の労働者を代表する一七三名の代議員とオブザーバーが出席し、わが国からは全港湾から大桃十三雄以下三名、国労から一名の代表が参加した。会議の主要議題は、㈠「運輸港湾漁業労働者の行動統一と連帯を促進するうえでの労働組合インターナショナルの役割」、㈡「植民地制度の一掃、低開発国の経済的独立の強化、人民の生活水準の引上げをめざす闘争に対する運輸労働者の組合の貢献」で、会議はそれぞれの議題に関する決議を採択したほか、「すべての運輸港湾漁業労働者に対するアピール」、「キューバに関する声明」、「アルジェリアに関する声明」、「南ベトナムの情勢に関する声明」、「南アフリカの情勢に関する声明」、「西イリアンに関する声明」、「朝鮮に関する声明」その他を採択し、また松川事件によって裁判にかけられているわが国労働者の無罪釈放を要求する電報を最高裁あてに打った。

第三節　国際交流

一九六〇年中、労働組合代表の国際的交流は、前年に比べていっそうの発展をみた。

これは一般的には、資本主義諸国における労働組合運動の高揚、植民地諸国における民族独立運動の高揚とその闘争における労働運動の指導的地位の強化など一般情勢の変化や、労働組合の国際交流が国際緊張の緩和と平和の強化に役だつことについて国際労動組合運動の認識がいっそう強まったことなどの反映とみられるが、直接的には、わが国において安保闘争、三井三池の闘争など国際的に注目をあびる闘争が広範に展開され、またわが国労働組合もこれらの闘争を行なうなかで労働組合の国際的連帯の必要をいっそう強く感じた結果である。

注目されるのは、一九五八年五月岸内閣が中国敵視の政策をとって以来十分な回復をみていなかった中国労組との交流が、一九六〇年についに本格的な回復への一歩をふみだしたとみられることで、まず四月に中国に渡った総評のメーデー代表団は五月二日に中華全国総工会、朝鮮職業総同盟との間に共同声明を発表したが、次いで八月の総評大会に劉寧一を団長とする総工会代表が来日し、さらに中国の国慶節を機会にこれまでにみない多数の労組代表が中国を訪問した。五月二日調印の三国労組の共同声明は安保反対闘争、三池闘争、南朝鮮の反政府闘争、アフリカの民族独立闘争における相互支援をうたったもので、中国は五月九日の北京の大集会を皮切りに全国各地で「日米軍事同盟条約に反対する日本国民を支援する大集会」を開き、この共同声明を実践に移したが、共同声明は総評定期大会で一九六〇年度運動方針のなかにとりいれられた。総工会代表団の来日に際しては総評は二回にわたり代表団と会談し、アジア・アフリカ労組との連帯ならびに日中両国労組の交流について協議し、国交回復の促進の必要を認め、総評側から「ひきつづいて中国労組代表団を今後も招待したい」との意向が述べられ、中国側もこれを応諾した。国慶節に際して中国を訪問した労組代表のうち国労、炭労、私鉄、港湾の代表団は安保改定阻止国民会議その他の代表団と共同して相手側の各団体と共同声明を発表した。

このようにして一九六〇年には世界労連系労組との交流のため出国した者は二三九名にのぼり、前年の一二名を大幅に上回ったが、またわが国を訪れた世界労連系組合の代表の人数も五四名に達し、前年の三九名をこれまた大幅に上回った。

一九五九年における わが国労組の世界労連系労組との代表交流状況は次のとおりである。

代表団の名称または組合名	人員	渡航先	期間	備考
全日通	五	中国	二・二七～三・二四	
全逓	六	中国・朝鮮	三・二～四・二六	
全造船	一	イタリア	三・六～三月末	世界労連金属インターナショナル造船部会およびイタリア造船労組の大会出席
総評	一	中国	三	漆引取交渉
東京地評	七	中国	三・二～五・七	
国労	一	ドイツ民主共和国	四～六	
総評青婦協	一五	中国	四・六～五・一三	五月四日共同声明
国労	二	ポーランド	四・二六～五・三	
総評	二	中国・朝鮮	四・一八～五・二	北京メーデー参加。中国・朝鮮の労組と共同声明
総評	一〇	ソ連	四・一八～五・二三	モスクワ・メーデー参加
総評	二	チェコスロバキア	四・二一～五・二三	プラハ・メーデー参加
国労	一	ドイツ民主共和国	四・二～	原爆症治療
総評	一	イタリア	三・三～四	イタリア労働総同盟大会出席
土建総連	五	中国	四～七	高野実氏の休養
総評	一	ソ連	六	
全国金属	一	中国	五～六	世界労連総評議会出席
総評	一	ソ連	六～七	
合化	五	中国	六～七	
総評	二	中国	七～八	
全鉱	一〇	中国	七～八	
日中友好協会	一六	中国	七～八	
漁業労働代表団				
全国金属	三	中国	七～八	
日中友好協会代表団（うち労組関係者のみ）	四	中国	七～八	
食品労協	四	ハンガリー	八～九	第三回国際食品労働者会議に参加
日教組	一〇	ギニア・中国	七～九	第三回世界教員会議参加、うち五名中国を経て帰国
全農林	一	ソ連	九	
港湾関係	七	中国	九	
私鉄総連	一〇	中国	九	
社会党訪中使節団（うち労組関係者）	一	中国	九	
港湾関係労組協議会	七	ソ連	九	
全造船	三	ドイツ民主共和国	九	
日本平和委員会訪中代表団（うち労組関係者のみ）	三	中国	九	
炭労	一〇	中国	九	
炭労	五	ソ連	九	
日本AA連帯委員会訪中代表団（うち労組関係者のみ）	二	中国	九	
国労	一三	中国	九	
安保改定阻止国民会議訪中代表（うち労組関係者のみ）	三	中国	九	
総評	二	中国・ソ連・その他	九	
日教組	一四	ソ連・中国	一〇	
全電通	三	ソ連	一〇	
公務員共闘	三	中国	一〇	
合化	一〇	中国	一〇～一一	
国慶節参列	一〇		一〇～一一	
国慶節参列	一〇		一〇～一一	
国慶節参列 建築労組インターナショナル執行委員会出席	一〇		一〇～一一	
国慶節参列	一〇		一〇～一一	
国慶節参列	一〇		一〇～一一	
国慶節参加、一〇月一五日共同声明 うち一名は全炭鉱	一〇		一〇～一一	
国慶節参列	一〇		一〇～一一	
国慶節祝典参列	一〇		一〇～一一	
国慶節祝典参列	一〇		一〇～一一	
岩井総評事務局長ほか一	一〇		一〇～一一	

鉄鋼労連	チェコスロバキア	一〇～一一	金属労組インターナショナル執行委員会出席	
民主主義擁護群馬県民連合訪中代表団	三	中ソ連・チェコスロバキア・その他国	三	太田議長ほか二
総評	三	中国	三	宝木文彦

全遥一

また、わが国を訪れた世界労連系の組織の代表団は、次のとおりである。

代表国名	人員	招請団体	期間
全ソ労組文化代表団	二六	総評	五・三～三〇
レニングラード地評代表団	三	関西地評	四・二九～五・一三
ソ連鉄道労組代表団	四	国労	六・三～一六
炭鉱労組インターナショナル代表	一	炭労	六・一三～二三
建築木材労組インターナショナル代表	一	建築労協	六・一三～二〇
総評大会出席代表	二〇	総評	
中国	三		
ソ連	三		
チェコスロバキア	二		
ハンガリー	二		
ポーランド	一		
世界労連	二		
ドイツ民主共和国	二		
イタリア	一		
フランス	一		
ベトナム民主共和国	二		
合計	五四		

第二編　農　民　運　動

第一章　農業情勢と農民運動の概況

第一節　農業情勢と農政の動き

一九六〇年の農業生産は、米作はじめ畜産・果樹など、わずかながら前年度の水準をこえる生産増を記録した。なかでも農業総生産の半ばを占める米が、一二九六万トンと前年を四%上回る史上最高の生産高を示し、いわゆる連続豊作六年の記録をつくった。公定米価は、名目的には七四円の上昇とはなったが、農村物価・労賃の値上がりを考慮すれば実質的には石当たり手取り米価の減少となった。しかし、米の増収は主として反当収量の増加によっていたため農家所得は全体として増大した。果樹・畜産も需要の伸びに応じて生産を増加させ、価格は低水準を維持しつつも特に暴落することもなかったので、農家経済の好調を助けた。しかし一方、膨大な外国産麦類の輸入裏にあって国内麦生産は年々衰退傾向をたどり、この年は特に、麦類を食糧管理制の対象からはずそうとする政府の意図（麦対策協議会の答申や麦類特別措置法案の準備）によって拍車をかけられ、麦作の減退は決定的となり、麦作農民の不安は苦悩に変わってきた。値下がりのひどい甘藷作や秋野菜についても事情はほぼ同様である。

他方、重化学工業・機械工業を中心とする資本主義的生産の急速な発展によって労働市場は拡大し、それは農村からますます大量の労働力――特に新規学卒の若年労働者を吸収しつづけた。年四〇万に近い農業労働力の減少は、一方において農家の賃労働兼業収入を増加させると同時に、農村内部における労働力不足から農業雇用労賃の上昇をまねき、農家経済に複雑な影響を与えた。

これらの諸事情によって、一般的には農家経済収支の好調、農民生活水準の向上がみられたことは否定できないが、麦作・甘藷作その他の部門における経済悪化もまた無視することができない。物価・労賃の高騰による生産費の増大および生活費の増加によって、農民生活は「近代化」の道を進みながらたえず資金不足に悩むという現象がますます著しくなった（農家の状態と農民生活については第一部第四編を参照）。これはすべて、資本主義の発展に伴い商品経済がますます深く小農的農業をとらえていく過程の必然的結果にすぎないが、さらにまた、数年前よりその動きのみられた大資本（農畜産加工業）の農村進出がこの年には決定的な第一歩をふみだし、独占資本対農民の直接的対立関係はいまや農民自身の目に見え

る形で全国的な現象を呈した。これは次に述べる「新農政」――農業基本法の制定とともに、一九六〇～六一年の特に注目すべき現象といわねばならない。

一九六〇年五月、農業基本問題調査会の「農業の基本問題と基本対策」答申後、政府自民党はその答申の線にそって農業基本法案の作成にあたってきたが、同年一〇月農林省はその草案を発表、その後の部分的修正を経て翌一九六一年二月国会に提出された。社会党・民社党も政府案と対立する基本法案をほぼ同時に国会に提出、ここに三つの基本法案をめぐって国会の論議が始まり、同時に基本法をめぐる農業団体・農民団体の動きがめまぐるしく展開されることとなった。

一九六〇年下半期から一九六一年上半期の農政は、この農業基本法案をめぐって展開されたといってよい。すなわち、麦類を食管法の対象からはずし、また畜産物の価格安定をはかるため事業団をつくろうとする構想、あるいは農地法と農協法を一部改正して農地信託制を実施し(不在地主を公認)、農地保有面積最高限のわくをとりはずそうとする措置、これらすべては基本法のいわゆる構造改善政策・価格政策および「選択的拡大」生産政策の線にそう施策にほかならない。

しかも基本法が、「生産性の向上」を一方の至上命令として掲げながら、他方の目標「所得均衡」とは逆行するような諸施策を政府がとろうとするところに、転換期農政の呼びおこす波紋の源がある。たとえば、麦対策にしろ、あるいは大豆自由化の措置にしろ、国内の資本と外国農業に追いつめられたわが国農民の苦悩を軽減するよりは逆にそれを深める措置であり、その措置によって結局は「農業の近代化」を達成するとはいっても、当の農民の抵抗を呼びおこすことは避けえない。

基本法案は四月二九日、社会党議員欠席のうちに衆議院で自民・民社二党の連合で採決され、六月六日付帯決議付きで参議院を通過、成立をみた。しかし、会期末政防法案審議をめぐる混乱のため、大麦・裸麦特別措置法案や農地法・農協法の一部改正法案など、基本法関連法案はほとんど全部廃案となった。これらの法案は次の臨時国会に再提出されるであろうが、大豆自由化については行政措置をもって七月一日から実施された。国内精油業者とアメリカ政府に圧力をかけられた大豆自由化が法律の制定をまたずに実施され、これと対照的に砂糖自由化は見送られたという事実は、現在の政府の農政が何を基軸にして展開されているかを端的に示している。

数年前からの懸案であった農業災害補償制度の改正は、ついに一九六一年上半期中には結着をみなかった。各地の農民が現行共済制反対や共済組合解散を要求して運動を展開したその動きは今後も続くことになろう。

なお、農業基本法制定に伴う新農政実施の裏付けとして一九六一年度の農林関係の一般会計予算は一八七二億円となり、前年度に比べ四二%の増となった。総予算中に占めるその比重は前年の八・四%から九・六%に増加した。増加の著しいものは非公共事業費であるが、畜産物価格安定費や麦・なたね・大豆等の特別措置費、農業近代化資金の利子補給費等が新しい施策の項目として目だっている。これらの農林関係予算がかなり大幅にふえたのは、池田首相の「農民六割削減論」等のため総選挙における自民党農林関係議員の相当数が落選し、この敗北をとりもどそうとした与党議員が農林予算増大に圧力をかけたからとみられている。

第二節　農民運動の概況

一九六〇年下半期から一九六一年上半期にわたる約一ヵ年の農民運動の主軸をなしたものは、池田内閣の推進しようとする「新農政」、それを法律的に裏付けようとして国会に提出された農業基本法をめぐる運動であった。すなわち、一九六〇年一〇月の農林省作成基本法草案の発表から、翌年二月国会上程まで、さらにそれが自民・民社両党の賛成によって六月国会を通過するまでの間、これまでたたかわれてきたいっさいの運動――農産物価格・共済・土地・国民年金等をめぐるいっさいの農民運動は農基法反対の活動と結合され、これを基軸として啓蒙・宣伝・集会あるいはデモ行進等の形で運動がおし進められた。

さて、農業基本法をめぐる運動で特徴的な二点を指摘することができる。

第一点は、政府与党の基本法案に対し、社会党と民社党はそれぞれ独自の法案を提出して、互いに他党の法案に反対し、自党の法案を宣伝するという形で論戦がくりひろげられたということ、そして、全日農や全農連あるいは農協・農業委員会などの団体はそれぞれ独自の態度をもってこの各党案にのぞみ、必ずしも実質的に同一の歩調をとりえなかったということ。全日農は、はじめ「基本法粉砕」のスローガン一本で運動しながら、のちには「政府案反対」、「社会党案支持」と、そのスローガンに変化をきたしたこと、また各農民団体は政府案に対しそれぞれ異なる態度をとりながら、本国会におけるその強行採決にはいずれも反対の態度をとり、全国農民大会ではその線で一致して共闘態勢を示したこと等である。

特徴の第二点は、全国的農民団体の中心である全日農が、基本法反対闘争を反独占の「労農共闘」としてたたかったことである。すなわち、全日農と総評は、一九六一年初めより各地方の労農集会を積みあげてこれを全国労農集会に結集し、二月二四日に中央労農会議を結成し、この広い戦線で基本法闘争を労働者の春闘と農民の価格・共済・土地等の運動と結びつけ、労農提携の強化をはかったのである。この労農提携は、すでに前年からひきつづいて推進されてきたものではあるが、それが中央労農会議による運動という組織的な動きになったのは、確かに一歩の前進であるといいうるであろう。

しかし、農業基本法反対の運動にもかかわらず、それは国会を通過し、政府はそれにもとづき資本主義的合理化農政を一段とおし進めることになった。問題は、これを阻止しえなかった労農戦線の運動の欠陥にあるというよりは、やはり全日農の組織的弱体が依然として克服されていないところにある。数千名を集めて開催される全国農民大会やデモンストレーションのはなばなしさにかかわらず、農民団体自体の組織的弱体性は容易に解消しない。高知・栃木・香川その他各地に全日農県連の再建と新結成が行なわれたが、それらの諸組織の活動は大部分が研究集会・抗議集会等の一時的運動にとどまり、要求貫徹まで農民的大衆闘争の武器を行使してたたかう運動形態はほとんどみられない。

農業基本法闘争が労農提携の運動として進められ、一歩前進したとはいっても、それはまだ農民運動の全般的沈滞を打ち破るほどのものとはいえないのである。

「農業基本法粉砕」を呼号する全日農の運動に対して、独自な構造改革運動が茨城の一角で着手された。常東総協は、独占資本、構造改善政策に対し農民的構造改革のプランを提示して前向きにたたかう方針をとり、部落・町村に農業研究会を結成して農業計画をた

て、自治体や政府に対する資金要求の運動にはいった。一九六一年上半期にはまだ本格的な運動はみられないが、その成否は今後の動きにかかっている。

農産物価格闘争は、米麦価闘争はじめ各種の分野で行なわれ、それ相当の成果をおさめた。まず、米価闘争についていえば、農業基本法成立後はじめての公定米価であり、「所得均衡」がその基本法の看板である以上、農民団体はそれを手がかりとして集会・デモ・陳情・すわりこみ等の戦法を行使して政府に迫った。生産費の高騰と労賃の値上がりがある以上、米価値上げはむしろ当然のことであったが、一九六二年の参議院選挙を前にした自民党議員の圧力も加わって前年比六〇〇円余の値上がりとなった。農協の米価運動も例年になく活発であったことも注目をひいた。麦類の買入れに関する政府の特別措置に反対して農民運動は一時高まりをみせたが、法案が国会で廃案となり、本年は従来どおりパリティ方式による価格決定が行なわれた。常東総協の甘藷価格運動は茨城・千葉の両県に戦線を広げ新戦法で根強くたたかわれた。しかし、澱粉値くずれをささえるにはあまりにも弱い価格安定法では甘藷価格の低落をささえきれず、そのような情勢のなかで価格運動は大きな困難に当面せねばならなかった。

本年の価格闘争ではじめて全国的な葉たばこ価格闘争が展開され、たばこ農民と全専売労組の提携が成果をあげた。これは長野県佐久酪農協青年部の乳価闘争とともに本年の注目すべき運動である。佐久酪農協は明治乳業を相手に牛乳売止めの「農民スト」戦法で一升四九円乳価を五五円に高めることに成功したのである。このほか、畜産物価格安定・飼料値下げ要求全国農民大会などで、農民要求が統一され、価格運動は全般的な高まりをみせた。

土地改良をめぐる運動も、北海道大野町等に、また群馬県鏑川・碓氷用水の関係農民の間に続けられ、また農業災害補償制度改正をめぐる運動は、ひきつづき山形・新潟・茨城・愛知・山口・高知等等で展開された。いずれも「共済掛金の掛捨て反対」、「組合解散」要求等を中心とするものであるが、政府はついに制度改正にふみ切れないままに終わったので、問題は今後にもちこされた。

このほか、東富士演習場返還闘争、新島ミサイル基地反対闘争、百里基地反対闘争等、その数は少ないながら軍事基地反対運動が根強く続けられた。しかしこれらはいずれも最終的な決着をみるにいたってはいない（以上の主要な諸闘争については第二章をみられたい）。

最後に農民団体の状態をみると、民社党が社会党より分裂したのち、民社系農民運動指導者は新農村同志会をつくり全日農より分離する一歩をふみだしたが、八月には独自の団体として全国農民同盟（会長稲富稜人）を結成した。「反共・反社会主義・反資本主義」のいわゆる民主社会主義理念による新農民運動を提唱しているが、運動内容は別に新しいものでもなく、またその組織的勢力も少ないので、全日農がこれによって大きな打撃を受けたとはみられていない（主要な農民団体の中央・地方における活動状況については第三章をみられたい）。このほか、茨城県農村労働組合連合会（本部は水戸）の結成など、農村日雇労働者あるいは失業者の組織が二、三新たに結成されたが、実質的な大衆的農民運動の展開はまだみられない。

第二章　主要な農民闘争

第一節　農産物価格闘争

農産物の価格引上げ・値下げ反対の要求を中心とする運動は、前年にひきつづき各分野でたたかわれた。米麦価・甘藷価格運動など、これまでの運動に加えて、本年は全国的な葉たばこ価格運動がはじめてたたかわれ、ある程度の価格引上げに成功し、また長野・茨城などごく一部ではあるが乳価運動がおこされた。そのほか、高知県須崎市の農民組合による生姜（しょうが）共販闘争（『農民運動資料』第二巻第六号、一九六一年二月刊に紹介されている）等があった。以下その主要なものを記録する。

米価闘争　一九六一年四月六日、**米作十県農民組合共闘会議**の各県代表二〇余名は東京衆議院会館に集合、全日農の下半期の活動計画を検討し、次いで米価運動の組み方や生産資材値下げ運動について協議した。この会議で、㈠共闘会議加盟県の労農会議を正式構成員として参加させる、㈡農業支払賃金は自家労働評価と同じ方法で計算する、㈢利潤の計算は今後検討する、㈣生産資材（肥料）等値下げの運動をする、㈤農協と統一行動をとるよう努力する、㈥農協労組結成を促進する、等の諸項を決定した。このころは、農業基本法反対の運動が全日農の活動の中心になり、米麦価闘争もこれに結合され、その一環として、地方中央で動きだした。

農業基本法衆議院通過後の五月一五・一六両日、前記の米作十県共闘会議は新潟県月岡で開かれ、上林議長はじめ傘下各県の全日農会議代表など約七〇名出席、闘争方針を決定したが、おもな事項は――

㈠　農基法をめぐる闘いの一環として推進する。

㈡　米価要求と同時に統廃反対、共済・肥料その他地域的農民要求をとりあげる。

㈢　労農提携を強化し、労農総決起大会に参加する。

このほか要求米価の算定方式、中央集結闘争（約一五〇〇人の動員）、農協との統一闘争等について決定した。

五日一七日には**中央農業会議米価対策委員会**が正式に結成され、全日農・全農連・開拓連・全販連・全中・全国農業会議所の六団体がその構成員となった。一八日には全中が生産費・所得補償方式による米価算定方式を確認した。二〇日には全日農中央常任委員会がさきに決定をみた共闘会議の闘争方針を承認した。またこの日、全日農内に米価闘争本部（委員長栗林三郎）が設置された。そしてこのころ地方では、富山・福井・山形など各県で、全日農あるいは全農連等の農民団体や農協が米価要求の会議または農民大会を開き、中央動員への参加をきめるものもあった。

中央農業会議米価対策委員会（五月三一日）は、米価要求全国大会開催、統一要求米価算定、各種加算金の取扱い等を協議し、六月八日に全日農と全中とで要求米価につき協議することを決定した。全中は八日、「基本価格一五〇キロ当たり一一九一四円、装包費四一八円、運搬費三五円以上」と決定し、農協各系統により組織された米価対策推進中央本部（部長荷見安）もこれを承認した。これに対し全日農は一応基本米価一万三四〇〇円要求を決定したのであるが、各団体と協議した結果、本年度は政府案の労賃評価方法を打破することを目標にして、農協の要求米価に歩調をそろえ強力な統一的運動を展開することにきめた。今年は農基法通過後最初の米価決

定であり、所得均衡をスローガンに米価大幅引上げを実現しようというのである。一五日の全日農富山県連主催要求米価獲得県民大会（参加三〇〇〇人）その他にみられるように、昨年に比べ地方もかなり活発な動きを示した。

六月二二日、東京で「ゆたかな暮しをまちの人にも農家にも」をスローガンに**米価要求実現全国農協代表者大会**が開かれ、二七日には全日農と総評の共催で**米価要求中央労農会議総決起大会**が東京芝公会堂で開かれ、大会後約一千人のデモ行進があり、ひきつづき政府当局への陳情、すわりこみが行なわれた。同じ日、全国農業会議所でも全国農業委員代表者会議を開き、統一要求米価の実現と食管法による麦価決定要求を決議した。六月三〇日にも中央労農会議八〇〇名のデモがあった。七月二日には第二回の農協代表者会議が同様な米価要求の決議をし、その他の農民・農業団体も与野党代議士や政府当局へ圧力をかけた。こうして、需給緩和、食管赤字の増大および農基法の生産政策を理由に米価抑制を主張する政府（特に大蔵省）や財界に対し、農民・農業団体の攻勢は強まっていった。

七月六日は政府の米予約受付開始の日であるが、農協米価対策推進本部は、当分の間予約受付を拒否することを決定した。この拒否は米価運動始まって以来はじめてとられた戦術である。一二日、農林省米価案に対する自民党の再三の修正要求ののち、政府案一万一〇五二円五〇銭米価が米価審議会にかけられた。農業農民団体の突きあげと、自民党農林関係議員の圧力によって、前年比約六〇〇円の増である。米審の数日にわたる紛糾した論議の末、政府案は閣議決定をみた。

麦価闘争　麦類ことに大麦・裸麦の政府手持ち量の増大、外麦に比べての内麦買上げ価格の割高、内麦買上げ価格と売渡価格の「逆ざや」による食管赤字の増大等、難問の山積によって政府はその解決に苦心し、その解決策を麦対策協議会に審議させてきたが、一九六〇年末、協議会は一応の結論を出した。それによれば、①政府買上げ価格（生産者価格）を大幅に引き下げて「逆ざや」を解消し、②麦作農家には、五年間、一定額の補助金を交付し、③その間に生産合理化や作付転換をさせる、という骨子のもので、これに対しては当然に革新政党や農民団体が反対し、自民党農林関係議員も反対に回って、右の骨子による麦問題解決を阻止しようとはかった。

しかし政府は一九六一年三月三日「大麦・裸麦の生産および政府買い入れに関する特別措置法案」を閣議決定、一七日にこれを国会に提出した。この法案の内容は年末の協議会の意見に比べると、小麦を特別措置の対象からはずし、大麦と裸麦については暫定的に、①作付転換の措置を講じ、②生産者価格に需給事情を反映させ、政府買入れ数量を削減することにした。

麦対策農民大会　関東都県麦対策協議会は二月一七日東京で麦対策協議会を開き、①麦作農家の所得確保のため現行食管法を維持すること、②麦作経営合理化と作付け転換について政府は総合的措置をとること、の二点の要請を関係機関に提出することをきめた。政府の大麦・裸麦の作付け転換や麦買入れ価格引下げの企図（特別措置法案）がはっきりしてきたので、今後は麦生産県の農家が精力的に反対運動を続けること、その具体的方針等を決定した。

四月一四日東京共立講堂に約三千人の農民が集合し、「関東都県麦対策農民総決起大会」が開かれた。大会は「大麦・裸麦特別措置制定反対に関する決議」、「麦の総合対策確立促進に関する決議」、「農産物価格支持制度拡大強化に関する決議」の三項を決定し、大会宣言を発したのち農林省前から新橋までは、ちまき、たすき姿でデモ行進した。別に大会実行委員は政府、国会に決議実現の要請を行なった。この大会では、政府の麦価引下げ措置は所得倍増政策に逆

行するとして農民の不満が爆発し、特別措置反対、生産・流通・価格に関する総合的施策を要求する声が強かった。

甘藷価格闘争　一九六〇年八月にはいると、茨城県常東農民組織総協議会の指導する甘藷価格運動は表面的な動きをみせはじめた。すなわち、同月二一日には鉾田町の農業委員会が甘藷販売組合総連合（総連）の呼びかけに応じて運動への協力と共同闘争の展開を決議し、二四日には町農業委員会、役場経済課、甘藷販売組合鉾田総連の三者は価格対策の協議にはいった。そして、右の三者で鉾田町甘藷対策協議会を結成し、茨城県甘藷価格協議会に参加し、生産者の発言を反映しその利益を守ることをきめた。

そのころより他の町村でも農業委員会、役場経済課、甘藷販売組合三者による対策協議会の結成が進んだ。農業委員会と役場を含んだ甘藷価格運動という構想は今年度の新しい方針にもとづくものである（第三章第四節常東農民組織総協議会の項参照）。九月一〇日には茨城県本部三郡甘藷販売総連の総会が開かれ、次の事項を決定した。

㈠　総連独自の運動から、農業委員会・役場と共同した運動に発展さしてゆく。

㈡　千葉県の澱粉工場の買付けについて対策を立てる。

㈢　酒造向けサツマの対策を立てる。

㈣　最低価格を農産物価格安定法の基準価格でくいとめる。

九月下旬になると、旭村、北浦村、大野村等において、前記三者の協力体制による甘藷対策協議会が結成され、一〇月上旬になると主産地である鹿島郡中・北部、行方郡北部の全町村に同様の運動体制が確立した。

さて、甘藷価格の協議決定であるが、九月二五日に早期操業の数工場と協議し一応三一〇円と決定した。一〇月五日には澱粉生産者連盟（工場側の組織）と総連の間に第一回協議会がもたれ、工場側の主張二八〇円に対し総連は三〇〇円を主張して対立したが、結局二九〇円の協定価格におちついた。他方、総連本部は九月一二日千葉県銚子市で千葉東部澱粉工業協同組合代表と交渉し、千葉工場が茨城県鹿島・行方郡の農家から甘藷を買い付けるにあたっては、茨城県の協定価格を尊重し、それを基準にして買い入れること、を協議決定した。

第二回協議会は一〇月一〇日鉾田町で行なわれたが、工場側は九州生粉の中京・関東地方進出が早く、かつ大量で、茨城産澱粉が押され値くずれしている事情を説明して二六〇円価格を主張、農民側は最低二八〇円で対立のまま妥結にいたらず、次回の協議会まで工場側と農家の個別取りきめにより価格が決定されることになった。一〇月一五日の第三回協議会でも価格協定に達せず、このころの甘藷相場は鉾田二九〇～三〇〇円、水戸地方二五〇～二六〇円、那珂郡はこれ以下となった。総連は連盟側に、これ以上の生粉相場の崩落を防ぐため生粉出荷を停止されたいと要望したが、連盟もこれを了承して操業短縮と出荷停止を行なった。

一〇月一〇日には総連の総会が開かれ、那珂地方の甘藷安値は明利酒造の買いたたきとこの取引を媒介している農協経済連に責任があるとの結論が出され、総連は経済連に抗議した。一七日には経済連は今後酒造向け甘藷取引にあたっては協定価格を尊重する旨確約した。一〇月二〇日第四回協議会では二二〇円の協定価格がきまり、以後一一月二〇日第八回までこの価格を維持した。甘藷の協定価格がこのように低い水準になったのは、前記のとおり澱粉価格の急落が最大の原因である。この価格運動のなかで、工場側は農民の激しい価格要求のつきあげによって、澱粉加工業者（昭和産業など）に対し澱粉価格引上げの要求を出したり、澱粉販売の中止を申し合

わせる等、従来にない動きを示した。しかし運動が、農産物価格安定法の基準価格以下への価格低下を防ぐことができず、また政府のより以上の措置をかちとるところまではいかなかったことは、甘藷価格運動に今後の課題を残すものといえよう（なお、第三章常東総協の甘藷価格運動の項を参照）。

葉たばこ価格闘争　全国の葉たばこ耕作農民の数は一九五四年四三万二一〇〇人から一九六〇年三二万七八〇〇人に、また耕作面積は六万九四二〇ヘクタールから五万八九七三ヘクタールへと減少しているが、これに対し輸入葉たばこは同じ期間に二五億四一〇〇万円から六四億五六〇〇万円へと大きく増加している。国内葉たばこの生産者価格（収納価格）は一九五四年のキロ当たり二九三円から漸次低落して一九六〇年には二七四円となった（全国葉たばこ対策共闘会議編『葉たばこ耕作者のたたかい』一九六一年二月刊の資料による）。このように耕作人員、耕作面積および生産者価格は年々減少傾向にあるにかかわらず、たばこの総売上げ高は三千億円に達しようとし、専売益金は二千億円をこえている。耕作農民の不満は葉たばこの価格と鑑定制度に集中しているが、組合民主化問題も関心のまとである。一九五八年に耕作組合が法人化され、専売公社の「御用組合的」性格が強まると同時に、組合の規模が大きくなって（全国八五〇の任意組合が一五〇組合に統合整理された）、組合の民主的運用はいっそう阻害された。特に八千名近くの大組合となった岩手県千厩（せまや）地区では、このような事情で組合の民主的運営が阻害されたので、三年前から「民主化闘争」が起こり、神奈川榛野地区でも同じような運動が起こった。「こうしてたばこ耕作組合は組織替えされても農民のものとはならず、公社の幹部が耕作組合やその連合会の幹部に横すべりしたし、たばこ肥料や資材をあつかう御用会社におさまり、たばこボスと結託して耕作者の上にあぐらをかき、さらに耕作者の中から出てくる不平不満を押さえつけてきているのが実態である」（前掲書八ページ）。

耕作農民の不満は、また肥料等生産資材の購入にあたり、公社指定の商社のものを半強制的に買わされることにもあった。

岩手県千厩たばこ耕作農民の闘争　この地区の農家総所得の六〇％以上が葉たばこ収入という主産地帯の一つで、一九五五年に農協青年部は耕作組合のあっせんで購入している高砂商事の肥料が高価なことに着目、これをやめて肥料の農協共同購入を実現した。一九五八年耕作組合法人化にあたり、公社はこの地区内二四〇の任意組合を一組合（八千人）に統合しようとしたが、葉たばこ農民は大衆討議にかけてこれを拒否し、ついに六組合設立（合計六千人参加）に成功した。しかし公社側は組合一本化の意図を捨てず、ついに公社にあっせんを依頼された県知事は「組合は一本にするが、二四の旧組合に支部を置き農民の意思を反映させ民主的に運営する」と提案し、農民側はこれを受け入れた。一九五九年一一月、五千人の葉たばこ農民が集合して「東山たばこ耕作組合」を設立した。こうして、農協青年部を中心に全耕作者の参加した一年半にわたる組合民主化闘争は成功裏に終わった。

全国葉たばこ共闘会議　一九六〇年九月、全日農・全農連・開拓連・全専売・全農林・専政連・総評・社会党の八団体は労農提携して葉たばこ問題にとりくむため全国葉たばこ共闘会議を結成した。これまでは専売労働者（鑑定員や指導員）は農民から「悪代官」視され、たばこ専売法のもとに労農相争うのが常であった。この共闘会議が組織されると、長年民主化闘争をやってきた岩手県千厩や神奈川県榛野の農民はさっそく参加を申し込んだ。一一月には千厩地区共闘会議主催で「葉たばこ収納価格引上げ耕作農民大会」が開かれ、つづいて開催された全国大会には二台のバスで一〇〇名の代

表が上京参加した。大会参加費用の一部は専売労働者のカンパ資金でまかなわれた。また神奈川・福島・茨城・栃木等でも地区共闘会議がつくられた。

葉たばこ耕作者全国代表者会議　一九六〇年九月二六～二七日、福島県熱海町で共闘会議主催の全国代表者会議が開かれ、各農民団体と労働団体の代表約一〇〇名が参加した。この会議では葉たばこ収納価格の大幅引下げ問題が取り上げられ、「生産費、所得補償方式による価格決定」を要求すると決議された。また、たばこ耕作審議会の民主化と会議の公開、鑑定に農民を立ち会わせること等数項目の要求が決議された（次に掲げる「宣言」を参照）。

葉たばこ耕作者全国代表者会議の宣言

葉たばこ耕作者は、ながい間、圧制的なたばこ専売法のもとで国家の独占的な支配と収奪によって苦しい生活を続けさせられてきた。全国における主要葉たばこ耕作県の耕作農民代表および全専売労働組合をはじめとする労働組合代表は、九月二十六、七の二日間、「葉たばこ耕作者全国代表者会議」を開催し、収納価格引き上げ要求を中心とする葉たばこ耕作者の生活と権利をまもる運動をどう進めるかについて討議を行なった。

われわれは、二日間にわたる討議のなかから、次のような要求と行動の方針を決めた。

(1)　収納価格の算出根拠に農民の労賃が含まれていないのは不合理である。われわれは、米価算定と同じように「生産費および所得補償方式」による収納価格を要求する。また、耕作審議会には真のたばこ耕作農民の代表を入れるようにする。

(2)　不合理な鑑定制度を是正する。とくに標本決定や、再鑑定を民主化し、耕作者の意志が十分に反映できるようにする。

(3)　たばこ耕作組合の機構と運営を民主的なものとし、耕作農民のための組合にする。

(4)　天災の完全補償をはじめ、補償額の引き上げ、損害評価への農民参加などにより災害補償を改善する。

(5)　葉たばこ耕作農民、全専売労働者、一般消費者の犠牲の上で、独占資本の利益を確立しようとする民営移行に反対し、たばこ消費税の大幅な引き下げを要求する。

(6)　身分の不安定な常勤委嘱者をはじめ低い賃金で、しかも過重な労働を強要されている全専売労働者の労働条件を労農提携の活動で改善する。とくに公社の合理化による耕作指導員などの生産関係部門労働者の労働強化と人員整理は労農共闘で粉砕していく。

(7)　葉たばこ耕作者の生活と権利を守る運動と組織をそれぞれの地域や組織の特殊性を尊重しながら「全国葉たばこ対策共闘会議」に結集する。

(8)　十二月初旬に、耕作審議会の開催を目途として、多数の農民代表の参加による「葉たばこ耕作農民総決起全国大会」を開催する。

(9)　全国各地で収納価格引き上げを中心とする農民の要求貫徹のための署名運動をすすめ、村や部落に座談会を盛り上げる。

（以下略）　一九六〇年九月二七日

代表者会議では、一〇月四日、専売公社総裁に対し、代表者会議の決定にもとづいて、収納価格、鑑定制度等九項目に関する公開質問状を送ったが、一〇月一〇日の回答は共闘会議を満足させるものではなかった。

全国葉たばこ耕作者大会　一九六〇年一二月一二日、東京の共済会館に全国一八府県約一三〇〇人の農民および労働者を集めて耕作者大会が開かれた。全農連中村書記長のあいさつ後、山口共闘会議

事務局長より岩手の組合民主化闘争成功以来の闘争経過の報告があり、次いで収納価格引上げについて等、議案の審議にはいった。議案は前記の価格問題のほか、「たばこ専売法並びに耕作組合法の抜本的改正について」、「専売公社の合理化反対について」、「農民のための農業基本政策確立について」、「今後の運動のすすめ方について」等五項にわたったがすべて可決、また栃木代表の肥料問題に関する緊急提案をも可決した。

この全国大会は葉たばこ農民にとって初めての大集会であった。大会後六〇〇名の農民は専売公社前に集合、代表は公社総裁に面会し、「収納価格決定に当り自家労賃評価は米価なみにせよ」等を要求したが、満足のいく回答はなかった。翌一三・一四両日はおりからたばこ審議会が開催されていたが、農民代表は会議公開を迫り、拒否されたので待機した農民約九四〇名は総裁室前にすわりこみにはいったので第一日目は審議不能になった。結局、農民代表三名の傍聴が認められた。審議会は諮問案「前年比二・九％価格引上げ」に対し「五・七％引上げ」の答申を出したが、共闘会議側は満足せず、一五日反対声明を出し、また問題を国会にもちこみ、二二日には公社総裁に申入書を送り、生産費・所得補償方式にもとづく価格算定と諮問を要求した。

一九六一年一月五日、政府は収納価格を決定公表したが、それは審議会の答申を上回る「前年比六・〇七％引上げ」であった。これは価格運動の一応の成果であり、前例のない値上げではあるが、価格決定方式にあたっては農民要求を採用せず、問題は大きく残されている。一月六日、共闘会議は運動成果を認めながら、残された問題について闘争を続ける、という趣旨の声明書を発表した。

（この運動の最も詳細な資料は、全国葉たばこ対策共闘会議〈全専売労組内〉『葉たばこ耕作者の闘い』一九六一年二月五日刊である。ほかに全日農『農民運動資料』第一巻第三号、一九六〇年一〇月、『農政経済新聞』、『農民新聞』等参照）。

乳価闘争　長野県佐久酪農協（組合員一七〇〇名）は昨年末より乳価値上げの運動を続けてきた。運動は農協青年部が中心となり、全日農県連が応援した。一九六一年二月八日、「生産者の基本乳価一升当り六〇円」要求を掲げて中込町で生産者大会を開き、明治乳業会社と団交、満足な回答が得られないためついに一八日牛乳不売「農民スト」にはいり、酪農民は不売牛乳を川に流して、たたかいを続けた。明治乳業はなおも要求を拒否したので、農民側は協同乳業・雪印乳業等の本社に申し入れ、三月一〇日牛乳の入札を行なった。これにあわてた明治乳業は、ついに乳価五五円一銭（基本乳価四三円八〇銭、増産手当等の奨励金一円二一銭）を農民側に通告してきたので、乳価闘争の一応の成果としてこれを認め、闘争体制を解いた。

佐久酪農協のこの乳価闘争は酪農民に強い刺激を与え、南佐久郡の町村長・酪農協会長・農業委員会長等は支援団体協議会を結成し、二月二五日その代表は佐久酪農協を激励すると同時に、明治乳業中込工場に乳価値上げを申し入れた。同日長野市で開かれた県農業会議総会でも、基本乳価六〇円を各乳業会社に要求する、との決議を行なった。

茨城県の鹿島・稲敷・行方三郡の酪農民も乳価値上げ運動を開始した。三月二五日、牛堀町に酪農対策協議会が開かれ、「三郡酪農対策協議会準備委員会」がつくられた。このような動きのなかで関東協同乳業はキロ当たり二円二〇銭の乳価値上げを農民に通告してきた。準備委員会は闘争成果として一応これを認め、六月四日、正式に「三郡酪農対策協議会」を結成し、今後の活動を協議した（茨城の乳価闘争については、第三章農民団体の活動中、常東総協の項

を見よ)。

畜産物価格安定農民大会　畜産物価格安定制度を確立せよ、飼料の確保と価格引下げを行なえ、農協畜産事業を拡充強化せよ、の三要求を掲げて、三月一六日東京虎ノ門会館で「畜産物価格安定・飼料値下げ要求全国農民大会」が開かれた。大会は主催団体である中央農業会議の召集によって全国から約一五〇〇名の畜産関係者が集まって開かれ、中村全農連書記長の開会宣言と経過報告ののち、まず畜産物価格問題を討議した。そして政府の国会提案中の「畜産物の価格安定等に関する法律案」が批判のまととなり、この法案は農民の期待にほど遠く逆に業者保護に傾くとして、生産費・所得補償方式による畜産物の価格安定等数項目を含む「畜産物価格安定制度の確立に関する決議」を決定した。また「飼料の確保・値下げに関する決議」では、大豆粕・ふすま・フィッシュミールの緊急輸入と政府手持ち麦の安価放出等を要望する項目をきめた。この大会終了後、参加者は国会と農林省へデモを行ない、代表は周東農相らに面会、決議文を手交して要求事項の実現を要請した。三月二〇日に開かれた同大会実行委員会は再び飼料緊急対策について政府当局と国会に陳情を行なった。

飼料放出についてはその後中央地方で運動が続けられ、ついに四月七日食糧庁は大麦・裸麦四〇万トンを農業団体に払い下げることを決定発表した(食糧庁「飼料緊急対策として余剰麦の農業団体に対する特別払い下げについて」)。

その後六月にはいり政府の安定法案が国会で審議される情勢となり、これに対処して大会実行委員会は六月五日緊急実行委員会を開催し、茨城県はじめ各県農民六万人の署名を持って再び各関係機関に陳情した。

第二節　農業基本法をめぐる闘争

基本法案国会提出まで　農業基本法の構想は一九六〇年五月農業基本問題調査会が政府に提出した答申において明確にされたのであるが、全日農はこの答申「農業の基本問題と基本対策」に対して、これは独占資本が零細農を農業から切り捨て「首切る」政策であるとして絶対反対の態度を表明、八月の第三回全国大会では本年度の闘争の重点を「基本対策の具体化」に反対するたたかいである、と声明した。その後池田首相が、その所得倍増政策の一環として農民六〇%減少論を言明するに及んで、これこそ冷酷な「貧農首切り論」であるとして、社会党・共産党・総評その他革新団体のほとんどがこれに反対を表明した。

農林省は一〇月一五日、農業基本法第一次草案を発表、これに対し全日農は総評など労働団体と提携し、「労農共闘による基本法粉砕」を中心スローガンとして、運動をすすめることとし、一二月一九・二〇両日重点闘争推進全国代表者会議を開き、冬期活動の重点方針「激動期における働く農民の行くべき道と要求」を決定した。一二月二〇日には基本法の最終案がまとまり、政府はこの法案に賛成の立場をとる農業委員会や市町村当局を動員して宣伝活動を始めた。全農連や開拓連、あるいは農協は、基本法の部分的修正による承認の立場をとり全日農との共闘は回避した。全日農は二月下旬の全国労農集会までに地方の労農大衆の反対気運を盛り上げるため、二月初めより各国各地で「農業基本法研究集会」や「基本法粉砕農民大会」を組織し、これと並行して「基本法を国会で承認しないことを要求する請願書」を国会に提出する運動を開始した。

二月初旬から中旬にかけて、これらの集会は福島(一～一二日)、

長野（一日）、新潟（二～三日）、山形（四～一一日）、静岡（六～七日）、群馬（一一日）、徳島（一三～一四日）、青森（二一日）、秋田（二二日）等で開催され、いずれも「基本法粉砕」のスローガンに「最賃制要求」あるいは「国民年金制反対」等の要求をからませ、また、農民だけでなく総評の春闘をたたかっている労働者を大会に出席させ、労農提携の形をとり、集会後はデモ行進を行なうのが通常の形であった。さらに、この基本法粉砕の運動を契機に、新たに労農会議が結成され（たとえば徳島・石川等）、また全日農県連が再建されたりした（たとえば栃木）。このような動きのなかで二月一八日農業基本法政府案が衆議院に提出された。ほぼ時を同じくして社会党案、ややおくれて民社党案も提出された。

全国労農集会　「農業基本法粉砕」をスローガンに全国各地に開かれてきた労農集会を中央に集結し、二月二三日東京全電通会館で約五〇〇人の労農運動家の参加を得て全国労農活動家討論集会が開催された。主催者全日農を代表して野溝会長があいさつし、加藤総評組織部長から「春闘をいかに闘うか」と題し、特に合理化反対と最低賃金制確立のための労農共闘の意義について演説があり、また美土路農協短大教授の「農業基本法とは何か」について講演があったのち、「農業基本法粉砕の労農共闘をどう進めるか」について大衆討論を行なった。

討論は、米麦価・葉たばこ価格等の農産物価格闘争、農業共済・農業資金・国民年金等の諸闘争につき全日農や全専売労組の代表が問題提起を行ない、これらの諸問題を中心に地方活動家をまじえ活発な討論がかわされた。討論過程における発言には、「基本法粉砕」のスローガンは妥当か、「政府案粉砕」とすべきだ（山形）、農村雇用労賃と兼業労賃の要求の基準をどこにおくか（秋田）、内灘の闘争の結果農民は三億六千万円の補償を受けたが、金以外にはなんら組織上の成果はなかった。農基法を粉砕するにも農民の組織化がたいせつだ（石川）等という注目すべきものがあった。また、長野の乳価問題闘争と山口の共済・木炭価格闘争について現地代表の報告があり、秋田代表は農基法粉砕運動における農民の価格要求は「農産物価格のなかに含まれる自家労賃をかちとる」ことを中心とすべきだ、との意見が出された。また大分の労働者代表は「今の農業を何とかしなければならないという声が農民の中にある。この農民の要求を糊塗するために基本法がでたという側面も見おとしてはならない」と述べた。次に八百板運営委員（全日農）より、労農提携を進めるうえでの一般的な注意を述べ、次の運営委員会の「総括」が発表されて万場一致の承認を得た。

総　括

農業基本法粉砕のための全国労農活動家討論集会は、労農提携して政府、自民党の農業基本法を粉砕する闘いをさらに強化していくとともに、その闘いのなかで、

㈠　労働者と農民の要求、特に農民の勤労者としての立場に立つ要求を中心として結合し、

㈡　労働者は、さらに農民の自覚を高める活動、農民の組織化を進める活動において協力、援助し、

㈢本法にあらわれている独占資本とその政府の労働者、農民に対する搾取、収奪にあく迄闘う。

最後に日野議長が議長団解任のあいさつを行ない、「〝緑の反乱〟という言葉があるが、労働者との共闘で農民の闘いを全国の村々におこし緑の反乱をひろげることによって労農の新らしい社会をつくることができる。この決意と確信を一層強めて前進しよう」と述べて散会した。

中央労農会議結成・総決起大会　二月二四日一〇時より、全電通

会館において、全日農と総評傘下の主要単産代表提唱のもとに四五都府県五〇〇人余の代表参加を得て開会、議長に西村（全農林）、下山田（全農林）、内藤（秋田労農会議）、日下（奈良労農オルグ）、飯野（福島県労会議）、小栗（新潟全日農）を選出、中央労農会議結成の議事にはいった。

初めに地方情勢報告として大阪の加藤労農オルグより、農地買収問題をめぐる大阪地方労農提携対策委員会の活動、長野日農と共闘した労農リンゴの運動等が報告された。新潟の栗原労農オルグより一九五七年七月の国鉄ストにおける労農提携失敗の経験、同年一〇月労農会議結成後の米価・さし米その他の諸問題を中心とする労農共闘の経験等を伝え、今年二月には四地区に労農会議の結成されたことを報告した。しかし以上の二地方情勢報告をみても、本格的な労農提携が実践的に進められたといえるものではなかった。

社会党および共産党代表のあいさつ後、総評の加藤組織議長より「中央労農会議の結成について」の提案理由説明があり、未組織農民の組織化の必要、労農の共通の課題（労賃引上げ）、地域共闘、農協民主化と農民組合、農村労働者の組織化、経済交流、学習会の運営等について詳細に述べられた。そして討論の末「中央労農会議結成について」の決議を万場一致確認した。これによれば、会議は各都府県労農会議と全国的組織の単産をもって構成され、特に日教組、全農林、全日通、国鉄等の単産の参加を求め、中央地方の労農提携をおしすすめていくことになる。次に、左の各提案を討議決定した。

米麦の管理ならびに価格に関する決議（中村全日農中央常任提案）
拠出制国民年金に関する決議（塩谷総評常任幹事提案）
農業災害補償に関する決議（鈴木全日農中央常任提案）
農業資金に関する決議（高田全日農中央常任提案）
大幅賃上げと最賃制確立・合理化反対・時間短縮に関する決議（社城総評常任幹事提案）
葉たばこ収納価格引上ならびに専売公社の合理化反対に関する決議（堂脇全専売中執提案）
官行造林廃止反対に関する決議（神山全林野中執提案）
在日米軍橋湾基地撤去に関する決議（熊本県佐藤氏提案）
反動的「農業基本法」粉砕に関する決議（水野全農林中執提案）

右の議事終了後内藤議長の議長団解任のあいさつをもって大会を終わった。そうして大会決議にもとづき農組五人、労組五人計一〇人の代表団は国会に向かい、まず清瀬衆議院議長に決議を手交、次いで自民・社会・共産各党代表に決議の趣旨を説明し善処を申し入れた。また他の代表団は厚生省に古井厚生大臣を訪れ、醵出制国民年金反対を申し入れた。

三月一五日から基本法の国会審議が始まり、一九日には自民・社会・民社三党首みずから各自の基本法案の宣伝に地方遊説に出かけ国会内外で基本法を中心に農政問題がやかましくくりひろげられた。水戸において第一声をあげた池田首相と周東農相らは約四〇〇名の革新政党員や農村活動家に基本法粉砕の叫びをあびせられた。その他、全日農香川県連結成大会（二一日）埼玉労農会議第二回大会（二四日）、神奈川県労農会議結成大会（三月五日）等で、基本法反対の気勢が上がった。

ここで注目されたことは、二月までの全日農の基本法に対する態度は「粉砕」「この闘争には対案はない」（全日農「農業基本法粉砕闘争前進のために」）という「絶対反対」の姿勢であったが、社会党案の国会提出後、ことに三月六～八日の社会党大会、九日の総評常任幹事会後、「政府案反対」と、スローガンの字句が修正されたことである（この点、第三章全日農の項参照）。

三月から四月にかけて、農業基本法をめぐる運動は主として米麦価運動をからませながら、全日農その他の農民団体によって展開され、一方衆議院の激しい与野党の論戦は最終段階にはいり、四月末がそのやまとみられた。この情勢に対し四月二七日東京で農民団体共催で農民大会を開くことが予定されていたが、全農連・開拓連は政府案の部分的修正による通過を認めており、しかも総評など労働団体の参加する労農会議との共闘をしぶる態度をとったので、大会開催をめぐって各団体間の交渉は難航した。四月一八日の中央労農会議第一回運営委員会は、この間にあって次に掲げる運動方針を決定したが、全農連等との共同歩調をとるため幅のある態度で問題処理にのぞむことになった。

農業基本法闘争の方針

（中央労農会議第一回中委決定）

① 各地で行なわれている労農の農基法の学習活動、内容のパクロのためのこんだん会などを精力的に進めてもらうこと。またこの集会では決議を行ない、自民党及び政府に対して抗議すると同時に、県出身議員に対する要請を強化してゆく。

② 労農共闘によって、自治体が作成中の農業構造改善計画に地域農民、住民の要求を反映せしめる大衆行動を展開してゆく。この行動の中で麦の買入制限の問題についても積極的に行動をおこし、全日農、全農林は共闘してゆくこと。

③ 現在進めている一千万請願署名運動を推進し、第二次集約を四月下旬までに集約して国会請願を完了する。このため、総評、全日農、全農林に集約送付してもらう。（全農林は現在集約されている署名を二十五日までに請願を完了する予定）

④ 自民党の農基法制定促進推進遊説会に対する大衆動員でその宣伝を粉砕する行動を展開していくこと。また社会党の遊説に協力し、成功させる。

⑤ 農基法強行可決の情勢にあるので、四月二十七日全国農民総決起大会を開催する。ただし、農民三団体が主催で開催しようとする動きがあるので話し合いを進め、中央労農会議との共催ができるようにする。

⑥ 総評第三次統一行動の四月二十五日には近県農民を動員し、労働者と共闘で大衆行動を実行する、従ってスローガンにも農基法反対を加えてもらうよう働きかける。

四月二七日の農民大会は、全農連、開拓連の意向をいれ、全日農との三団体共催による**農業基本法政府案強行採決反対全国農民大会**として東京で開催された。大会参加の各地方農民団体代表や活動家の都内デモ行進が行なわれたが、この日衆議院農林水産委員会は政府案を強行採決し、二九日にはついに本会議で社共両党議員欠席のまま自民民社議員により採決された。その後、革新政党や全日農はじめ各団体は政府のこの強行措置に反対を表明、また国会に上提された政治暴力等防止法案反対の大衆行動にたちあがった。しかし七月六日農業基本法は付帯決議付きで参議院を通過した。しかし、基本法の関連諸法案はすべて廃案となった。全日農は声明を発し、今後は基本法の実施に全力をあげてたたかい、「引き合う農民的価格の実現、農業経営安定のための資金獲得などの諸闘争をひろく組織する」と述べた。

第三節　土地改良闘争その他

土地改良をめぐる闘争　北海道南端の大野町・七飯町・上磯町・亀田村にまたがる用排水改良事業(総工事費三二億円)をめぐって、一九五九年初めから農民の反対運動が起こった。地元の農民は大野

潅排反対期成会をつくり、一九五九年一二月には一八一一名の署名をもって農林大臣に、①幹線の変更、②潰地の保証、③事業の国営の三項を請願したのであるが、事業告示になったので、再び一千余名の署名を集めて異議申請を行なった。この異議申請の主要論点は次のとおりである。

「第一にはこの事業の効果に対して異議を申立てていることである。すなわち幹線水路を計画路線の標高二五mから五〇m以上高いところに設置した場合受益地は計画通り三、六〇〇町歩になるが、この計画では約一、〇〇〇町歩受益しないところがでることと、幹線水路を標高五〇m―一〇〇m線につくった場合には将来数千町歩の開田可能地があるが、二五m線ではこれらの開発はまったくできなくなることの二点がそれである。つぎには、費用に対する要求である。すなわち前記山湊線がつくられる場合には事業費を負担する理由は理解されるが、これも実は全額国庫負担だと称して調印さしていたうえ、いま告示で明らかになったところによると前述の通り受益地はせばまり、将来の開発期待はもてず、しかも大沼からの導水事業は発電が自主的であるから農民が負担するのは理くつに合わぬ、とくに受益しない地区の農民が負担するのは反対であること、さらに導水費は受益しない地区まで含めての平等負担とし、そのあとの団体営の土地改良事業はそれぞれの地区ごとに負担するのは不合理であるからこの事業に反対である、というのが主な要求点である。」（河野守雄「土地改良事業と農民運動」、『農民運動資料』第一巻第四号、一九六〇年一一月号）

こうして大野町ほか三ヵ町の農民は農林大臣にむけ異議を申し立てたのであるが、三月二一日農林大臣はその申立てを却下した。この運動は初めの間は農民同盟が先頭に立ち、のち全日農が指導し、さらに函館労組が応援するなど強力な運動を展開しながら、この段階で要求を通すにいたらなかった。この事業は、米の増産による農民の利益の増進をうたいながら、実は北海道電力の利益のために実施されるのではないかとの疑念が農民にもたれていたのである。農林大臣の異議申請却下によって運動は農民側の敗北に終わったが、しかしそれは今後も尾をひいて継続するものとみられている（このの問題に関する資料として、前掲『資料』にのった河野氏の報告および『農民新聞』第二九六号、三〇一号等がある。また、群馬県鏑川と碓氷用水をめぐる運動については、同じ『資料』創刊号に河野氏の書いた報告「土地改良事業と農民運動」がのっている）。

農業災害補償制度をめぐる闘争　不合理な現行農業共済制度の改正をめぐる農民の運動は昨年にひきつづき各地で行なわれた。たとえば、一九六〇年一二月二八日山形県鶴岡市農業共済制度改正対策委員会は組合の解散を請求する総会招集を請求し、翌二九日には青森県平賀町共済組合の理事会が共済制度改正を決議した。この平賀町では農民が二年半にわたり組合解散請求を求めてたたかってきたのである。

一九六一年一月二六日、全日農の農業共済対策特別委員会は、農林省の解散不認可通達を撤回して現行制度のもとで解散を承認させるよう要求してたたかう方式を確認した。三月五日には山形県大山町共済組合で決議を行なったが、このころには全庄内農業共済対策委員会が制度改正を求める農民の運動を組織して活発に動いた。同月九日には余目町で共済組合解散要求貫徹大会が開かれ、現行制度の欠陥をつき、あくまで解散を要求すると決議し、鶴岡市でも同じ動きを示した。山形市農民組合協議会では「積立金をかえせ」、「県共済連は解散せよ」と共済連に申し入れた。

このようにして、四年前から新潟県聖籠村・秋田県雄物川町に起

こった「解散闘争」は、青森・岩手・山形・新潟・福島・茨城・長野・愛知・兵庫・山口・高知・福岡等全国で一〇〇組合以上に広がった。解散請求や決議という戦術以外に、署名運動や掛金不払等各種の形でこの運動は続けられている。農民要求の共通点は「天災は全額国庫で負担せよ」、「農民に負担のかかる保険制度なら任意加入とせよ」である。農林省は四月六日、農業災害補償制度改正要請案を発表し法律制度の準備をしたが、ついに実現しなかった（この運動については『農民新聞』、『アカハタ』等を参照した）。

第三章　農民団体の活動

第一節　全日本農民組合連合会

第三回全国大会　全日農第三回大会は一九六〇年八月三〇日から九月二日まで、東京国鉄労働会館で開かれた。この大会は、安保闘争を総括し、農民のエネルギーを「農業基本法粉砕」に集中する方針を決定をする大会といわれ、またきたるべき秋の総選挙に備える大会ともみられた。大会宣言は「零細農を切り捨てる農業基本政策は、新安保条約と貿易自由化によりアメリカに従属しながら自分の地位を強化しようとする日本独占資本のむごたらしい農民収奪政策である。この農民の日常的経済的要求のための大衆運動を強力かつ多面的にひろげることが今ほど重要なときはない。貿易自由化、農業基本政策を粉砕して、農民のための農業の発展を保証する道はこれ以外にない。そしてこの道は、また新安保条約破棄のための偉大な国民運動に農民がいっそう力強く参加してゆくことである……」と述べている。大会は農林インター、ソ連農業労働組合、中国農林工会等外国友誼団体のメッセージを受けた。

八月二日は台風のせいもあって地方代議員の参加者はわずか九九名、これに中央委員など五四名を加えて大会成立が宣せられ、運動方針その地二分科会に分かれて討論が続けられ、九月二日にその討論を集結し総括を行ない本年の運動方針と役員が決定された。

討論で特に問題になり、運動方針の部分的修正を行なった点を二、三摘記すれば次のとおり。

㈠　安保闘争の評価――各府県、特に重点地域に指定されたところでは農民デモが組織されたり各種の運動が起こった。しかしこれらが起こったのは主として農民組合や政党の組織が強いところに限られていたが、この点はもっと「深刻な検討」を行なう必要がある。安保闘争の成果としては、本部原案を修正して次のようになった。すなわち、「われわれ農民組合が政治要求を直接の目標にかかげ、組合独自の力でたたかったり、そうではないところでも各地域の共闘組織に参加し、そして従来にない多くの農民を動員し、いくたの弱点はもちながらも、大衆的に署名運動、農民デモ、中央動員等によって農村の安保改定阻止闘争をおしすすめたことは、今までにない大きな成果であった。農民組合が、労働組合、革新政党と固く共闘会議に団結し、長期にわたってねばり強くたたかい、アメリカ大統領の訪日中止、岸内閣の退陣をかちとったことは、このたたかいの大きな成果であるとともに、農民が労働者その他の人たちと固く団結すれば、政治的要求も通すことができるという大きな自信をえたことは、こんごの運動にとって重要な教訓である」。

㈡　平和と独立のための闘争――この問題については特に方針原案に次のように追加された。「……とくに新安保条約――日米軍事同盟のあらわれであるアメリカ軍、自衛隊の基地の撤去、被害にた

いする補償の要求を全面的に組織し、基地新設、拡張の阻止、撤去のたたかいを現地におけるたたかいと全国的な政治闘争と結合しておしすすめなければならない……」。軍事基地反対闘争を発展させる必要は討論において強調された。

㈢　労農提携について――この運動の意義については討論中に強調されたが、運動方針には次のように表現された。「政府の農業基本政策や貿易自由化は独占資本が最大限の利潤をあげるための、低賃金低農産物価格政策の強化、強行のあらわれであり、これは産業合理化首切り政策の農業版であり、これが新安保条約――日米軍事同盟と経済協力などとなって現われているのであるから、われわれはこれらの政策と最も力強くたたかっている労働者階級と協力してたたかわなければならない。」

㈣　共同化について――農民運動と共同化の問題についても討論され、農業の機械化と合理化によって生産性を高めることは必要であるが、その方法は農民的共同化を土台とすべきであって、中小農の切り捨てや一部上層農の企業的共同化には反対すべきである。「生産性の向上、増産が価格の暴落をもたらし、骨折り損のくたびれ儲けにならないように全国的な計画生産をおこないうる社会主義的農業建設の方向を指向しつつ広範な中小農を団結させ、このための基礎条件を一つ一つたたかいとる運動を進めて行く」(運動方針)。

㈤　組織対象について――農民層の分化分解のすすんでいるなかで、農民運動の組織対象の重心をどこに置くかは最大の問題の一つであるが、当然に討論はこれに集中した。討論の結論からいえば、独占資本に対決する農民運動の主体を特定の狭い階層またはグループに限定するのはまちがいである。運動主体は「勤労性の強い農民層」と幅広く規定され、それは「基本対策」と関連していえば、「基本対策」によって農業から追いだされようとする農民層に相当し、農家経済からみれば、「農業収入によって自家労働費をかつかつ稼ぎだすことができるかどうかの層以下の農民層」である、と規定された。さらに、第二種的な賃労働兼業農民をも、労働組合と提携しながら、組織の対象としてとらえる、また農民日雇労働者なども、要求により労組あるいは農組に組織せねばならない。

以上のほか、国民年金、肥料価格等について決定を行ない、また総選挙における全日農推薦候補者を決定した。大会で決定された新役員氏名と運動方針（一部）は次のとおりである。なお、専門部長や特別委員長は第一回中央常任委員会において決定されたものである。

会　　長　野溝　勝（再）
副 会 長　日野　吉夫（新）
書 記 長　亀田　得治（再）
財務委員長　栗田　久男（新）
統制委員長　中井徳次郎（新）
中央常任委員（三〇名）　栗林三郎、鈴木清、川俣清音（以上秋田）、上林与市郎、阿部昭吾、福島せい（以上山形）、八百板正（福島）、栗原俊夫、東海林稔（以上群馬）、武藤山治（栃木）、下山田虎之介、沼田政次（以上茨城）、実川清之（千葉）、下坂正英（東京）、高田富之（埼玉）、古屋貞雄、河合悦三（以上山梨）、平等文成（長野）、石田宥全、小林進、瀬水淳英（以上新潟）、久保田豊（静岡）、矢尾喜三郎、西村関一（以上滋賀）、梅原昭（大阪）、足鹿覚（鳥取）、田原春次（福岡）、今里勝雄（長崎）、中村迪、高野啓吾（以上中央）
会計監査（四名）　佐々木庸（福島）、塩田親雄（石川）、荻原貞一（富山）、椿精一（三重）
統制委員（一〇名）　金沢忠雄（山形）、木皿森二（宮城）、藤間

敬次郎（茨城）、山田長司（栃木）、高橋徳次郎（群馬）、臼田潔（長野）、木村忠悟（新潟）、斎木重一（福井）、與野忠安（滋賀）、田中積（大分）

顧問（五名）　杉山元治郎、黒田寿男、三宅正一、清沢俊英、永井健

専門部長　総務＝亀田得次（兼務）、組織＝栗原俊夫、指導＝川俣清音、機関紙＝高田富之、調査＝河合悦三、政治＝矢尾喜三郎、教育文化＝下坂正英、国際＝平等文成、法律＝古屋貞雄、青年＝阿部昭吾、婦人＝福島せい

特別委員長　財務＝栗田久男（財務委員＝野溝勝、亀田得治、日野吉夫、栗原俊夫、矢尾喜三郎、高田富之、八百板正、三宅正一）、農業農民基本問題研究会＝石田宥全、共済対策＝上林与市郎、ダム等対策＝東海林稔、米価対策＝栗林三郎、タバコ対策＝武藤山治、肥料対策＝今里勝雄、社会保障対策＝西村関一、労働対策＝高野啓吾

国会議員団　団長＝久保田豊、事務局長＝高田富之

機関紙誌編集委員　高田富之、河合悦三、八百板正、今里勝雄、下坂正英、沼田政次、栗田久男

選挙対策委員会　委員長＝野溝勝、事務局長＝亀田得治、委員＝日野吉夫、栗田久男、矢尾喜三郎、河合悦三、栗原俊夫、高田富之

法律顧問　古屋貞雄、猪俣浩三、黒田寿男、井伊誠一、亀田得治、坂本泰良、小島成一、増永忍、中村高一

農地被買収者問題調査会問題担当中央常任委員　梅原昭

一九六〇年運動方針（組織の対象）

一、商品生産はますます進み、また政府のこれを促進する政策の作用も加って、農民の階層分解が進行している。これは、すでに誰でもが認めている否定できない事実である。こういう状況のもとでは、ただ漠然とした農民という考えでは具体的に要求の内容を確定し、この要求実現のために農民を組織してゆくこと、あるいは闘いに混迷が生じる場合があらわれてきた。

二、われわれは、このような事態が運動の方向づけそのものにも深い支障をあたえることがあることを認め、農業、農民の客観的な状況に即応した闘いの進めかた、ならびに組織活動の方針を確立しなければならない。しかし、このことはわれわれの運動が依拠する農民を現在ただちに一定の階層に限るべきことを意味するものではけっしてない。なぜかならば、農民闘争の現況は、独占資本とその政府の農民に対する支配、収奪に反対して闘うということを根本の目標としており、そこから、この闘いに参加するものは支配、収奪によって苦しんでいる広範な農民であり、したがって、ここから課せられる運動の任務や運動のこのような状況を無視して、一定階層の農民の利益だけのために闘いの主目標を焦って主観的に限定することは、われわれの運動の力を自らしばりつけ運動を分裂させ、弱めることになるからである。

三、われわれは、このような致命的な誤りをおかすことなく、農民の客観的な状態、「基本対策」を基調とする農政の動向との闘い、および運動上の当面の諸任務などを基礎として、現在の状況のもとでわれわれが依拠し、運動の主体勢力とする農民を勤労性の強い農民層とハバ広く規定する。勤労性の強い農民とは、「基本対策」と関連していえば、「基本対策」が農業から追いだそうとする農民層にほぼ該当し、農家経済の構成と関連していえば、農業収入によって自家労働費をかつかつ稼ぎだすことができるかどうかの層以下の農民層である。

四、農業外からの賃労働収入が生活費の主要な収入源で、農業

からの収入が家計補充的な地位を占めている、いわゆる第二種兼業以下の農民は、農民というよりは、むしろ労働者としての性格がつよくなってきている。われわれは、当然、農民組合の組織対象としてこの賃労働農民層の組織化をすすめ、農村の民主化、農村における勤労住民の組織化、労農提携、さらには農民運動の前進のためにきわめて重要であるから、われわれは、労働組合と提携して、これらの賃労働農民の組織化に努力する必要がある。農業の日雇労働兼農民の組織化については、農業外の賃労働を主要な収入源とする農民の場合とは別な方針でのぞむのが適切である。なぜかならば、これらの農民は、日雇賃金についての要求の面で独自的に闘い、この要求に結集することもできるし、あるいは、農業についての要求の面では農民組合に結集して闘うこともできるのであるから、現在秋田で闘われているように雇農の賃金要求のために雇農独自の労働組合として組織化してもよいし、そうではなく、雇農の要求を農民組合として闘ってもよい。したがって、この点については固定的に考えないで、要求により、闘いが前進しやすい方法によって組織するようにすればよい。

組織の形態は、このように弾力性のあるものであってよいが、雇農の賃金のための闘いは重要視しなければならない。さいきん、農業日雇賃金を農業委員会や農協が指導して協定する方法が全国的にひろがりつつあるが、われわれはわが国の低賃金構造の底辺を形づくり、また低農産物価格形成の基礎となっている農業の安い日雇賃金を農業委員会や農協が農民におしつけ、事実上独占資本の労働者、農民に対する搾取、収奪の下請けの役割を果していることに着目して、このような安い日雇賃金をつくりだす仕組みに対しては精力的な闘いを組織しなければならない。この闘いによって、雇う農民と雇われる農民との間に現象的には対抗の関係が生じるが、この点については、雇農の日雇賃金も農産物価格にふくまれる自家労賃も「生産費および所得補償方式」においてわれわれが主張する労賃要求の立場で統一し、わが国の低賃金構造の重要な一つの基礎となっている農民の労働に対する安い評価を打ち破る闘いのなかで提携、協力するようにしなければならない。

五、農業収入によって年間やっていかれる農家、やっていかれない農家でも、そこの青年は今日の農業の状態、農民の生活に満足している者は一人もない。日本農業の繁栄と農民生活の向上は青年たちにとって切実な要求である。農民組合がこれらの青年にたいして、独占資本の姿を明らかにし、農民の諸要求にもとづいて農民組合に団結してたたかうことこそ、これらの青年の要求を解決する道であることを示し、大量に農民組合に参加させることと、そしてかれらを行動と学習のなかで高め、経験のある幹部と固い統一をはかっていくことが、今後の運動を進めていく上に決定的な条件である。

組織の形態

一、地方組織をその形態の性質にしたがって分けると、要求別組織と総合組織とがあるが、この二つの組織形態がそれぞれもつ特性や相互の関係などについては、すでにわれわれの闘いのなかで経験にもとづいて明らかにされていることであり、また第二回全国大会が重ねて明確な指針をあたえた。しかし、最近における、たとえば乳価やマユ価の外見上の有利性が大きな原因となって乳価、マユ価の要求を中心とする要求別組織の活動が停滞したことと関連して、要求別組織という組織形態に対して多少の疑問が生じ、要求別組織には恒常性がない、ということが指摘されている。しかし、この評価には誤りがある。

特定の商品化農畜産物の価格要求を中心とする要求別組織に結集した農民が、その関係する農畜産物の市場価格の変動につれて、あるときは要求を強め、あるときは消極的になるのはさけられないことである。だから、農民の自然発生性に追従するならば、このような要求別組織の活動は、市場の価格変動に支配されることになる。しかし、茨城県の甘藷価格闘争にみられるように、市場価格の動向を積極的にとらえ、価格形成機構と有効に闘うならば、多少価格が農民に有利な市場の情況のもとでも農民は闘いに結集するのであるから、要求別組織に恒常性がないとみるのは誤りであって、むしろ工作方法が十分でない点にあることを知る必要がある。

二、要求別組織を総合組織に発展させなければならない。この点については、その必要性が認められておりながら、いまのところ、まだ典型的な指針とするに足る経験に乏しいため、こんご、われわれは、たとえば、乳価の要求を中心にしてつくられた組織が、酪農に関する税金、乳牛についての家畜共済など、一定の営農形態に関連した一連の要求を総合的に取り上げて闘うようにし、このような活動をつうじて要求別組織の総合組織への発展をかちとらなければならない。

三、全日農は、市町村単位組合を基礎とし、府県段階――中央段階という連合体組織の形態をとっている。この組織形態は農地改革後とくにさいきんの農民闘争の新しい諸条件に応ずる組織形態として採用されたもので、こんご運動上の特別の変異が生じない限り、これを改めなければならない事情は存在しない。したがって、現在の連合体組織形態のもとでは、個々の農民は市町村の単位組合に加入することにより、市町村の単位組合は府県連合会に加入することによって全日農の組織体系の一環となることができ、そうなることによって、運動の全国性、系統性のなかに加入することができるのである。しかし、さいきん、たとえば、

(1) 農民組合には、はいりたいが、村には組合がなく、しかも、組合をつくろうとする同志がいまのところいないので、直接府県連合会もしくは全日農に加入して、全日農の組合員としての資格で活動したいという要求

(2) 町村の組合を結成したが、県には連絡すべき連合会がないか、あるいは連合会があってもその活動が不活発だから当分のあいだ全日農へ直接に単独加入したいという要求

(3) 町村単位の組合は点在しているのであるが、地理的条件で府県連合会に加入するよりは直接全日農に加入した方が連絡その他に便利であるから全日農へ直接に単独加入したいという要求

などがあらわれている。これらの要求は、いずれも差し迫った活動上の必要から生じる要求であるから、われわれは、組織形態や規約の規定などに形式的にこだわらないで、組織発展のための過渡的便法として、つぎによって右のさまざまの要求に応じる方法をとることにする。

(1) 府県連合会の個人加入を認める。ただし、この場合、府県連合会はその加入者を援助してその村における活動家をすみやかに獲得して単位組合結成の準備会をつくるなどして組織化を早くすること。

(2) 町村の単位組合の全日農への直接加入を認める。この場合、全日農は、府県連合会があるところでは、当該単位組合がその府県連合会に加入するようまず努力すべきであり、なおかつ、それでも活動上全日農への直接加入を当該単位組合が要望する場合には、全日農は府県連合会へ連絡の上暫定的に直接加入を認めることにする。

(3)　府県連合会がないことによる全日農への直接加入は認め、全日農は、その指導、連絡を緊密にして当該府県組織の確立のために努力する。

大会以後の活動　九月六日、全日農の野溝会長、亀田書記長と幹部は大会決定事項について政府に要請するため池田首相と面会した。要請事項は、貿易自由化、農業基本法、食管制、肥料価格、農地被買収者問題調査会、農地固定資産税および国民年金制などに及んだが、具体的な措置については首相は言明を保留した。翌七日、亀田書記長は総評臨時大会に出席し、農村居住労働者の農組加盟促進について大会決定の方針を説明し、労組の協力を要請した。

一〇月一五日第三回中央常任委員会は第三回大会以後の活動について書記長の報告をきき承認、のち議事にはいり、農業基本法粉砕の闘争を中心に重点闘争の推進と選挙対策等を協議決定した。また本年を「組合員倍加運動年間」ときめた。この決定のうち、重点闘争に関するものは次のとおりである。なお、中央委員会終了後、参加者は浅沼社会党委員長暗殺抗議大会に出席した。

総選挙の結果は、全日農推薦者一〇八名中八六名が当選した。政党別に当選者数をみると、社会八三、共産二、民社一であった。

重点闘争の推進ならびに組織の拡大について
（第三回中央常任委員会の決定）

①　共済・肥料・年金その他の署名運動をさらに強化し、とくに未組織農民の組織化に力をそぐ。

②　署名運動は末端の組合員の一人一人がおこなうようにし少なくとも一人で五名の署名をとることを目標にする。

③　署名の内容を理解してもらうため部落座談会などをひらいて大衆的な納得を固める。

④　十二月上旬に署名運動を中央に集約して農業基本法の粉砕その他のたたかいを展開する。

⑤　重点闘争のなかで組合費完納組合員の倍加を目標にして組合の拡大、強化をはかる。

⑥　労働組合との提携をいっそう強めて、農民組合づくりに労働者が活動するようにする。

⑦　組合の拡大、強化のため必要に応じて重点県をきめて指導援助をおこなう。

全日農重点闘争推進会議　全日農では一～三月の冬期活動の方針を決定するため一二月一九・二〇両日、一四府県の地方幹部を集め、会長以下中央幹部が参加して「重点闘争推進全国代表者会議」を開いた。そして、農業基本法粉砕闘争を中心に、総評の指導する春闘と並行して、労農共闘を全国的にたたかうことを決定した。この会議では、基本法闘争と同時に共済闘争その他も論議され、また地方における労農集会の開催をつみあげ、三月の全国集会に盛り上げる方針が決定された。これによれば、価格要求ほか八項目の要求を掲げてたたかい、労農集会により基本法に対する理解を深めながら、農民運動を推進していく、というのである。

代表者会議に参加した地方代表は基本法に関連する農業農民問題について周東農林・水田大蔵両大臣と面会し、種々の要請を行なった。

農業基本法をめぐる運動　一九六一年一月二七日、第四回中央常任委員会は次の事項を決定した。

(一)　国民年金闘争――当面は拒否闘争をつづけてゆく。

(二)　農業共済闘争――解散をふくむ従来の方針でたたかう。

(三)　肥料闘争――肥料審議会に代表五〇名を動員し、肥料価格三割減の要求を出す。

(四)　失業と貧乏をなくする国民大行進に参加する。

(五) 社会党提唱の平和経済計画会議に加入する。
(六) 社会党提唱の国民年金をよくする協議に参加する。
(七) 基本法粉砕闘争――地方動員と全国集会への動員を計画する。

全日農は総評と協力し、「農業基本法を国会で承認しないことを要求する請願書」を作成、下部組織に発送し請願運動の準備を始めた。

二月二三日には全日農・総評・全農林共催の「農村婦人問題研究集会」が東京中央大学会館で約五〇名の参加をえて開かれた。同日および翌二四日には、「全国労農活動家集会」と「中央労農会議」結成大会が東京に開かれ、基本法粉砕闘争の体制整備に一歩前進したが、全日農は主催者団体の一つとしてこれらの集会を組織した(第二章第二節農業基本法をめぐる闘争の項参照)。

三月初旬の社会党大会を境に、全日農の農業基本法をめぐる闘争は、これまでの基本法粉砕を中心スローガンとしたものから、「基本法政府案粉砕、社会党案支持」へと、その基調を転換したが(これは機関紙『農民新聞』第三一二号、一九六一年三月一〇日刊前後の紙面や、特に「主張」欄を見ればわかる)、この月の半ばから基本法の国会審議が始まった。

全日農第六回中央常任委員会は三月二二日、第四回大会までの下期闘争計画を決定した。内容はだいたい次のとおりである。

(一) 基本方向――政府自民党の農業基本政策に対し農民の日常要求を総合して対決させ、労農提携して末端において基本法粉砕闘争を強化し、組織を発展させる。

(二) 具体的活動

①重点闘争(米麦価、共済、土地、国民年金、賃金等)の総合的推進のため各特別委員会は直ちに準備活動にはいる。②学習活動の充実。③全国農民総決起大会の開催。④各府県労農集会諸代表者会議の開催。⑤米価闘争では農民と他の国民階層との結合を強める行動を重視する。⑥当面は、自民党の基本法遊説活動に対する労農集団陳情等。

第六回中常委は、また公共用地取得制度調査会の建設大臣に対する答申を検討し、「公共」の名において農民の土地所有権が不当に侵害されるおそれがあるとして、政府に対し「答申を取り上げない」よう要請書を出した。また二三日には高田・栗林両常任ら幹部が農林省当局者に面会し、秋野菜の価格暴落に対し農家への融資その他の措置をとられたいと申し入れた。

全日農青年部大会　四月七・八両日、青年部第三回全国大会が東京小石川荘で約五〇名の代議員を集めて開かれた。大会の中心議題は自民党政府の農業基本政策粉砕のための農民の具体的な日常闘争の推進、その運動のなかで農村青年の組織(青年団や農協青年部)に呼びかけ農民運動を起こしていくこと、平和と独立のための闘争等であった。大会選出の新役員は、部長関口謹作(群馬)、副部長阿部末雄(山形)、小笠原宏(高知)、書記長村田大(本部)ほか全国委員一五名(氏名省略)であった。

その後の活動　四月一七日には全日農第七回中央常任委員会が開かれ、きたるべき参議院選挙対策について協議し、翌一八日の中央労農会議第一回運営委員会における基本法反対運動方針の決定に幹部が参加した。二七日には全日農・全農連・全開連三者共催の農業基本法政府案強行採決反対全国農民大会が東京で開かれたが、衆議院農林水産委員会では自民党によって基本法案が強行採決された。

四月六日の「米作一〇県農民組合共闘会議」における方針決定以来、全日農は基本法反対運動の重点闘争として米価闘争を進めてきたが、五月にはいると、これとならび政治暴力行為防止法案反対の

運動をも行なった。全日農は五月一七日結成された中央農業会議米価対策委員会に正式に参加し、他の農業農民団体と歩調をそろえて米価問題ととりくむ態勢をとった。六月六日全日農青年部第二回全国委員会は関口部長以下出席し、基本法政府案粉砕闘争の具体的事項を決定した。この日、政府案は国会を通過し成立した。

全日農地方組織の動き　全日農の府県連組織は、高知県連、佐賀県連の結成や栃木県連再建などにみられるように、農業基本法をめぐる運動のなかで各地にそれぞれの動きを示した。以下、一九六〇年下半期から一九六一年上半期の約一ヵ年における地方組織の動向を概観しておこう。

高知　一九六〇年九月一六日、高知市に八〇〇名の農民が集まり全日農高知県連を結成した。二三単位組合、二千人の農民を傘下に入れた組織である（県連島内書記長の報告による。同氏「高知の農民運動と教育労働者」全日農発行『農民運動資料』第一巻第三号、一九六〇年一〇月および総評組織部発行『労農提携情報』第六号、一九六〇年一一月五日参照。以下の記述も主としてこれらによる）。このような組織ができたおもな原因は次のようである。㈠教員組合が労農提携の重要性を自覚し、精力的に農民組織づくりに活動したこと。㈡農家の経済と生活は決して楽ではなく、農民運動の素地は成熟しつつあること。以上のような条件のもとで、七月一日一四〇人の教員と農村活動家が集会をもち、各郡市の責任者をきめ、その後茨城農民同盟の渡辺常任をオルグに迎え、組織工作にはいった。八月二四日県下各労働団体、民主団体、共産党の活動家で労農懇談会を開き、県総評内に農村対策部を設けること、県労農会議を結成すること、を決めた。そして拠点地区で教員中心に農民懇談会を開き、各地で組合結成準備会がつくられた。こうして九月一六日に全日農県連の結成にまでこぎつけたのである。

なお前記の報告によると、「県連の結成そうそう、全県統一闘争として、国民年金と農業共済闘争をはじめている。また、知事交渉、食糧事務所長との交渉で、五合の余ますの撤廃や、俵装の簡易化などの具体的成果を、はやくもかちとった」という。なお県連下部組織である中村市農民組合（一九六〇年四月結成）と須崎市農民組合の共済闘争および生姜共同販売運動については、前記『農民運動資料』第二巻第六号、一九六一年二月刊に報告されている。後者の生姜共販については、第二部第二編第二章第一節農産物価格闘争の項を見よ。

静岡　日農静岡県連解体後、県内には組織らしい組織はなく、ただ袋井市、静岡市、蒲原町等で農地・小作料・工場鉱害問題等につき若干の農民組合が活動し、ほかに東富士演習場返還運動が現地農民により根強く続けられている程度である。一九五九年に杉谷総評労農オルグが任命され、一九六〇年九月には静岡市農民組合を中心に「県農民会議準備会」がつくられた。これは現在の分散している組織や活動家を統一戦線にまとめ特に青年に働きかけ、労農提携を推進していくことになった（全日農『農民運動資料』第一巻第三号一九六〇年一〇月刊による）。

大阪　一九六一年二月一八日、全日農大阪府連第三回大会開催、都市計画や工場用地などによる農地潰廃と補償問題などを中心に対策を協議、本年度の運動方針を決定した。現在問題になっているのは次のとおりである。㈠「千里山ニュータウン」計画による府の土地買収に対し、吹田市と豊中市の関係農民約一五〇名は一九六〇年一二月「ニュータウン農地取上げ反対同盟」を結成して反対。㈡こえて一九六一年一月二九日には豊中市で箕面市ゴミ焼却場問題をめぐり約三〇〇名の農民を集めて北摂農民要求貫徹大会が開かれた。㈢堺市五箇荘地区の農民は一九六〇年二月ごろ大阪大学より借

地している農地の明渡しを要求されたがこれを拒否、五箇荘耕作者組合（全日農加入）をつくり反対運動を続けている。㈣その他、高圧線下補償問題（八尾市）では坪一五円の補償をかちとるなど成果をあげ、また新大阪駅周辺区画整理問題などでも組織的運動を行なった。なお、第二回大会後第三回大会までに府連組合員数は約八〇〇名増加した（以上大阪については、前掲『農民運動資料』第二巻第六号、一九六一年二月刊によった）。

富山　全日農富山県連本部は一九六一年一月二一日の第三回定期大会に提出する運動方針案を作成したが、それによると過去一ヵ年の運動は次のようである。主要闘争は米価・共済・土地取上げ反対・自衛隊誘致反対等である。共済関係では高瀬、不動、八尾、上市等の市町村で解散署名・総代選挙拒否等の形で行なわれ、なかでも八尾町杉原地区では「共済制度刷新期成同盟会」を結成してたたかった。

現在、八支部と五準備会だけで、組織的にはきわめて弱い（『農民運動資料』第二巻第一号、一九六一年一月刊による）。

秋田　全日農秋田県連は一九六一年初めより農業基本法粉砕の闘争にとりくみ、二月二二日には秋田市で全県労農総決起大会を開き、代表三〇名は東京の労農大会に参加した。しかしこれらの闘争は「まだ一般的な宣伝の域を出でず、ごく一部を除いては各市町村の農業委員会・役場等に対する具体的な要求として行動化するまでにはいたっていない」（同県連「一九六一年運動方針」）。また労農会議は各地区につくられているが形式的な組織になっている。労農同盟の思想は芽ばえたばかりである。

組合の組織は県連結成当時の一九五七年前後から拡大し、一時は六〇組合、五五八一名の組合員をもったが、その後減少し、最近は組合数三九、組合員数三一一三名である。この一年に組織の拡大したものは湯沢市山田農組（一〇〇名から三〇〇名に）、雄物川・沼館農組（七〇名から三五〇名に）。縮小しているものは雄勝郡小野、仙北郡仙北村、南秋田郡一日町（全町組織から活動家の集団に）（一九六一年四月一九日開催の第五回県連大会で決定された「運動方針」より。『農民運動資料』第二巻第五号、一九六一年五月刊による）。

福岡　一九六〇年九月二三日全日農県連は、稲富前会長の脱退問題を討議し、また県連機関の休眠状態を正常にもどすため、本部より亀田書記長も出席、支部代表者会議を開いて協議の結果、稲富前会長は当県連とは無関係であることを確認、「稲富氏が全国農民同盟に走ったことは農民戦線の分裂と農民の力を弱める行為であり組織を無視した農民に対する裏切り行為である」との声明を発表した。その後、一〇月七・八両日、右の代表者会議の決定にもとづき福岡市に農民運動研究会が開かれ、農村活動家を中心に基本法や運動等について討論が行なわれた。一〇月一〇日には新しく京筑支部が結成された。

一九六一年四月六日、稲富派を除く県内三派の農民団体が福岡市で合同統一大会を開いた。大会には約六〇〇名の農民や活動家が出席、重点闘争項目を決定した。役員は委員長紫村一重、副委員長境光雄、黒田義勝、書記長小川洵の諸氏。

全日農は前原町で税金・失業対策・社会保障の問題で闘争を行なった。一九六一年一月、全日農は全日自労と福生協の代表と会合を開き前記諸問題を討議し、その結果、前原町農民組合が結成された。二月一三日には六〇余名の農民が二四日には一五〇名の農民が役場におしかけ、税の滞納処分反対、失対事業を寄こせ、社会保障を寄こせ、と要求した。この運動には県総評はじめ「失業と貧乏に反対する共闘会議」参加の各団体が応援し、その結果、多くの要求

を実現した。この運動を通じて郡内の志摩村、二丈村はじめ農民組合に参加する農民がふえ、三月三一日には一一支部を集めて糸島郡支部協議会が結成された（前原町については『農民運動資料』第二巻第四号、一九六一年四月一五日刊によった。その他は『農民新聞』各号より）。

佐賀　一九六一年二月二八日、佐賀市に約一〇〇名の農民・活動家が集合し全日農県連結成大会を開いた。運動方針を討議して、米価・共済制度・経営共同化・労農提携等について具体策をきめ、会議は佐賀農政連（会長の古賀氏は昨秋衆議院当選）管下の農民にも働きかけ組織を伸ばしていくこと等を決定した。役員は会長伊東光次、副会長山口忠次、草場子託郎、書記長米満政之助の諸氏である（『農民新聞』第三一四号、一九六一年三月二五日刊による）。

栃木　一九六一年三月二一日、全日農栃木県連再建大会が宇都宮市で約二〇〇名の農民の参加により開かれ、中央から野溝会長が出席した。運動方針、規約等を協議決定したが、役員は会長山田長司、副会長金子義広、書記長浜野清の諸氏。

香川　同じ三月二一日高松市で全日農香川県連結成大会が開かれた。県下の農村活動家や社会党員の準備活動の成果である（栃木と香川については『農民新聞』第三一号、一九六一年三月二五日刊による）。

第二節　全国農民連盟

第一六回代議員総会　全国組織代議員約一〇〇名が参加して一九六一年二月一四日東京において代議員総会が開催された。新年度の運動方針のほか、農業基本法や麦対策に関する決議五項目を決めた。まず、中村書記長の開会の辞、小林委員長のあいさつののち、自民・社会・民社各党代表のあいさつがあり、活動報告・決算報告を承認、また新運動方針（概要後掲）を協議決定した。この方針案の説明で中村書記長は特に、本年度の組織拡大の眼目は農民の所得拡大にあること、営農を農民運動のなかにもちこみ農協のなかにはいってたたかうべきこと、部落のなかに闘争を起こし、カンパニア組織も恒常的組織のなかに入れ農民総連合とする、などを強調し、最後に連盟財政の確立の必要を訴えた。これに対し質疑応答の末原案どおり決定をみた。なお、決定をみた決議案と役員および運動方針（概要）は次のとおり。

決議案　①農業基本法案に関する決議（愛知）　②農業災害補償制度確立に関する決議（群馬）　③麦対策に関する決議（茨城）④葉たばこ対策に関する決議（岩手）　⑤課税対策に関する決議（北海道）　⑥畜産対策に関する決議（宮城）

中央委員長　小林慧文（三重）
副委員長　須藤秀吉（北海道）、合屋重義（福岡新）
書記長　中村吉次郎（全農連）
副書記長　日下部庸三（愛知）、木村亮（栃木）
監査委員　石倉影美（群馬）、園部金吾（茨城）、本山悌吉（全中新）
中央常任委員　芳賀貢（北海道）、大須賀一郎（宮城）、浅見一郎（群馬）、阿久津元（栃木）、柴本嘉明（長野）、中村寅太（福岡）、千石虎二（全販連）、平尾卯二郎（全国農業会議所）

一九六一年度運動方針

第二「運動の基本的態度と当面の活動目標」中、「運動の基本的態度」から

1、日常闘争

農民の生活と営農の中で、日常的に生起しつつある問題を、たとえどんな小さな問題であっても、これを力強くとりあげ、適時適確に処理していくことは、謙虚にして細心な農民運動者の基本的態度であり、農民の自然発生的な日常問題から出発した闘いは、少くとも今日の段階では、運動の前提条件である農民の団結をもっともつくりやすい。

したがって、われわれは自然発生的なしかも潜在的な農民の要求をとりあげることに努力し、その闘いを高く評価してきた。このことによって、新しい農民の意識を高め、その闘争エネルギーに点火し、組織の陣営に迎えて、農民戦線を拡大し得ることを学んだ。

2、農民生活の矛盾

戦前にくらべて、たしかに農民生活は向上した。しかし、その中にはいく多の矛盾と不合理があり、とくに他産業従事者との格差はいちじるしくなっている。その矛盾と不合理の原因について、調査してみなければならない。

その多くは経済問題であること、しかも耕地がせまく、生産物の価格が安く、税金や諸負担が多すぎること、経営と労働力関係等の矛盾を農家個々についてつまみ出し、その不合理を農民自らの生活の中に発見することによって、農民の意識は急速に高まり農家と一緒にその解決策について研究することが大切である。農民が一回や二回のアジ演説や、講演で自覚し、たち上るなどと考えたら大まちがいであることをわれわれは知っている筈である。

3、営農と生活の矛盾

わが国の農業は経営規模が零細であり、その改善発達の障害となっていることはいうまでもない。また生産性が低いことも一通り理解していながらこれに対する農民自身の対策は不充分であり、構造政策や農業法人化を通じ、また共同化や近代化を通じて、これら日本農業の欠陥を克服しようとしているが、その根本である農地政策や金融政策も不徹底である。また今年制度化されるであろう農業法人化、共同化の問題にも意欲的に取り組み、農協との連携の下に経済力を強化し、農業の近代化を図らねばならない。

政府の生産対策は計画性がなく多くの農産物は一時的な市場出廻りの過剰現象のために買いたたかれ農民は苦しめられている。これらの営農や生産対策について農協は積極的な役割を果すべきである。どうすれば農協がそういう体制になり得るかを討究し実践しなければならない。

4、所得格差の解消

農民の生活は戦前よりは向上した。しかし最近は農民と他産業従事者との所得の格差が大きくなって、農民および農村生活者と他産業従事者および都市生活者との文化程度の格差が大きく開いてきたところに、農民の強い不満がある。

農民の生活問題も、営農の問題も現実的にはどうすればこの所得の増加を達成出来るかについてあらゆる対策を研究し所得の職域的格差、地域的格差をなくするために闘わねばならない。

5、反独占闘争

われわれの反独占闘争は、農民の日常闘争から発展した経済闘争を中心にたたかってきた。それは価格をめぐって分配における農民の利益を守ることであった。したがってこの反独占闘争はあくまで農協と共に闘う方針を組んできたが、この闘いは農協がその本来の機能を充分に発揮し、分配闘争における反独占の体制となることを要求し、また政治闘争に発展してゆくことは必然である。

6、農協運動の強化

前述のように農民の多くの現実的な経済闘争や生産闘争は、農民の経済組織としての農協の強化を必要とする。農協は農民のたたかいの拠点として、農民の生活と営農の問題解決に積極的な役割を果すべきであり、それは農民大衆の協同の力によってなされることの活動によって農協は純化され、真の「体質改善」は達成されてゆく。

全農連は農協と共にある農民組織としての性格と特質を生かし新しい農民の組織の闘争を通じて農協が正しく強化発展してゆくということ、および農協運動における農民組織の位置づけを実践によって確立しなければならない。

7、農民政治力の結集

多くの農民闘争は政治闘争として発展してゆく要素をもっている。ことに今日の農民の諸闘争において、農民の政治力の結集は絶対に必要となっている。すなわち今日の農政活動の主な目標である農民負担の軽減や、農林予算の獲得、農民と他産業との所得格差の解消、農業と他産業との成長の均衡化等はすべて政治的解決を必要とするからである。

われわれの農民政治力の結集は政党的中立の立場をとり、農民の日常的要求を組織的に闘うことによって達成されるものであるが、それはしかし一朝一夕にして成るものではなく、また線香花火式のものであってはならない。実に長い年月の農民闘争の積みかさねを通じて、出来上る農民組織の拡大強化によって達成される。近来農協を背景として結成されつつあった各地の新しい組織の農民政治団体はついに全農連の斡旋によってその全国組織を結成し全農連と共同的行動のもとに諸活動を進めている。われわれは決してあせることなくやがて統一的な方向へと前進し、農協とともに強大な農民政治力結集体を形成してゆかねばならない。

8、共同闘争

農業、農民の広汎な団体との共同闘争を組むことは、農民戦線を拡大し、農民政治力を強化統一する見地から必要なことである。全農連は単に友誼団体の農民組織だけでなく、とくに系統農協とその外郭団体である農協青年組織や農協婦人組織との共同闘争を組んでゆかねばならないがこの場合組織の自主性を尊重し合い相互にその役割なり任務を明らかにしながら運動展開について密接な連絡提携の途を切り開いていかなくてはならない。

9、労働者市民との提携

農民組織が、労働者、市民の組織と共同の目標をかかげて闘うことは、大衆行動として世論の支持を得て運動を社会的に拡大発展させるために極めて大切である。われわれは戦後において肥料確保、食糧管理制度擁護、牛乳消費拡大、葉たばこ価格闘争等によって、すでにこのことを学んだ。

今日普通にいわれている「労農同盟」は革新政党を支持する労農団体だけの提携が考えられているが、真の「労農同盟」の足がかりは革新保守等の固定した政治的見解を乗り越えて、共通の目標にむかって大衆的行動を起すことからはじまるものである。

その後、全農連は畜産物価格安定・飼料値下要求全国農民大会（三月一六日）、関東都県麦対策農民総決起大会（四月一四日）等の開催と要求実現の陳情運動に参加した。四月二二日には第九四回中央委員会を開き、農業基本法案と麦対策案につき決議し、基本法については政府案の部分的修正を要求する態度をとり、政府与党の強行採決に反対し、二七日の「農業基本法案強行採決反対全国農民大会」には共催団体の一つとして参加した。

米価闘争では、六月九日全農連と農政連は共同して中央委員会を

開き、具体的運動方針を決定し、中央農業会議米価対策の線で運動を行なった（本編第二章第一節米価闘争の項参照）。

また六月一七日全農連と群馬農民連盟の代表は木暮運輸大臣に面会し、国鉄関係の高圧線下用地補償および電柱敷地補償料適正化について要請した。

全国農政連盟の結成　農協を中心に農民政治力の結集をはかろうという目標で各府県に組織されていた一七農政団体の代表者は、一九六〇年六月九日東京で全国農政団体連絡協議会を開き、近い将来、全国農政連盟を結成することを申し合わせ、設立準備会（委員長は宮城県農政連合長鈴木孝一郎）を設置した。九月一一日同設立準備会が開かれ、総選挙を前にして早急に全国組織結成にふみきるべきであるとの結論が下され、その組織の性格、事業等について検討が行なわれた。

一〇月四日東京において、約四〇〇名の代表を集めて全国農政連盟設立総会が開かれた。総会では運動方針、規約、事業計画等が審議決定され、会長には準備委員長の鈴木孝一郎が選ばれた。この団体は「農民および農協の政治、経済上の要求を組織化し、その目的を実現するための諸活動を行うが、活動の基本的な態度として、常に組織された農民及農協に対して日常活動を通じて統一を完成してゆくことが最も重要である。このため本連盟の性格を左の通り確証する」として、次の四項をあげている。

① 政党支持の自由の原則と共に政党の支配を排除する。
② 農業政策、農村社会政策等農民及農協に関する政策確立の活動を行う。
③ 農協運動と不離不即の立場で連絡協調して農政活動を行う。
④ 農民を中核とし農民政治力結集の統一を完成し民主政治の実現を期する。

右の大会決定にみられるとおり、この全国農政連盟は全国農民連盟とほぼその性格を同じくし、「農協と不離不即」の関係で、「政党支配を排除」しながら「農民政治力を結集」しようというもので、事実また役員をみてもわかるように、全農連と密接な一体関係をもっている。すなわち、事務局長は中村全農連書記長であり、幹事のある者は中央地方の農協職員が就任することになっている。いわば全農連の政治的別働隊とみられている。秋の総選挙を前に本連盟が結成されたことは、特にその性格をめいりょうに示しているようである。

大会で決定された役員は――

会長鈴木孝一郎（宮城）、副会長中上要（兵庫）、外岡左近（茨城）、佐藤忠士（福岡）、事務局長中村吉次郎（中央）、特別顧問古賀了（佐賀県農政連会長）、菅野一（宮城県農政連会長）。

なお、連盟は衆議院第一次公認候補として、古賀了、菅野一の両顧問を決定した。

一九六一年一月一九日第三回中央委員会は、麦対策、畜産対策、農業課税等について決定、特に麦作危機突破運動は全農連と一体となり、全国的に農政運動を展開することをきめた。

全国農政連の第二回通常総会は四月二一日東京で開かれ、運動方針、事業計画を決定した。新役員は次のとおりである。会長鈴木孝一郎、副会長外岡左近、中上要、佐藤忠士、事務局長中村吉次郎（全農連および全農政連の活動、運動方針等については主として『農政経済新聞』によった）。

第三節　全国農民同盟

一九六〇年三月、民主社会党系の一部指導者は全日農内に新農村

同志会という一分派をつくったが、これは事実上、全日農からの分裂を意味するものであった。八月一五日、同志会は独自の農民団体である全国農民同盟を結成した。会長稲富稜人、書記長神田大作以下役員はほとんど全部民社党幹部および活動家であり、またその目ざす運動も、共産党的あるいは社会党的指導を排除した「民主社会主義」に立脚したものである。「従来行われてきた運動は、対政府・独占資本にのみその焦点をおき、農民の内側、つまり農業経営の改善、生産性の向上等、農業生産の場における農民の悩みや、生活における苦しみを解決する運動には、さしたる努力がなされなかった。こうしたことが、従来の階級的農民組合とは違う新しい組織によって、新しい運動を創造し、推進しようとする最大のゆえんである」（結成大会で決定された「一九六〇年運動方針」）。この一句でもわかるように、従来の「階級主義、闘争主義による運動のあり方」に強く反対し、「このような欠陥を克服し、われわれは今後、生産の場に根ざした運動をつうじて、農業所得の総合的な向上をはかり、農村と農業の近代化を、推し進めて行かなければならない。つまり、経営の共同化と近代化、農産物と生産資材の流通の合理化、公正な土地利用、社会保障の拡充等、生産、販売、購買の日常生活の改善を積み重ねていかなければならない」（「運動方針」）というのである。

「運動方針」に示されている同盟の「主なる要求は――、㈠農産物価格安定と生産資材（米の統制撤廃反対、生産費・所得補償の米価、貿易自由化反対等）、㈡経営改善と生産向上（指導普及機関の設置、機械化による生産の共同化と法人化の促進等）、㈢生活と権利（農協法人課税廃止、固定資産の評価改正、社会保障、災害補償等）、㈣農村の民主化と近代化、㈤平和と民主主義を守る（平和憲法を守る、軍事基地を廃し耕地を農民へ等）。」

なお、綱領と役員氏名は次のとおり。

綱　領

一、民主社会主義の理念に立ち、新農民運動の創造を期す。

一、農村の民主化を通じて、耕作農民の利益を守り、新農村の建設を期す。

一、技術向上、営農改善で、日本農業の発展を期す。

新役員氏名（一九六〇年八月一五日）

会長　稲富稜人（福岡）

副会長　加藤鐐造（岐阜）・中崎敏（島根）

書記長　神田大作（栃木）、副書記長　小沢貞孝（長野）、財務委員長　門司亮（神奈川）、会計監査　山本和平（茨城）・山中巳年雄（神奈川）・甲斐直（宮崎）

中央常任委員　東隆（北海道）・外崎千代吉（青森）・中居英太郎（岩手）・鈴木一（秋田）・小松信太郎（福島）・田中利勝（福島）・大貫大八（栃木）・天田勝正（埼玉）・吉川兼光（千葉）・北条秀一（東京）・望月喜久男（山梨）・中世古清継（静岡）・塚本三郎（愛知）・堤ツルヨ（滋賀）・田中幾三郎（三重）・玉置一徳（京都）・井上良二（大阪）・吉田賢一（兵庫）・伊瀬幸太郎（奈良）・山崎豊定（島根）・佐竹新市（広島）・重国良雄（山口）・国方好市（香川）・中村時雄（愛媛）・佐竹晴記（高知）・岩永大作（長崎）・木下哲（大分）・小牧次生（鹿児島）

顧問　平野力三・片山哲・鈴木義男・棚橋小虎・吉田正

一九六一年二月の拡大中央委員会では「組織確立」の方針を決定し、全国ブロックの組織担当責任者をきめ、組織を強化する活動を始めた。これは、①組織の点検と整備、②組織責任者・連絡者の配置、③オルグ・活動家の養成、④政策活動の充実、専門活動の強化、⑤財政の確立、を重点目標としており、中央地方の組織の拡大

強化をはかろうとするものである。

六月一二日の中央常任委員会では、米価対策（統一要求米価一万一九一四円、食管制堅持）および夏期中央講習会計画等を決定した。

第四節　常東農民組織総協議会

甘藷価格運動の新形態　常東総協は過去七ヵ年の豊富な運動経験のうえにたって、一九五九年度も甘藷価格闘争を展開した。運動の主体は茨城県東部三郡甘藷販売組合総連合会（会長海老沢昇）で、今年度は特に戦線を広げ、右の総連のほかに町役場経済課と農業委員会を含めた「幅広い共同の運動」として進められた点に特徴がある。このような運動形態の変化の背後には種々なる事情があったのであるが、主体的な側面として、農民が「甘藷価格は総連と工場で話し合ってきめるものだ」と思いこむ傾向が生まれ、ここから運動を総連に任せてしまうという他力本願的安心感が生じてきたことである。他方、農業生産に商品作物が導入され甘藷作は後退を余儀なくされ、主産地は鹿島郡と行方郡北部に限られるようになったことが運動地盤の変化を呼びおこした。甘藷を原料として買い入れる澱粉工場は、澱粉値下がりと農民の激しい値上げ運動の間に挟撃されて操業困難をきたすものが多く、一九五九年約六〇工場、一九六〇年三〇工場は操業を停止した。工場側は一九五九年に茨城県澱粉生産者連盟をつくり、対策を講じつつあった。常東農総協は、このような情勢の変化に応じて昨一九五九年八月新しい方針を決定、甘藷販売総連と澱粉生産者連盟で結成する協議会で話合いにより価格をきめ、連盟側と総連は協力して政府や水飴会社と交渉し、澱粉の政府買上げわくの拡大、価格引上げを求めることになったのである（くわしくは本年鑑第33集二三六ページ以下参照）。一九六〇年の運動方針も右の一九五九年新方針のうえにたってこれを完全に遂行するという立場をとり、甘藷価格は総連および町村農民の代表と澱粉工場（連盟）の参加する価格協議会できめることにした。政府に対する交渉その他は前年と同様の方針で進めることになった。

ただ、今年は特に役場経済課当局と農業委員会を運動に協力させることになり、また、甘藷販売総連管下の農民を含めて広く全甘藷生産農民の運動にすることになった。また、隣県の千葉県の澱粉工場に対しても、協議価格を申し入れ、情況によっては千葉の工場と団体交渉することも予定した。その他、明利工場（酒造工場）と農協（経済連）等に対する態度を決定し、いよいよ八月より運動の準備にはいった。八月二四日には鉾田町農業委員会、町役場経済課、甘藷販売組合鉾田総連の三者は鉾田町甘藷価格対策協議会を結成し茨城県甘藷価格協議会に参加を決定、具体化の第一歩をふみだした。九月一〇日には三郡総連の総会が開かれ、同月二〇日ごろには県内鹿島郡中北部町村の全農業委員会が価格運動に協力することを正式に決定するにいたった。

九月二五日には早期操業工場と話合いで三一〇円の協定価格を決定した。このようにして、鹿島郡中北部、行方郡北部の主産地各町村に甘藷価格対策協議会がつくられ、そこではまた農業委員会の協力体制が組みあげられた。以後はこれを中軸として、他の産地に運動体制を広げることに努力がむけられた。一〇月五日の第一回価格協議会で、二九〇円協定価格が決定されたが、中旬より澱粉価格崩落によって第二回、第三回協議会は価格決定にいたらず、この間酒造会社の買いたたきがあり、運動は困難に直面した。しかし、第四回協議会より第八回協議会まで二二〇円の協定価格を決定、資本攻勢による買いたたきから農民の利益を守ることができた。なお、常東本部は甘藷価格闘争を総括して次のように述べている。

一九六〇年甘藷価格運動の総括（常東本部）

㈠　安定・適正価格の実現に成功

ことしの運動方針は、農民が澱粉生産者連盟と価格の協議をおこない、適正価格の実現をはかることであった。

その結果、本年度の県下の工業用甘藷価格はつぎのとおりになった。

	九月中旬	九月下旬	一〇月上旬	一〇月中旬	一〇月下旬	一一月上旬	一一月下旬
鹿島・行方	三〇〇	三〇〇	三〇〇～二九〇	二六〇～二三〇	二三〇	二三〇	二三〇
東茨城・水戸			二七〇～二六〇	二四〇～二〇〇	二〇〇～一八〇	二〇〇～一八〇	二〇〇～一八〇
河北			二六〇～二四〇	二三〇～二〇〇	一八〇	一八〇	一八〇

一目了然、運動のやっているところとやっていないところに地域差がある。河北、東茨城地方は鹿島、行方地方とくらべて一俵当り平均四〇円もの安値である。この地方は酒造原料向けだけに、本来なら澱粉向けより高値がだせる。しかるに事態はまったく逆であった。

さらに、十月中旬、甘藷値下りの危機があった。澱粉工場は操業をあしぶみし、かなり深刻な様相をしめした。当時、読売、産経新聞も先行を一〇〇円台価格の予想をかいた。事実、河北、東茨城地方には一〇〇円台の価格があらわれた。

しかし、前記のごとく、鹿島、行方地方では総連を主体とした農民の体制強化によって澱粉生産者連盟との協議会は、底値を二二〇円でくいとめ、価格の動きに安定をもたらした。

㈡　役場・農業委員会の運動への協力

安定・適正価格の実現の底には、農民の協定価格での行動の統一とその価格決定への集中とがあった。この場合、行動の統一をはかった骨ぐみは総連であり、さらに役場、農業委員会、区長、常会長などである。とくに役場、農業委員会の全面的協力が大きな特徴としてあげられる。鉾田をはじめ旭、大洋、大野、北浦の主要生産地町村が全面的に協力した。運動のなかで役場、農業委員会は協定価格の通知、ニュースの回覧、資料の配布などにあたり、未組織農民の行動の統一に力を致した。

また、鉾田町の十五万円をはじめ、各町村は運動への予算を計上し、財政負担をはかった。

㈢　経済連も協議会価格を基準に販売

運動は経済連の手数料主義の販売活動をやめさせ協議会価格を基準にさせた。

十月上旬の経済連扱いの甘藷価格は不当に安かった。十月八日現在で農民手取り協議会価格二九〇円にたいし、経済連扱いの価格は二六〇円であった。総連は〝この安値が直接間接に澱粉連盟との価格協議会に作用し、実質的に価格引下げの役割をはたしている〟とし、警告を発した。経済連はただちに販売活動を検討し、総連との調整をはかり、今後の甘藷販売は協議会価格を尊重しそれを基準にするとした。

㈣　生粉相場の安定をはかる澱粉業者

農民の価格運動は澱粉業者をして積極的に生粉対策にとりくませた。澱粉業者は十月中旬の生粉の相つぐ値下りに対して、これ以上農民にしわよせできないと貫八十五円以下の生粉販売の中止を申合わせた。さらに、この値下りは〝九州地方の安値澱粉の東京入荷が原因である〟として、今後業者間でこの様な行動をとらないよう全澱連に発言している。

これは他県の澱粉業者にみられない茨城の澱粉業者の積極的な動向として注目される。

㈤　運動は三郡総連一本に統一される

本年度は偽装的まやかし運動は完全に消滅した。その代表的実例は茨城農民同盟の水戸地方農産物価格協議会である。そこにはなんの運動もみられなかった。甘藷価格運動は完全に三郡総連一本となった。

（資料は、東部三郡甘藷販売組合総連合会『甘藷対策ニュース』第一号、一九六〇年八月三〇日より第五号まで、および『常東総協』第一五号、一九六〇年一二月一三日による。）

農業の構造改革に関する運動　常東総協は一九五五年七月一七日「農業の構造改革についての声明」を発表し、新しい事態に応じた新しい農民運動の方針と態勢をつくりださねばならない、と述べたが（本年鑑第33集二五六～二五七ページ参照）、この基本方針の具体化のため、甘藷価格運動が終わると活動が開始された。一九六〇年にはいると数十回にわたり部落座談会がオルグの活動によってもたれた。二月二二日、中央常任委員会は農業構造改革に関する運動が今後の農民運動の中心的な舞台に登場するとして、この運動の目標や内容を明らかにした。これによると、農業基本法粉砕を叫ぶだけでは農民の実際の要求に応ずることができない、経営の拡大と改善は農民の望むところでそういう「経営改革のための資金その他の条件獲得の活動」を積極的に進めよう、という。また現在無計画的な農民の動きを組織的行動として発展させるため「農業研究会」をつくり、その研究活動から、やがて資金獲得闘争に発展させようと期しているもようである。

この二月二二日中央常任委員会の決定は次のとおりである。

農業の構造改革に関する決定

一、農業の構造改革にかんする運動が今後の農民運動の中心的な舞台に登場する。

今日、農民の主要な関心、動向というものは経営改革、技術刷新の問題にある。それは農民生活の根本にかかわってくるだけにふかく、農地改革以来のものだとみられる。だが、経営改革問題は従来の技術改良のようにだれにでもすぐやれるという性質のものでなく、一定規模の土地と資本を必要とするので、そこにこんな農民は、それだけに経営改革の要求がつよいという一面をもっていんな問題がある。とくに現在の経営に安定していられない中下層いるがそれらの農民にとって問題は一層深刻なものになっている。つまり、経営、技術問題のなかにおおきな階級矛盾ができてきたのであり、そこに農民運動の展開される条件がうまれた。

二、その運動はおのおのの農家の規模拡大・合理化を目的とした経営改革のための条件獲得闘争が中心となる。

農業基本法粉砕だけをとなえてそれ以外のことを知らないのは、いわばバカの一つ憶えであり、理論的にも農民の実際の動向からもあやまっている。経営改革は農民のなかにはじまった動きであり、一般農民の要求である。とりわけ畜産のとりいれによる経営規模の拡大は農民の現在の特徴的な関心事となっている。それらは四割農家という政府の構造政策とは区別されなくてはならない。そして、経営改革のための資金その他の条件獲得の活動を積極的にすすめ、それにむすびつくところで基本法反対の活動もおこなわれる。

構造改革によって農民の階層分化がすすみ、農村労働者組合が重要性をもってきたという主張も、今後の農村状勢の具体的分析をあやまったところにだされた意見である。

三、その組織は、当面、農業研究会となり、その活動は個々の農民の経営改革計画をつくるところに出発する。

ほとんどの農民が経営の合理化、畜産のとりいれ等について考

えている。その動きというものは、農民が経営基盤をあたらしくつくりだし、農業から没落することをふせぐという意味をもったものである。だが、いまだにその動きははっきりした意識的なものとして成長していない。農業の「構造改革」は資本主義経済のもとにおける小農民的生産そのものを改革するというものではないが、農民の立場からすれば経営の重大な変革といえるだけに、それは無理のないところであろう。資本の制約が決定的に頭をおさえることにもなっている。

したがって、大胆に農民として存立できる規模での経営改革計画を個々の農民につくらせなければならない。それにはいまの農民の動きを全農民の意識的、組織的行動として発展させることが必要になる。すなわち、農業研究会の結成によってそれがおこなわれ、研究会の活動はそこに出発する。

その活動は、当然、資本、補助金の獲得闘争につながる。研究会は農民の自主的な経営改革計画にもとづいてその闘争をおこなうことにもなるし、さらにその活動は農産物価格闘争にもむすびついてゆくのである。

鉾田町新宮地区では一月一三日に農業研究会がつくられた。はじめは経営面積二町歩以下の中下層農民を構成員としたが、二町以上層農民も希望によって参加することにした。同研究会の「趣旨と要綱」によれば、㈠農業構造改革問題の研究をおこなう、㈡経営改革の自主的な決定とその実現のための諸活動をすすめる、㈢経営別共同組合の設立をすすめる、の三項を掲げている。結成後、会は三月初めまでに一八回の部落座談会を開き、延べ二五〇名の農民の参加を得、会員は三五〇名に達した。

新宮農業研究会では常任連絡委員会議決定事項として、「会員は自分の経営改革について積極的に研究するとともに、周囲の農民にもよびかけ、団結してあたらしい道をきりひらくことを任務とする」として、次の諸点を参考にされたいと訴えた。㈠経営規模にかんする考えを改める、㈡施設敷地についての考えを新しくする、㈢耕地にかんする合理化、機械化をすすめる、㈣経営部門別のグループをつくる、㈤資金計画をたてる。

なお、鉾田町には新宮のほか桜本、巴、徳宿地区などにも研究会がつくられ、これら各研究会は六月六日鉾田町農業研究会連絡会議（会員六〇〇名）を結成するにいたった。同日会議の代表四〇名は鹿行振興事務所の岩上所長と面会、経営改革計画を説明して融資その他について交渉した。当日提出された資料によれば、六〇〇農家の経営改革に本年度一億八千万円が必要とされている。さらに農業近代化資金については次の三点を要望した。

㈠　茨城県の資金枠八億四五〇〇万円を大幅に拡大すること。

㈡　県独自の利子補給によって七分五厘を五分に引下げること。

㈢　経営改革の希望をもつものには中農貧農の差別なく資金を貸出すこと。

（以上、農業研究会については『常東総協』第一六号、一九六一年三月九日および鉾田町農業研究会連絡会議『農業研究会々報』第一号、一九六一年七月一六日、新宮農業研究会常任連絡委員会決定事項一、二号等によった。）

乳価闘争　茨城県の酪農は戦後特に一九五五年ごろより急速に発展してきた。乳業会社は明治・森永・協乳・茨城雪印・利根酪農など相当数にのぼっている。一九六〇年八月には協乳と利根酪農の共同出資で関東協同乳業という新会社が設立されたが、これは会長や役員に農協役員が多く、いわゆる「協同会社」の形をとっているが、重要人事は協乳の掌握下にある。

一九六一年三月二五日、利根酪農協の組合員有志が鹿島・行方・

稲敷三郡の酪農民に呼びかけ牛堀町に酪農対策協議会を開き乳価問題を中心に協議した。ここでは現行乳価一・八七五キロ五五円は安すぎる、今後は明治や協乳に交渉して価格引上げをはかろうということが決められた。また「脂肪検定に農民を立合わせよ」と要求することに決まった。さらに対論の末「三郡酪農対策協議会結成準備委員会」がつくられることになり、東・潮来・玉造等諸町村から一四名の委員が選ばれた。準備委員会はその後「乳価問題資料」、「酪農情報」等の資料を作成配布し、乳価闘争の準備活動を続けた。

ところが、五月一二日関東協同乳業はキロ当たり二円二〇銭の乳価引上げを発表し利根酪農協を通じて農民に通告した。準備委員会はこれをもって、農民側の動きにあわてた会社側の偽瞞措置とみ、これに満足せず今後全力をあげて乳業資本とたたかうとの声明書を発表した。六月四日、準備委員会は牛堀町で集会を開き、正式に「三郡酪農対策協議会」を結成した。会長は各地区の協議会の常任より互選することとし、事務局長は吉田常東総協常任があたることになった。当日の会合では次の事項が決議された。①乳価値上げ、②飼料値下げ、③営農改善資金の借入れ、④国と県に対する酪農対策の要請（主産地形成指定町村に対する補助金の増額、技術指導所の設置）。今後はこれらの問題を取り上げ、団体交渉、荷止め等の手段で酪農民の日常利益を守る運動を展開することになった。

第四章　国際農民運動

一九六〇年から一九六一年に続く時期の国際情勢の特徴は、後進諸国のひきつづく独立運動の高揚と帝国主義陣営からの攻撃と抑圧のなかにみることができよう。土地改革を遂行したキューバ（前集に採録）に対してアメリカが企図した反革命軍の侵攻と失敗、韓国における軍部クーデターによる親米政権の樹立、アルジェリア民族独立政府の強化とフランス植民地軍クーデターの不成功、ラオスにおける中立・共産勢力の躍進など、世界を驚かしたニュースは、そのかげに後進諸国人民の圧倒的多数を占める農業労働者と農民の独立と自由をめざす果敢な闘争のあることを語っている。しかし残念なことに、本集に採録すべき具体的な資料を入手できなかった。

これに反し西欧資本主義諸国では主としてヨーロッパ共同市場の影響を受けて農民の窮乏と経済生活の不安定化が目だち、賃上げ闘争が広範に農業労働者に広がった。特にフランスでは一九六〇年四月の反政府農業政策デモ（前集に採録）以後、七月にはついに「基本法」が成立し、零細経営が整理統合されることになったのに加え、秋には西ドイツからの肉類輸入増加による価格下落、ぶどう栽培農家に対する収奪法律の実施、一九六一年春の乳製品輸入増による酪農家の圧迫などがあり、農民の政府の政策に反対するたたかいが各地にくりひろげられた。またイタリアでは労農諸団体が統一戦線をつくり、政府の経済・農業政策に対して民主的要求を盛り込んだ改訂を迫って全国的規模で長期闘争をいどんだ。この農業政策の転換を要求する大衆闘争は国際的にも貴重な経験と考えられるので、項を改めて詳しく採録した。

資本主義諸国におけるおもな闘争

イギリス組合、労働時間の短縮きめる　一九六〇年五月一七日から開かれたイギリス農業労働組合年次大会は週四〇時間獲得を目ざしてたたかうことをきめた。一九五九年末の裁定で労働時間は一時間短縮、賃金は週四シルの引上げが認められ、現行は週四六時間、八ポンドとなっているが、労働時間が論争の焦点になった。当初の

週四〇時間への短縮要求に対し、四四時間という修正案が出て論議が沸騰、ついに一票差で原案が可決された。なお熟練技術者に対する基準賃金引上げ、原爆実験ならびに保有反対、非武装のための国際会議開催を要求することをきめた。

イギリスで特殊賃金要求　一九六〇年末から一九六一年春にわたる期間、イギリス各地で農業労働者の闘争が発生したが、いずれも生活改善のためという共通面がみられた。イギリス農業労働組合はこの闘争をバックに、七月週給九シルの賃上げに成功、週八・九ポンドを獲得した。工業部門の筋肉労働者に比べても高い五%をこえる引上げ率であったが、組合ではさらに牛・豚の飼育、トラクター運転などの特殊労働に対して特殊賃金を要求して折衝を始めた。雇用者側では要求をいれるためには新しい規準をつくらねばならないことを理由に難色を示している。

要求は二つに区分され、一つは基準労働時間をこえる労働密度の高いとみなされるものに対し、いま一つは基準賃金レートを上げるべき性質の労働とみなされるものに対し特殊賃金の制定を求めるもの

フランスのぶどう栽培関係法撤廃闘争　一九六〇年五月一六日政府が法規改悪を行なったことからぶどう栽培農民の不満がたかまっていたが、自作農協同・防衛運動の呼びかけで一〇月一五日モンペリエでデモが行なわれ、つづいて一二月一八日統一行動が組織された。法規改訂の要点は「三〇ヘクトリットル以上の栽培者の収獲の三〇%を定量外とする」ことで、この結果一〇〇ヘクトリットル以下の中小栽培農民は収穫の三分の二を市場に依存することになる。大生産者とアルジェリア植民者は生産コストが低く、かつ収穫量の五〇～五五%を蒸留加工するために改訂の影響は薄い。統一行動では参加者のなかから「われわれは政府の小作人にさせられた。収穫の三分の二でどうして食えるか」という叫びがあがった。

一九六一年にはいっても抗議闘争は続き、四月三日ロワール・エ・シェル県農業経営者連盟を含む中部地方ぶどう栽培者連合の主唱で農民一万がデモに参加した。特にサンテニアンでは自動車、オートバイ、トラクターが隊伍を組み、「生産者に一リットル四〇フランを」、「アルジェリアのぶどう酒を定量外にせよ」、「共同市場を停止しろ」、「内地の家族経営を援助しろ」などのプラカードを掲げ、主催者の予想をこえる大規模な動員になった。自作農協同・防衛運動が政府に提出した要望は次のとおりである。

一　二〇〇ヘクトリットル以下のぶどう酒政府売渡しの免除
二　アルジェリアおよび輸入のぶどう酒を定量外とすること
三　国産ぶどう酒の最低価格の引下げ（現在一リットル一二〇フラン）の検討

西ドイツの賃上げ交渉　ドイツ農業労働組合は雇用者側と賃金引上げを折衝したが、ついに一ペニッヒをめぐって妥結にいたらず、中立諮問委員会にかけられた。席上で労働代表は農業の状態は要求をいれえないほど悪化していないと主張したのに対し、雇用代表は拒否して、「農業生産性は一九五九年から四%上昇したにすぎない」という連邦銀行総裁の声明を援用し、賃上げは生産性の向上によってのみ可能となると反論した。しかし総裁の声明は不正確な方法でなされた計算にもとづくこと、また賃上げは現在の生産性の範囲で可能であることが明らかになった。一九六〇年六月一日現在の二一歳以上男子熟練労働者の基準時給は次のとおりになっている（単位はマルク）。

シュレスウィヒ・ホルスタイン　一・五三、ハノーバー　一・六八、ウェザーエムス　一・五〇、北ライン・ランド　一・五七、ババリア　一・四二

オランダで賃金引上げに成功　オランダ農業労働組合は政府と折衝の末、一九六〇年四月一日以降二〇％の賃上げと労働・休息時間の規正をかちとった。これにより賃金は週三・五フランから四フランに上昇することになった。オランダでは一九五八年五月一日以来賃金釘づけ状態となっており、生産性が高まらないかぎり賃上げが認められなかったので農業労働者の不満が激しく、組合を突き上げて賃上げに成功したもの。この結果、農業賃金も他産業なみにベース・アップされたわけであるが、実質賃金は同水準を持続している。

スイスで集団労働契約改訂かちとる　スイスのドイツ語使用地域で農業労働者組織は農園主団体と一九六〇年一二月二九日から集団労働契約の改訂折衝を行なったが妥結をみず、農園主全国委員会に交渉を移し一九六一年一月一五日次の譲歩をかちとり、三月一日から二年間継続実施することにきまった。

①労働時間、賃金、手当、休日などの条項追加を行なう。②週五一時間、年間最低二六〇〇時間（日曜を含む）とし、四、五、六、一〇月には週五四時間に延長できるものとする。夏冬おのおの六日、年間合計一二日の土曜休日を設ける。③超過労働時間は賃金二五％増とする。④雇用二年目から二週間、一六年目から三週間の年間休暇を与える。⑤無労働日の賃金を二フランに引き上げる。⑥最低基準時給を二〇サンチームに引き上げる。⑦同一労働同一賃金の見地から従来の男女間の格差一〇サンチームを廃止する。

スウェーデン組合、賃上げかちとる　スウェーデン農業労働組合は一九五九年三月以来、政府と賃金引上げ折衝を続けていたが、ついに一九六〇年四月一日、一九六一年一月一日の二段階にわけて時給五八エレ引上げを承諾させ、最低基準賃金は四・〇四クラウンとなった。なお最高は四・九六クラウンで職種は牛乳、重労働、熟練指導などとなっている。この賃上げによって中央部では工業労働者の収入と同程度になった。

イタリア農業地帯の政策転換闘争

一九五九年末から一九六〇年初頭にかけて開かれた農業労働者連盟、小作人連盟などの大会は政府・大地主の農業政策を検討した結果、独自の立場から経済・農業政策を対置させてたたかうことをきめた。それは技術進歩と生産性の向上に反対しないが、「緑のプラン」といわれる広範な経済開発計画に重要な修正を加えることを目的としていた。政府計画は五年間に五〇〇億リラを支出して資本主義制度の強化をねらうもので、国の投融資は生産性の高い特殊地帯と資本主義的大経営に集中され、山間地帯と中小経営は地方的消費をみたすために生産の縮小を余儀なくされる。大会はそれぞれこのような結論を得たので「民主的農民運動」を結成、土地所有の現在の形態に対して国が介入して改良を加えるように政策の転換を迫る闘争を展開することを決定し、次の統一要求を掲げてたたかった。

1　私営農場に対する国の投資は単に生産性の向上をもたらすだけでなく、労働者の経済・生活状態の改善をもたらすものであることを要する。したがって

a　国は投資額に等しい価格の土地を経営者に提供させ、これを労働者に分配しなければならない

b　国の資金援助を受けたいっさいの農場は収益の一部を土地・施設の改良のために投入しなければならない

c　国の資金援助を受けた農場は労働者の年間最低雇用期間を保障しなければならない

2　国の資金援助は優先的に中小土地所有ならびに農民になされ

ねばならない

3　国と資本主義的企業は管理にあたり民主的措置をとらねばならない

以上は「民主的農民運動」の一致した要求であり、農業の組織的かつ一般的発展を保障する唯一の施策である。そして元来小地帯と農民の犠牲において繁栄してきた特殊地帯と資本主義的農業に向けられている公共・私的投資の集中化をとりのぞくものである。

「民主的農民運動」は政府の財政政策に反対し、賃金凍結、農場からの労働者追放、雇用契約の不備、社会保障の不徹底などを解決するために、次の諸要求を取り上げた。

1　高い賃金と給与形態の是正
2　地代・小作料の減額、男女同一賃金
3　労働契約の更新、税金の新たな配分と格づけ
4　全農場労働者に安定雇用と最低労働日数の保障
5　農業労働者に商工業部門労働者と同一の社会保障と利益の均霑

このような政治的・労働組合的路線に立って諸組織はさまざまな地域と分野で全国的スケールでたちあがった。それは政府に農業政策の決定的な転換をしいる頑強なたたかいであった。政府と大地主は交渉を拒否し、長期かつ困難な闘争に農民はみずからを投げ入れたと判断した。しかし闘争は広がり四月一九日、借地農民が大規模なデモを行ない、五、六、七月にわたって波状闘争にはいり、七月には無地農民と農業労働者が大カンパニアを展開するなど、春から夏にかけて実に四〇〇万の農民・農業労働者が行動に参加したのであった。

闘争の発展過程でおさめた主要な成果は次のとおりである。

1　大地主と中小土地所有者の伝統的な同盟がゆすぶられたこと。それは闘争への参加者がふえるにしたがい、また借地農民と無地農民の同盟ストに対する見解、農業諮問機関での意見の相違となって現われた。

2　マスコミ報道機関がこの運動を完全に支持し、賃金契約の改善要求を承認した。

3　政府が農業から年間二一〇億近い金額を吸い上げる手段としていた家畜税を一九六一年一月一日以降撤廃すると公約した。

4　農業労働者の家屋建設計画のために一九六〇～六一財政年度から一〇年間に一〇〇億リラを投入することがきまった。

5　国との賃金契約は日曜、母性保護、分割払などについての改善がなされることになった。これは地方の契約改善にも可能性を切り開くことになった。

6　米作地帯の二〇万をこえる農業労働者の契約（田植え、刈取り）は七％賃金増に更新された。

このほかマンチェラ、パルマ、クレモア、アレッサンドリアその他多くの地方で無地農民の賃金と雇用、借地農民の生産・支出の配分の新条項を含む契約が調印された。部分的勝利は各地でかちとられたが、指導部では国の農業政策の急速な転換、全般的な賃金引上げ、借地農民・開拓農民・共同土地所有者を通じる農業契約、特に南部地帯の無地農民の雇用を保障する契約の改訂などの基本的課題が解決されるまでは闘争を続ける必要があるとしている。

この闘争にイタリア労働総同盟（CGIL）は共同したが、カトリック系のイタリア自由労働組合連盟（CISL）はスト行動に同調したものの、国民的広がりをもつ闘争には反対する立場をとった。労働組合諸団体とは多くの点で要求の一致をみたので行動の強

い統一が期待されるようであるが、無地農民の意識はまだこの段階には達していないといわれている。

〔資料の出所〕——*LAND and WORK*, Vol. II No. 1～4, 1960, published by The Trade Unions International of Agricultural and Forestry Workers.

ELF Bulletin, No. 1～5, 1960～1961, published by European Landworker's Federation.

LA TERRE, Hebdomadaire paysan du Parti Communiste Français, Mars, 1960～Avril, 1961.

第三編　その他の社会運動

第一章　平和運動

本年鑑第33集では、一九六〇年の歴史的な安保反対運動について、詳しく記述したので、ここでは、一九六〇年の全般的な平和運動について、特徴的な動向をあげておこう。

総評と全ソ労組中央評議会の軍備全廃に関する共同声明　一九六〇年一月七日、日本労働組合総評議会と、全ソビエト労働組合中央評議会は、軍備全廃に関する共同声明を、同時に発表した。この声明は、一九五九年末、全ソ労組中央評議会の招待で、モスクワを訪問した総評代表団（団長・総評副議長今村彰）が提案したもので、軍備全廃実現のため、全世界の労働者と労働組合とに、行動をおこすよう呼びかけたものである。

声明の全文は、次のとおり。

日本労働組合総評議会と全ソ労働組合中央評議会は、国際緊張緩和及び紛争問題を平和的に話し合いによって解決する面で諸大国の協力のきざしが見えていることを心から喜んでいる。

今世界が直面する最も重要な問題は、全面完全軍縮問題である。万国の勤労者はこの問題の解決をつよく望んでいる。軍備拡張競争は勤労者の重荷となっている。軍備拡張競争をやめ、軍隊とすべての殺人兵器をなくすれば、国ぐにの間の平和な関係のしっかりした土台がつくられ、人類社会の生活から戦争をなくし、これによって節約される巨額の費用を広汎な国民大衆の福祉の向上にさしむけることができるであろう。

現代の最も差し迫った問題である軍縮問題は、単に政府や外交官や国会議員たちの活動分野に止まらず、すべての勤労者とその団体の直接の仕事でなければならない。勤労者の最も大衆的な団体である世界各国の労働組合は、全面完全軍縮運動に測りしれないほどの貢献をすることができるし、またそうすべきである。

われわれは次のことを確信している。それは各傾向の労働組合がすべての働く人びとにとって極めて重要なこの問題の解決に向かって協力する場合、いかなるイデオロギーの違いも邪魔になってはならないという事である。

勤労者の利益を尊重し、平和強化を促進したいと願う日本労働組合総評議会と全ソ労働組合中央評議会は、万国の労働組合に向かって、全面完全軍縮協定の早期達成を断固主張し、このために利用できるすべての行動形式を動員することを呼びかける。

われわれはまた労働組合に結集した数百万勤労者の声が全面完全軍縮協定の早期締結を促進するように各国政府、国会、国連に

訴えることを呼びかける。

この偉大な崇高な目的のための積極的な行動は、全世界の労働組合の神聖な義務である。

世界平和評議会拡大理事会　一九六〇年七月九日から三日間、ストックホルムにおいて、世界平和評議会拡大理事会が開かれた。この拡大理事会には、五〇ヵ国、約二〇〇人の代表が参加し、日本からも、日本平和委員会理事長平野義太郎、原水爆禁止日本協議会理事長安井郁、および北京滞在中の西園寺公一が出席した。

拡大理事会では、世界平和評議会代表委員会議長J・D・バナールの開会報告が行なわれ、「一般宣言」、「諸国民へのアピール」、「軍縮と平和強化をめざす一大世界運動のための勧告」、「平和活動家の迫害に関する決議」、「日本に関する決議」、「キューバに関する決議」、「アルジェリアに関する決議」、「コンゴ情勢に関する決議」、「ケニアに関する決議」、「ベルギー政府への電報」、「コンゴ政府にたいする電報」を採択した。

日本に関する決議

全世界の平和を愛する人々は、近年、とくにさいきん数ヵ月におこった日本における平和のための大衆行動、あの偉大なデモンストレーションに、深い感銘を受けた。

核兵器と日米軍事同盟条約に反対する全国的な運動のなかで、日本国民は、二〇〇〇万の署名を集めた。一九五九年四月以来、日本国民は、この軍事同盟に反対して、二二回にわたる全国的統一行動をくりかえしてきた。英雄的日本国民は、アイゼンハワー大統領の日本訪問を許さず、岸首相の辞職をかちとることによって、SEATO東南アジア条約機構を安定化し、極東における侵略的政策を強化しようとするアメリカ政府の陰謀に、大きな打撃をあたえた。このような日本国民のたたかいは、歴史上前例がないほど大きかったというばかりでなく、侵略に反対する世界平和のたたかいに、大きな感銘をあたえるものであった。日本国民のこのような歴史的勝利は、熱烈に平和を求めているアメリカ国民自身の多数をふくめて、全世界の平和を愛する人々の勝利でもある。世界平和評議会理事会は、日本国民にたいして、心からなる敬意を表し、上記条約の最終的破棄のためのその正義と愛国の闘争にたいし、あらゆる支持を約束する。

第六回原水爆禁止世界大会が、八月二日～九日に、東京でひらかれる。世界平和評議会は、日本原水協が組織するこれまでの原水爆禁止世界大会を、一貫して支持してきたし、今後も、完全な支持を約束する。理事会は、ちょうど日本国民の闘争が前進をつづけているときにひらかれるこの東京大会の大きな意義を、すべての国の平和委員会が評価するよう呼びかける。

第六回原水爆禁止世界大会　「軍備全廃をめざす第六回原水爆禁止世界大会」は、一九六〇年八月二日から九日まで、東京で開かれ、日本国内から一万人、海外二八ヵ国および一〇国際組織から一九人の代表が参加した。第六回世界大会は、「東京アピール」、「一般決議」、「国際共同行動の勧告」、「日本代表団決議」、「原水爆禁止運動推進のための勧告」のほか、日本代表団特別決議として、「北富士闘争支援決議」、「黒い潜水艦の国外退去を要求する決議」、「沖縄原水爆基地撤去と沖縄の日本返還要求決議」、「新島ミサイル基地反対運動の展開と現地の闘争を支援する決議」を採択した。なお、この世界大会を前にして、一万キロメートル、一〇八日間にわたる「国民平和大行進」が、歴史上最大の規模で、日本全国にわたって行なわれ、原水爆禁止運動の前進に、大きな役割をはたしたことは、注目に値する。この平和行進は、国内のすべての軍事基地を通過し、それに抗議しつつ歩いた。

東京アピール

広島と長崎への原爆投下十五周年にあたり、一万人の代表が、世界のあらゆる大陸と、日本全国の町々村々から、軍備全廃をめざす第六回原水爆禁止世界大会に出席するため、東京に集まった。

海外からの代表は、日本の原水爆禁止運動にたいし、とくに最近の新日米安全保障条約に反対する闘争にたいし、それが世界の平和に大きな貢献をしていることを認め、これに熱烈な支持をよせつつ大会に参加した。

この大会において、全世界と日本の平和勢力のあいだに、運動の経験の交流がおこなわれ、すべての国民の闘争は、同じ目的をもつ共同の闘争であることが確認された。こうして大会は「たたかう世界大会」であると同時に、平和勢力を大きく結集する場であることが実証された。

異なる社会体制をもつ諸国の平和共存を実現し、侵略と戦争に反対するために、世界諸国民は、ますます強く原水爆禁止・軍備全廃と軍事同盟条約および外国軍事基地の撤廃を要求している。

世界諸国民のこれらの要求は、これを拒否するアメリカその他の帝国主義・植民地主義勢力との断固たる闘争によって実現されなければならないし、またかならず実現されうるのである。

戦争勢力とのこの闘争は、いま世界各国で進められている。

われわれは、いま、人類史上かつてない、被圧迫民族と人民の解放の時代の中に生きている。この偉大な事業の中で、平和運動と民族独立運動は、固い連帯のもとに進められている。

原水爆禁止運動によって、世界平和に貢献してきた日本国民は、新日米安全保障条約に反対する闘争において大きな成果をおさめた。極東の軍事同盟機構を強化しようとする日米戦争勢力の計画は、大きな打撃をこうむった。

日本国民は、さらにその闘争を前進させ、軍事基地のない平和中立日本をうちたてることに、かならず成功するであろう。

日本国民のこの運動は、一面において、世界的な原水爆禁止・軍備全廃のための運動と結びつき、他面において、アジア、アフリカおよびラテン・アメリカの民族独立運動と結びついている。日本国民の運動と世界諸国民の運動とのこのような緊密な連帯は、きわめて重要な意義をもっている。

日本国民のこの闘争の前進は、世界の平和愛好国民の勝利をめざすものである。他の国々の平和勢力は、日本国民の偉大な闘争によって鼓舞激励された。

このような平和勢力の発展によって追いつめられ、孤立化した戦争勢力は、いま必死の反撃をくわだてており戦争の危機はいまだ去っていない。いまこそ、世界の平和勢力は、平和の敵である戦争勢力を完全に圧倒するために、かたく団結して闘争をさらに強化しなければならない。

この闘争を効果的に進めるためには、平和の敵を明確にして闘かうことが必要である。帝国主義的・植民地主義的政策をとる勢力や、侵略的な軍事同盟・軍事基地政策をとる勢力などはすべて平和の敵である。

世界のあらゆる平和勢力の団結をかためて、平和の敵との共同闘争を力強く進めよう。そして原水爆禁止と軍備全廃と平和共存への道を切りひらき、核戦争の脅威を根絶しよう。

世界諸国民の力は、必ずそれを実現するであろう。

戦争勢力との歴史的な闘争を進めつつある日本の首都東京から、われわれは、これを世界諸国民に訴える。

原水爆禁止運動推進のための勧告

軍備全廃をめざす第六回原水爆禁止世界大会に集った日本代表団は、すべての日本国民にたいし、私たちの運動を全国民のものにするため、つぎの勧告をおこないます。

いま、日本国民は、世界の大勢に逆行する戦争勢力によって、重大な危険に直面しています。

それは、新安保軍事同盟条約によって、日本へ核兵器がもちこまれ、自衛隊が核武装し、漁場があらされ、農民の土地は取り上げられ、さらに、ますます国民の民主的な権利は圧迫をうけながら、平和憲法はあってないがごとくゆがめられています。

いまこそ、私たちは、平和と独立と生活の安定を、私たち自身の手に握る行動に、ただちに立ちあがらなくてはなりません。

いま沈黙して行動しないならば、それは戦争勢力の共犯者となることであります。

原水爆を禁止し、軍備全廃、平和共存をめざす私たちの運動は、ヒューマニズムにねざすものであり、すべての人々の参加できる運動であります。その故にこそ、私たちの国土に原水爆の基地を置き、自衛隊を核武装し、原子戦争に私たちをまきこむようなすべての政策をおしつける戦争勢力にたいし、決然とたたかわねばなりません。

このことは、ヒューマニズムの立場を捨てさることではありません。むしろヒューマニズムを守りぬくためにこそ平和の敵とたたかいぬかねばなりません。

私たちの運動は特定の政党運動ではありません。しかしそのことは現実政治にたいし関係してはならないということを意味しているものではなく、むしろ逆に、現実の政治が原子戦争の危険にまきこまれる方向にむかっていればこそ、軍国主義をめざす政策には反対しなければならないのです。

もし政治について発言できないとすれば、それは運動として、もはやその価値を失うことではないでしょうか。

私たちは新安保軍事同盟条約が日本の核武装と自衛隊の海外派兵に結びつくものとして反対してきました。

このたたかいは、これから一層はげしく強くなりましょう。安保反対運動のはじめ頃は、まだこうした関係を充分にわからなかった人びとがかなりありました。

しかし新安保軍事同盟条約の実態をあきらかにしながら、ねばり強い行動をつづければつづける程、ハッキリとわかってもらうことができました。

この経験は、その時どきの情勢を正しく分析し、それをふまえて運動の目標を正しく設定してたたかうことが、より広い階層の理解を深め、運動を国民的規模にひろげうる素地をつくるということを実証しました。

つまり、われわれはこの経験を通じて、国民運動の中核としての労働者たちが固く団結し、政党や国民諸階層と統一してたたかうことが、たたかいに勝利する唯一の道だという確信をもったのです。

また戦争勢力の正体をあきらかにすること.によって、運動が困難になるのではなくて、むしろ逆にそれを真に大衆のものにする日常の行動を通じてこそ運動の発展があるということも確認することができました。

私たち国民のあいだにはさまざまな意見のあることも事実であります。このようなときには、なによりも事実によってねばり強く話し合い、一致させてゆかねばなりません。

また、たとえ意見が違っていても、本当に原水爆の禁止と平和を求めるかぎり、平和の仲間であることを忘れてはなりません。

私たちはいま、平和か戦争か、民主主義かファシズムか、の分れ道に立たされています。私たちのたたかいには、中間の道もなければ、妥協の余地もありません。

ヒューマニズムにねざす原水爆禁止運動が、そのヒューマニズムの故にこそ、発言し、行動するぎりぎりの時が来たのではないでしょうか。いまこそ、私たちは、勇気と自信をもって、行動に立ち上る時ではないでしょうか。原水爆を禁止し、軍備全廃をめざすたたかいが、また民主主義を守り、平和と独立をかちとるたたかいが、これほど有利な条件にめぐまれたことはかつてありませんでした。いまこのことを疑うものは誰もいません。どうしてこれを実現するかということが問題なのです。たたかいは続き、ひろがり、のびています。明るい展望がひらけています。

私たちの行動がゆるめば、それだけ戦争勢力は力を得て逆に攻勢にでてきます。私たちは、あくまでも原子戦争の脅威から国土と人命を守るという崇高な義務を守らねばなりません。

人類最初の被爆地、広島、長崎には、戦後十五年をへたいまにいたっても、軍備増強政策の犠牲となって、いまなお苦しみつづけている数万の被爆者がいます。そして被爆者の生活困難につけこんで、救援運動を原水爆禁止運動からきり離し、分裂させようとするたくらみ、さらに私たちの組織の破壊がねらわれているのです。私たちは、これにたいしては断固としてたたかわねばなりません。

被爆地広島の慰霊碑には無限の怒りと悲しみをこめて「過ちはくりかえしません」ときざまれています。

私たちは、いま、その慰霊碑の前にぬかずいて数十万の犠牲者のどうこくをきき、その訴えに耳をかたむけ、原子戦争準備の新安保軍事同盟条約をうちくだき、一日も早く原水爆の禁止と被爆者の救援と原子戦争の根絶とをかちとらねばなりません。私たちは世界大会における国際的な勧告を直ちに実行する運動にとりかかりましょう。

最後に私たちは力をこめて訴えます。

平和は待っていては来ない。たたかいとらねばならぬことを。

日本平和大会　一九六〇年一二月九日から三日間、東京において、「軍備全廃促進・軍国主義反対・日本平和大会」が開かれた。この日本平和大会の意義について、日本平和委員会は、次のように指摘している。――「日本の平和運動は、一九六〇年をもって、まさにその前史を終り、一九六一年から、新らしい歴史の第一歩をふみだすものということができるであろう。……しかも、一九六〇年という年は、ひとり日本の平和運動にとってのみならず、世界の平和運動にとっても、その歴史的高揚の最高のピークをなす記念さるべき年であった。……本年に入ってからのアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの独立運動は、まさに一九一七年のソビエト革命にもくらべられるような、人類史上に重大変化をもたらすものとなった。……かかる意味において、来春〔一九六一年〕に予定されている世界平和大会は、過去に行なわれたいかなる平和大会ともちがった独自な歴史的意味をになうものということができるのではあるまいか」と。

日本平和大会の「大会宣言」は、次のとおりである。

全国三一都道府県の平和運動を代表してあつまった、三四〇名のわれわれ大会参加者は、内外の情勢と運動を検討して、軍備全廃が現実に実現できる目標であることを確認した。

軍備全廃の協定を要求するたたかいは、安定した平和と諸国民の本当の安全保障への道を開くたたかいであり、世界の平和運動の当面の中心課題である。

世界の諸国民は、このたたかいと結合して、軍備拡張に反対し、日独核武装に反対し、緊張激化の挑発に反対し、コンゴ、キューバ、ラオスなどにおける植民地主義的策動とたたかっている。そしてまた、今後おこなわれる危険な軍事挑発に対しても、警戒をゆるめずにたたかいつづけるであろう。

軍備全廃という国際的課題に対応する平和運動の国民的課題は新安保軍国主義体制に反対し中立をたたかいとることである。

われわれの祖国日本を、戦争体制から離脱させ、中立化すること、軍国化を防いで侵略のあやまちをおかさないことは、われわれが世界諸国民にたいして負っている義務であるとともに、日ソ・日中・日朝関係を根本的に解決する鍵である。

一年半にわたる安保闘争の中で、日本の平和運動は、国民の独立と平和への要求を基礎にして、米国の戦争体制に反対し、平和共存を要求して来た。この闘争の蓄積をもとに、われわれは、新しい情勢の中で、戦争を根絶し平和共存を安定させる軍備全廃のたたかいを、たたかおうとしている。

安保闘争の中で、平和運動は、軍事同盟と軍国主義体制とに、反対してきたが、この闘争の蓄積をもとに、われわれは新らしい情勢の中で、新安保体制と呼ばれる軍国主義帝国主義の復活に対決し、中立をたたかいとろうとしている。

この立場から、われわれは、国連総会において軍備全廃を決議し、軍縮委員会において、その具体化をすすめることを要求する。

われわれは、核爆発実験禁止協定を至急成立させることを要求する。

われわれは、アジア太平洋地域の核非武装化を要求する。

われわれは、日米新安保条約の廃止を要求する。

われわれは、第二次防衛五ヵ年計画の中止、防衛二法案の国会提出の中止を要求する。

われわれは、新島ミサイル基地建設をはじめ、自衛隊基地の強化の中止を要求する。

われわれは自衛隊の縮小、軍事予算削減と、国民生活の向上を要求する。

われわれは、沖縄の祖国復帰と基地撤去、在日米軍基地撤去を要求する。

われわれは、日韓会談の中止を要求する。

われわれは、中国敵視政策の中止と日中国交回復、日中貿易の政府間協定の締結、日ソ平和条約の締結を要求する。

われわれは、日本が真にアジアの一国として、独立と平和とアジア連帯の立場に立つことを要求する。

安保闘争の蓄積の上に立ち、平和と中立をのぞむ国民の要求にそった軍備全廃、軍国主義反対の運動を国民的運動に発展させることは、われわれ平和民主勢力の努力にかかっている。

米国と日本の軍国主義者の軍事政策と向米一辺倒の経済政策やドル防衛政策は、わが国の主権をおかし、中小企業を破綻させ、農民を苦しめ、労働者に労働強化と失業を強制し、全国民に戦争の危険をもたらし、アジア諸国民に侵略の危険を感じさせている。

国民の諸階層がこの被害を直視するとともに、世界の大勢を見通して、大闘争に立ち上るか否かは、日本の平和民主勢力の活動にかかっている。

われわれは全国の国民諸階層、諸組織がそれぞれの立場から軍備全廃、軍国主義反対、中立の大闘争に参加することを訴えるとともに、国民が大闘争の力によって、この国際的国民的課題を解

決するであろうことを確信し、そのためにまいしんすることを誓うものである。

第二章　人権擁護運動

松川事件

一九五九年八月一〇日、最高裁判所大法廷が宣告した破棄差しもどしの判決によって、新たに差戻審を担当することになった仙台高等裁判所第一刑事部（裁判長門田実）は、一九五九年一二月五日に弁護人・検察官と協議のうえ、第一回公判を一九六〇年三月二一日に指定、原則として一ヵ月に三開廷の割合で公判を進行する旨の方針を決定した。松川事件対策協議会は、一二月五日に「仙台高裁は、全国民の心から納得する公正な裁判を遂行してもらいたい。われわれは、最高裁のときに示された力の何倍もの国民的結集をはかって、松川の真実の完全な勝利のためにたたかいぬくであろう」という声明を発表して、差戻審に備える準備活動にとりかかった。

弁護団は、二月二七日に全国会議を開催し左記の声明を発表した。

松川事件差戻公判が三月二一日から開始される。大法廷の判決によって明快に指摘されているとおり、本件の容疑事実なるものは一つは「全般的な構造」をもっており、連絡謀議なくして共同謀議なく、共同謀議なくして列車顚覆の実行々為もなく、本件事実全体も認められないという関係にある。十年かかって漸く明かにされたこの単純明確な争点が、検察官または裁判官の手によってアイマイにされないかぎり、差戻公判の審理はは紛糾せず、迅速に全員無罪の判決がもたらされることになろう。われわれは検察官等の、被告をあくまで有罪につくりあげようとする企図と、それと結びついたデマによって審理を紛糾させ、長びかせるような、すべての陰謀に断乎として反対する。われわれは誤まれる起訴と公訴維持によって十年の歳月が空費されたこと、取調官によって強要された虚偽の自白と無実証拠の湮滅が、裁判の長びいた原因であったことを指摘し、検察官にたいし、全証拠の開示をあらためて強く要求する。

昨年の秋、われわれは、差戻公判の公正を期するため、門田裁判長および細野裁判官にたいし、自発的に本件の審理から回避するよう勧告した。その後回避しない旨の回答があったけれども、勧告の理由と事情にはいささかの変更もないのであるから、今後とも注意深く裁判官の態度を見まもってゆく。

一・二審の判決は、検察官と全く同様の偏見によってつらぬかれており、大法廷の判決でも田中裁判長他数名の少数裁判官がほぼ同様の偏見を述べている。裁判官が偏見によって動かされるおそれのあるとき、われわれのたよりとするものは、これをまもる大衆的批判の力だけである。

来るべき差戻公判においては、審理に費された十年の歳月を無にせず、単純明確な争点を見失うことなく、検察官等の紛糾長期化の企図をくじき、全員の無罪が確認されるため、われわれもまたその職責をつくすであろう。

三月と四月の公判において、弁護団は、右声明書の方針にもとづいて、検察官側に対しては、手持ちの全証拠の開示を要求するとともに、最高裁判決の示した判断に従って、審理を二つの連絡謀議の有否にしぼり、早期に審理を終結すべき旨を主張した。検察側はこれに対して反論し、差戻審においては審理のやりなおしを行なうべ

きであり、最高裁判決もまたこのことを禁じていないと主張した。この論争について、四月一三日に門田裁判長は「審理の進め方についての判断」を示して一応の終止符をうち、他方検察側に対しては被告人と証人に関する未提出のすべての供述書類の提出を勧告し、ここに審理は軌道にのって証拠調べの段階にはいった。審理は八月の現地検証を含めて着実にすすめられ、結審は一九六一年にもちこされた。その間、注目すべき諸点は次のとおりである。

(イ)　弁護人の強い要求と、裁判所のたび重なる勧告によって、従来検察側の手中にあった事件関係の書類一六八七通が提出された。これらの内訳は、供述録取書八一九通、捜査報告書四四六通、証明書・回答書類五六通、領置関係書類三六六通に分かれるが、その大部分は松川事件直後の捜査過程において警察・検察部内で作られたものであり、これらの整理、分析によって松川事件の捜査がいかに行なわれ、いかにして被告人らに事件が結びつけられていったかを解明するいとぐちができた。

(ロ)　諏訪メモ・鈴木ノート・証人諏訪新一郎・証人西肇の取調べによって、佐藤一、鈴木信被告らのアリバイが明確にされた。検察側は田中メモ、証人田中秀雄の取調べによってこれに対抗したが、十分成功しなかった。

(ハ)　真犯人の目撃証人として騒がれた村上・平岡の両証人の取調べが行なわれ、事件直前に現場付近で七、八名ないし九名の人影のあったことが明らかにされた。

(ニ)　検察側請求により六〇名の証人尋問が行なわれ、そのうち三三名がバール、スパナ関係であって、特に証拠物のバール、スパナが松川線路班の備品であったことの証明に力がそそがれた。

(ホ)　前記一六八七通の書類のなかには、山本諫検事、玉川正・武田辰雄ら警察官証人の証言と明白にくいちがうものが多く、それらは特に官憲証人の証言のいつわりを示す証拠物として採用され、また従来の被告人の主張を裏付けるものが多かった。

(ヘ)　検察側はいくつかの点についてその主張を変更した。たとえば八月一五日謀議の時間の繰下げ、八月一二日の連絡電話を受けた者を杉浦被告から太田被告へ、斎藤千の関与したという八月一三日謀議の取消しなど。なお、検察側は予備的訴因の追加を申し立て、裁判所はその一部を許可した。

松川事件対策協議会の運動は、大小の集会、資金カンパ、現地調査、公判傍聴、資料の刊行、松川映画の製作などに集中した。三月二一日の第一回公判傍聴と現地調査のために、全国的な動員が行なわれ、三月二〇日の福島における無罪判決要請全国集会、二一日の仙台における運動経験交流会、公判報告集会に結集した。さらに八月一四日から二〇日までの間を松川行動週間とし、現地調査と福島における全国集会には全国三〇都道府県から一五〇〇名の活動家が参集し、一七日夜は県警本部に向けてデモ行進が行なわれた。一九五四年来、この時点までに、すでに現地調査の回数は一〇〇回をこえ、参加人員は一万人を突破した。この間、三月一二日の出版労協臨時大会は、現地調査参加、劇映画製作運動への協力、門田裁判長に対する無罪判決要請決議を行ない、五月三〇日の日教組大会は「地域・分会の段階で松川を守る会の結成につとめ、カンパと署名運動を通じて世論の拡大をはかる」その他を決定し、八月二二日から二五日にわたって開かれた国鉄労組第二〇回大会は松川闘争の最後の勝利をかちとるための決議を行ない、国鉄独自の専門的調査団の派遣、一人一〇円カンパなどを決定し、私鉄総連は一〇月八日付ので、仙台高検特別公判部・福島県警本部にあてて抗議文を送るなど、各労組の松川運動へのとりくみもしだいに盛り上がり、職場や地域の活動家の自主的な運動と、労組の組織的活動とが結びつけら

れるようになった。

松川事件を映画に描く運動は、一九五九年の総評・国鉄労組大会などの決議もあり、松対協全国代表者会議でもその推進が決定されていたが、一九六〇年二月一三日に、正式に松川事件劇映画製作委員会が結成され、「松川の真実が正しく反映される映画をつくり、やりなおし公判を完全勝利にみちびくための最良の武器とする」ことを製作の目的とし、その資金はもっぱら大衆的な資金カンパによることなどを決定した。製作から上映にいたるいっさいの事業を、自主的に行ない、映画企業に依存しないという方針は、その実行の段階で幾多の困難に当面したが、四月には監督に山本薩夫氏、製作者に伊藤武郎氏を決定し、五月には新藤兼人氏によるシナリオ第一稿が脱稿し、一〇月にはキャストも決定した。他方、各地で松川映画製作上映実行委員会が結成され、製作資金の調達が進められ、一一月五日から撮影が開始され、翌一九六一年一月一三日に撮影を完了した。

菅生事件

一九五二年六月二日、大分県菅生村の駐在所が爆破されて共産党員らがその犯人として訴追された菅生事件は、一審の有罪判決を経て二審にいたり、戸高公徳巡査部長が現われて事件の様相は一変し、さらに駐在所の内部爆発説が証明されたために、被告人らは駐在所爆破の点について無罪判決を受け、その後、検察官の上告により最高裁判所に係属していた。

共産党に潜入した警察官の謀略工作によって捏造された事件として、激しい攻撃を受けていた検察陣は、上告審にあたって駐在所爆破はあくまで被告人らの犯行であるとして事実誤認を主張していた。

最高裁第二小法廷は、一九六〇年一一月二五、二六日に口頭弁論を開いて、一二月一六日に検察側の上告を棄却する判決を下した。

判決は駐在所爆破の点について、「記録を精査しても、それらの証拠の採否に関する判断が合理性を欠き、採用すべき証拠を排斥し、排斥すべき証拠を採用する誤りをおかし、その結果原判決に重大な事実を誤認した違法があるということは、これを認めることはできない」とした。

公安条例関係

一九五九年一一月二七日、安保改定反対第八次統一行動の際に、デモ隊員が国会構内に立ち入ったことを機として、国会周辺のデモ規制のために、「国会の審議権確保のための秩序保持に関する法律案」（国会周辺デモ規制法案）が国会に上程されるにいたったが、他方、安保改定反対の集団示威運動の高まりに伴って、取締当局は、違憲・合憲の判決が行なわれている公安条例関係事件の審理を促進するために、最高裁判所に合憲判決を早期に下すように要請する動きが現われた。最高検では、一九五九年一二月にはいってから、清原検事総長名で田中最高裁長官あてに親書を送り、上告事件として係属している公安条例関係事件四件について早急に審理を開始し、判決を下してほしい旨を申し入れた。また東京高裁に係属していた東京都条例事件（一審違憲判決）については、最高裁への移送申立てを行ない、一九六〇年一月二〇日に最高裁第二小法廷は申立てを許可し、さらに一月二七日に事件を大法廷に回付した。

そこで最高裁大法廷は、静岡県、広島市、東京都の三公安条例につき、一九六〇年四月一八、二〇、二二日の三日間にわたって口頭弁論を開き、検察・弁護側の論戦が行なわれた。

ときあたかも安保改定反対と三池争議をめぐって全国各地にデモ行進が行なわれていた時期であったために、この弁論は広く注目さ

れた。最高裁は七月二〇日にこれら三件について判決を下し、一審で違憲判決のあった東京都条例事件については破棄・差戻し、二審で合憲判決のあった広島市条例事件については上告棄却の判決を行ない、両条例の合憲性を認めた。静岡県条例については自治体警察の廃止に伴い、刑の廃止があったものとして免訴の判決を行なった。

これら公安条例は、集会やデモを許可制によって制限しており、憲法上の表現の自由、団体行動権などの基本権を侵すかどうかが争われてきたものであるが、特にこれらの条例が一九四九年から一九五〇年にかけての時期に占領軍の命令によって作られた経緯があり、その合憲性に対する疑問は一〇年余にわたって争い続けられてきた。下級裁判所では、合憲・違憲のさまざまの判決があって、取締当局を困惑させてきたのであるが、右の大法廷判決によって訴訟上は一応の終止符がうたれることになった。この判決に対しては藤田八郎・垂水克己両裁判官は少数意見を述べて反対した。

判決の理由は、集団行動の性質について次のように述べ、これが行政的規制を受けることの正当性を支持したのであるが、この部分は最高裁判所の大衆運動観を示すものとして注目された。

ところでかような集団行動による思想等の表現は単なる言論、出版等によるものとはことなって、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によって支持されていることを特徴とする。かような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によってきわめて容易に動員されうる性質のものである。この場合に平穏静粛な集団であっても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によって法と秩序を蹂躙し、集団行動の指揮者はもちろん、警察力を以てしても如何ともなし得ないような事態に発展する危険が存在すること、群衆心理の法則と現実の経験に徴して明らかである。

朝日訴訟事件

国が実施している生活保護法による生活保護の実態は、憲法二五条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を破るものである、としてひとりの結核患者が長期にわたる裁判闘争を行なっていたが、一〇月一九日、東京地裁はこの患者に勝訴判決を与えた。この判決を機に、社会保障の実体と、結核患者の人権問題が世間の注目を集めた。

岡山県早島町国立療養所患者・朝日茂氏は、無収入のまま十数年にわたり入院費を免除されて療養生活を続けてきたが、一九五六年夏に久しく音信のなかった実兄の所在がわかった。岡山県津山市社会福祉事務所は、その実兄に対し、朝日氏に対する仕送りを命じた結果、月に一五〇〇円ずつ送金されることになった。

ところが福祉事務所長は保護変更決定を行ない、仕送りの一五〇〇円のうち、六〇〇円を生活扶助として従来支給されてきた日用品費に充当させて生活扶助を廃止し、残りの九〇〇円を医療費の一部として原告に負担させることにしたので、せっかくの仕送りはなんの役にもたたないことになった。朝日氏はこれを不服として岡山県知事・厚生大臣に訴願したが、却下されたので、この却下の採決を争ってその取消しを求める行政訴訟を起こした。

この裁判では、生活保護法にもとづく保護基準が生活保護法八条二項、三条、五条の規定に反するかどうかが争われたのであるが、さきの判決は、「健康で文化的な生活水準」というのは、憲法二五条一項を受けたもので、それが具体的にいかなる水準のものである

かは結局健全な社会通念によってきめるほかはないが、しかしそれは客観的にきめられる性質のものである。そしてこの判断をするにあたっては、低賃金の日雇労働者や零細農漁業者等のボーダー・ラインに位する人びとの生活水準をもって「健康にして文化的な生活水準」とみてはならないし、また予算上の制約も考慮すべきものではなく、「予算を潤沢にすることによって最低限度以上の水準を保障することは立法政策として自由であるが、最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを支配指導すべきものである」としている。なお、政府はこの判決に服することなく、控訴して争った。

平事件

一九四九年六月三〇日、平市署において起こった平事件は騒乱罪事件として一審無罪、二審有罪の判決を経て最高裁判所に係属していたが、最高裁第一小法廷は一九六〇年一〇月二〇、二一、二二日の三日間にわたり口頭弁論を開いた。この事件では、大衆運動の正当性と、騒乱罪の違憲性が争われたが、同じ騒乱罪として東京のメーデー事件、大阪の吹田事件、名古屋の大須事件などの公判闘争が続けられており、平事件の騒乱罪の成否はこれらの事件の公判闘争に影響を与えるものとして、検察・弁護側ともに弁論に力をそそいだ。

この事件に関する判決は一九六〇年一二月八日に宣告され、上告が棄却された。弁護側の主張は、特に二審判決の認めた、未必的共同意思に対する攻撃に向けられ、このような概念をもちこむことは騒乱罪の構成要件を著しく軟化させるものであり、これを粘着剤として個々の散発的な暴行脅迫をひとつのものにまとめあげ、さらにこれらの暴行脅迫を行なった者以外の多数の大衆をも結びつけることを許す大衆行動抑圧の理論であることを強調した。つまり騒擾罪は「大衆捕獲の網」である、というのである。

しかし最高裁はこの主張をいれなかった。

白鳥事件

一九五二年一月二一日、札幌市内の街頭で、当時の札幌市警警備課長白島一雄氏が拳銃によって射殺された事件は、その後、共産党の中核自衛隊の組織がその武装革命の方針にもとづいて敢行した犯罪であるとして、村上国治、村手宏光の両氏が起訴されていたが、一九五七年五月七日、札幌地裁は村上氏に対して無期懲役の判決を行ない、さらに被告人からの控訴にもとづいて審理を続けていた札幌高裁は、一九六〇年六月九日に、一審判決を破棄したうえ、あらためて懲役二〇年の有罪判決を行なった。

村上氏は終始、無実を主張して獄外に訴えを続け、共産党もこれを取り上げて、しだいに事件の真相の究明と村上氏の救援の運動が起こってきた。

弁護人側は、札幌高裁の判決に対しては、あくまで無実を主張して事件を最高裁にもちこんだ。事件の主要な証拠とされている佐藤・追平・高安氏らの供述の任意性、真実性を争い、検察官のいう白鳥氏殺害の共謀のときにはアリバイがあり、特に最も重要な謀議があったとされている一九五二年一月四日に村上氏は他の会合に出席していてアリバイは明らかであり、さらに有罪の証拠とされている札幌市郊外、幌見峠から発見されたという弾丸は、その損傷や腐蝕の程度からみて、事件との結びつきはない、などの諸点を主張している。

維新行動隊事件

安保改定反対運動のさなか、一九六〇年六月一五日の第一八次統一行動にさいして、国会参議院第二通用門付近をデモ行進中のキリスト者、安保批判の会、一般人らの隊列に、こん棒をふるってなぐりこみをかけ、八〇余名に傷害を負わせた維新行動隊の集団暴行事件は、当日夜から翌日未明にかけて行なわれた学生・教授団に対する警察官の集団暴行事件の件やこれに伴う樺美智子氏の殺害事件とともに、右翼団体と警察官に対する糾弾の世論をまきおこした。維新行動隊の関係者二一名は東京地裁に起訴されてその審理が進められてきたが、一九六〇年一二月二〇日と、一九六一年一月一七日の公判において維新行動隊隊長石井一昌が行なった発言は、六月一五日における警察と右翼団体の結びつきを示すものとして注目された。同氏は被告人の陳述として要旨次のように述べた。

わたしは警察の手先きをした。われわれが進歩的文化人をたたいたのは事実であるが、暴力を先に加えたのはかれらで、挑発したのもかれらだ。けれどもわれわれが、こういうことをやるについては慎重に警察に連絡した。事件の前日に警官を護国塾に呼んでビールをのませた。そのとき社会党の田中稔男代議士をやっつけるという了解ができたはずだ。自分は現在裁判をうけており、保釈中だったからやると駄目だと知っていたが、警察の了解があったからやったのだ。警察はやれとは命令しなかったが、われわれを制止せず、示唆したのだ。だから私が犯人だとすれば、警察は私以上の共犯者だ。ところが警察は樺美智子さんが死んでから急に態度をかえ、われわれは起訴された。これでは警察は共犯以上に悪質である。

検事はこの石井発言に対して反駁し、「六月一四日に警視庁公安部の佐立市次郎巡査が右翼の情報をえる目的で、護国塾の石井のところにいき、被告らが六月一五日にデモを行うことをきいた。その際ビールをすすめられ、職務中だと断ったが、重ねてすすめられたのでコップ二、三杯のんだ。その対談中、石井が社会党の田中稔男代議士のところにおしかけるといったので、中止するよう勧告したら、石井はそれでは田中以外の代表的な二、三の人にデモをかけるといった。石井のいうような共謀や教唆の事実はない」と述べた。

なお、六月一五日の警官の行動については、特に維新行動隊がなぐりこんだときに、警視庁第四機動隊の警官は折から国会警備中であって、維新行動隊はこれら警官の面前で暴行を行なったにもかかわらず、警官は被害者の救助要請にこたえずに傍観を続け、さらには国会構内に逃げこもうとした人たちを制止して、維新行動隊の暴行を容易にしたという理由により、被害者たちから傷害罪の幇助または遺棄罪で告訴を受けていた。

第三章　右翼テロ抗議運動

右翼テロ・暴力活動の激化　右翼・暴力団の暴力行為は、一九五八年三月の岸政府の出現とともに表面化したといわれる(注一)。一九五八年の日教組の勤務評定反対運動に対抗した全国一連の反日教組暴力事件（大日本愛国党、大日本独立青年党、護国団、殉国青年隊、国粋会などをはじめとする）、一九五九年八月、広島の原水爆禁止世界平和大会に対する妨害事件（大日本愛国党、護国団、大日本独立青年党などをはじめとする）、一九六〇年三月の三井三池炭鉱争議において地元暴力団がなぐりこみ、三池労組員久保清さんを刺殺したのをはじめとする、労働争議への暴力団の介入、一九六〇年四月の毎日新聞社襲撃事件(松葉会)、同年六月一五日、日米安保

条約反対のデモに対する維新行動隊のなぐりこみ事件――これらの事件をはじめとして、右翼・暴力団の暴力活動は一九五八年以来全国的に発生し、日米安保条約反対運動に対抗する活動を一つの頂点として、激化してきた(こうした動きについては、奈古浦太郎著『日本の右翼』、三一書房、一九六〇年一一月刊などに詳しい)。

(注一)『日本の右翼』(前掲)は、これについて次のように述べている。「現在の右翼暴力団の跳梁は、岸政権の出現(三三年三月)とともにはじまった。……岸政権の下、右翼ブームは、今年の新安保問題の最終的段階にいたって最高潮をしめしたが、ここにいたるまでの道程〈をみると〉……第一期の勤評実施にからみ、東京はじめ各府県で地方右翼、暴力団が日教組の反勤評闘争に対抗して動員され第一線に躍り出た。……現在、一応名の通った右翼暴力団は大部分この勤評強行で実績をあげたものである。第二期の参院、地方選挙、とくに東京都知事選挙では、右翼は、未曽有の金権選挙の余沢をうけて、資金面が潤沢となり、また政治的関係も飛躍的に拡大した。……三四年夏からはじまった革新陣営側の新安保反対闘争に対抗して、いよいよ右翼、暴力団の季節が到来した。この第三期に、岸政権は往年の軍閥政権とまったく同じような対右翼関係をもつにいた〈った〉。……岸が退陣した今後も、現状のままでは右翼、ヤクザ、暴力集団は容易に後退しないであろうことは充分に予測される……」(四六～四八ページ)。「……安保改定促進運動では、反共主義が前面にするどくおしだされたが、安保改定承認後の彼らは、次は憲法改正促進運動だといっており、いよいよ天皇主義を前面に押しだすことだろう」(一三四ページ)。

右翼によるテロ行為は、安保闘争の最中における社会党の河上丈太郎氏刺傷事件(六月一七日)、次いで皮肉にも前首相岸信介氏刺傷事件(七月一四日)として現われていたが、このような動きは、ついに一九六〇年一〇月一二日の浅沼社会党委員長刺殺事件において、公然たるテロ行為となって爆発するにいたった。そしてひきつづいて、一九六一年二月一日には嶋中事件が発生した。浅沼稲次郎社会党委員長は、東京日比谷公会堂で行なわれた、NHK・公明選挙連盟・東京都選挙管理委員会主催「三党首立会い演説会」において、右翼のヤジ・妨害のなかで演説中、自民、民社両党首や多くの聴衆の面前において刺殺された。犯人の山口二矢(一七歳)は、アジア反共青年連盟(大日本愛国党脱党者により一九六〇年五月に結成)に加盟していたが、その前には大日本愛国党(総裁赤尾敏氏)の党員であった。

嶋中事件は、雑誌『中央公論』一九六〇年二月号に掲載された深沢七郎氏の小説「風流夢譚」の内容が、皇室を侮辱するものだと大日本愛国党などが中央公論社にいやがらせを行なっていたが、党員小森一孝(一七歳)は、中央公論社社長嶋中鵬二氏を殺そうと自宅に上がり、同氏が不在のために夫人を刺傷、手伝いの丸山かねさんを刺殺したものである(なお、これに関連して最近「天皇の尊厳をおかすものを処罰する法律」――不敬罪――制定の請願署名運動が、右翼、旧軍人組織、宗教団体などの手によって一斉に始められている)。

なお、大日本愛国党総裁の赤尾敏氏は、かねてから、「……赤尾を信ぜよ、たとえばおれが、あいつを殺せと言ったら、それをやる……」(一九六一年二月二日の日本教育テレビ、大日本愛国党員討論会の録音放送)と、小森をも含めた党員に対して教育していた。だが、こうしたテロの犯人・共犯者は、これらの少年や赤尾だけにとどまるものではない。テロを正当化し、それを公然と呼号し賛美し、協力して「山口君救援対策本部」を設置したり「山口神社」建

設の運動を起こしたりしている数多くの右翼団体と、それを生みだし、維持し、強化させている支配階級こそ、その真の「黒幕」といわねばならないであろう(注二)。この意味で、テロ発生の基盤は今後とも根強く存続していくことが予想される。

(注二)　右翼・暴力団の資金源については前掲の『日本の右翼』などに詳しい。同書では、これらの各団体に対して、届出（公表）されたものだけでも自由民主党や宏池会、それに、八幡製鉄、日立製作所、東京電力をはじめ日本の独占大企業を網羅するほどの数多くの企業が寄付を行なっており、事実上のスポンサーとなっている実態が、そして安保闘争をはじめとするこれまでの一連の暴力活動の請負がこれらの団体にとっていかに実入りのよいものであったかが、知れるかぎりの資料を使って詳細に暴露されている。

なお、一九六一年二月には、嶋中事件に対する国会での社会党の追及によって、一部右翼の資金源が政府から発表された(二月六日、法務省刑事局長の国会答弁)。

抗議運動の展開　浅沼社会党委員長刺殺の報に、全国的な抗議運動がまきおこった。総評では直ちに、一二日午後六時から「虐殺抗議集会」を開き、労組員や全学連学生など二万人以上が参加した。そして、池田内閣の総辞職、警視総監をはじめ治安責任者の免職を要求することを決議、これをもって政府や小倉警視総監に対し抗議を行ない、新橋までデモ行進を行なった。このほか一二日には、札幌、京都、山形、島根（二ヵ所）、福岡の各地で抗議集会が行なわれた。そしてこれ以後、一〇月一三日に総評主催の第二回抗議集会(東京・日比谷、二万五千人参加)、一四日第三回抗議集会(日比谷、一万五千人参加)、一五日の総評の秋季闘争第三次統一行動では浅沼社会党委員長暗殺抗議という新たなスローガンを加えて各労組が時間内職場大会を行ない、中央の抗議大集会（東京・三宅坂）には午前と午後の集会に労組員など約六万人が参加し、終わって社会党本部、国会を経て新橋までデモ行進を行なった。また夕刻からは日比谷において抗議集会が開かれ、労組員や学生、民間団体など、国民の広範な層の参加があった(約一万四千人)。一〇月一七日には、「ファシズムの暴力に抗議する学者・文化人のつどい」が安保批判の会など各団体の主催で開かれた（衆議院第一議員会館会議室、五〇人参加)。ひきつづいて同じ集会が二七日にも開かれ（東京九段会館ホール、六〇〇人参加)、「浅沼事件の核心的意味は、言論の自由をふくむ国民の基本的人権と憲法秩序に対する真向からの挑戦にほかならない。この事件の背景には、安保体制をきずくために、政府・自民党・財界などが右翼勢力を温存し、育成して来た点をあげなければならない(中略)。われわれは、浅沼氏の死をくりかえさないよう、すべての学者・文化人が「ファシズムの台頭をゆるすな」という統一した目標のもとに行動にたちあがることを、ここに宣言する」（要旨）という宣言を採択した。また日本ジャーナリスト会議（一〇月一三日)、日本政治学会（一〇月一七日）など数多くの団体から抗議声明が出された。

浅沼社会党委員長の党葬が開かれた一〇月二〇日、安保阻止国民会議は全国で「新安保反対・浅沼暗殺抗議」の統一行動を行なった。総評や中立の各組合は、党葬の始まった午後一時前後に、全国各地でそれぞれ時間外三〇分の職場大会を開き、黙禱を捧げ、暗殺抗議の意を表明した。また、全国各地で多数が参加して抗議集会やデモ行進が行なわれた。中央の新安保反対・浅沼暗殺抗議国民大会（東京、三宅坂の国立劇場予定地）は、総評、中立組合、民主諸団体、一般市民や学生など約五万人が参加して開かれ、浅沼享子夫人に抱かれた遺骨を前に、暗殺抗議の集会を行なった。浅沼委員長哀悼決議、

池田内閣退陣・警察庁長官・警視総監罷免要求決議、反動裁判官罷免決議、などを行ない、次のような大会宣言を発表し、終わって新橋までデモ行進を行なった。

大会宣言

安保闘争の先頭に立って国民を指導された浅沼委員長は凶刃に倒された。われわれはこの事態を安保闘争に立ち上った国民の抵抗をテロの暴力によってはばもうとする権力の意志から生まれたものと考える。この暴力は、安保反対勢力にたいする挑戦であるばかりでなく新安保体制そのものの正体である。われわれはいま日本の民主主義がファシズムによって犯されようとしていることを痛切に自覚する。池田内閣の安保体制を完成させようとする政策は、国連におけるアメリカ追従政策となり、日中国交回復を阻害し、朝鮮人の帰国を妨げ、さらに国内においては新島ミサイル基地化、自衛隊の核武装化となってわれわれの前に現われている。こうした戦争政策こそ右翼暴力を生む根源であり、浅沼委員長はこれに反対して平和、独立、民主主義を目指すたたかいのかけがえのない犠牲者となったのである。

いまや安保改定阻止国民会議に結集したわれわれが、浅沼委員長の暗殺事件を契機として新らたな決意で起ち上るべきときである。とくに、安保闘争の成果をかけた総選挙における勝利こそ、池田内閣の戦争政策を阻止し、浅沼委員長の遺志にこたえる最大の道である。さらにこの総選挙は砂川事件、公安条例事件などにおいて日本の反動体制を最高裁で推進した反動裁判官の国民審査の機会である。日本の政治、外交の運命をかけてたたかわれる総選挙に、われわれは安保反対の二千万の請願署名者をくまなく結集し、池田内閣打倒、反動裁判官の追放、新安保条約の破棄、不当弾圧粉砕のためにたたかいぬき、ここに総決起することを宣言する。

なおこの間、国会においては、社会党をはじめとして、政府・治安当局に対する右翼・暴力団体野放しの責任追及が激しく行なわれたが、結局、政府によるなんら具体的な責任表明もなされず、社会党の右翼テロ絶滅に関する決議案に対しても自民党が左翼暴力も加えるべきだとこれに反対し、ようやく形式的な「暴力排除に関する決議」が自民、社会、民社の共同提案で行なわれたまま、うやむやのうちに国会解散、総選挙にはいった。

一九六一年二月一日、嶋中事件が発生したことによって、右翼テロ抗議運動は再び高まりを示した。二月四日には、「右翼テロをなくし、言論の自由を守る国民集会」（東京四ツ谷・主婦会館）が、社会党、総評、中立労組などの主催で開かれ（六〇〇人参加）、「右翼テロと結んだ政府・自民党・警察当局は責任をとれ、右翼に金を出す政界・財界を徹底的に洗おう、言論・表現の自由と民主主義を守ろう」という国民へのアピールを発表した。また二月八日には「テロに抗議し、民主主義を守る集会」が出版労協など出版・新聞・放送関係の五労組と日本ジャーナリスト会議の主催で開かれ、三月四日には「右翼テロに抗議し、言論・表現の自由を守る集会」が「言論・表現の自由を守る文化団体連絡会」（ジャーナリスト、学者、芸術家など二五文化団体の連絡機関）の主催で開かれた（東京虎ノ門・社会事業会館）。国会では、この嶋中事件を契機として、再び政府・治安当局への追及が行なわれた。しかし政府は今回も右翼テロ・暴力行為の絶滅に対してなんら責任ある対策をとらず、単に小倉警視総監の辞職などで責任を回避した。また警視庁では、赤尾敏をこの事件の殺人教唆などの容疑によって逮捕したが、結局、殺人教唆などの嫌疑なしという東京地裁飯守裁判官のきわめて悪質な措置などによって、釈放してしまった。

右翼団体の現状　現在、右翼団体といわれるものは、警察庁や警視庁の調査によると全国で約三五〇団体あり、約三万人が参加しているとされている。これらのうちには一人一党というのも多数ある。またこのうち東京では六〇団体、約三千人とみられている（朝日新聞一九六〇年一三日付けによる）（注三）。

（注三）　公安調査庁では、右翼団体の範囲を次のように規定している――「破防法の観点に立ち各団体の中で『きわめて強い反共的立場をとり、これに基づく激しい主張ならびに暴力的行動に出でまたは出る可能性を内包する』もの」。また最近における右翼団体の運動の特徴について、次のように述べている――「……最大の特徴は、通じて『左翼との対決』に主目標を置いていることである。……一昨年以来左翼諸団体の勤評反対・警職法反対および安保条約改定阻止等の諸闘争と、これらの闘争を通じての左翼団体の統一行動の進展を国際共産主義の扇動にもとづく革命情勢のひっ迫と判断し、すべての活動を左翼との対決、反共活動として推進してきた。最近の特徴として見られるところは、(1)実力行使が活発化してきたこと、(2)諸団体の共闘組織の結成が進展したこと、などである」（以上、公安調査庁「右翼団体の現勢」一九六〇年一〇月による）。

なお、全国における右翼関係団体の一覧表が、前掲『日本の右翼』に掲載されている（この資料は、新聞『日本』社編、『右翼左翼』一九六〇年二月発行によったもの）。

これらのうち、治安当局がその動向を注意しているものなど、「主要右翼団体」といわれるものは次のようである（公安調査庁「右翼団体の現勢」および「主要右翼団体一覧表」一九六〇年一〇月、警察庁「右翼資料」、などにもとづく。なお○印は、警察庁が一九六一年二月六日、衆議院に提出した右翼団体リストのうち「特に危険な行動団体」としているもの――朝日新聞一九六一年二月七日付けによる）。

○護国団　一九五四年四月結成、所在地・東京都、団長・竹本胆人、推定構成員数五〇〇名。主義・主張――「民族の歴史と伝統を守り、その発展を阻害するいっさいの罪悪を排除する」など。

○大日本愛国党　一九五一年九月、東京都、総裁・赤尾敏、五〇名。「憲法改正と再軍備。日米同盟の強化。反共アジア同盟結成。共産党非合法化」など。

○治安確立同志会　一九五二年七月、東京都、会長・高津大太郎、六〇名。「郷土治安の確立。日本的民主主義及びマルキシズムの和戦信略の防遏と自衛精神の鼓吹」（規約より）。

日本青年連盟（旧・殉国青年隊）　一九五三年九月、東京都、会長・豊田一夫、一千名。「日本民族独自の歴史と伝統に基き、清新雄大なる青年国家の建設を期す」（綱領より）。

大日本生産党（含・青年隊）　一九五四年六月、東京都、党首・河上利治、一六〇〇名。「日本の完全独立を目的とし、共産党の撃滅を期する国民的実力組織である」（規約より）。

国民社会党　一九四七年五月、東京都、党主・戸松慶一、二千名。「西欧流の二元対立的議会政治の模倣を排し、日本民族の独自性に基づく議会制度を確立運営……、無党無派の政治形態を樹立するものである」（綱領より）。

○防共挺身隊（含・全アジア反共青年連盟）　一九五五年五月、東京都、隊長・福田進、五〇名。

○日本義人党（含・日の丸青年隊）　一九五二年七月、東京都、党首・高橋義人、六〇〇名。

○松葉会　一九五九年九月、東京都、会長・藤田卯一郎、一千

名。

○日本国粋会　一九五八年七月、東京都、理事長・青沼辰三郎、六〇〇名。「……国体を護持して国家の緩急に応じ、奉公の実を挙ぐることを期す」（綱領より）。

○大日本菊水会　一九五八年八月、奈良市、会長・川井春三、六〇名。

○師魂革新同盟　一九五七年三月、名古屋市、主宰・浅野五郎、三〇名。

国民総連合　一九五四年五月、東京都、委員長・大森曹玄、八〇名。「……徹底せる経済革命・社会改造を断行し……、共産党とその同調勢力を打倒し、その温床となる政党、財閥、官僚の腐敗勢力を粛正し、勤労大衆を基盤とする新たなる指導権力と救国政権の樹立を期する」（綱領より）。

国民同志会　一九五二年八月、東京都、総裁・吉田益三、一五〇名。「天皇を元首とする国体本義の確立を期する」（綱領より）。

大東塾（不二歌道会）　一九五四年四月再建、東京都、塾長・影山正治、一三〇〇名。「……吾人は皇道による大統世界の実現を期す。……吾人は神命に基く道の国、光の国、大東国日本の実現を期す」（綱領より）。

○大日本独立青年党　一九四八年四月、東京都、総裁・清水亘、五名。

○愛国青年同志会　一九五〇年二月、和歌山市、会長・渡瀬修吉、一〇名。

日本同志会　一九五〇年五月、岡山市、会長・山田理吉、一二〇名。

新青年協議会　一九五〇年五月、東京都、中央委員長・吉富幸助、八八〇名。

○大日本国民党　一九五七年一一月、東京都、総裁・荒原朴水、五名。

菊水会　一九五三年五月、伊勢市、会長・植本武夫、四四一名。

○建口青年同盟　愛知県守山市、盟主・柴田実、一〇名。

○照国会　鹿児島市、会長・片平恒文、三〇名。

合友会　名古屋市、委員長・摺建一、一二〇名。

弘道会　水戸市、会長・綿引正三、一〇〇名。

〔連合体――おもなもの〕

新日本協議会（新日協）　一九五八年一月結成、事務局長・安倍源基。加盟団体は日本青年連盟、国民総連合、などをはじめ多数に上り、「右翼の本山」といわれている。綱領は、「日本の民族的自覚と愛国心に基づき、歴史と伝統に即する民主政治の発達を期する」をはじめ、「自主的憲法の制定」、「正規の国防軍」の整備、「愛国心と忠誠」との喚起、「健全なる労働運動の発達」、などを主張。

全国愛国者団体会議（全愛会、のちに全日本愛国者団体会議）　一九五九年七月、安保条約改定促進のための行動派右翼の全国的結集の意図のもとに結成。大日本国粋会、松葉会、護国団など二八団体が常務委員団体となり、こうした「行動右翼」、「街頭右翼」、といわれる右翼・暴力団体を主体として全国で約一〇四団体が加盟しているといわれる。「……おそらくはこれからの右翼運動の主流を形成するであろうと思われる組織であり、……安保をめぐる戦闘で勇名をはせたのは、ほとんどが全愛会の加盟団体であった」（前掲『日本の右翼』一二三ページ）。

第四章　青年運動

日本青年団協議会の動向　一九六一年五月九日に、日本青年団協議会第一一回定期大会が開かれた。過去一年間に、日青協の運動は、全体として、かつてみなかったほどの発展をとげたといってよいだろう。特に、前年の安保反対運動のなかで、長野県などの青年団は、きわめて重要な役割を果たし、さらに、約半数に近い府県の青年団が、共同闘争に参加した。

しかし、日青協執行部は、このような動向の反映した第一一回定期大会以後にも、たとえば、六月一〇日には、全国地域婦人団体連絡協議会とともに、次のような「原水爆禁止運動についての声明書」を発表するなど、わが国の大衆運動に、注目すべき一石を投じた。日青協と地婦連の共同声明は、次のように指摘して、大きな反響を呼んだのである。

われわれは世界で唯一の被爆国として、原水爆禁止と被爆者救済という全国民の念願をかけ、あらゆる立場や条件をこえて、日本原水協の組織を通じ団結し、ふたたび人類の悲劇の歴史をくり返さぬよう、地域から運動を盛り上げ、国際与論に訴え平和の運動を続けてきた。本来この運動は、特定のイデオロギーや政治体制にもとづく運動ではなく、あくまでも人道と正義に基づき、原水爆につながる一切の核兵器をこの地球上からなくする大衆運動である。しかるに日本原水協は、この原則を認めながらも、「人道主義を守ることは戦争勢力と闘うことにある」として、一方的な情勢分析に基づき、平和の「敵」と「味方」に区分し、原水協本来の性格と条件を無視し、高度な政治課題の追求に終始してきた。

この独善的方針と行動は、原水爆禁止の全国民的要求の統一を欠くとともに、他方の政治的批判勢力の結束を誘発し、一つに団結すべき運動が分離し、批判し合っている現状は、原水禁運動の性格から誠に不幸な事態と言わなければならない。

われわれは今日まで幾度となく日本原水協の中にあってこのような事態を阻止するために原水禁運動本来の使命と団結の基礎を確認しながら、指導部の独善性を指摘し、真に全世界的運動としての発展をめざしてとりくんできた。

しかし、われわれのこのような主張と努力にもかかわらず、第七回世界大会の諸準備のなかにわれわれの主張する事項について具体的な配慮ははらわれていない。

第七回原水爆禁止世界大会を間近にひかえ、大会の成功を期するため、国民与論の統一と団結の必要性にかんがみ、当面する原水禁運動の問題点を明らかにし、その解決に努力する。

一、日本原水協の指導部及び組織の民主化を図るために、地域の声を結集していく。

二、原水禁運動が特定の政治体制や階級的イデオロギーからすすめることを、おしつけるようなあやまりを是正し、あらゆる人人のヒューマニズムに根ざした運動とする。

三、日本原水協結成の歴史と構成している条件を無視し、原水爆禁止に関係があるとして、あらゆる政治課題をとりあげ、運動を一方的に押しすすめ混乱させているあやまりを是正する。

四、日本原水協の体質改善とあわせて、政治的立場から意識的に日本原水協を批難し、分離している人たちの姿勢を正し「原水爆禁止、被爆者救済という共通点で、あらゆる階層の人々の大同団結する世界大会」とするよう要求していく。

以上のことを平和を愛し、戦争に反対する大衆の良心に訴えて

原水爆禁止運動の考え方を統一し、共同の行動を強め、この運動に課せられた本来の使命を達成することを声明する。

日本社会主義青年同盟の春季闘争総括　一九六一年六月三日から二日間、日本社会主義青年同盟第二回中央委員会が「春闘における同盟活動の総括と当面の方針」を中心議題として、東京で開かれた。これは、労働組合幹部に多くの同盟員を擁する社青同の動向を知るうえで、重要な意味をもっている。

社青同の春季闘争総括は、そのなかで、次のように指摘した。

総評の春闘方針にもあきらかなように、春闘の目標は、合理化反対と低賃金構造打破におかれてたたかわれてきた。同盟の春闘方針は、最賃制獲得闘争の意義を次のようにあきらかにしている。「日本の低賃金は、独占資本がつくりだしている一千万人に及ぶ失業者、半失業者によって支えられている。また、大企業の臨時工や社外工及び中小零細企業の労働者や臨時工も、その多くが八千円以下で働かされている。したがって、最賃制獲得の闘いはたんに国会で法律として制定させる議会闘争としてだけでなく、反失業の闘いや、臨時工社外工制度を撤廃するための闘い、安い労働者の供給源となっている農村の生活水準を引き上げる運動、生活保護費の大幅引上げ、失業保険の増額と期限の延長など、いわゆる『失業と貧乏をなくす闘い』と深く結合してたたかわなければならない。最低賃金闘争はこのたたかいのかなめともいうべきものである。」

さらに、最低賃金制獲得の闘いは、同一労働、同一賃金の原則の確立と、生活を保障する賃金制の確立の基礎となる闘いであり、所得格差をチェックする意味において、大幅賃上げのたたかい、一律要求の配分の闘いの基礎でもある。さらに、最低賃金制獲得のたたかいは、大企業労働者の賃上げ闘争の影響によって、賃上げにたちあがろうとする中小企業、臨時工など未組織労働者の闘いの支えである。

このような意味において、われわれが春闘前半にかちとった賃金闘争の成果を完全にわれわれのものにし、さらにこの成果を発展させるために、われわれは最低賃金制獲得のたたかいに、全力を集中することが必要である。さらにわれわれは権利を守る闘いの基礎として、処分反対の闘いをねばり強くすすめねばならない。

スト権を否認することによって公労協八十万人の労働者を調停―あっせん―仲裁の、すなわち安定賃金体制の枠内にとどめていた政府・独占資本は、今次春闘において「実力でたたかいとる」方向に大きく前進した公労協労働者をどうかつし「ストライキ・実力行使は違法なものなのだ」という意識をうえこむために、反合理化闘争の実力行使に対して大量の処分をうちだし、あわせて職場から活動家を追放しようとした。

日本民主青年同盟第七回全国大会　一九六一年六月四日から三日間、日本民主青年同盟第七回全国大会が東京で開かれた。この大会は、民主青年同盟創立一〇周年・共産青年同盟創立三九周年を記念する大会でもある。

一九六〇年六月の第六回全国大会以来、約一年間に、民主青年同盟の同盟員は、わずか一万人あまりから五万人へと飛躍的に拡大し、注目をあびた。第七回大会には、世界民主青年連盟書記長エシャールをはじめ、ソビエト、中国の青年代表も参加した。

大会宣言は、次のとおりである。

同志諸君、そして全国の若いなかまたち！

わが同盟第七回大会は政暴法に反対する巨大なエネルギーの結集のなかで開かれた。

六大会二中委が提起した「五万の同盟建設」の課題は、超過達成された。七大会は、これを確認するとともに、若い世代の成長のための方向を明らかにするという重大な任務を果すことに完全に成功した。

大会はアメリカを盟主とする日米軍事同盟と国家独占資本の強化、再編成の中で若い世代が一層激しく搾取され、権利を奪われている事実を明らかにした。大会は、それにもかかわらず若い世代がこの貧困と戦争の制度と政策に反対するたたかいの最前列にたちつづけていたことをも明らかにした。

大会はこの若い世代のエネルギーが、その成長のために求めているものはたたかう青年の組織であり、運動であり、その担い手こそわが同盟であることを明らかにした。

この一年の実践は、マルクス・レーニン主義を行動の中で学び労働者階級の立場に立つ六大会路線の正しさと、これに基く運動は必ず勝利することを示すものである。こうしてわれわれは、いま巨大な前進をとげようとしている。その前進の途とはなにか。

大会がさし示した道は次のとおりだ。

一、青年の現在と未来にとって日米軍事同盟・NEATOの結成のための軍国主義復活の息の根をとめることはさし迫った問題である。

しかもその勝利の可能性はひらけている。世界的な社会主義の勝利と平和共存の潮流の中では、軍国主義的政策が成功する保障は全くない。われわれは完全軍縮を現実的課題としてこのたたかいに若い世代の力を結集しなくてはならない。

一、六大会は、青年問題が社会的に未成熟であることに注目したが、いまや青年問題は社会の中心的問題になろうとしている。われわれは班、地区を基礎にして、地域別、産業別、業種別に立体的な政策をくみ、その基礎の上に最賃制、職業教育をはじめとする青年の社会的、政治的権利を保障させるための制度化、立法化を、政府、自治体に迫らねばならない。

一、大会は、若い世代がかくされた巨大なエネルギーをもっていることを明らかにした。強まる搾取と収奪はこのエネルギーを一層大きく成長させている。だがそれは自動的に「政治を変える力」に発展するのではなく、行動の中で教育されることによって発展する。だからわれわれは、日本民族の文化的遺産の上に青年が正しい世界観を身につける努力を一層強めなくてはならない。

一、この巨大な青年運動の発展の基礎は班にある。班は広く青年と結びつき、同盟の立場と方針を明らかにし、創造的に活動する。中央委員会は実践の先頭に立ち県、地区、総班は班を援助し集中を強め、中間機関の任務を果し、こうして同盟を真の単一青年同盟として発展させなくてはならない。大会が決定した「一五万の水準の同盟、二十万の機関紙」の目標は以上の実践を通じて必ず達成されるだろう。

こうして同盟と青年は、未来だけではなく現在も決定する力として新しい段階を迎えた。

わが同盟は、大会に迎えた世界民青連代表、中国共産主義青年同盟代表の連帯のあいさつに、また多数のメッセージに示された期待と友情に応えるだろう。

この青年運動の新しい前進が国際的な青年の支持と激励の中で必ず達成され、世界反動の憲兵であるアメリカ帝国主義者を後退させ、平和共存、完全軍縮の一層の前進に貢献するだろう。

同志諸君、若い仲間たち！

「未来は青年のものだ」ということばは単なるスローガンではない。われわれが青春を送っている現在に起りうる一切の事態を

青年にとって有利に解決できる新しい時代がひらけている。

若い仲間たち！

同盟は大会を終るにあたって、この素晴しい時代の青年にふさわしい戦闘性をもって同盟に加入し、この運動の流れに勇敢に身を投じることをよびかける！

第七回全国大会の成功万歳！

偉大な青年運動の前進と青年の団結万歳！

「世界青年研究集会」参加の運動　一九六一年七月二五日から一〇日間、二〇世紀中葉の世界の青年の共通の問題を討論するため、「世界青年研究集会」が、モスクワで開かれることになり、日本代表団二六人も、七月一二日、横浜港を出発した。

この「世界青年研究集会」の内容と計画について、世界青年研究集会国際支持委員会創立会議の決議は、次のように述べている。

一、集会のテーマを、「二〇世紀なかばの青年と、その諸問題」とすること。

二、右のテーマの枠のなかで、さまざまな国の若い人々が心にかけている広汎な諸問題を討議すること。その諸問題の主なものは、平和の維持、平和共存および軍縮、民族独立および新興国家の国家的発展、若い人々の社会的経済的諸権利の充足、青年の社会的生活への参加、育成と教育、若い人々の文化を享受する権利、また児童労働に関する特殊な問題、女子青年の特殊な権利の充足、若い人々の休養と余暇の組織、青年の旅行とスポーツ。

三、（略）

四、本会議において集会の中心テーマの全体討議を行なう際に次の報告を聞くこと。

1、青年、理解、協力および平和共存

2、青年と植民地主義、帝国主義反対、民族独立のための闘争と世界平和の諸問題

3、青年と軍縮

4、青年と社会におけるその権利と義務

5、青年と進歩

著名な社会活動家および青年指導者が、右の報告を行なうために招待される。

五、一定の問題についてさらに突っ込んだ討議を保障するため、次のような委員会、ゼミナールおよび専門会議を組織すること。

1、理解と協力と平和共存をめざす青年活動についての委員会

2、民族独立および国家再建をめざす闘争への青年の参加の問題についての委員会

植民地主義の残滓の一掃、帝国主義の経済的浸透および新しい型の植民地主義の危険に反対する闘争、国家の幹部の養成、工業と農業のための技術設備、文盲の廃絶、民族文化の再生、他国の青年からの援助、植民地保有諸国青年との関係およびこの青年に対する植民地主義がもたらした諸結果。

3、「青年と軍縮」のテーマを研究するための委員会

4、若い労働者の諸問題研究のための集会

社会立法、働く権利、賃金、職業教育をうける青年の権利、技術革新と技術革新の結果として出現した新しい職業と青年、社会に適合しない青年、ＩＬＯと青年労働者の諸権利、青年団体と労働組合組織の役割。

5、農村青年問題の研究のための集会

農村青年と農地改革、農村青年と農業機械化の発展、農村青年のための職業訓練、農村青年の労働の権利、社会に適合しない青年、現代農村における生活、余暇と文化。

6、学生問題研究のためのゼミナール
　高等教育をうける権利と自分の専門通りに働く権利、教育の民主化、大学と学校の改革、学生自治と大学の自治権の諸問題、現代社会の要求に即応する精神での学生の教育、学生とその他の層の青年との協力、国際学生運動における協力。
7、「近代世界における科学的、技術的進歩と青年」というテーマについての討論会参加者の集会
　若い科学者の訓練と科学的完成、科学的創意の自由、科学研究における情報の国際的交換と交流、原子力の平和目的への利用、科学と若い人々を悩ましている諸問題の解決。
8、「文化、大衆教育および青年」というテーマについての討論会参加者の集会
　青年が自由に人類の文化的諸価値を享受できるために、青年の文化活動と文化交流の諸形態、民族文化と青年。
9、女子青年の諸問題の研究のためのゼミナール
　社会生活への女子青年の参加、女子青年の経済的地位、すなわち労働の権利、賃金、女子青年労働者のための職業教育などなど、現代社会における女子青年の地位、市民としての権利、結婚、母となること、家族および社会における地位、性による差別など、文化生活およびスポーツを享受する権利、女子青年の権利擁護における青年組織の役割。
10、児童の立場について国連憲章と関連した問題について、児童組織指導者のゼミナール
　―児童の社会的保護―児童の一般教育―児童の地位について国連憲章を実施するについての児童および青年組織の役割―憲章実施に当っての、社会的団体および政府機関の役割―児童の教育における科学、文学、新聞、ラジオの役割―国際児童キャンプの重要性。
11、若い世代の権利の規定および保護における社会組織、議会、地方議会などの役割についての、若い国会議員や地方自治体議員の集会
12、現代世界における青年の教育の諸問題についての委員会
　―他民族に対する友情と尊敬の精神における青年の教育―青年の道義的教育―青年と人種差別―労働を通しての青年の教育―現代青年の人間形成における文化と芸術の影響―青年の教育における新聞や報道機関の役割。
13、スポーツの諸問題討議のための集会
　学校、工場、社会的団体ないし国家機関などによる青年大衆の肉体的および肉体的精神的教育方法としてのスポーツの訓練、現代人のスポーツ行事や競技。
14、青年の国際的協力形式を研究するための委員会
　青年労働奉仕キャンプ、国際青年キャンプおよび集会、青年友好祭、青年旅行、ユース・ホテルおよびユース・ホームの設置網の拡大、この分野における青年運動の経験、ユネスコと青年交流。

六、世界青年研究集会の期間に、研究集会クラブの設置のため準備をすすめること、このクラブの活動として、国際連合およびその専門機関の諸問題について、講演したり、宗教問題についての討論もでき、またその他の非公式集会も組織することができよう。

七、研究集会の活動範囲のなかで、地方的集会を開催する準備をすること。

わが国でも、この「世界青年研究集会」のために国際準備会で用意されたいくつかの討論テーマについて、日本の青年の間で討論を

広く行ない、日本の青年の現状について、さらに青年の進むべき道について、みんなで明らかにしようと、世界青年研究集会日本実行委員会（日本労働組合総評議会青年対策部、全日本農民組合青年部、日本青年団協議会、日本社会主義青年同盟、日本民主青年同盟など七団体）が主催して、「日本青年研究集会」を、六月二五日から二日間、東京で開いた。この「日本青年研究集会」には、中央七団体と、地方二十数県の代表一五〇人が参加している。

第四編　労　農　政　党

第一章　概　況

安保闘争をたたかったあと、運動の山は秋の衆議院選挙であった。選挙のための三党首立会い演説会において、テレビのカメラの前で社会党の委員長が右翼テロによって刺殺されたこと、党大会を延期してまで総力をかけて努力した民社党がみじめな大敗を喫したこと、などがこの総選挙の意味を示していた。自民党は、「低姿勢」と「所得倍増計画」を看板にし、財界から戦後最大といわれる二〇億円の資金がつぎこまれたにもかかわらず、三分の二の議席を獲得することができなかった。民主勢力は相当の議席を増したが、まだ伸び悩み状態を脱却できなかった。総選挙以後、社会党は、いわゆる構造改革の路線を提起し、党内外に大きな反響を呼んだ。共産党は三年ぶりの党大会を前にして、綱領、政治報告、規約改正の草案を発表し、論議をまきおこした。次に一九六〇年の総選挙の概況を伝え、そのあと社会、民社、共産の各政党の主要な足取りをしることにしよう。

総選挙　第二九回衆議院議員選挙は池田自民党政権のもとで一九六〇年一一月二〇日に執行された。結果は、この選挙の直前に行なわれたいくつかの地方選挙と同じく、自民党は若干後退の色を見せたが圧倒的多数を握り、わずかに社会党の進出を許しただけであった。社会党は政府の「所得倍増」に対して「牛乳三合」政策を掲げ、「安保闘争を闘った一切の勢力に支持される政府」を目標に、「護憲・中立・民主政権の樹立」をスローガンにたたかい、また総評の選挙闘争に支援された。総評主流派は、七月の大会で総評の社会党支持の方針を決定させることに成功し、「上諏訪談話」などを通じて支持政党を社会党一本にしぼり密接に協力した。選挙結果では、社会党は、解散前より二三議席を増加し、一四五議席を獲得した（立候補一八六名）。しかし前回の総選挙に比べると二一議席を減少した。得票数は一〇八八万票、二八％であった。共産党は、安保反対闘争の続行、中立政策を実現させる民主連合政権の樹立をスローガンとし、党員の倍加運動を通じて選挙闘争にはいった。選挙結果では大阪、京都で二名を増加し、三議席を獲得した。得票数一一六万票、三％である。民社党は、全労の組織に依拠し、社会党――総評の線への割りこみに努力し「中産階級化」をねらったが、結果は完全な惨敗であり、解散時の四〇議席を大きく割って二三議席を失い、わずか一七議席を得ただけで、院内の発議単位の資格（二〇議席）も失い小政党に転落してしまった。社会党の議席の増大の多くは民社党をくったものである。社会党は民社党を「保守第三

第159表　総選挙による議席数の変化

所属別	新議席	解散前	増減
自由民主党	296	283	+13
社会党	145	122	+23
民社党	17	40	−23
共産党	3	1	+ 2
諸派	1	0	+ 1
無所属	5	2	+ 3
合計	467	448	+19

第160表　党派別得票数と得票率

所属別	今回		前回	
自由民主党	2,274万票	(57.6)	2,298万票	(57.8)
社会党	1,089	(27.6)	1,309	(32.9)
民社党	346	(8.8)	—	—
共産党	116	(2.9)	101	(2.6)
諸派	14	(0.4)	29	(0.7)
無所属	112	(2.8)	238	(6.0)
合計	3,951	(100.0)	3,975	(100.0)

党」と批判したが、民社党の敗北は、その中間政党的なあいまいさによる点が多かったといえよう。自民党は解散時に比較して一三議席（前回選挙に比べると九議席）をふやし、議席総数の六三％を占めた。選挙戦での三〇〇台突破の企図は失敗し、総選挙後、当選した無所属議員を入党させてかろうじて三〇〇議席を確保する状態であったが、議席総数の当選割合では、保守勢力は前回をやや上回った。これに対し革新勢力は前回より微減しているが、得票率では明らかに増大している。すなわち、革新政党全体の得票比率は、一九五三年の二九％から、五五年に三〇％に達し、前回では三五％をこえ、今回は三九・三％を記録して四〇％台に迫ろうとしている。このうして票数は「三分の一のかべ」を破ってしかも増加傾向を続けているが、なお自民党政権に決定的な打撃を与えるにはいたっていない。

第161表　労農政党の当選者数と得票比率の変遷

	当選者数				得票率			
	社会			共産	社会			共産
第22回	92			5	17.8			3.8
第23回	143		労農	4	26.2		労農	3.7
第24回	48		7	35	13.5		2.0	9.7
	右社	左社			右社	左社		
第25回	57	54	4	0	11.6	9.6	0.7	2.6
第26回	66	72	5	1	13.5	13.1	1.0	1.9
第27回	67	89	4	2	13.9	15.3	1.0	2.0
	社会				社会			
第28回	166			1	32.9			2.6
	民社	社会			民社	社会		
第29回	17	145		3	8.8	27.6		2.9

第二章　日本社会党

浅沼委員長の暗殺と総選挙　社会党は一九六〇年六月六日、第一八回臨時大会を開いて安保改定阻止闘争を推進するための諸議案を審議決定したが、その直後、安保闘争のさなかに請願受付中、衆議院議員面会所前で党議員河上丈太郎顧問が右翼暴力団の一員に短刀で刺され負傷した。つづいて秋の総選挙への闘争体制を整えるための臨時党大会直前の一〇月一二日、浅沼委員長は三党首大演説会において「総選挙に臨むわが党の態度」の演説中、右翼テロにあって刺殺されるにいたった。その翌日に予定されていた第一九回臨時全国大会は、委員長追悼大会にかわり、「浅沼委員長のしかばねを越えてファシズム・暴力の根絶を誓う決議」を宣言、総選挙闘争方針案を決定し、池田内閣の退陣を要求し、全民主主義勢力を結集して総選挙を勝利に導く決意を全国民に訴えた。

総選挙にあたって社会党は、「反独占・構造改革の国民連合」によって、「護憲・民主・中立の政府」の樹立を目ざし、一六〇名の当選を目標とした。「アメリカとも中・ソとも仲よくする中立外交」から「国民みんなに牛乳三合」などの選挙スローガンを掲げ、一八七名を公認候補として立候補させた。選挙結果は、解散時より二三議席だけ多い一四五議席を獲得した。

総選挙後の中央委員会は、「総選挙中社会党に示された国民の支持を定着させるため、全党あげて組織活動にとりくむ」当面の方針をきめ、またそれにもとづいて、一二月から二月までを当面の目標に、支持者の大量入党、機関紙の三倍化、全町村に支部を結成するなどの「党勢拡大運動」の行動計画を決定した。

第二〇回大会　第二〇回党定期全国大会は一九六一年三月六日から三日間、東京九段会館で開かれた。この大会は一九五九年夏の西尾派の分裂以来、社会党が政治方針や政策など長期の政治路線を討議するはじめての大会であり、従来の党大会のように人事問題や派閥問題に重点がおかれることはあまりみられず、「構造改革」の討議を中心に、運動方針など実践的な問題が主として討議された。

第一日は定員六一六名中三八七名（一般代議員三四八人中二三二人、国会議員二一二人中一三四人、支持団体五六人中二一人）が出席し、江田書記長の一般党務報告、松原財務委員長の会計報告、猪俣統制委員長から加藤シヅエ処分問題を中心とする統制委員会報告を聞き、質疑のあと党務報告を承認、運動方針など六議案の説明があった。第二日は本会議はなく、運動方針、政策外交、予算財政の三委員会に分かれ、運動方針、長期政治経済計画、外交方針、党予算、党財政確立、党本部会館建設について審議し、運動方針委員会は八日午前一時まで討議して原案どおり可決、他の二委員会もそれぞれ議案を可決した。第三日には「一九六一年運動方針に関する件」などの委員会報告、その他、県連代表会議提案の「右翼テロを排除し、言論の自由と民主主義を守る決議」などをそれぞれ可決、運動方針では、「護憲・民主・中立」の反独占国民連合の結成と構造改革の政治路線を決定した。役員は対立候補の出た中執三名と統制委員一〇名について記名投票し、その他は無投票で決定した。新中央執行委員長に河上丈太郎、書記長に江田三郎、統制委員長に猪俣浩三の各氏が満場一致できまり、浅沼委員長暗殺以後半年来の委員長代行制に終止符を打ち、中央委員に左の一五人、その他統制委員一〇人、会計監査五人の新執行部が選出された。

矢尾喜三郎（総務局長）、小笠原二三男（組織局長）、和田博雄（国際局長）、佐藤観次郎（教宣局長）、戸叶武（機関紙局長）、成田知

巳（政策審議会長）、細迫兼光（国民運動委員長）、山花秀雄（選挙対策委員長）、山本幸一（国会対策委員長）、藤原光子（婦人対策委員長）、松原喜之次（財務委員長）、勝間田清一、佐々木更三、渡辺惣蔵、亀田得治（以上無任所）。

また大会直後の中執で、新たに六氏を加えた左の一六人を党顧問に決定した。

鈴木茂三郎、風見章、高津正道、黒田寿男、加藤勘十、原彪、松前重義、松本治一郎、杉山元治郎、野溝勝、三宅正一、中村高一、正木清、菊地養之輔、河野密、向坂逸郎

政暴法反対　社会党中央委員会は二月、右翼テロ事件をなくすための「言論と政治活動に対するテロ防止法案」をきめ、国会に提出することになったが、それが逆に民主団体の弾圧に使われる懸念があるのでこれを練り直し、名称も「政治テロ行為処罰法案」（全一二条）と改めて三月国会に提出した。その内容は「自己の政治上の主義とあいいれない故をもって、人を殺傷し、またテロを煽動し、賛美したものなどには、現行刑法より重く罰する」ことであり、このような厳罰立法によって、この種の事件の一般予防の効果をあげることをねらいとしたものであった。

これに対して民社党は「政治的危害行為防止法案」を、自民党は「政治的暴力活動禁止法案要綱」を決定していたが、これを調整して三党共同提案の形で成立させたいとの意向から、自民・民社両党の折衝で社会党への呼びかけが行なわれた。しかし社会党の案が個人テロのみを対象としているのに対し、民社、自民党案は、特定の団体活動をも含めており、特に自民党案は露骨な「左翼暴力」規制を内容としているため、社会党の強い反対にあって三党共同提案の構想は成立しなかった。自民、民社両党は歩み寄って、五月一三日、共同提案の形で「政治的暴力行為防止法案」を国会に提出するにいたった。その後三党間の懇談があったが決裂し、自民、民社両党は、六月二日の衆議院法務委員会、三日の衆議院本会議で「強行採決」の暴挙に出て国会は最終日までもめたが、国民の大衆的な抗議運動にあい、会期切れ直前に参議院で三党間の話合いがつき、かつての治安維持法の戦後版といわれた同法案は同夜おそく「継続審議」が議決された。

日中国交回復運動　第二〇回大会で決定した「外交方針」は、一九六一年の課題として第一に「中国の国連代表権を承認し日中国交回復を実現する」ことをあげ、そのなかで左のような方針を定めている。

社会党の日中国交回復の基本方針、第一次第二次使節団と中国人民外交学会との共同宣言に明示された左の原則にしたがってすみやかに池田内閣の対中国政策を転換させ、日中両国間の正式国交を回復する。

(イ)　二つの中国の存在を認めず、中華人民共和国との間に、平和条約を締結するための交渉をただちにはじめ、これによって正式かつ全面的に国交を回復する。

(ロ)　そのためにまず日華条約を解消する。

(ハ)　国連における中国の代表権は、中華人民共和国に対して承認される。

(ニ)　台湾は中国の不可分の領土であり、台湾の諸問題は中国によって内政問題として処理される。

(ホ)　台湾ならびに台湾海峡から米軍は撤退すべきである。この際これは平和的話しあいを通じて実現されるべきである。

その後社会党国民運動委員会は、日中国交回復国民運動を強力に展開するための方針を検討していたが、五月の中央委員会において、「新しい局面における日中国交回復国民運動」を決定したが、

そのなかには左のように述べられている。

(1)日中国交打開の運動は積極中立外交の一環であり、また現在の政治・経済体制に対する全面的な政策転換要求の重要な柱としてすすめる。(2)貿易再開を要求する運動は日中間の平和友好関係の樹立、経済協力をめざす民主勢力のたたかいと結合して、はじめて正しく前進するとの立場に立つ。(3)国民運動の体制を集中的で統一されたものとし、日中関係党員の行動の統一をはかる。(4)右の国民運動をすすめることを柱として広く各界に呼びかける。

新しい局面における運動の具体的目標を、(イ)日米軍事同盟を強化し、「二つの中国」をつくる陰謀に加担する池田内閣に対決し、方針の転換を迫る。(ロ)来る国連総会において中国の国連代表権を支援させる。(ハ)政府間協定とくに政治三原則にもとづく政府間貿易協定の締結。(ニ)日華平和条約の廃棄を要求し、「二つの中国」政策に対決する。(ホ)人事交流の制限、制約を撤廃する、の諸点におき、原水禁、基地撤廃、沖縄返還要求、日韓会談反対、生活と権利を守る諸闘争とを結合させて運動をすすめる。

構造改革論　わが国において、いわゆる構造改革論が脚光をあびることになったのは、社会党が一九六〇年秋の大会以後、この路線を党の活動の中心にすえようとしはじめてからであり、各方面の大きな論争をひきおこしたのは一九六一年になってからのことである。

社会党の構造改革に関する唯一の党正式文書は、第一九回党大会で決定した「池田内閣の構造政策に対決するわれわれの構造改革(総選挙の勝利のために)」である。しかしこの大会は浅沼委員長暗殺直後の非常事態であったので、右の方針についての討論は行なわれないまま採択された。みずから構造改革と名づけたこの新政策路線は、民主主義の擁護、独占支配構造の変革、中立、という三つの柱から成っており、このうち独占支配構造の変革については、国民諸階層の生活向上、独占に対する民主的規制(国有化を含む)、中立政策と結びつく貿易構造の転換の三つをあげ、広範な反独占連合に依拠して独占に政策転換を迫り、その過程で、護憲・民主・中立の政府をうちたて、社会主義への道をきりひらくという内容のものであった。

総選挙を終わったあと、党中央機関紙『社会新報』にこの問題をめぐる論争的論文がいくつか発表され、同紙一九六一年一月一三日号には、早くから『月刊社会党』などで構造改革論を主張してきた高沢、加藤、広沢その他本部書記局を中心にした人たちによる解説が、「構造改革のたたかい〔共同討議〕」として掲載された。この共同討議は、社会党が構造改革論の正しさを確信するにいたった一つの理由に党内問題をあげ、党内のまちがった二つの革命論として、「恐慌待望論」的な革命路線と、「なしくずし革命論」＝改良主義をあげている。その後論争は進められ、社会党内での意見の相違も明白になってきた。

社会党の提起した構造改革論に対して、総評の太田議長は「社会党の構造改革論に対する七つの疑問」(『月刊総評』一月号)を発表し、また総評の長期政策委員会(事務局長清水慎三氏)は「構造改革問題に関する質疑について」(『総評』一月二七日号、『月刊社会党』一月号)、構造改革と労働運動の関係、理論的事項について、など五項目の公開質問状を社会党運動方針委員長および政策審議会長あてに提起した。これに対して社会党は、前者については前回の共同討議メンバーによる討論結果を編集部でまとめた形で(『社会新報』一月二九日号)、また後者については、党中央執行委員会の決定により、成田政審会長の名前で回答文を発表した(『社会新報』三月五日号)。総評長期政策委の質問、いっさいの闘争を構造改革

要求と結合させ集約させようというのか、それとも諸闘争のうちの一つの柱にせよというのか、に対しては、回答は、「労働運動が構造改革闘争の方向を基調として展開することを要請する」、しかし「構造改革闘争をつよめるためにも、たたかいの基礎である当面の要求獲得闘争をもっとするどく高めることが必要」で、「要求獲得闘争、抵抗闘争とは別のところに構造改革闘争があるというような考えは誤り」とし、また、炭労の政策転換闘争、国鉄の労働プラン闘争、日教組の教研集会などを構造改革闘争の萌芽的形態とした理由についての質問には、それらの闘争のなかには、抵抗闘争を回避しようとする傾向や、労使一体の企業主義的闘争に傾斜する危険などが含まれているが、それらの闘争に共通して、独占の支配のしくみを改革し制限するという政策転換闘争にむかわざるをえない必然的発展方向をもっており、十分発展しうる要素をもっているから構造改革の萌芽形態とみると答えている。

総評との関係では、二月に帰国した太田総評議長の談話が、構造改革につきイタリアで成功したような前提条件と経験が日本にまだ欠けている点を重ねて指摘しながら、一方そのような条件をどうつくるかを問題にしていたが、社会党も、二月に発表され三月の第二〇回大会で採択された新運動方針案のなかで、「将来、構造改革をつうじて平和・中立と社会主義革命の遂行をなしうるような、『反独占国民連合』の国民的組織をつくる基盤にこれを成長させていかねばならない」とし、「有利な客観的条件にもかかわらず、これにたちおくれている主体的条件をいかにととのえ、反独占、民主、中立の国民連合をいかに発展させるかという組織面の課題を、今年こそ闘いをつうじてはたさなければならない」とうたわれている。

なおこれに関連して、社会党の長期政策委員会（委員長、木村禧八郎氏）は、一九六〇年秋に「長期政治経済計画――平和と繁栄への道」を作成していたが、第二〇回大会は、自民党政府のもとにおいて行なわるべき政策転換要求闘争の政策であると同時に、社会党を中心として樹立されるべき「護憲・民主・中立の政府」が実施する政策として、同名のプログラムを決定した。また、社会党、総評、中立労連、全日農、学者、文化人などの参加する「平和経済国民会議」が五月に発足し、代表委員に大内兵衛氏が選出された。

また、共産党は第八回大会を前にして党綱領草案を発表し、これをめぐって構造改革論が党内でも討議されたが、それに関連して社会党機関紙『社会新報』（五月一日号、同二一日号）と共産党機関紙『アカハタ』（二月二日号、七月一九日号）の間で、批判と反批判が続けられた。

以下に、社会党の構造改革に関する正式文書「総選挙の勝利と前進のために」のなかの「たたかいの重点方向」の第二項、「独占資本の『構造政策』とわれわれの『構造改革』の対決」の部分を引用しておく（なお、単行本文献として、日本社会党中央党学校監修『構造改革の理論』、日本共産党『日本の「構造改革」論について』などがある）。

① 経済政策は誰のためのものか

池田内閣・自民党は、日本の中立化に反対し、日米軍事同盟体制を強化し、民主主義諸制度を制限し、ついには憲法改正を行なうための政治・経済的基礎をつくろうとしている。それはまさに、独占の巨大な政治経済構造の見とり図である。したがってわれわれはまず、かれらが避けている安保をはじめ政治、外交の方針を徹底的に追及すると同時にわれわれの経済構造のふかい進歩的な改造の構図を対置してたたかわなければならない。われわれが戦線の強化と拡大をはかるためにはつねに大衆の基本的な生活利害の問題にとり組んでたたかう必要がある。誰でも経済と生活

問題にたいしていちばん深い関心をもっている。ここへわれわれは積極的に切り込んでいかねばならない。

ながい間の保守党政権は大資本に奉仕し、世界まれにみる高水準の経済成長をとげてきたが、これは不完全雇用、二重構造による低賃金、貧富の格差、所得の地域差、企業の格差の拡大という犠牲をテコとするものであった。そのため産業分野にも諸階層にも「陽のあたる場所」と「陽かげ」ができた。頂点のはなやかな近代化の進行と底辺の暗い遅れがめだってきた。工業生産は戦前の三倍に達したのに消費水準は戦前をせいぜい数割こえたにすぎない。失業者も減らず、飢餓水準の低所得層が日本経済の大きな底辺をつくっている。

池田新政策もこれとなんら変りはない。むしろ、この伝統を強め、公共投資重点主義、企業課税の減税、社会保障の軽視、貿易自由化にともなう合理化、農民切り捨て、労働者首切りによって日本独占資本の利益を守ることを使命として生れてきた。これがわれらの構造政策である。問題は高成長はだれのためのものなのかということである。経済政策の目標はたんに経済の成長にあるのではない。国民の福祉、生活向上が第一義的におかれるべきである。それによって全国民の自発的エネルギーを喚起してこそ、真に生産の増大をもたらすことができる。

② われわれの「構造改革」

われわれの構造改革の中心目標は「国民諸階層の生活向上」を達成することである。これがわれわれの目ざす構造改革の軸である。この課題を実現するためには、現在の「独占支配構造の変革」を進め、独占の政策を制限し、統制することなしにはたしえない。ここに第二の目標がおかれる。しかしこうして、われわれが独占と闘い、賃金上昇を前提として輸出を確保していくには、現在の奇形化した貿易構造の変革をはからなければならない。これが第三の目標である。そしてそのためには、現在の政治的制約となっている安保体制を解消し、中立政策を実現することがその背景となる。こうして生活向上、反独占、中立の三つの柱は切り離すことのできない構造改革の体系となる。

われわれがさきに発表した長期計画はこの三つの柱に集約される。完全雇用、最賃制、社会保障、労働時間の短縮などの政策は第一の柱の具体的な内容である。これはまた同時に貧困の解消であり、低所得者の解放である。独占価格の制限、資金、投資規制、重要産業の社会化、計画化、中小企業、農漁業の近代化、協同化、国土総合開発と工業の再配置、税制改革など民主主義革新の政策は第二の柱の主たる内容である。これはまた独占資本にたいする制限監視、統制、社会化の要求である。中国・ソ連などの共産圏、後進国地域への貿易拡大、貿易の管理は第三の柱にふくまれる要求内容である。

この三つの体系化された要求は現在の資本主義経済のワク内で実施されうる変革であり、また日本の保守党が自らとりあげえない独占的経済構造にたいする国民による制限の問題である。したがってこれらの要求は、われわれが政権に参加する以前においても、保守政権にたいし、政策転換の要求として、強力な大衆運動を背景に迫らなければならない変革である。わが国では、国民が生活と政治を自分の手で変えていく民主主義の伝統が弱いため、欧米では国民の常識化している独占の規制は放任されたままとなり、国家は独占の意のままに利用されてきた。そこに高い独占価格や資本優遇の租税構造が維持され、欧米にくらべて社会保障費や住宅投資率の著しい低さをもたらしている。すでに独占資本主義の高度に発達したわが国においては、民主主義的要求は形式的

民主主義の擁護にとどまりえない。さらに進んで反動の基礎である独占にたいし、生産関係にまでおよぶ譲歩を要求する積極的民主主義の要求とならなければならない。

③　われわれの国民連合

われわれは保守党の構造政策に対決して大衆運動との結合のもとにわれわれの構造改革を要求し、その実現のために先頭にたってたたかう。それによって指導政党としての地位を高め、広般な国民諸階層を統合し、現実的に政策転換の要求をたたかいとりつつ当面目ざす民主主義的革新の政権へ近づくことができる。それは一部少数の利益のためにでなく、国民全体の生活向上のプログラムをもった政党となることである。

この経済の構造改革のたたかいは、軍事同盟の打破、平和と独立、一般民主主義擁護のたたかいと結合し、「地方自治体改良」「議会政治の確立」など政治的構造改革と統一してたたかわれる。そしてあくまでも労働者階級を中心とした広範な国民諸階層の同盟の確立を基礎とする。しかしこれは、一部にいわれているように民族問題が解決しなければできないたたかいではない。逆に民族独立の問題も戦争政策も基本的には日本独占から出ていることを知りこれとたたかうことによって民族問題の解決をはかることができる。こんにち、革新勢力のなかで共産党の誤った民主民族の統一戦線の提唱が大衆運動を毒している。われわれはこれにたいして「反独占・構造改革の国民連合」によってのみ独占に苦しめられているすべての農漁民、中小業者、独立を望み戦争政策に反対するすべての市民をわれわれの同盟に組織することができ、階級間の新しい力関係をつくり出し、これに依拠して民主主義政権を実現し、さらに社会主義への道を切り開いていくことができると確信している。われわれがさきに政治方針を明かにした「護憲・民主・中立の政府」の樹立はまさにこの国民連合によって達成されるのである。

第三章　民主社会党

臨時党大会　一九六〇年九月二一日、党組織の拡大とこの一一月にひかえた総選挙に対する態勢を確立するための民主社会党「躍進全国大会」が開かれた。まず、組織整備に関する報告があり、次いで、同党は議会主議を守る唯一の党として、自民、社会両党と明確に対決していくという「現下の政治情勢の検討とわが党の方針」、および「総選挙の基本方針」、「総選挙政策」、「三六年度予算編成に対するわが党の方針」が上提・可決された。最後に、総選挙公認候補者一〇二名（現・前・元五〇、新五二）の発表・承認があり、総選挙闘争宣言を発した。これらに示された民主社会党の政策・方針は、総選挙の政策スローガンに要約されているので、次にこれを掲げる（抜粋）。

一般――一、闘争の政治から奉仕する政治へ。

議会主義――一、議会政治を守る唯一の党民社党。一、警官導入の自民党、総辞職で国会すてる社会党、社会主義まもる民社党。

外交・防衛――一、アメリカ隷属自民党、中ソ迎合社会党、自主独立の民社党。一、安保〈条約〉を段階的に解消、平和的日米協力体勢の確立。（以下略）

中産階級化――一、全国民を中産階級にする民社党。一、国民すべてを技術者に。一、月収五万円まで免税、高額所得者の所得抑制。一、月収五万円を保証する中産階級化政策の実現を。

（以下略）

労働――一、政治ストで生活はよくならない、経済闘争で豊かな生活きずく労働運動の推進。一、生産性向上で豊かな生活きずく民社党、政治ストで首切り続出の社会党。一、週五日、四〇時間労働で完全雇用。（以下略、なお教育、社会保障、農漁業、中小企業、青年・婦人の各項は省略）

総選挙の結果　民主社会党はさきにみた一九六〇年九月の臨時党大会で総選挙態勢を固め、同年一一月二〇日の衆議院議員総選挙にむかって運動を展開した。この総選挙は、一九六〇年一月に日本社会党から分裂し結党を行なって以来、四月から七月に至る日米安全保障条約の反対闘争を経て（これについては本年鑑第33集を参照されたい）、同党にとって最大の試練であり、党の独自性を確立し党の維持・拡大をはかるためのいわば運命をかけたものであったが、その結果は惨敗に終わった。

同党では、一〇四名の候補者をたてたが、当選者は一七名（前一三、元三、新一）にすぎなかった（得票数は約三四六万票で全体の八・八％を占める）。また衆議院解散時における同党議員四〇名に対しても大幅に減少し、日本社会党が解散時の一二二名から一四五名に増加させて分裂した民主社会党に対しその勢力の主導権を確立したのに対して、民主社会党はいわゆる「小会派」に転落するはめになった。さらに、同党の国会議員団長であった水谷長三郎氏の死去（一九六〇年一二月一七日）によって、同党の衆議院における議席は一六名となった。

このような総選挙の敗北によって深刻な打撃を受けた民主社会党では、その後、拡大府県連代表者会議や「党再建討議週間」などを通じて、この惨敗の反省と組織の再編成についての討議を行ないなど、党「再建」の対策を講じた。

拡大府県連代表者会議　この会議は一一月二八日、府県連代表者や総選挙候補者などが参加して開かれたが、ここでの議論のなかでは「(1)党の基本理念にはいささかの誤りもないが、それを大衆に伝える政策とPRに欠けるところがあったのではないか。(2)党の行動が理論に走りすぎ、日常闘争に迫力を欠いたのではないか。(3)結党後一年足らずの短時日のため下部組織、特に支部単位の組織が固まっていなかった。(4)党はあくまで社会主義政党である以上、社会党を攻撃する前に、まず政府、自民党を追及すべきではなかったか。(5)自己の実情をもっと認識し、総選挙にあっては候補者を重点的にしぼるべきではなかったか」などの意見が出された（同党機関紙『民社新聞』一九六〇年一二月二日付けによる）。次にこれらの点について最も具体的に述べている「総選挙の反省」を掲げる。

今次総選挙において、わが党は惨敗した。その原因として反省すべき主なる点は次のとおりである。

1、組織上の問題　(A)結党なお日が浅いため党の組織がとくにその支部段階において整備されておらず、弱体であった。(B)全労会議その他のわが党支持の労働団体が真剣に闘ってくれたが、なお党の宣伝が末端まで行きとどかなかったし、総評系に対して、実戦において経験に欠けるところがあった。（Cは省略）

2、政策上の問題　(A)政策ならびに、党の性格、綱領などについての学習が極めて乏しかったため、候補者を含む党員の中にも、他党よりのひぼうなどはねかえす気はくと自信に欠けるものがあった。（Bは省略）(C)議会主義、外交、経済の三つの柱の中――(イ)最も力点をおいた議会政治の確立と左右の暴力の排除については、岸退陣、浅沼事件などのため、焦点がぼかされてしまい、自民、社会両党とも賛成であるごとく国民に映じた。(ロ)院内の実力行使や、大衆の実力行使による議会主義の否定に反対する

わが党が、安保国会における国会活動において、自民、社会両党の暴力を押え、議会の権威を守るための行動のうら付けがなかった。（ハは省略）　(ニ)全国民中産階級化の理論はまず低所得階層の向上から行うのであるが、中産階級温存政策なのかとの誤解を生みやすく、また月収五万円は現実離れの感を抱かせた。(ホ)以上の種々の原因がからみ合って、わが党と自民党との対決がクローズ・アップされなかったり、逆に、社会党に対する正当な批判にためらったりするばあいがあった。

3、選挙対策上の問題　(A)党結成当時のブームを過信し党の実力を過大評価して戦線を拡大し候補者を実力以上にたてた（以下略、B省略）。(C)革新政党としての訴えに欠けるきらいがあったため、社会党の分身或いは、中間政党的印象と誤解を与え、それを説得する力と啓蒙宣伝が不徹底であった。（以下略）

党再建全国大会　以上のような情勢にもとづいて、一九六〇年一月二三日から二五日にかけて、「党再建」の全国大会を開催した。この大会では、まず、党務、国会活動、および会計に関する報告と質疑があり、次いで、一九六一年度の活動計画と政策について、および綱領審議委員会の設置や暫定規約改正についての各提案と討議がなされた。このうち、大会を通じて問題になったのは、党の機構と党役員人事の問題である。前者は、いわゆる「政務と党務の二本立機構」の問題（現在は党の暫定規約により、執行機関は、「党務一般を処理する」中央執行委員会と、「議会活動を担任する」国会議員団とに分かれている）であって、この機構の欠陥が大会前の中央執行委員会で承認された総選挙惨敗に対する自己批判書（同党活動小委員会がまとめた「党再建のための基礎資料」にもとづく）において取り上げられ、これが大会における執行部の党務報告でも発表された。この自己批判の内容はさきに掲げた府県連代表者会議におけるものとだいたい同様であるが、特に問題となった党機構の欠陥、およびさきの日米安全保障条約反対闘争の反省については次のように述べている（『朝日新聞』、一九六一年一月一二日付けによる）。

機構と運営上の欠陥　党は結党当初、英国労働党の機構を参考としたが、その成果だけを輸入して中途半端なものとなった。その第一のものは国会議員団と執行部との遊離であり、議員団長と委員長の並列的登用だった。特に、しばしば国会議員団と執行部の生のままの対立した見解が外部に出たり、重要問題についての党の見解が時期をえず、党の信用を傷つけた。これは個人の責任というより、人の配置にとらわれすぎた機構の欠陥である。また委員長の個人的魅力と評価に頼りすぎる傾向があり、党全体のために不幸な結果をもたらした。選挙に敗れてからの委員長に対する批判は、この観点から党全体の責任として受けとめるべきだ。

安保闘争の反省　安保問題に対する大会決定は新安保の反対と旧安保の段階的解消であり、これは目標としては正しいが、大衆運動面で難解であり、国会内の行動でも明確さを欠いていた。このことは安保問題に対する党の態度が主体性に欠けるような印象を与えた。特に国会活動で、修正案の提出か、審議拒否か一貫した態度を早期に決定しなかった。また党にさわしい活発な大衆行動を実行すべきだった。

しかし、こうした党機構の問題、すなわち、党規約を改めて中央執行委員会の主導権のもとにおける党機構の一本化を実現しようという執行部の主張、および執行部の役員人事問題とをめぐって、西尾末広中央執行委員長および曽禰益書記長を中心とする執行部（主流派）に対立して、春日一幸国会対策委員長や中崎敏、武藤武雄氏など旧社会党河上派を中心とした人びとが民主化同志会（反主流派）

を結成し、反対活動を行なった。これは結党以来「西尾党」といわれるほどの「西尾色」の強さが、総選挙活動をはじめとする党の諸活動において大きなマイナスとなってきたことを批判し、この西尾体制を解消していこうとするものであったが、結局、党大会を通じての調整工作によって民主化同志会は一応解散ということになり、党執行部の一九六一年度の人事でも西尾執行委員長および曽禰書記長を中心とする主流派の西尾体制がやはり維持・強化された。

党機構一本化の規約改正問題については、これを主張する党執行部と、現行の機構自体に欠陥はないとして従来どおりの二本立制を支持する民主化同志会とが対立したまま大会にもちこまれ、結局、規約改正審議委員会を設けてこの改正問題の検討を行ない、一九六一年秋の次期大会までに結論を出すこととなった。しかし、当面の措置として、「党運営の改善をはかるため国会議院団の活動を中央執行委員長の統轄のもとにおくよう事実上の措置を講ずること」（綱領・規約小委員会の決定）となり、執行部の主張が事実上取り入れられた。また同時に、現在の暫定綱領を本綱領に切り替えるための綱領審議委員会も、次期大会を目ざして発足することとなった。

一九六一年度の活動計画、政策については原案どおり承認された。これらの内容はだいたいこれまで党綱領や総選挙政策などで述べられてきたもののくりかえしであるが、このうち、総選挙の反省の上にたって強調された「党再建の方途」中の「組織の再建と強化」については次のように述べられている（要旨）。

(1) オルグ体制の強化――中央、地方を通じて強力なオルグ団を編成して各オルグが組織再建に責任をもてる体制を確立する。必要に応じ重点支部連合会に一定期間中央オルグを派遣する。

(2) 地方組織の整備と強化――本部は重点支部連合会を指定し、まず重点支部連合会から地方組織の再建にあたる。それ以外の支部連合会に対しても党員一人一人を点検し、たとえ少数でも強固にして責任ある組織をきずきあげる。

大会は最後に、一九六一年度の党役員を選出し、「諸般のゆきがかりと敗退の因をなした禍根を払拭して、……挙党一致、清新あふる党風を確立する」という「党風確立に関する決議」などの諸決議を行ない、「われわれは党の再建と前進を通じて、革新勢力の主流をわれわれの手に確保すべき道をひらいた」という大会宣言を発表した。一九六一年度の党役員は次のとおり。

中央執行委員長　西尾末広
国会議員団長　鈴木義男、同副団長　門司亮、松浦清一
書記長　曽禰益、副書記長　佐々木良作、中村正雄、永江一夫
国会対策委員長（兼院内幹事長）　田中幾三郎、総務局長　受田新吉、教宣局長　永末英一、組織局長　西村栄一、政策審議会長　今澄勇、財務委員長　竹谷源太郎、選挙対策委員長　加藤鐐造（中央執行委員などについては省略する）。

政暴法に対する態度　浅沼事件や嶋中事件などの発生に対して（これらについては第二部第三編第四章参照）、日本社会党では「政治テロ行為処罰法案」を発表したが、これに対して、民主社会党は国会での同党の存在をクローズ・アップするため、自由民主党と共同で「政治的暴力行為防止法案」を作成し、一九六一年五月二一日国会に提出した。これは、右翼のテロ行為のみでなく、さきの日米安保条約反対闘争や労働運動などにおける諸闘争をも含めて「政治的暴力行為」として処罰しようというものであり、これに対しては社会党、共産党や総評、安保反対国民会議などをはじめとする諸団体や国民の多くから強い反対運動が起こった。しかし、民主社会党はこの法案を「せめて衆議院だけでも通さないと、社会党に対するメンツがなくなる」（『朝日新聞』一九六一年六月八日付け）と

池田首相に訴えたりして、六月三日衆議院において自民、民社両党だけでこれの強行採決を行なった。結局この法案は、参議院において審議未了となり、継続審議となったが、民主社会党では、次期国会でこの法案の成立を目ざして国民に対しさらにいっそう宣伝活動を行なっていくとしている。

第四章　日本共産党

ここでは、日米安全保障条約反対闘争が一応の終息をみた一九六〇年七月から、一九六一年七月に開催された日本共産党第八回全国大会の前までの一年間における、同党の動きについてみることにする。この時期における党活動の中心は、外にむかっては、安保体制打破を目ざす国民運動を再組織し推進していくことであり、内にむかっては総選挙（一九六〇年一一月）と第八回全国党大会とを目ざして党組織の点検とその拡大・強化をはかっていくことにあったといえよう。

安保反対闘争後の動き　日米安全保障条約は一九六〇年六月一九日に「自然成立」し、六月二三日に日米両政府間でこの批准書の交換が行なわれたが（この反対運動の経過については本年鑑第33集を参照）、共産党ではこれが「全く無効である」との声明を行なった。また安保改定阻止国民会議による国会請願署名とあわせて、共産党が独自に集めた「新しい日米安保条約の調印についてアメリカ政府と岸政府に抗議する」署名は、二七五万七千名に達したが（七月二二日の最終集計）、共産党ではこれをもって、両国政府に対して抗議を行なった（七月一四日）。なお、安保反対闘争において死亡した樺美智子さんの国民葬（七月二四日、安保改定阻止国民会議の主催による）をめぐる共産党の態度に反対して、七月二三日全学連執行部を中心とする百数十名の学生が共産党本部に押しかけるという事態もあったが、共産党はこれら全学連学生を「トロツキスト反革命分子」としてこれに強く対決した。この党内外のいわゆる「トロツキスト」に対する反対闘争は、特に一九五八年の第七回全国党大会以来強く推し進められてきたが、この事件以後も、「トロツキスト分子に転落した」谷川雁、杉原茂雄氏など四氏の除名処分（一九六〇年七月二二日、共産党福岡県遠賀地区委員会）や、「トロツキストに同調した」関根弘氏および武井昭夫氏の党規律違反の処分（一九六一年四月七日、党中央委員会）などがあり、また、『アカハタ』評論員による「反革命挑発分子の策動について」の声明（『アカハタ』一九六一年三月二日付け）などをはじめとして、「トロツキスト」に対する闘争がくりかえし強調されている。

第一一回党中央委員会総会は六月二九日～七月一日に開かれたが（第一〇回党中央委員会総会までの動きについては本年鑑第33集を参照）、ここで「安保闘争の成果に立ってさらに前進しよう」という党中央委員会幹部会の報告があり、これを討議し確認した。また、「愛国と正義の旗の下に団結し前進しよう」との全国民に対する訴え、岸内閣に抗議する「弾圧反対の決議」などを決定した。中央委員会幹部会の報告においては、安保闘争の評価と今後の安保体制打破を目ざす統一闘争の推進、「トロツキスト」反対闘争の展開、党の拡大・強化――党員の倍加運動の達成、『アカハタ』本紙一五万部、日曜版三〇万部への読者拡大目標の達成――などの方針が打ち出されているが、このうち当面の統一闘争綱領として次の目標を掲げている。

日本人民の当面の安保条約反対を中心とする諸闘争において、共同の要求綱領のなかには、つぎのものがふくまれるべきであろ

う。

一、新安保条約と関係諸とりきめ、諸法規の不承認。軍事同盟反対、安保条約の破棄へ。

二、民主的選挙管理内閣による国会解散、売国と反動のいっさいの岸亜流内閣の成立反対。

三、安保闘争をたたかった労働者と人民にたいするいっさいの弾圧と処分反対、いっさいの治安立法反対。

四、U2機の即時撤退、アメリカ軍の撤退、米軍基地の撤去、沖縄、小笠原の日本への返還。

五、核武装の禁止、原水爆実験禁止、完全軍縮へ。

六、中国との国交回復、日ソ平和条約の締結。

七、資本家的合理化に反対する労働者の生活を守る闘争をはじめ人民各層の生活の擁護。

八、憲法改悪反対、憲法擁護と平和的民主的条項の実施。自衛隊の解散。

九、すべての愛国者、すべての平和愛好者の団結、共産党、社会党をふくむ全民主勢力の統一行動の組織のいっそうの強化と発展。

一〇、安保条約反対の民主連合政府の樹立。

また、党組織の拡大・強化の問題については、これにひきつづいて、党都道府県代表者会議（六月二八～二九日）、全国都道府県委員長会議（七月五～六日）、全国活動者会議（八月三～五日）および党婦人代表者会議（八月二〇、二四日）、などを通じてその討論が行なわれていった。

七月一五日は、日本共産党が一九二二年（大正一一年）七月一五日に創立されて以来、その三八周年記念日にあたるが、この記念中央集会が七月一六日、一万人が参加して開かれた（東京、日比谷野外音楽堂）。

第一二回中央委員会総会が七月三一日～八月一日に開かれ、ルーマニアの首都ブカレストにおいて六月二四日開かれた社会主義諸国共産党・労働者党代表会議の声明を全面的に支持する声明を採択した。このブカレスト声明は一九五七年一一月モスクワで採択された各国共産党・労働者党の「宣言」と「平和のよびかけ」が現段階でも依然として正しいものであることを確認し、各国共産党・労働者党の団結と統一の強化を宣言したものである。

総選挙とその後の動き　第一三回中央委員会総会は八月一七～一八日に開かれ、一一月の衆議院議員選挙に対する党の「選挙綱領」を採択した。これは、(1)日本の進路――安保条約の不承認と破棄による日本の中立と独立、(2)民主主義の擁護、(3)人民の生活向上と平和自立経済の確立、(4)教育と文化の民主的発展、(5)統一戦線を強めて安保条約反対の民主連合政府を樹立する、などについてそれぞれ詳しい項目を掲げ、これらの実現のためにたたかうことをうたっている。また同時に、日本共産党を支持しこれに結集しようという「総選挙を前にして全国の労働者、労働組合員に訴える」声明が発表され、次いで党に対する積極的な支持と協力を要請した「総選挙にあたっての申入書」が各労組に対して発表された（八月二四日）。なお、右の総選挙対策と同時に中央委員会総会では、「当面の農業・農民政策と農民運動方針」を採択した。

衆議院議員総選挙は一一月二〇日に行なわれた。共産党は一一八名の候補者（全国各選挙区ごとに一名）をたて、三名が当選し（志賀義雄＝大阪一区、川上貫一＝大阪二区、谷口善太郎＝京都一区、の各氏）、議席は従来の一名が二名増加した。また得票数は約一一五万七千票で、前回（一九五八年五月）より約一四万五千票増加した。その全得票数に対する比率は二・九％となり、前回の二・六％

に比べてやや増加をみせた。得票率の比較的高かった地方は、大阪の一一%、京都の九%をはじめ、石川、長野、東京、神奈川、福岡の各都県がそれぞれ五%となっている。共産党ではこの三議席獲得によって、従来の「無所属」の取扱いの状態からぬけだし、共産党としての独自の国会活動を展開していく基盤を作ることができるようになった。なお、共産党の地方公共団体議会における議員数をみると、一九六〇年四月一日現在で次のようになっている。――都道府県議員一一名、市会議員一八〇名（特別区域を含む）、町村会議員三五一名（自治庁発表による）。

これに対して共産党では、一二月二七日の第一四回中央委員会総会において「総選挙の結果と当面の任務」という決議を採択したが、そのなかで、右のような選挙の結果についての評価を行なうとともに、安保闘争をはじめとする従来の闘争において果たした党の積極的な役割や党の主張・方針を、社会党などとの対比のもとで大衆に正しく徹底させることができなかった党活動の種々の不十分さを指摘し、また、党員倍加運動はこの選挙闘争を通じて大きな成果を収めたが、『アカハタ』本紙一五万、日曜版三〇万の拡大目標についてはその五〇%程度の達成にとどまったこと、などの点を指摘している。

共産党・労働者党代表者会議の声明　一九六〇年一一月、ソ連の一〇月革命四三周年の祝賀に参加した各国共産党・労働者党の代表は、モスクワにおいて、「現代の国際情勢と平和、民族独立、民主主義および社会主義をめざす今後のたたかいの当面する諸問題」に関する討議を行ない、その会議の「声明」および「全世界諸国民へのよびかけ」を採択した。これは八一ヵ国の共産党・労働者党の代表によって行なわれたもので、日本共産党代表も参加している。また、第一四回中央委員会総会（一九六〇年一二月二八日）は、この声明は「一九五七年の〝一二ヵ国共産党・労働者党の宣言〟をうけつぐ国際共産主義運動の綱領的文書である」として、これを全面的に支持する決議を行なった。次に右の声明の抜粋を掲げる（項目区分は本年鑑執筆者による）。

一、現代の特徴について――こんにちの時代における人類社会の歴史的発展のおもな内容、おもな方向、おもな特徴を決定しているものは、社会主義世界体制、帝国主義に反対してたたかっている勢力、社会の社会主義的改造のためにたたかっている勢力である。帝国主義のどのようなあがきも歴史の前進運動をくいとめることはできない。社会主義の今後の決定的な勝利のための強固な前提がすでにできている。社会主義の完全な勝利は避けがたい。（中略）

人類の三分の一を包含するヨーロッパとアジアの多くの国ぐにでの社会主義の勝利、社会主義のためにたたかっている全世界の勢力のたくましい成長、社会主義との経済競争における帝国主義の地位の不断の弱化、民族解放闘争の新しい偉大な高まりと速度を早めつつある植民地体制の崩壊、資本主義世界経済体制の不安定性の増大、国家独占資本主義の発展および軍国主義の成長の結果としての資本主義の矛盾の激化、独占体と民族全体とのあいだの矛盾の深刻化、ブルジョア民主主義の圧縮、専制的およびファッショ的な統治方法への傾向、ブルジョア的な政治とイデオロギーの深刻な危機――これらすべては資本主義の全般的危機が新しい段階に入ったことをしめしている。

二、社会主義体制の発展について――社会主義世界体制は、新しい発展段階にはいった。ソ連は共産主義社会の全面的な建設を成功のうちに遂行しつつある。社会主義陣営の他の国ぐにには成功裏に社会主義の基礎をきずいており、これらのうちの若干は発展

した社会主義社会を建設する段階にすでにはいっている。（中略）社会主義諸国家が世界体制をつくりあげ、世界の発展に強力な作用を与える国際的な力になった時代が到来している。今日のきわめて重要な諸問題を平和と民主主義と社会主義の利益のために新たなしかたで解決する現実的な可能性が生まれている。

三、戦争と平和の問題について――われわれの時代のもっともさしせまった問題は戦争と平和の問題である。（中略）

すべての国の人民は、新しい世界戦争の危険がまだ去っていないことを知っている。侵略戦争の主勢力は、アメリカ帝国主義である。（中略）

世界戦争をはじめようとする帝国主義的侵略者のたくらみを阻止できるときがきた。社会主義の世界陣営、国際労働者階級、民族解放運動、戦争に反対するすべての国、すべての平和愛好勢力が共同で努力をすれば、世界戦争を未然に防ぐことができる。

四、植民地体制の崩壊について――植民地主義の完全な崩壊は避けられない。民族解放運動の急襲による植民地主義的どれい制度の崩壊は、歴史的意義という点からみて社会主義世界体制の成立につぐ第二の現象である。（中略）

すべての社会主義国、国際労働運動・共産主義運動は、帝国主義的、植民地的抑圧を脱するためにたたかっている諸民族に全面的な、精神的・物質的援助をおこなうことを自分たちの義務と考えている。

五、社会主義革命と戦争、および革命の「輸出」の問題について――マルクス・レーニン主義者は、国家間の戦争がなければ社会革命ができないとはけっして思ってはいないし、いままで考えたこともない。

社会制度をえらぶことは、だれも奪うことのできない各国人民の権利である。社会主義革命は輸入されるものではなく、外からおしつけうるものでもない。それは、各国の内部的発展の結果、その国における社会的矛盾の極度の先鋭化の結果おきるものである。マルクス・レーニン主義の学説に導かれる共産党は、いつでも革命の輸出に反対してきた。と同時に、共産党は帝国主義者が反革命を輸出することに反対して断固たたかっている。共産党は、各国人民が団結をかため、その国内のすべての勢力を動員し、積極的に行動し、社会主義世界体制の力にたよりながら革命に立上ったいかなる人民の内政にたいする帝国主義者の干渉をも防止するか、あるいはこれにたいして断固たる反撃を加えることを全世界の諸国民によびかけることを、自己の国際的義務とみなしている。

六、各国共産党の団結について――会議参加者は、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義にもとづく各国共産党のいっそうの結束が、労働者階級の全勢力、民主主義と進歩の全勢力を結集するもっとも重要な条件であり、全人類のかがやかしい未来をかちとり、平和と社会主義の勝利をかちとる大闘争で世界の共産主義運動と労働運動が新たな勝利をおさめるための保障だと考えている。

全国組織部長会議の開催等　全国組織部長会議は一九五一年二月一五～一八日に開かれ、現在の党勢拡大（一九五九年八月の第六回中央委員会総会当時に比べ、党員数は倍以上に拡大し、『アカハタ』本紙は一倍半、日曜版は約三倍に増加したといわれる）のもとにおける組織の点検、各組織の強・弱のアンバランス、党生活確立などの諸問題について、報告と討議が行なわれた。

次いで、五月九～一一日には、七月の第八回党大会を目ざして機関紙拡大を推進するための全国活動者会議が開かれた。

なお、中国を訪問した日本共産党国会議員訪中代表団（団長、志賀義雄氏）と中国全国人民代表大会代表団（団長、彭真氏）とは、六月二二日北京において、双方の提携をいっそう強化するという「共同声明」を発表した。

安保反対国民会議の再開問題　党中央委員会幹部会は二月二三日、「安保反対国民会議の活動をすみやかに再開しよう――日本社会党に反省を求める」という声明を発表した。これは、社会党が発表した「安保改定阻止国民会議の再出発にたいする党の態度」（二月一六日）が、共産党の独善的態度がこの国民会議の再開を遅らせていると宣伝しているが事実はまったく逆であるとして、これに対する党の見解を訴えたものである。この国民会議の再出発のための話合いは一九六一年初めから、社会党、共産党、総評、その他の諸団体をまじえて始められ、名称は「安保条約反対、平和と民主主義をまもる国民会議」とすることに一致をみたが、その会や運動の性格、構成、運営などの問題、特に共産党を従来どおり幹事団体からはずしオブザーバーとすることなどの問題をめぐって、社・共両党の対立はまだ解消していない。